

灣の米の増産に政府が今少しく積極的であればさう云ふことをやらぬでも済む筈ではないか、と非常に悲痛な態度で御述べてになりましたが、私は此の事を石炭に關しても同様で考へるのであります、石炭を僅か十萬尾か、二十萬尾外國から買付をする、其の事だけで如何に日本の國力が窮乏して居るか云ふことを外國に暴露して遺憾千萬でありますから、私共は昨年來樟太の石炭——樟太と云ふと兎角中央では閉却されるが、何と云つても石炭の増産は樟太が一番有利な地位にある、商工省へ行つてもさう云ふ話をした、或は樟太は商工省の管轄でないかも知れませぬが、石炭と云ふ點から言へば、支那に莫大な石炭がある、滿洲がどう云つた所で、直ちにそれが内地の市場に來るものではない、一番手取り早く此の石炭を内地に賣すには、樟太に著眼しなければならぬと云ふことを力説するのでありますけれども、どうも役所の例として、管轄運ひのことは力辯を入れたい、之は拓務省に行つて話をし呉れと云ふので、拓務省に行つて話をし、議會で折角大臣が出て答辯をしても御座なりで、其の内に大臣は更迭して、忘れたやうな顔をして今頃になつて考慮中ですと言ふ、吾々が昨年の議會から言つて居る半分の認識でも拓務省にあれば、外國から十萬噸位の石炭を買はなければならぬと云ふやうな馬鹿氣たことをする必要はない、僅に十萬尾や二十萬尾である、どうも御役所の態度に私共は非常に遺憾を感じるのであります、そこで私は一つ拓務省に一大御發奮を願ひたい、拓務省

と云ふものは各省の中で一番新店で、何かと云ふと拓務省廢止論などが出ますから、もう少し拓務省の存在を示さなければならぬ、今日は幸にも朝鮮の米とか臺灣の米が來なかつたら、日本の國はどうなるかと云ふことで、拓務省も稍々威張れる、それと同等な立場に於て樟太の石炭も威張れるものを何故にそこに力を入れなかつたか、私は甚だ遺憾に感ずるのであります、一大發奮に依つて樟太石炭増産に付て、國策的に御計畫を願ひたいと思ひます、そこで先程一寸御尋致したのであります、臨時石炭増産と云ふやうなことをおやりになる御考はありませぬか、もう一週御尋致します。

と云ふ御設に對しては、御意見の程を慎んで拜聴致したいと思ひます。

### 樟太の鐵道と港灣問題

○沖島委員 樟太の封鎖炭田並に其の他の關係に付きまして、一大増産計畫を進めると云ふことに付て、政府委員の御答辯がありました、此の點に付ては尙ほ私は大臣からも御決心を承りたいと思ひますので、政府委員から大臣に豫め此の點を御傳へ置きを願ひたいと思ひます、次に本案に直接關係のある鐵道の問題、並に港灣の問題に關して御尋致したいと思ひます、樟太鐵道株式會社、私設鐵道の買收豫定價格が二千三百萬圓と云ふに見積つてあるやうであります、之を今新に國で之から建設すると云ふことになればどれ位の費用が掛りますか、それから買收後に於て國鐵並みに改良すれば、どれ程の改良費が要るのでありますか、それから國營に移つて後の鐵道會計の收支の豫想營業成績はどう云ふ風に見てお居るに於てか云ふことを承りたいと思ひます。

○棟居政府委員 樟太の時價で買收するとすれば、凡そ幾らの金額を要するかと云ふことは、之は吾々の方でまだ具體的に検討致したこともございませぬので、餘程詳細に調べませぬと的確な數字を申上げることが出来ないと云つて居ります、二千四百萬圓の買收價格は固より過去の建設費の累積であります、之を現在の價格に換算すると幾らになるかと云ふことに付きま

しては、一應固より吾々の方でも調査致しますが、只今即答は致し兼ねる次第であります、第二點は樟太を買收して之を國鐵並みに整備するには、幾らの改修費を要するかと云ふ御尋であります、只今の目算では大體千五百萬圓位要るのではないと思ひます、それは軌條費が五百萬圓、車輛費が五百萬圓、其の他の工作物等全部を含みまして五百萬圓、大體千五百萬圓は最小限度必要ではないかと考へて居りまして、隨て之を數年度に分ちまして適宜の方法に依つて、改良整備を實行致すと云ふ計畫を一應持つて居る次第であります、それから第三點は移管後の營業の見透しであります、之は只今申上げました莫大な改良費を固より除きまして、經常的な營業收支になるのであります、支出の方で減じますのは御承知の通りに補助金であります、之に對しまして収入の方では税金等が若干殖えます、其の他普通の營業收支にもなりますが、當分の間は運賃等を相當値下げを致しまして、貨物及び旅客共に運賃を相當の幅で値下げを致さなくてはならぬ、さうして國鐵並みに之を致します其の反面には、貨物も旅客も漸増の傾向を辿つて居りますので、收支増も豫想されますが、彼之れ相殺致しますとやはり收支の點に於きましては、赤字が繼續致すのであります、唯併し相當の期間を経ました後には、之は漸次黒字に轉換すると云ふ風に豫想致して居ります、情勢が之れ／＼と云ふ風に確實に見透すことは必ずしも出来ませぬけれども、大體に於きまして十年後位には、立派に黒字になる

と豫想して居ります、細かい數字等も持合せて居りませぬが、大體當分の間はやはり赤字が續き、十年前後に黒字に轉換する、斯う云ふ風に考へて居ります、一方改良費が非常に澤山掛りますので國の負擔としては新しく加はる譯であります。

○沖島委員 鐵道省の私設鐵道を買收した經驗成績に依りますと、何時でも豫想したよりも實際は其の収入が殖える、之は國力の發展から來る當然の結果と思ひますが、樟太も必ず私は今豫想されて居るよりも収入は増加するものと考へます、さうなることが又拓殖鐵道の目的である、又さうならなければならぬ、でありますから、十分此の改良費を出されまして、北の方面の開発に寄與し、買收の目的を達するやうにされることを希望するのであります、それから先年樹立されました樟太拓殖十五箇年計畫、その計畫の際には或は其處まで考へて居なかつたかも知れませぬが、今の先程申しますやうな石炭の問題が重要になつた國情から致しますると、樟太の鐵道港灣の施設と云ふものは、全島各地から採掘される所の石炭の搬出並に島外への移出と云ふことに最も重點を置いて、其の施設の完備をしなければならぬ、斯う云ふ風に私は考へます、此の前の拓殖計畫の際にはそれ程まで考へて居なかつたかも知れませぬが、今の國情からすればさう云ふ風に考へる、さうして現在の港灣であります所の大泊、眞岡、本斗、惠須取、敷谷、之等の港灣の背後にはそれ／＼封鎖炭田或は其の他の民有炭田の頗る豊

富なる炭田があるのであります、當局に於かれましては、其の各港の灣の勢力範圍と云ふもの或は擔任區域と云ふもの、其の地域を豫定してさうして鐵道なり港灣の施設をする、と云ふ風にされなければならぬと考へますが、さう云ふことに付て何か御調査がございますか、あれば之を承りたい。

○棟居政府委員 樟太の港灣は樟太の拓殖上の見地からそれ／＼適所に之を修築致して參つたのであります、何分にも此の兩三年來の石炭の大増産、さう云ふことは拓殖十五箇年計畫に於ては、固より豫想して居なかつたのであります、其の當時は百萬尾そこ／＼の石炭を大體の目安と致して居つたのであります、然るに二三年後には前述の如き情勢になりました以上は、從來の計畫を以ては適應しないことは當然であります、隨ひまして取敢ず最も石炭の増産上に重點を置いて居ります、惠須取方面に昭和十四年度以來六百五十萬圓の豫算を以ちまして年間四百萬尾の積出能力のある設備を只今工事に著手致して居る次第であります、固より惠須取方面からは、更にそれ以上の積出を豫想しなくちやならぬと考へて居りますので、漸次之は整備擴充致すと云ふことに致して居ります、又大泊港も背後地の炭田の開発、即ち主として内灘炭田であります、之と川上炭坑、此の炭坑の移田餘力を大體六十萬尾程度と考へて居ります、或は七十萬尾位に上るかも知れませぬ、之に即應致しますやうに大泊港の修築を同様に調整を致さなければならぬと考へましたので、



昭和十五年度及び十六年度の兩年に亘りまして、八百五十萬圓ばかりの經費を追加致しまして、石炭積出に關します局所の修築を致すことに致して居ります、之が出来ますれば陸上の設備を必要な程度に新設致すことは固よりであります、港灣と致しましては大泊の方面は之で大體差支ないのではないだらうか、尙ほ東海岸及び西海岸の南部であります、之はさう大量の石炭を輸出すると云ふ地方ではありませんので、現在の状態に於きましては、餘り思切つた金を掛けて港灣を修築乃至は擴充すると云ふ必要を認めて居りませぬ、結局惠須取と大泊とに力點を置く云ふ風に致して居ります、現在それぞれ其の方向に向つて進んで居ります、併しながら昭和十八年度で前述の如き石炭量を出す云ふことになりませぬ、到底只今の容量ではマツチ出来ませぬので、それに對しましては成べく速に更に港灣修築計畫の修正計畫を立てなければならぬと考へて居ります。

○沖島委員 石炭の輸出港として惠須取、大泊に重點を置く、之は無論さうなくてはならぬのであります、其の他の眞岡は豊眞線の清水方面に案外立派な炭田がある、それから本斗は南部封鎖炭田の奥内幌、南名好、それから現在の内幌でも相當豊富な炭坑がありまして、其の他敷香方面でも同様北部の封鎖炭田があります、それ／＼石炭の輸出港として相當積極的な施設をする必要があると私は考へます、餘り多くを期待出来ないと云ふやうな今の長官の御説明は私の認識からすると甚だ遺憾に考へます、之は

これ以上御答辯を求めませぬ、そこで惠須取以北の國境に達する地域、之は全部優良なる炭田の連續地帯であります、他日本の内地需用の石炭で地域的に密集して居る點では、何と言つても樺太の惠須取以北國境までの炭田地域、此處から出る石炭が一番重要な使命を持つと云ふ時期が間もなく來ると思ふ、そこで惠須取の港灣の相當大なる御計畫もありますが、國境までの鐵道はどうなる、斯う云ふ將來に對する施設は何時までも政府の施設は後手で規模が小さい、後手にならぬやうな規模の大なる施設をしたのは、臺灣や滿洲の後藤伯爵のやつた所に行つて見ると、十年二十年後を見越して、成程と云ふやうなものがあるけれども、其の他では何時も規模が小さくてやり直して居る、比々皆然り、此の惠須取方面の非常な有望な石炭に對して、餘程港灣鐵道に對して大なる施設を爲さなければならぬのであります、港灣は宜しいが、國境までの鐵道はどう云ふ御考でありますか。

○樺太政府委員 惠須取方面に對する海陸兩方面の設備は、只今御指摘の如く甚だ貧弱且つ緩慢でありまして、其の點は目下の異常な情勢の變化に伴つて居らないことは十分認めて居ります、併しながら惠須取方面が百花一時に開くが如く、斯様な大發展を遂げましたのは、昭和十二年からでありました、三年になるかならぬかでありまして、此の間に港灣も手を著け、鐵道、道路其の他必要な種々の施設を一時に充實致しますことは、樺太廳の財政から見しても、又

其の當時の民力から見しても殆ど望むべくして期し得なかつたこと、存じます、併しながら事態が甚だ急を告げて居ります、急遽本年から港灣の修築に着手致し、又鐵道と致しましては、樺太廳の鐵道は只今工事の半ばでありまして、昭和十八年度に之を完成致す豫定を以て進行致して居ります、それは西海岸であります、斯様な相當大なる國費の負擔がありますので、石炭を主として運びます鐵道は、民間に協力を求めることに樺太廳と致しましては意向を決定致しまして、取敢ず惠須取を起點と致しまして塔路方面及び大平方面の石炭を運ぶ鐵道を千二百萬圓の資本金を以て私設會社を以て經營せると云ふことに致して居ります、只今既に手續を運んで居る次第であります、之は極めて圓滿に業者の協力を得ることに相成つて居ります、尙ほ國境方面に向つては只今道路を開設して居ります、之は十七年度中には國境まで多分開設することが出来ると思つて居ります、非常な斷崖絶壁を縫うたる難工事でありまして、鐵道を之に並行して敷設すると云ふことは非常に大きな費用を要するのではないか、先づ道路を先に著手致すことの方が得策である、斯様に存じまして只今申上げたやうな運びに致して居る次第であります、尙ほ石炭等の搬出と致して居り、樺太は御承知の通りに石炭が海岸に並行して賦存して居りますので、強ひて鐵道に依らなくても大體四月から十一月までは海岸から搬出し得るのであります、結局冬期間だけ惠須取港を利用することになりますので、石炭の

搬出上極度の不便はないと考へて居りますが、併し多々益々辨ずで鐵道があれば之に優ることはないのであります、取敢ず道路を完成し次に鐵道と云ふことに考慮を進めて行かなければならぬものと考へて居りますが、之は非常に大きな費用を要する難工事であると云ふやうに技術的にも財政的にも豫想を致して居ります。

○沖島委員 最近日本發達電氣社が二箇所の大變廣い地域の炭鑛を買収した、それは珍内のずつと奥、其の他珍内方面では山下汽船とか、最近多數の炭鑛會社が事業に着手して居り、此の珍内方面の石炭をどう云ふ風にして内地に移出するか、それから泊居方面に付ても相當事業に着手されて居る東海岸の新聞方面にも日鐵が露頭六十尺もあるやうな炭鑛を買収して、事業に着手して居る、之もどう云ふ方法で内地に移出されるか、唯夏に沿岸で移出出来るものだけ移出をして、冬は其の儘にして置く云ふ程度のものであらうかどうか、之等の石炭の移出に付て何か其の接近した海岸の施設に付て御考がございませうか。

○樺太政府委員 珍内方面は之亦惠須取に次ぎまして炭田の開發の盛に行はれて居ります、地方であります、大部分は内地へ移出されるものであります、採掘量は逐年増加致しますので之に應ずる積出しの設備を整へなければならぬと考へて居りますが、あすこに新しく相當規模の港灣を修築すると云ふことは、色々の意味に於きまして困難が伴ひますので、取敢ず現在利用致して居ります珍内川口に付て適切な

或る種の設備を致したらどうか、之はもう少し技術的に検討致しませぬと、直ぐ机上的な立案は出来ませぬけれども、實地に即した手際の宜い計畫は立ち兼ねますので、本年中には適當な方法で之を調査致しまして、業者の協力も求めまして、此の方面の搬出に付て、差したる不便のないやうに具體的な立案を進めて見たいと考へて居ります、泊居の日鐵の炭鑛は十五年は十萬尾ばかりの出炭でありまして、之も逐次増産を致すことになつて居ります、殊に露天掘でありますので増産は容易であります、之も日鐵の當事者が最近積出設備を或る専門家に委嘱致しまして、計畫致して居ります、之は極めて簡単な方法で沖合の方に棧橋を架設致しまして、之に本船を繋留して極めて簡易な、而も効果的な方法で積込をする云ふことに大體只今決定致して居ります、相當の工費を要しますが、左様に承知致して居ります。

### 樺太石炭の開發を急げ

○沖島委員 拓務大臣がお見えになりましたから御尋致します、之は既に先程政府委員から一應御答辯を願ひましたが、尙ほ大臣の御所見を承つて置きたいと思ひます、樺太の封鎖炭田の開發のごさいですが、之は昨年の七十四議會で法律第二十三號の改正法律案の審議の際に私ばかりではない、樺太の封鎖炭田の開發に付て各委員に、政府は現下の國情に鑑み、急速に其の計畫を立てなければならぬと云ふことを主張致しました、拓務大臣は現下の時局に對して朝鮮の米、地下埋藏物の開發、臺灣の米、それから樺太のバルブ、石炭、南洋のボーヤサイド、それ等に重點を置いて國策に對應すること考へると云ふ風な御説明がありました、私共は此の石炭の問題では昨年から今日あるを豫想しまして、特に委員會に八田拓務大臣の御出席を願ひまして、十分に註文しまして、大臣も必ずそれは實現すると云ふ御答辯がありました、其の後一向計畫が立たない、先程承つて見ると、各方面と今折衝して折角考慮中であると言ふ、此の頃の石炭の急迫極めて深刻な國情に照して、餘りにも拓務省の態度が悠長千萬であることを遺憾に思ふ、大臣は此の頃御入閣になつたばかりでありますから、今の大臣に私は意慢を責める次第ではないのであります、拓務省として、もう少し國務に對して緊張した考を持つたれる必要はないかと云ふ風に考へまして、國策として特に樺太廳に臨時石炭増産計畫とか云ふやうなものでも拵へて、樺太長官だけに任して置かないで、資材の供給でも、努力の問題でも中央から拓務省が之を支援して、日露戦争の結果立派に日本の領土になつて、其處には豊富な資源が澤山ある、其の樺太の資源を十分に開發せると云ふことに付て、特に大臣が一大決心を持つて之をやらせるやうにして戴きたいと云ふことを希望して居るのであります、之に對して一つ大臣の御所見を伺つて置きたい。



如く樺太と思ひます、樺太に於ける石炭の増産に關しましては、各種の機会に於て申述べましたから既に御承知でもあり相當の努力を傾倒して居ることは其の計畫數字に依つても明瞭ではないかと思ひますが、今更に多くの増産を企圖すべく之に補助金、助成金等を加へて、目的を達成して行かうと云ふことに付きましたは、或は先に事務當局から御説明があつたかも知れませぬが、關係各省と折角協議を進めて居ります、其の實現に向つて只今御話の如く私も十分の努力を傾倒して見たいと思ひます、封鎖炭田に付きましたは、之亦御説の如く既に開發遅れたりと云ふ點も尤もではないかと思ひます、殊に此の非常時に直面致しまして、一刻も速に此の開發の必要を自覺致しまして、現在事務當局に計畫を立案させつゝあります、最も早く出發せしめ得る方法に於て邁進しようと思ひます、下に立案中な答であります、是等目的達成の爲に、何等か特殊の機關を設定してどうかと思ひます、御説でございますが、拓務大臣と致しましては、現在機構を精神的に、物的に、更に強化することに依り、十分に其の目的を達成し得ると只今の所では考へて居ります、即ち特殊の機關を設けて、其の目的を達成せねばならぬと云ふ風に只今の所考へては居りませぬ、左様御諒承願ひたいと思ひます。

の成案を求めることに努力して居られると云ふことであります、大臣は軍部の御出身であります、どうも今までの行政官廳では餘りに詮議の爲に時日を遷延する、吾々民間の者から見ると如何にも悠長千萬に考へるのであります、之は一つ急迫した國情に鑑みまして、速戦即決主義で早く實現して戴きたいと云ふことを御願致して置きます。

### 樺太材標準年伐量如何

次に大臣御出席でありますから、樺太の重要産業であります森林政策に關して御尋して見たいと思ひます、樺太の森林資源は、御承知かも知れませぬけれども、往年内地方面の利権運動の目標になりまして、所謂樺太の有力な官民多數が關係をして、樺太は一大伏魔殿の如く見られた時代がありました、左様なことで國家の大切な森林資源が非常に荒廢を致しましたことは事實であります、そこで齋藤内閣の時代に樺太林政の一大改革をしなければならぬと齋藤總理大臣が御決心になりました、歸任途中の岸本樺太長官を罷免して、今村長官を新しく任命した、之は極めて非人道的であつて、やり方が少し酷いと云ふ點も非難もありました、而して議會に於て色々質問がありました、總理大臣も永井拓務大臣も已むに已まれない、林政の一大改革をしなければならぬ、其の林政の改革の爲に特に練達堪能の人を選して長官にしたのだと云ふ辯明をして居られた、そこで今村長官

は任に赴くや鋭意林政の改革に努め、昭和七年から色々基本調査をして林政の改革を致しました、それが爲に大變林政が整頓致しまして今は一本の木でも利権扱は出来ぬ、事實して居ない、大變其の點は明朗になつて参りました、そこで私は御尋をして見たいのであります、之は事務當局で宜しうございしますが、現在の程度で森林の總面積、それから林木の蓄積——それは二三重要な種目で宜しうございしますから、それを御示し願ひたい、現在の蓄積量を保持する爲の適正なる標準年伐量はどう云ふ數字になるか、之を一つ御尋して見たいと思ひます、之は政府委員から結構であります。

○樺居政府委員 細かい數字になりますので、私から御答致します、樺太の森林面積は要存置林と不要存置林と二種類になります、要存置林は之は飽くまで國有として保有すべきものであり、不要存置林は市町村或は個人等に逐次處分を致す豫定の地域であります、之を含めまして大體三百萬町歩になります、中、要存置林二百五十萬町歩、不要存置林が五十萬町歩であります、兩方を合せまして蓄積量は——主な樹種を申し上げますれば、蝦夷松檜松であります、之は六億五千四百萬石になつて居ります、次にグイ松は所謂落葉松であります、之が五千三百萬石、雜木に屬します樺其の他の樹種が一億二千二百萬石、合計致しまして八億二千九百萬石内外だと考へて居ります、一寸合計した數字を持つて居りませぬが大概左様だと考へて居ります、年伐量は非常に難かしい計算でありまして

只今のやうに毎年過伐をして居りますと標準年伐量にすつと食込んで居ります、標準年伐量が毎年毎年減つて来る計算になります、逆に林力を増進して参りますと標準年伐量が少し上向きになつて参るのであります、只今のやうに何と申しますか、餉配當のやうに元を食つて居るのでありますから、標準年伐量——適正な經營の下に毎年伐採し得る數量と云ふものは段々實は減つて居る譯であります、隨てそれだけ過伐が一層加はつて来ると云ふことになりまして、其の意味に於きまして年伐量の計算と云ふものは非常に困難であります、之も只今申上げましたやうに、要存置林と不要存置林と、更に主なる樹種毎に之を區分致す必要があるのではありませんが、餘り細かいことになりまして大體のことを申上げますれば、要存置林からの標準年伐量と云ふものは昭和十五年度では八百八十萬石と云ふことになつて居ります、不要存置林の標準年伐量は二百六十五萬石、其の他に未利用林から百六十五萬石を供出することが出来、尙ほ造林の除間伐材が五十萬石あります、合計致しまして千三百六十萬石と相成ります、之が樺太の合理的な森林經營の下に毎年供出し得る適正なる數量と云ふことになつて居るのであります、此の千三百六十萬石が、今申しましたやうに標準年伐量が食込んで来て居りますので、段々減つて昭和二十二年の如きは千三百三十萬石が供出可能數量であります、之に對しまして或は御尋の減石があるかも知れませぬが、需要量の方は益々増して来る、唯王子の島外移

出材が十八年度で満期になりますので、百四十萬石と云ふものがドロップ致しまするならば少々緩和されます、それに致しても四五百萬石の過伐を繼續致しますし、此の外に尙ほ合計致しまして四百萬石内外の焼損木、枯損木と云ふやうなものを處分致して居ります、之も段々なくなりますので、やはり之等の三百乃至四百萬石の現在特殊の林木の處分で補充致して居りますものも、立派な立木を以て供給してやらなければならぬと云ふことになりまして、此の過伐量と云ふものは僅に八百萬石乃至千萬石になるのではないかと云ふ風に豫想致して居りますので、森林經營上之は依然として大きな問題として残つて居ります。

### 樺太材力の保存に就て

○沖島委員 私は數字的に樺太の森林の將來がどう云ふ風になるかと云ふことを確めて、それに基づいて大臣に御尋したいと思つて居りました、が今の政府委員の御答辯の程度で大臣に御尋をしても宜くはないかと考へますから、私の調査をして居る年伐量は約一千三百萬石であります、所が只今長官の御説明に依ると、不用存置林と云ふものがあります、之は昭和二十二年でなくなつてしまふ、さうすると適正な年伐量と云ふものは一千萬石になります、それに對する現在の需要量はどうか、之は大臣に對する質問の御答辯を速進する爲に私から數字を申上げて御尋を致しますから間違ひがあつたら政府委

員の御訂正を願ひます、需要量は王子製紙島内分が七百八十萬石、王子製紙の島外分が百四十萬石、人絹會社が百五十萬石、計一千二百萬石それから島内の用材が百五十萬石、木工所その他島内の鑛業用材、坑木之が三百五十萬石、個人年期は十五年で終るのであります、百五十萬石、合計一千八百萬石、其の中今長官の御説明では王子製紙の島外輸出と云ふものが百四十萬石、之は斃てなくなる、それから個人年期も昭和十五年でなくなる、之等を差引きまして、約一千五百萬石位の需要量であります、それから又茲に一つの疑問がある、先程石炭の増産の御説明がありました、近き將來に於て一千萬石の石炭が必要である、之には是非最も先に必要の資材を供給しなければ石炭は出て来ない、一千萬石以上の石炭を出す場合には三百五十萬石位では足りない、或は五百萬石以上必要ではないかと云ふ風に私は考へる、さうするとどうしても大體把に計算しても五六百萬石以上の過伐を現在やり、又將來もやらざるを得ないと思ふことになり、さうして今後此の計算から行くと、六七年後になると、島内にパルプを製造して居る會社、或は人絹を製造して居る會社、ステープル・ファイバーもあるかも知れない、九つの工場がありますが、其の中の數工場は閉鎖しなければならぬ、山を禿山にすることは覺悟して、此の儘自ら減法に伐採をやる、さうすれば石炭の増産パルプの生産は當分出来るかも知れぬが、斃てどつちも資材の激減の爲め出来なくなつてしまふ、ですから材力を補持しよう



すれば、工場を閉鎖減少し又は石炭の増産を手控へなければならぬ、之でどうなるか此の點に付て無論當局に於きましては相當な考がなければならぬのでありますが、林力の補給は必要でありませぬ、先般秘密會で企業院總裁から御發表になりました有ゆる重要物資の大部分は外國から輸入しなければならぬがバルブだけはほんの僅か輸入すれば足りると云ふのは、要するに樺太から多量のバルブの資材を供給し得るのであるから、吾々も非常に意を強うした、石炭の増産に付ても先程來種々心強いお話もあつたのでありますが、資材の點から云へば現實に地元の用材の點から制限をしなければならぬ、さうして工場を閉鎖するとか、或は折角發展した石炭の事業を中止すると云ふやうなことになる、樺太に居住して居る住民の經濟力に至大な影響を及ぼしまして、其の生活の根據を失はなければならぬ、之等に付てはどう云ふ風に考へて居るのであります、之は獨り樺太の拓殖の爲のみではない、石炭、バルブは國家の重要産業の爲に極めて重大な問題と考へますから、此の點は數字的には政府委員から、大方針に付ては大臣から御意見を伺ひたい。

に對しては非常な遺憾を感じて居る一人であり、併し其の採伐の今日に於ける實際情勢を見ますと、先刻から段々數字に關する御問答もあつたやうであります、私の概算の數字として記憶して居ります所は、數字の基礎は少し違ふかも知れませぬが、大體千二百萬石を伐つて居るのを適當と思はれます、之に對し現在千七百萬石内外は僅に伐つて居られますので、隨て其の差四百萬石といふものが過伐になつて居る、此の趨勢を以て將來に推移するならば先刻から申上げて居ります林力の保存と云ふことが、根本的に破壊されると云ふ點に付て憂慮を持つて居つた一人なのでありますけれども、現在の情勢は何と云つても非常時で、殊に一面に於て相當の國力を賭し、戦をやつて居る現狀でありますので、斯う云ふやうな方面に對し必要であるとするれば、資材其のものは眞に傾倒して使つて行かなければならぬのであります、今の所は眼を瞑つても増産の爲過伐に我慢しろ、四五百萬石より以上の過伐を要求せられても、今は仕方がないから我慢しろ、但し一旦眞に必要な需要が致すに少くなると云ふことになつたならば、極力一つ林力の培養と云ふことに向つて反轉をして邁進して行きたいと云ふやうな考を持つて居るのが私の今日の心境であります、唯併し此のことは數字的に言ひまして相當困難性を伴ふかも知れませぬが、何れにしても今申上げたやうな趣旨で、將來に善處して参りたいと斯う考へて居ります。

### 樺太材の島外移出問題

○沖島委員 樺太の林政に對して只今の大臣の御考は私も大體同感であります、非常時ですから年々五百萬石ばかり過伐を致して居る、之は第一に必要な紙の原料で何としても出さなければならぬ、之を制限すれば外國へ正貨を拂つて買つて來なければならぬ、それから石炭の増産の爲には兎に角鑛業用材を供給しなければならぬ、現在の狀態では目を瞑つて我慢しなければならぬ、一度時機が來たならば、今日から備へて植林計畫をする、林力保存の爲に全力を注ぐと云ふの外ない、之は其の通り全く同感であります、然るに内地に於ても非常に森林資材が缺乏致しまして、其の結果として樺太に工場を有しない内地の製紙工場等が、最近樺太に向つて其の資材を強く要求される、之は往年の利權取と違ひまして、事業者が實際困つて要求するのでありますから、其の事情に私共多大の同情を持つのでありますけれども、樺太の地元で必要なバルブ工場用材、鑛業用材或は居住民の生活の爲に必要な木材ですら五百萬石過伐して居る、それを制限するとか、或は現在以上過伐をして迄も内地の需要に應ずるの餘地はないやうに考へる、然るに最近相當さう云ふ運動が猛烈で、油断をすれば又往年のやうな忌はしい問題でも起きはせぬか、併し今日は林政の大方針が確立しまして、さう云ふものは一切寄せ付けなると云ふしつかりしたものがありますけれども、其のしつかりさが私の経験からすれば、農林省

や北海道から見るとまだ、樺太の方が餘地がある、農林省や北海道の方は齒が立たぬ、小さな木の枝一本でも林木處分は極めて嚴重である、樺太の方は何とか運動すれば方法が付きさうだと云ふので相當運動があるらしい、之は直接軍需品として戦争の爲に必要なものは別でありませぬが、當局はそれ以外のさう云ふ要求に對してどう云ふ態度を御執りになるか承つて置きたいと思ひます。

○樺居政府委員 十五年度を以ちまして島外移出の爲の個人年期は解消致します、隨て島外へ移出致しますものは王子關係の百四十萬石だけになると云ふことは、先程御述になりました通りであります、左様な状態の下に樺太の森林は先づ全力を上げて資源の確保に邁進致しますると同時に、樺太島内の所要量の確保に事缺かしめないと云ふことに主力を置く、此の二つの狙所を以ちまして森林經營を進めて参りたいと思つて居ります、随ひまして先程御述になりましたやうに特に鑛業用材の如きは八千萬石の増産の際には机上の數字を以て参りますならば約七百萬石要るのであります、之を稍々内譯に申上げますれば、鑛業用材の中で坑内材即ち坑木であります、之は石炭一應に對して用木二斗を供給し、坑外材即ち建築其の他であります、之は一應に對して五斗を供給致す方針の下に算定を致して居ります、左様に算定致しますと、坑内外材合せて一千萬石生産を抑へるには七百萬石の木材を要することになりますので、只今三百五十萬石を供給して居りますが、之が

倍になります、其の他地元の用材も殖えて参りますので、樺太島内の各種の産業及び生活上必要なものを確保するだけで大なる苦心を要します、殊に昭和二十三年度からは不要存置林の年伐量が姿を消しますので、千五十萬石の標準年伐量になりますから、非常な開きを生じます、隨て林力の培養と云ふことは單なるお題目ではありませぬ、現地當局として萬策を講じなければならぬ、斯様に考へて居ります、之は樺太の産業の大宗でありますのみならず、樺太拓殖の根源をなすものであります、之に依つて住民も漸く生活を安定し得るのであります、隨て森林資源の確保培養と云ふことは樺太の行政當局としては固より、居住者四十萬の最大の關心事でありませぬ、左様な意味に於きまして従前の如く樺太の林力に寄食する、一時的な採取を以て足れりとするやうな斯様な惰性的考へ方は數年來一擲されて居ります、併しながら現在のやうな非常時局に於きましては國の存亡にも關係するやうな問題にも觸れて参ると思ひますので左様な際には吾々は樺太の爲の樺太、森林の爲の森林と云ふ見地からのみ事を談ずる譯に参りませぬ、故に有用の途に供する限りは一應の石炭も掘り、一木と雖も之を用ふる途を講じなければならぬと云ふことは實は已むを得ざることを考へて居ります、併しながら之が利權的用途に供せられる、不純な目的の爲に、所謂運動がましい策謀があると云ふことは斷乎として吾々は排撃して居ります、斯様なものは一步と雖も樺太に上陸することを許さない覺悟を持つて居

ります、併しながら事已むを得ざる用途に用ふるものに付きましては、日本國民の最高の良心を發揮致しまして左様な要望に對しては協力致さなければならぬと云ふ點、實は非常な苦心を伴ひますが、考へて居ります、現に左様な方向に向つて具體案を考へて居ります、玉石混淆のないやうに此の點は十分考へて居ります。

○沖島委員 樺太の森林は國家の重要資源として飽くまで之を確保しなければならぬ、併しながら此の非常時に際して必要な石炭増産、バルブ増産の爲には現在の過伐も已むを得ない、又直接戦争の爲に必要なと云ふものもあるかも知れない、そこで已むを得ないと云ふ限度は、島内で内地の産業界に齎すべき石炭を増産する、バルブの生産を増加する、島内の人の生活に直接關係する、此の時局に際して已むを得ざる範圍とは斯様なものである、さう云ふ風に解釋して宜しいのであります。

○樺居政府委員 島内の需要に付きましては御説の通りであります、島外へ非常手段として移出することを如何にしても避け得ないものは、やはり御説の通りで、軍の戦争目的遂行に關係致します範圍であります。

○沖島委員 私は已むを得ざる範圍に付ての解釋に付て伺ひましたが、其の見地からしますと王子製紙の島外移出なんど云ふものは、是は年限が切れたら當然供給しない、さうするのでなければ、到底年次計畫も何も出來ない、今までの年次計畫も之は期限が切れたらさう云ふものは繼續しないと云ふことに、當然なると思ひま



すが、さう云ふ御決心でありますか。  
○樺居政府委員 個人年期は昭和十五年度百一十萬石を以て解消することは先程申し上げましたが、又王子の島外移出百四十萬石は昭和十八年度を以て打ち切りになることは既定方針通りでありまして、其の後の所謂善後處置に付きましては、まだ断定的なことを申し上げ兼ねますが、やはり樺太廳と致しましては既定方針通り、之は内地の農林省北海道廳等で適宜に對策を講ぜられるものである、斯様に想定を致して居ります。

○沖島委員 尙ほ序に私は樺太の森林が、如何に其の蓄積量に對して無理な伐採をされて居るか云ふことを數字的に検討する爲に申し上げますと、私の調査では内地の固有林は總蓄積量に對して一・三五%、北海道は〇・六九%、それに對して樺太は現在二・一〇%の過伐を致して居る、北海道内地に對して、斯う云ふ風に私は調査して居りますが、當局の御調査はどうですか。  
○樺居政府委員 大體私も左様に記憶致して居りますが、一寸只今材料を持合して居りませぬので、後程調べまして御答辯致します。

### 樺太永遠の産業 計畫を樹立せよ

○沖島委員 もう一つで済みませぬから御許を願ひたい、之は大に御尋ねた方が宜かつたので

は石炭と云ふやうな諸問題が起りますに付て外地の重要性が最も認識せらるゝ時機に到達したのであります、特に樺太に於てはさうであらうと思ひます、沖島君の如く多年樺太の開發に非常な熱力を以て御貢獻なされた方から考へますれば、此の時こそ云ふ御考は當然のことと思ひます、先程樺太長官より申し上げました通り、惠須取方面の鐵道港灣の開發と云ふやうな樺太の種々の問題に付て、何と申しますか、將來に及ぼします點を根本的にしつかりと考へて参りたい、後藤民政長官時代に臺灣或は南滿洲に付てのやうな計畫を立てたが、それに比べて洵に小さいではないかと云ふやうな事のないやうに、殊に北方國境方面の種々なる環境に照らしても、特に之を痛感する次第であります、御意見のある所に付ては全然御同意を表する次第であります、熱力を以て是等に對し將來の機關を作らねばならぬと云ふやうに考へて居る次第であります。

○沖島委員 それから最後に、段々と石炭の増産其他産業の發展等に付きまして感ずるのは人間の問題であります、そこで樺太に高等工業學程度のもので一つ位ないと、どうしても人的方面からしまして將來の發展を期せられないのであります、中等程度の工業學校は出来ましたが、之を高等専門學校程度に御進めになる意向はないでせうか、長官に一寸御伺致します。

○樺居政府委員 工業學校は来る四月から開校致しますので、まだ創設の間にあります、之が只今の所五年間に養成を致すと云ふことに

すが、大臣がお居でになりませぬから、政務次官に代つて御答辯を願ひます、先程私は相當長時間を與へて戴きました、樺太の石炭とか森林の問題に付て當局の御答辯を願ひましたが、御承知の通り樺太廳の財政は最近相當に餘裕が有りますが、其の歳入の大部分は直接間接森林收入であることは、何と云つても動かすべからざる事實であります、さうして一度樺太に足を入れて御覧になると分りますが、都會と云ふ都會は皆製紙工場所在地であります、左様に樺太の森林は樺太の開發拓殖に付て重要な使命を持つて居るのであります、一面石炭は之から大に増産しようと思ふのであります、此の石炭から得る樺太での収入は僅に坑區税とが云ふ位のもので、數字的には極く少額なものであります、森林の如く拂下料、賣拂料と云ふやうな大なる収入はない、併し御承知の通り樺太には産業の種類が乏しい、石炭を國家の爲に増産しなければならぬことは固よりでありませんが、之を掘出せばそれだけ減る、大體森林は後から植林も出来ませんが、それでも一度伐つたならば、五十年、百年稚樹が成長するまでは持たなければならぬ、大體石炭の採掘でも森林の伐採でも皆掠奪的である、そこで森林と同様に云ふことは期待が出来ませぬが、石炭の開發に基いて、樺太に他の永久的産業を植付ける、それは第一に農業です、樺太の農業など何になるかと云ふ見方もありますが、樺太でなければ出来ない寒帯地帯の特殊農産物が出る、之は樺太の地質氣候に適した一つの永久的の産業となつて居ります、随ひまして高等工業學校の新設は、之等の生徒が卒業致します頃に適當に考慮致して宜いのではないだらうか、今年から高等工業學校を新設すると云ふことを具體的に申上げることが、時期稍々尙早ではないかと考へて居りますが、併し農林系統と工業系統との専門學校を設立して貰ひたいと云ふことは、島民の大半が要望致して居る所でありまして、樺太廳と致しましては之等のことに付ては適當なる取計ひを致す時期が来るのではないかと、左様に考へて居りますが、只今何時からと云ふことはつきり申上げ兼ねます。

○中島委員 大變長い間御答辯願ひまして有難うございました、最後に拓務省の政府委員が三名見えて居りますが、甚だ申上げ兼ねることでありまして、どうも拓務省は以前から必ずしも意識してやつて居るのではないと思ひますが、朝鮮臺灣には齒が立たぬので、兎角樺太や南洋に向つて小姑根性で意地が悪い、あなた方の顔を見て居るとさう云ふお方ではないやうに思ひますが、無論意識してやつて居るのではない、色々干渉されることは親切でなければ出来ないから良いことですが、どうも邪魔をするとか積極的に協力しないことになつては困ると思ふ、そんな馬鹿なことはない、驚入つた誤解だと云ふやうに仰しやるかも知れませぬが、世間の評判はさうです、どうもさう云ふ傾きがある、世間にさう云ふ評判があるとすれば、或はさうかと云ふ風に考へて見る必要があるのではないかと將來はさう云ふことのないやうに、親切にやつ

して、今後政府は相當に計畫する所がなければならぬ、石炭を採掘すると同時に、之に依つて樺太の將來に永久的性を持たせる所の産業の計畫を立てると云ふ風なことを考へなければならぬ、そこで棟居長官が其の見地から樺太拓殖株式會社と云ふものを御計畫になつたと云ふことでありまして、之は今年の議會には間に合はぬのでありませぬが、私は必ずしも石炭と樺太拓殖株式會社とは絶對的に結付かなければならぬものだと考へない、併し何れにしても石炭を掘ると同時に樺太の永久的産業に付て考へる、之はさうも樺太に長官として其の任に在る以上石炭を掘り放して内地に石炭を送出せばそれで宜いと云ふことでなく、そこに樺太永遠の産業に關し其の計畫を立てると云ふことは、樺太で長官としては其の職責上極めて當然だと考へますが、拓務省の方としてはどう云ふ風に之を御取扱になつて居りますか、之を一つ承りたい。

○松岡政府委員 私は任に就かざる以前、外政のことは少しく知る所があるのですが、更に任に就いて只今のやうな御説が頗る適切ではないかと思ふのであります、先程沖島君も拓務省は廢止論さへ起つたぢやないか、もう少しつかりやらなければならぬと云ふ御言葉がありました、が、全く何の原因だか分りませぬが、外政の各方面に關する關心と云ふものが、少しく薄かつたぢやないかと云ふことは、争ふべからざることであつて、特に外地に若干關心を持つた者から言ひますれば遺憾を感じざるを得ない、幸にも今次事變發生以來、特に昨年来米或

て戴きたい、餘計なことですが御願致して置きます。

○松岡政府委員 御質問ではないやうでありますけれども、事極めて大切なことと存じますから、一言させて戴きます、只今の御説は内地は外地に對してどもも繼子扱ひにするのではないかと云ふやうにも感ぜられます、隨て外地間に於て臺灣や朝鮮には拓務省としては斯様なことをして居るが、南洋或は樺太に對しては、どうも意識的に繼子扱ひにして居るぢやないかと云ふやうに御述になりましたが、沖島君は長く樺太にお居でになりますから、或はさう云ふ點から若干さう云ふ御気分になるかも知れませぬが申上ぐるまでもなく、拓務當局は内外地を通じて一視同仁の御趣旨を體して居りますので、況んや外地間に於て甲乙などのあらう筈がないのであります、斷じて左様なことはありませぬ、併し尙ほ一層樺太に付ては考へて参りたいのであります、此の段御諒承願ひます。

### 樺太拓殖計畫の再吟味

田中好委員の質問

○田中委員 私は樺太鐵道買収の爲公債發行に關する法律に關しまして、簡單に二三の點に付て御尋ねたいと存じます、今回の時局に當りまして、樺太が多量の資源を與へて呉れたこと又將來與へんとするを私共非常に感謝するのでございますが、拓殖計畫なるものは



數年前に御立てになつて居るものと、吾々は思  
うて居りますが、今回の事變に依りまして、日  
滿支三國の經濟提携をやらなければならぬ、其  
の爲には樺太、臺灣、朝鮮と云ふやうな各地に  
於きます所の、從來御立てになりました拓殖計  
畫は此の際一過吟味をせられまして、本當の拓  
殖計畫の完遂に邁進せられる必要があるのでは  
ございませぬが、それ等の點に關しまして新規に御  
計畫になつたやうなことがあるのであるかどうか、  
先づ其の點を御伺致します。

○松岡政府委員 只今の田中君の御質問に御答  
致します、今次の事變に鑑みて、外地の拓殖關  
係に付て再吟味の必要はないかと云ふ御意見に  
對して御答致しますが、今回提出せられた豫算  
上には、再検討の意味から新しい計畫を立て、  
居ると云ふやうには、或は申されぬかも知れ  
ませぬが、南洋方面に於て、或は臺灣の施設に  
於て、又朝鮮の鐵道の施設等に於て、樺太に於  
ては鐵道問題等に於て、新しい計畫はございま  
すけれども、只今の御質問に相成りました點に  
付ては、必ずしも相違して居るとは申されぬ  
と私共信じます、只今田中君の申された點は極  
めて重要な點でありまして、事變に伴うて従  
來の拓殖行政の上から、外地關係の上から見て  
洵に再検討の機會到來せりと、斯様に信する次  
第であります、是等の點に付ては十分に考慮致  
したいと思ふのであります、拓務省内にも  
新に調査部を新設致しまして、目下是等の諸點  
に付て、著々として進めようとして居る次第で  
あります、其の外に南洋の進出に付ては豫算面

上に現れた如く、新に南洋局を設置し、拓殖局  
を二分して、南洋方面に對する特別なる施設を  
爲さうとする事は、御承知の通りであります  
けれども、全體を通じて再検討をする時に達し  
て居るのぢやないかと云ふやうな御指摘に對し  
ては、全然御同感であります、特に樺太の重要  
性に鑑み、ソ聯との接觸點から考へても、港灣  
其の他萬般に付て十分なる検討を爲さなければ  
ならぬと云ふやうに考へて居る次第でありま  
す。

○田中委員 私が先程質問を致しましたのは、  
實は今回の豫算を見ても失望をいたしました  
が爲に、今の御尋をしたのでございませぬ、實際  
樺太がソ聯との關係に於きまして、經濟上或は  
軍事上から致しまして、どうしてもつと設備  
を完成しなければならぬ、斯様に思はれるので  
ございませぬが、斯様に思はれるので、  
今回御提案になつて居ります所の樺太鐵道の買  
収に致しまして、私設鐵道を國有に移される  
のでありますから、一應は合理的の理由を發見  
するのであります、後から御質問申上げます  
通りに、斯様な既存のものに手を著けるのが國  
策であるか、或は新規の施設をする方が國策で  
あるか、之は私は非常に考へなければならぬ問  
題であると思ふのでございませぬ、今段々御話を  
承りますと、調査部を設置せられて、各外地の  
拓殖計畫樹立に邁進せられると云ふことで、洵  
に結構でございませぬが、どうでございませうか  
樺太と云はず、我國の拓殖計畫樹立に關して、  
樺太は樺太の特異性があるでせうし、臺灣は臺

灣、朝鮮は朝鮮と云ふやうな特異性を各々持つ  
て居るのでございませぬから、此の際樺太に關し  
ては調査會でも設けられて、樺太永遠の爲に各  
種の事業を御計畫なさる御意思があるか、此の  
點を伺ひます。

○松岡政府委員 樺太に關する調査會を特に開  
いてやる考はないかと云ふ御質問に對しては、  
先程申上げますやうに、獨立したる調査部を  
省内に設けまして、鋭意研究を進めて居る次第  
でありますから、各外地それ々に特異性のあ  
ることは勿論でありますけれども、今直ちに樺  
太に關する調査會を設ける考はないかと云ふこ  
とに付ては、只今御答するまでに至つて居りま  
せぬ。

### 西海岸鐵道を完備せよ

○田中委員 調査部を設けられるのでございま  
せうけれども、政務次官御承知の如く、官吏だ  
けでやる所の調査機關は、往々にして誤りがあ  
るので、實際の間に合はぬと云ふ嫌があるので  
あります、それでも尚ほ今の調査部でおやり  
になると云ふならば、之は已むを得ませぬが、  
其の點能く民間の意見を容れられるやうな調査  
機關を設置なさいます、樺太將來の爲に御計  
畫下さらんことを、私は御願して置きます、そ  
れから本問題の鐵道でございませぬ、私樺太に關  
しては餘り知識を持つて居りませぬが、交通上  
の見地に立ちまして此の樺太の圖面を拜見致し  
ますと、どうも西海岸が恵まれて居ない、東

海岸が今の所では相當發達して居るやうに思ふ  
のでございませぬ、當初の計畫から致しますなら  
ば、恐らく東海岸、西海岸各併立して鐵道が北  
へ北へと進んで行く方が最も適當のことであら  
うと思ふのでございませぬ、所がさうではなくて  
東の海岸の方に於ては鐵道は延長せられて、西  
海岸は途中で止つて居ると云ふやうな現状であ  
るのでございませぬ、之はどう云ふやうな關係で  
斯う東海岸が前進し、西海岸が後退して居ると  
云ふ關係にあるのか知りませぬが、臺灣に行つ  
て見まして、其の感を深くするのであります、

臺灣は此處と違ひまして東海岸が選れて、西海  
岸が鐵道は發達して居る、斯う云ふやうな有様  
で拓殖上私共は臺灣にしても、樺太にしても併  
立主義が行はれて居ないと云ふことを非常に遺  
憾に思ふのでございませぬ、今日から見て参りま  
すと、西海岸に於ける現在の鐵道を延長しま  
して、惠須取までを延して行くこと云ふことが、  
最も肝要であるのではなからうか、斯様に思ふ  
のでございませぬが、豫算を拜見して見ますと、  
十五年度に百三十萬圓、十六年度に二百九  
萬圓、十七年度に百八十九萬圓、十八年度に於  
て二百三十四萬圓を出して、漸く惠須取まで鐵  
道が延長せられる、斯う云ふやうな緩慢なやり  
方なのでございませぬ、そこで私の考へる所に依  
りますと、現在の樺太鐵道を買収せらるゝよ  
りは、それに要する金を以て寧ろ西海岸に於ける  
鐵道を延長して、惠須取までお延しになると  
云ふことが最も賢明であるのではなからうか、  
斯様に考へるのでございませぬ、何とならば現在

の私設鐵道を買収しても、現在は補助を受  
けて經營して居るのでございませぬから、買収後  
に於ける交通狀況も、現在の交通狀況と私は少  
しも變りはないと思ふ、變りがないならば何  
も此の際に此の鐵道を買収して、さうして最  
も必要である惠須取の延長線を十八年度まで掛  
らなければ完成しないと云ふやうなことはどう  
云ふものであらうかと云ふことに疑を持つので  
ございませぬが、此の點詳細に御答辯を願ひたい  
と思ひます。

○松岡政府委員 只今の田中君の御質問の後段  
に關しては、樺太長官より詳細に御答辯を願ふ  
ことに致しまして、前段に付て少しく御答辯を  
申上げたと思ふのであります、樺太の鐵道は  
ソ聯の國境に通ずる本島唯一の陸上の交通機關  
でありまして、一朝有事の際は國防上重大なる  
使命を有して居るのであります、それにも拘ら  
ず此の經營を民間に任して置きます爲、車輛、  
橋梁、軌條、路警等の物的施設の方面に於ては、  
應鐵線に比べますと甚だしく遜色があるので  
あります、殊に人的の要素、即ち従業員も少い  
のであります、それ等の爲に設備の改善、從  
業員の充實を圖るのが目下の急務であります  
が、會社をして強制的に改善をさせようと思  
ますと、資金の調達上少からざる困難がある  
ばかりでなく、又補助金の増加を要すること、  
なるのでありますから、速に之を買収して設  
備の改善、従業員充實を圖る要があるのが、之  
が一つであります、又樺太鐵道株式會社所屬鐵  
道の終點である敷香から氣屯に至る七十五軒ば

かりの鐵道は、之は目下國營として建設中であ  
ります、之が竣工の際には本鐵道が應營線の間  
に挟まれる、斯う云ふ關係上、運輸繫絡上少  
らざる不便があるのみならず、經費節約の點か  
ら見ましても不利益でありますので、運輸繫絡  
の設備及び合理的經營から見ても、速に此の鐵  
道を買収する必要があるものであります、第三番  
目には元來此の鐵道は樺太に於ける交通上の重  
要幹線でありまして、政府に於て速に建設すべ  
きものであつたのであります、所が財政上其の  
他の關係で、一時樺太の鐵道に代行せしめたも  
のであります、買収時期としては寧ろ速きに  
失するの憾があつたことは、從來から何故此の  
鐵道を早く買収せぬかと云ふ失望が多かつた點  
からしても明かなることでありませぬ、又此の鐵  
道の運賃は應鐵の運賃に比較して、八分乃至二  
割五分も高くなるのであります、斯う云ふ丑  
合に八分乃至二割五分高となつて居りまするが  
會社の現況を以てしては、到底運賃率を低下す  
る餘裕がないばかりでなく、民衆の福利増進、  
地方開發上遺憾の點が少からぬのであります、  
殊に應鐵の乗客の運賃は、それ／＼打切計算と  
なります關係上、兩者を通じて長距離計算の  
適用もなく、乗客は高い運賃の負擔を餘儀なく  
されつゝあるのであります、樺太開發促進上  
に於ても速に之を買収して、統一經營に依る  
利用者の負擔軽減を圖る必要があると存するの  
であります、右様の次第で、此の際速に買収し  
て設備の充實を圖り、合理的經營方法に依つて  
國防並に樺太の開發の上に寄與せんとする次第



で、買収致す次第であります、西海岸方面の何が故に後れて居るか云ふ御指摘に對しては、樺太長官より詳細に御説明を申し上げます。

○樺太政府委員 樺鐵買収の必要性に付きましては、只今政務次官から詳細御述べに成りまじた通りであります、私から蛇足を附加する必要はないのであります、鐵道の新線の建設の方に主力を注いで、買収は若干後廻しにしても宜くはないかと云ふ見方も、必ずしも否定出来ないのであります、吾々と致しましては固より新線の建設にも邁進致しまするし、同時に國鐵代行の使命を持ち、樺太拓殖上特別に重要な役割を持つて居ります此の樺鐵は、既に買収の時期が過ぎて居つたと云ふ感を抱いて居る位に之を早く決行しなければならぬと云ふことを種々の角度から痛感致して居る次第でありまして、議會でも度々此の點は論議されまして、七十三議會には補助法の改正の際に附帯決議まで附いて居るやうな次第であります、樺太の現在の各般の情勢から見まして、此の鐵道の買収と云ふことは一年二年後廻しにすることが到底出来ないうやうな状態になつて居りまして、此の點は現地の事情が非常に切迫致して居ると云ふ點を、特に御諒承願ひたいと思ひます、新線の建設の方は西海岸に於きましては、昭和十二年度から十八年度までの計畫を以ちまして、工費千百萬圓ばかりであります、只今御述になりましたやうに、久春内から惠須取までの百四十二軒の鐵道を著々建設致して居ります、殆ど其の工事の半ばとまでは参りませぬけれども、相當部分

を現在完成致して居ります、もう少し早く之を竣功したら宜いぢやないかと云ふ御説に對しましては吾々も現在の西海岸方面の産業其の他の事情變化に伴ひまして、左様な望をやはり抱いて居るのであります、何分にも努力資材等の關係、又其の方面の工事が相當に困難でありまして、思ふやうに之を抄らすと云ふことが非常に困難で難かしい條件があります、併し出来ず限り之を早く完成致したいと云ふ希望を持つて居りますが、中々現地の各種の事情が、やはり工事の完成を繰上げるのが難かしい状態になつて居ります、樺太は全面的で只今拓殖上の新階段に進んで居りますので、特に交通の施設は之を整備致したいと云ふ計畫を持つて居ります、買収及び新線建設併せて進みたい、斯様に考へて居ります。

○田中委員 御答辯に依つて分りました、國防上の見地から東海岸の鐵道を買収しなければならぬと云ふことは分つて居りますが、本島の國防上の見地から致しますれば、現在に於きましては私は東海岸より西海岸の方を早くおやりになる方が適當であると思はれる、又接續の露領地域との關係から判断致しまするならば、先程私は申述べました東西兩海岸に於ける鐵道を並立して進行せしむると云ふのが最も賢明であらう、斯様に私は思ふて居ります、今承りますると現在の私設鐵道を改良するに付ては物が不足して居る、或は従業員の改善を行はなければならぬと云ふやうな御説明でございます、之等は西海岸の惠須取まで行きます延長線、

と云ふやうな、種々なる事情を承れば承る程私も左様に感じて参つたのであります、之だけを私より御答申上げて置く次第であります。

○樺太政府委員 一寸補足を致して置きます、只今敷香から氣屯までの鐵道は昭和十八年度を以て完成するから、十八年度前後に樺太鐵道買収のことを考慮しても、時機を失することはないぢやないかと云ふ御説でございます、實は氣屯は只今の所最終點でありまして、途中に上敷香と云ふのがありますが、此處までは十六年度中に完成致す豫定であります、大體の所は十六年の十一月に開通を致したいと考へて居ります、實は此の上敷香に鐵道が通じますが、非常に重要な關係を生ずるのであります、一寸此の席上では申上げにくいのであります、特に此の上敷香まで鐵道を開通することが東海岸の鐵道の役割を特に重大化する所以であること云ふことだけを申上げて置きます、之は事機密に屬しますので、一寸申上げにくいのであります、随ひまして、本年度中に此の鐵道の買収を完了致しませぬと、種々の點から支障を生ずる結果となることに御諒承を願ひたいと思ひます、西海岸鐵道の國防上の重要性等に付きましては色々の見方があらうと思ひますが、吾々の方は只今では東海岸の鐵道を整備することの方が、軍事上緊急であると思ふ風に、關係方面との意見が一致致して居ります、有ゆる事態に備へる爲に、鐵道の建設と共に既設鐵道整備と云ふことを兩々相俟つて進むと云ふことが、拓殖上其の他種々の觀點から致しまして、時期極めて切

迫致して居るやうに見て居ります、一方には公債を發行して買収致すことになるし、一方は樺太廳独自の財源を以て建設致して居ります、改良費は大體樺太鐵道買収後千五百萬圓を要すると思つて居ります、努力資材とも相當困難と存じて居りますが、之は適宜の年度に分けて居りますので、之を以て差支ないかと考へて居ります。

○田中委員 さう致しますと、斯う云ふやうに解釋して宜いのでせうか、西海岸の鐵道を延長することは事實上不可能である、それだから豫定の計畫に従つて十八年度までゆつくり掛つてやつて行くと云ふ御計畫と諒承して宜いのでございませうか、それから、上敷香に何か言へないことがあると云ふ御説であります、速記でも止めて内容を一寸御話願へれば大體結構だと思ひますが、如何でございますか。

○樺太政府委員 西海岸の鐵道が牛歩的な進捗ではないかと云ふ御説であります、決して左様ではないのであります、樺太の工勢力の最善を盡しましたもさう進捗致しませぬ、決して緩慢な工事を以て満足致して居る譯ではないのであります、種々の事情から致しまして此の工事が適正である、斯様な計畫の下に只今工事を進めて居るのであります、此の點は非常なスピードを以て餘計能力を擧げましたも餘り多くを望み得ないと考へて居ります、それよりも寧ろ惠須取港の港灣の施設に重點を置いて石炭の搬出に付ての集中的な設備を致すことが急務であると考へて居りますので、之は十四年度か



ら六百五十萬圓の豫算を以て、やはり昭和十八年度に完成を致す豫定の下に、只今工事を進めて居ります、港灣と鐵道が丁度十八年度に完成を致すと云ふ計畫になつて居ります。

○中野委員長　それでは一寸速記を止めて下さう。

○中野委員長　それでは速記の進行を御願します。

### 惠須取内路間に鐵道を敷設せよ

○田中委員　能く御趣旨のある所は分りました、私が何故西海岸に於ける鐵道をやかましく言ふかと申しますと、儲か去年の委員会であつたと思ひますが、長官だつたか誰だつたか忘れませんが、非常に惠須取の築港を重要視されて、此處から石炭を積んで難津、清津に持つて行くのだと云ふやうな計畫を持つて居るから、此の港灣は非常に重要なものである、斯う云ふやうな説明を聞いたことを私覺えて居るのです、それ程重要な港灣なら、現在の此の西海岸にある鐵道を延長して行くことに依つて、其の港灣が愈々活きて来る、斯様な感じを私したものでございますから、西海岸鐵道の建設のことが最も急務ではなからうか、斯う云ふやうな感じを起したのであります、今承りますと、十八年度に完成する計畫で進捗中だと云ふことでございまして、此の點洵に結構と存じてますが、港灣を

れて輸送が行はれると云ふのが最も適當と思ひますが、二千萬圓の金が必要と云ふ御話でありまして、財政上仕方がないのでありまして、線路に關する私の質問は之で打切ります。

### 樺鐵買收價格の問題

次に買收價格の問題であります、之は地方鐵道法が適用されて居ると思ひます、隨て地方鐵道の三十一條に依つて、買收價格を御算定になるものと思つて居りますが、載いた参考書には何も書いてない、さうして配布願ひました書類に於て改良線が二百四十五キロと云ふ計算と、それから資本金が二千萬圓で拂込みが七百五十萬圓であつて、借入金が一千万八百八十五萬圓と云ふことが明かになつて居るばかりでありまして、地方鐵道法の三十一條に依る單價算定の標準と見るべきものは、少しも御配りになつて居りませぬが、どう云ふやうな標準を以て、買收金を算出せられるのであるかと云ふこと、それから買收價格の總體を御示し願ひたいと思ふのであります。

○樺居政府委員　買收費の算出の法的根據は、只今御示になりましたやうに、地方鐵道法第三十一條の第二項を適用致すことになつて居ります、尤も此の鐵道は決損ばかりするのであります、本來は三十一條の第一項の第一號を適用致しまして、益金の割合を建設費に乘じました金額を、更に二十倍すると云ふ建前で行くべきであります、益金がありませぬので、自

持へまする場合に於て、どうしましても後方地帯を考へないで計畫する、其の爲に折角莫大な費用を投じて持へた港灣も、中々利用出来ないのが内地に於ける弊害でありまして、やはり樺太に於てもさうなるのではないかと云ふことを懸念する爲に、西海岸の鐵道を早くやらなければならぬと云ふ感じを起したのであります、そこで今一つ御伺したいことは、現在内路と惠須取間は、省營自動車で連絡されて居るやうに思ひますが、此の區間の鐵道は港灣修築と同様な年度に於て着手されるのであるか或は港灣は出来るが鐵道はまだであるか、或は港灣より先に鐵道が出来るのであるか、其の點何等か計畫が

ありますか御説明を願ひたい。

○樺居政府委員　惠須取の背城の産業開發状況から、交通の整備に付ては樺太廳としても、十分考慮致して居るのであります、惠須取港の修築を特に明年度より着手致しますのは、全く背城に於ける資源の開發が非常な速度を以て進展致して居る、其の事態に基くのでありまして、石炭の積出を目標と致したのであります、斯様な後方地帯との連絡に付きましては、鐵道の外に道路網を適宜普及致すと云ふこと、相俟ちまして計畫を致して居ります、惠須取港に集中致す石炭は極めて附近から大分出て参ります、四百萬石の積出能力の設備を致す目標で修築致して居りますが、只今樺太廳で經營致して居ります鐵道に、強ひて頼らなくとも惠須取港より積出す石炭は、此の港に集中するのであります、此の鐵道の完成と惠須取港の港灣的價値と

然第二項の適用を受けると云ふことになつて居りますので、建設費以内にて協定した金額を以て、買收價格とすると云ふ建前が適用せられるのであります、只今の所では建設費を以て買收致すと云ふことに豫定を致して居ります、此の買收は昭和十五年三月三十一日現在を以て致すと云ふことに只今は關係方面と協議致して居ります、あとまだ一年ばかりありますので、此の間に建設費が多少移動致しまして、隨ひまして絶對的に動かない数字を申上げる譯には参らぬのであります、大體に於きまして買收見込額は二千三百四十六萬八千圓になります、之を三分五厘の公債を以て換算致しますと二千四百二十一萬九千圓ばかりになります、表面の買收價格は二千四百二十一萬九千圓、算定の根據は只今申上げた通りであります。

○田中委員　地方鐵道法の規定に依りまする参考書として、營業收入と營業費との調が出て居ります、之を見ますと十二年以降今日に至るまで全部差引赤字が出て居るやうな計算になります、之は私實際の點を知りませぬから、或は誤つて居るかも知れませぬが、斯う云ふことを聞いて居るのです、樺太の此の鐵道は元々鐵道敷設が本業ぢやない、事業をやる爲に、其の事業の補助施設と云ふやうな意味で鐵道は建設されて居る、隨て此處の鐵道の賃金と云ふものは非常に安いのだ、それであるから赤字が出て居るのだと云ふことを聞いて居りますが、實際左様なことがあるのでございませうか、内地の鐵道省の運賃に比較致しましてどの位の運賃を従

は必ずしも關係はないのでありまして、此の鐵道が完成致しますれば、港灣の利用價値は一層増大致しますが、惠須取港は其の背城と必ずしも連絡するのではないと思ふのでありまして、寧ろ惠須取港としては、之より北に當る方面が重要な背城になつて居ります、其の地方とは此の度此の方面の炭坑を經營致して居りまする主要なる會社と協議を致しまして、會社の手に依つて取敢ず鐵道を建設するやうに致しまして、近く鐵道會社が設立されることに相成つて居ります、それから内路と惠須取を結びます線は、只今はバスを使つて居りますが、八十三キロばかりのルートになります、之に鐵道を建設するに致しますれば、二千萬圓ばかりの工費を要するのではないかと考へて居りますが、東海岸と西海岸を連絡する鐵道を造るのは如何であらうか、只今の所は物資の關係其の他で、惠須取港に集中するよりも、寧ろ敷香の方の港灣を修築した方が宜くはないかと考へて居るのであります、東西兩海岸線を連絡する横斷鐵道を完成しなければ惠須取港の港灣的價値が十分であると云ふ風にも思つて居ります、私共と致しましては只今申上げたやうに、私設鐵道の新設と道路の完備と云ふことで、此の方面の開發は出来る、斯様に一應考へて居ります。

○田中委員　上敷香に非常に重要な施設が直ぐ出来るかと云ふ見地から致しますれば、どうして内路、惠須取港の區間に鐵道を敷設しなければ、軍事上の場合に於きまして、上敷香から内路に至つて、そこで二つの交通系統に分離さ

來會社は取つて居つたのでございませうか、御分りでございませうたら其の點を明にして戴きたいと思ひます。

○樺居政府委員　此の會社は王子系統の資本で建設せられましたもので、最初は樺太の産業の太宗は森林である、隨て樺太拓殖上は森林の利用を根據と致しまして總ての計畫を立てられた譯であります、言葉は換へて申しますれば、バルブ、隨ひまして王子の手に依つて此の鐵道を自ら建設して樺太の産業の開發にも益するし、又自己の事業の經營上にも役立たせると云ふ風な計畫の下に、其の當時樺太廳で條件を附しまして建設を致したのであります、それで此の鐵道は獨り王子の事業の爲に利用されると云ふ状態より脱しまして、一般的な貨客の輸送に當る部分が段々多くなつて参つたのであります、重要貨物も只今の所では木材の外は石炭、バルブの製品類等でありまして、やはり主として木材が大半を占めて居ります、運賃は、只今運賃が安いから此の鐵道は赤字になるのではないかと云ふ風な御疑がございましたが、寧ろそれは逆であります、運賃は内地は同より比較的高い樺太廳の鐵道に比べまして更に高率であります一例を申上げますならば木材は樺太廳の鐵道は二十疋單位でありまして七十八錢、樺鐵は九十四錢、十六錢の開きがあります、石炭に致しましては樺鐵は六十八錢、樺鐵は八十四錢、同じく十六錢の開きがある、旅客運賃は之亦樺鐵は八十軒までの比較を致しますならば一圓八十錢でありますに對して、樺鐵は二圓二十六錢



四十六銭高率であります、總て左様な風に相成つて居ります。

○田中委員 能く分りました、最後にもう一つ御尋して置きますが買収価格二千四百二十一萬圓ですか、此の中には此の一覽表に書いてあります所の百三十九萬圓と云ふ建設見込額、之は入つて居るものと解釋して宜しいのでございませうか。

○棟居政府委員 買収豫定価格の中には、只今御示になりました百三十九萬七千圓は包含されて居ります。

○田中委員 さうすると買収前に百三十九萬圓の金を以て一應の改良を會社へさして置いて、其の後に於て買収すると云ふ御計畫に違ひございませぬか。

○棟居政府委員 此の建設増見込額と申しますのは、従来の平均買収に依りましたのでありまして、特に目立つた新施設を致させる積りではないのであります。

### 珍内及び内路炭鑛 買収に關して

#### 中村高一委員の質問

○中村委員 先日大日本發送電株式會社が買収契約をしたと云ふ珍内、内路ですか、此の炭鑛の買収に付ては樺太廳は何か斡旋をされるのか、或は仲介をしてやるとか、何等かの買収に關し

まして關係をせられたのでありますか。

○棟居政府委員 發送電が樺太の石炭に著目致しましたのは、私の記憶では昨年の八月頃だと思つて居ります、當時發送電が非常に石炭手配に窮しまして、色々の情報に基きたること、存じます、樺太に相當量の石炭獲得の斡旋を依頼して参りました、非常に困つて居ると云ふ状況を確認致しましたので、各炭鑛業者を總動員致しまして、約二十萬圓ばかりを急遽内地へ移出致しました、此の爲に昨年の秋の發送電と石炭の手當と云ふものは非常に助かつたと云ふ風に聞いて居ります、其の後電氣廳の第一部長かと記憶致して居りますが、同發送電の總務部長が樺太へ参りまして、非常に石炭の問題に付て苦慮致して居る、就ては自分で石炭の採掘を経営致したい、何か左様な炭鑛でまだ未開發の部分で、而も鑛業権者の能力が十分でない爲に殆ど開發の見込のないものはないであらうかと云ふ風な御尋でありました、それに對して樺太廳の調査に基きまして之々の場所がまだ未開發である、其の凡その埋藏量、或は炭質、或は採行の條件、其の鑛業権者の現狀は之れ々である

と云ふ風なことを關係當局から御答致したのであります、其の後どう云ふ経緯になつたか私共能く存じませぬが、珍内及び内路兩炭鑛の賣渡相談が始つたやうでありました、それは昨年の暮かと存じて居りますが、大體其の契約が調つた、就ては愈々事業を始めるから、樺太廳としても其の事業の進行に付て萬般の便宜を圖つて貰ひたいと云ふので、例へば勞力資材であります

一般的に未開發の鑛山で比較的入手の容易な炭鑛はないであらうかと云ふ御尋がありましたから未開發の炭鑛は之れ之れである、其の中で特に最近の狀況では直ぐ採行に着手する見込のないものが二三あると云ふ、それだけの事情を圖面等に基いて鑛務課長から答へさせただけでありまして、其の後は唯二十萬圓の石炭の手配に付て斡旋を致した事件があるばかりでありまして當事者間に如何なる話合ひが進んで居るか云ふことは、全然關知して居なかつたのであります、其の發送電から正式に愈々樺太石炭鑛業株式會社なるものを設立することに相成つたから其の事業の取運びに付ては十分の援助を頼むと云ふことでもありますから、國策會社のことでもありますし、又樺太の開發の爲にも相當裨益致しますので、他の一般の鑛山同様に努めて適正なる援助を致すと云ふことを御返答致して置きました、それ以外に何も樺太廳としては相談にも與りませぬし、又進んで日發等に對しまして彼此の所見を述べる機会もなかつたのであります、其の點は御諒承を願つて置きたいと思ひます。

○中村委員 日本發送電株式會社と云ふものが一民間の會社でありますならば、只今長官の言はれるやうに相談がなければ言ふ必要はないではないかと云ふやうな意味で差支ないと思ふのでありますけれども、苟も國策會社であり、さうして石炭の不足に對して樺太廳に斡旋を頼まれ、而も樺太廳の監督下にある炭鑛を其の國策會社が買ふと云ふやうな場合に、それが世間

でも餘りに高過ぎるではないかと思ふ値段で賣買が行はれた、其の場合に樺太廳が目をつぶつて居つて、一民間會社の取引と同じやうに傍觀して居られると云ふやうなことは、甚だ私は宜くないことだと思ふ、苟も國策會社が買取ると云ふやうな場合には、事實炭山の内容に付て能く知つて居る樺太廳が進んでさう云ふことに對する意見を述べるべきが、私は國家の機關である樺太廳の當然の義務だと思つて居りますけれども、其の點に付ては如何でせうか。

○棟居政府委員 鑛山の客觀的な種々の條件等に付きましては、樺太廳も承知致して居る限りに於ては、發送電會社の方に申上げて御参考を供したのであります、併し如何なる價格を以て此の炭鑛を買収するのが適正であるかと云ふやうなことは、吾々の方として一々の事件に付ては何等關係致して居りませぬ、固より非常な不當不正な價格を以て賣買され、其の間に法律上の問題等が起ります際には、當然適宜の處置を致さなければならぬと思ひますが、一般の取引の場合には、相手が發送電の如き特殊の使命を持つて居る會社でありませうとも、又普通の營利會社でありませうとも、樺太廳は會て左様なことに付て關係した事例がないのであります、併し發送電が斯様な新炭鑛を買収すると云ふ際には、當然運信省の認可を受くべきものだと思ひますので、運信省から公式に樺太廳に御照會がありませうならば、吾々の方で從來の資料に基いて知れる限りの範圍に於て御参考を供し得る機会があつたことと思ふのであります、發送

電の方からも電氣廳の方からも何等公式非公式共に御照會もありませんし、吾々の方が意見を申述べるやうな意味に於ての御問合せ等もないのであります、只今御述になりました買収價格であります、私達の方でも最近念の爲に吉村素夫なる者に就て聴き質して見たのであります、只今御述になりましたのと多少違ひますので、既に運信省當局からの御答があつたと存じて居りますが、御参考までに申上げて置きます

珍内の方は採掘鑛區一、試掘鑛區十五、出願中の鑛區十三であります、採掘及試掘鑛區の十六に對して七十五萬圓、出願中の十三鑛區に對して四十萬圓、合計百十五萬圓を發送電より吉村に支拂つて居ると云ふことでありまして、吉村が買受けました價格は六十六萬圓と云ふことになつて居ります、其の間税金等色々な費用が含まれるので、決して之は不當なものではないと云ふ風に一應運信省當局より御答辯のあつたと記憶を致して居ります。

○中村委員 發送電會社が買ふ直前に、今長官の言はれる點に於きまして、六十六萬圓であつたと云ふのでありますけれども、どうも吾々の目から見ては、直前に六十六萬圓で買つたものが、直ぐに發送電會社が百十五萬圓で賣買せられると云ふことだけでも甚だ不當な價格に見えるのであります、別に不當でないと言はれるのでありますから、それ以上申上げて意見の相違と言ふより仕方がないと思ふのであります、此の問題に付ては他の方からも既に質問が



せられて居るやうでありますから、此の點に付ては此の程度に致して置きます。

### 木材拂下げ許可期限 満了後の方針に就て

それから王子製紙株式會社の榊太郎から毎年買受けることの出来る権利と言ひますか、木材の拂下を受ける年限昭和二十二年に終るのだと云ふやうなことでありますが、之は一體年限が切れると云ふやうなことになるかと、あとはどう云ふ風なことになるのでありますか、其の點に付て豫め御考があると思ひますから、それを承りたいと思ひます。

○榊居政府委員 王子製紙の九つの工場に對しまして、只今供給して居りますバルブの數量は九百三十萬石であります、其の中百五十萬石は王子系統の別會社であります日本人絹株式會社に交付して居ります、之は昭和二十七年まで期間が契約されて居りますが、其の他の八つの會社に對しまして供給致しまする七百八十萬石は只今御示の通り昭和二十二年を以て一應契約期間が満了となります、其の後の處置に付ての見透し等は、斷定的には申上げ兼ねますが榊太郎内にあります工場に對するバルブ資材の供給は、之はやはり依然として確保致さなければならぬと考へて居ります、榊太郎の王子の系統の九つの工場は、單に王子の營利的な事業の對象となる以外に、實は榊太郎の住民が之に相當部

分依存致して生計を營んで居ります、榊太郎の拓殖上の重要な部門を占めて居りますので、此の九つの工場の煙が上らなくなると云ふ風なことになるかと、榊太郎の拓殖と云ふものは一頓挫を來すことになり得るので、其の健全適正な運営の爲には必要なる各種の資材を供給致すと云ふことが、榊太郎の拓殖上の見地から致しましてても正しい方法ではないかと考へて居ります、九百二十萬石と云ふものに付きましては榊太郎の林力が之を許し得るのでありますからして、其の後の状態等は只今決定的に申上げ兼ねますけれども、之は引續き供給致さなければならぬものであると考へて居ります。

○中村委員 從來王子製紙に對し一定の拂下の許可を與へて居りましたことに付ては、無論之は榊太郎の開發の爲に當初未開發時代から事業に入つて來たのでありますから、之は或る程度までは一つの權利として與へると云ふことも必要なことであると思ふのであります、既に其の開發に對しまする保障と言ひますか、權利と言ひますか、一定の年限と云ふものが來れば、もうそれは王子製紙會社に對してはさう云ふ權利の與へる必要はないやうに私共には考へられるのであります、年限が満了致しましてから更に十年なり或は二十年なりと云ふ風に、今までと同じやうに拂下の確保をしてやると云ふことになり得るならば、之は何等かの代償を求めるとか、或は契約に際しまして當然何等かの特殊な料金を取るのが當り前ではないかと云ふ風に思はれるのでありますけれども、さう

云ふやうなことに付ても何か御考があるでございませうか。

○榊居政府委員 王子のみを偏重して、特に資材の供給上過度な便宜を與へると云ふ意味では絶対にないのであります、既に確立して居ります製紙事業に對しましては、其の經營上必要な資材の供給は、之はやはり確保してやらなければならぬではないか、唯一應二十二年或は二十七年に年期契約が解消の形となり得るので、其の後ならば更に五年とか十年とかと云ふ期間を定めて年期を更新するか、或は毎年々々必要なる資材の範圍に於て供給するかと云ふ資材處分の形式に付きましては、十分考慮しなければならぬと考へて居りますが、併し事業をやつて行きます上に於て非常な不安定な状態に於ての資材の供給と云ふことは、之は榊太郎の財政上の立場から申しても避けたいと存じます、又工場經營の立場から申しても甚だ其の間に不安があります、之はやはり必要量は供給を繼續してやらなければならぬと考へて居ります、其の形式に付きましては相當是は研究致さなければならぬかと考へて居ります、尙ほ之に對しまして特殊の料金を徴すとか、其の他或種の報償を求めるとか、全然かと思ふ御話であります、斯様なことは全然する必要がないと考へて居りますし、又左様なことを爲すべきではないと考へて居ります、さう云ふ意向は持つて居りませぬ。

### 開墾地と立木の關係

○中村委員 榊太郎の未開墾地を開發させて、之を開墾者に貸付けるもの、中に農産工藝用地と云ふものがあるやうであります、此の農産工藝用地として開墾を許しました場合に於て、其の地上にあり得る立木のことについて、其の流木は土地と一體を成すものであると云ふやうな、法律上の議論から出發を致しまして、開墾を致した者と榊太郎との間に争のある問題が起つて、まだ解決をせられないものがあるやうであります、どう云ふ根據からさう云ふやうな争になつて居るのでありますか、御説明を戴きたいと思ひます。

○榊居政府委員 只今御述になりました係争事件は目下札幌控訴院に繫屬中でありまして、如何に判定されますかは、私の口からは何とも申上げ兼ねるのであります、斯様な事件の起るに至りました所以は、榊太郎が農産工藝品用地として拂下げました土地の上にある立木は、土地と一體となつて、當然土地の買受人の所有となるものであるか、或は別體として、それ／＼權利を異にするものであるか、どうかと云ふ極めて簡單なる點に存して居ります、榊太郎の從來の法規上の解釋及び事實上の取扱と致しまして、又其の當時一般の榊太郎に於ける土地及び立木の賣買等の慣習と致しましては、土地と木とは別々に權利の對象になるものでありと云ふ風に致して居ります、併し土地の持主に對しては原則として優先的に其の地上の立木を賣拂ふこ

とに致して居りまして、所謂縁故特資と申して居りますが、縁故者に特資をすると言ふ建前を執つて居ります、併し之は原則でありまして、多少の例外は固より起り得るのであります、左様な解釋の下に、又事實上の慣習の下に、榊太郎に於ける取扱が殆ど一定致して居るのであります、此の點に付て偶々問題が起りましたことは、吾々と致しまして寧ろ不思議に考へて居るのであります、併しながら既に事法律上の問題と相成つて居りますので、其の裁きに依りまして總てのことが決定致すと考へて居ります。

○中村委員 其の點に付て一寸能く分らないのであります、榊太郎に於ける慣習とか、取扱の上では土地と立木とは別だと云ふ風になつて居る、併し日本の民法に於て規定されて居る所では、立木は土地と一體を成すものと云ふ風に解釋されて居る、恐らく之が理由になつて訴訟になつて居るのだと思ひます、法律の適用の點に付て榊太郎の扱ひが明確を缺いて居つた爲に、斯う云ふ訴訟が提起されて居るのだと思ひます、民法の解釋が榊太郎に於て現在に實際に於て施行せられて居ると思ひますが、施行せられて居るとすれば、幾ら榊太郎にさう云ふ慣習や慣例があつたに致しても、法律の適用には抗することが出来ないと思ひます、其の點に付て榊太郎では法律上どう云ふ風に御考になつて居るのでございませうか、其の點を一つ明確に御答願ひたいと思ひます。

○榊居政府委員 農産工藝品用地は特定の用途に其の土地を供用致すと云ふ條件の下に、榊太

の拓殖を促進すると云ふ立場から設けられた制度でありまして、其の用途に土地を供用しなかつた場合には、條件を付してありますので、其の土地は國に返還をさすと云ふ風になつて居ります、併し之は絶対的には勵行されて居なかつたやうに思ひますが、左様な意味の處分になつて居ります、又其の條件の中に其の地上の立木は國のものである、別箇に處分すると云ふことが明定してあるものであります、其の條件の下に又左様な用途を指定されて土地の處分を受けるのでありますから、當然其の時にはさう云ふ條件が附帯して居ることを心得て第三者に轉賣するべきものであらうと考へて居ります、其の間に疑の生ずる餘地はないと考へて居ります。

○中村委員 之は訴訟になつて現在控訴中だと云ふのでありますけれども、裁判所側の見方は一番ではどう云ふ風になつて居るのでございませうか、今長官の言はれる所に依ると、農産工藝品用地として一種の條件を付けて其の處分を許して居るのであるから、問題はないと云ふのでありますけれども、それが問題になつて居るのであります、裁判所側ではどう云ふ風にそれを解釋致して居りますか。

○榊居政府委員 最初第一審の豊原地方裁判所では榊太郎の解釋通りに判決が確定致して居りますが、只今札幌の控訴院に繫屬中でありまして、まだ其の方面の事情等は十分承知致して居りませぬ、何れに致しても所謂黑白が近く決まることが考へて居ります。

○中村委員 そんな事件は今までに起つたのは



初めてでございませうか。  
○榊原政府委員 初めてであります、此の事件  
だけであります。

### 國境取締りと派生問題

○中村委員 それは裁判になつて居るさうであ  
りますが、其の點に付ては何れ結末が分ること  
と思ひますから——次に國境取締の規則に關聯  
を致して居るのであります、現在國境取締の  
規則は榊原には實施をせられて居るのでありま  
す、此の國境取締の法律の規定から生れて参り  
ました一般の人の入ることの出来ない禁止區域  
と云ふものがあつて、一般の人は許可がなけれ  
ば無論其處には入つて行けない、無断で入つて  
行きますならば處罰を受けると云ふのは當然だ  
と思ひますが、此の禁止區域の附近の人から私  
の所に言つて来て居りますものの中に、斯う云  
ふことがあるのであります、其の禁止區域の中  
に警察の分署があつて、且又警察官吏の住宅も  
ある、色々の物件があつて附近の人達がどうし  
ても其の警察の分署に行かなければならないと  
云ふことが澤山ある、然るに禁止區域の中に入  
つて居る爲に、此の罰則の適用を受けて處罰を  
される者があつたと云ふことを言つて来て居る  
のであります、さう云ふ事實のあつたことが  
あるのでありませうか、ありましたならば其の點  
を御示をしたいと思います。

○榊原政府委員 曩に御協賛を得まして公布に  
なりました國境取締法に基きまして榊原令を

發布致しまして、細則を定めて居るのでありま  
すが、其の中には只今御指摘に相成つて居りま  
すやうに制限地區なるものを設定致して居りま  
す、之は北緯五十度の國境線から二十軒の範圍  
を指すものであります、其の制限區域内に入  
致します際には、許可を要すると云ふことにな  
つて居りますが、其の許可は其の地方に居住致  
して居ります者には成べく簡易な方法で許可致  
すと云ふ精神の下に一種のパスポート、出入許  
可證のやうなものを交付致して居ります、此の  
出入許可證の交付を受けますならば、それを適  
當に警察官吏に提示致して必要な方面に出入  
することが出来るのであります、或は其の手  
續を踏んで居ない際に無断で出入したのではな  
いかと思ひます、まだ法律及び廳令が公布勿々  
の際でありますので、一般住民に十分周知され  
て居なかつたやうな状態が若干あつたのではな  
いかと思つて居ります、併し處分致したと云ふ  
ことは全然報告を受けて居りませぬ、處分した  
と云ふのは多分叱り置いた程度ではないかと考  
へて居ります、尙ほ詳細取調べまして御答辯致  
しても宜いと思つて居ります。

○中村委員 之には安別川の以北とあるので  
す、其處に警察の分署があるさうですが、之が  
禁止區域の中に入つて居る、禁止區域の中に警  
察があると云ふことになりますと、今後色々  
面倒な問題が起つて来るのではないかと、警察に  
出入するのに一々禁止區域に入つて行かなけれ  
ばならぬとすると、之は一般の人民に對して甚  
だ迷惑だと、斯様に考へるのであります、一

般の人民に直接必要な事務を扱ふ警察は禁止  
區域外に置いて、禁止區域内には特別に國境取  
締を目標とする警察を置くこと云ふやうなこと  
にしなければ、甚だどうも附近の居住民に對して  
迷惑を掛けると思ふのであります、是はどう  
してもさう云ふやうに改めて貰はなければ一般  
の人が困ると云つて居りますが、何等かそれに  
對して對策を講じて戴きたいと思ひます。

○榊原政府委員 事國境に關しますので、只今  
の點は如何にも御尤もだと思ひますから、能く  
調べて左様なことのないやうに、法を能く  
活用させ得るやうに、下々に能く諒解出来るや  
うにしたいと思ひます。

○中村委員 之は官吏に警察に關すること  
でありますけれども、どうも榊原令に働いて居ら  
れる官吏の中で、決して私は全部と申上げるの  
でもないのですが、或は警察に職を奉じて居る  
人々などの中では、どうも評判の好くない行爲  
をする者が非常に澤山あつて困ると云ふやうな  
意見を吾々も聞いて居ります、文書などでも  
吾々の所に言つて来て居るのであります、多  
少内地と事情を異にして居りますことは、是も  
已むを得ないことだと思ひますけれども、どう  
も警察官などの素質が悪い、もう一つは非常に  
警察官が便宜を圖らうことに依つて利益を得ら  
れやうなことが非常に多い、之が又警察官の素  
質を悪くさせて行く一つの理由でもあるやうに  
思はれるのであります、例へて見ますならば内  
地よりも非常に許可營業と云ふものが多い、請  
負業とか、運送業とか、娯業とか、料理屋業と

か、飲食店業とか、斯う云ふやうなものに對し  
ては非常に許可の關聯もありまして、どうも納  
得の出来ないやうな取扱をする者が澤山ある、  
中には一人で三つも四つも飲食店や或は料理店  
の認可などを取つて、さうして他の人に對して  
は反對に中々許されないと云ふやうな不公平が  
非常に多い、之はやはり榊原令に於ける警察の  
監督と云ふものが洵に手緩いのだと云ふやうな  
ことを色々事實を擧げて言つて来て居るので  
あります、其の中でも例へば警察などは、安  
會をやるのでも二圓位の安い會費で、お酌でも  
何でも呼んで、相當な立派な宴會をやつても先  
づ大體警察官の宴會は二圓だ、榊原令ではさう云  
ふ相場がある、而も料理店などではそれに對し  
て色々の關聯があるので、何とも言ふことは出  
来ないで其の儘泣寝入りをして居る、之は無論  
營業に關聯を致して色々の裏面に於て感心の出  
来ない事實が生じて来る一つの理由であると思  
ふ、之は或る一人の巡查部長が轉勤になつた時  
ださうですが、其の饒別だけが一人で二千圓も  
貰つて行つた巡查部長がある、斯う云ふやうな  
工合で、人に依ると巡查を數年やつて數萬圓の  
金を儲けた人が、榊原令には澤山あると云ふやう  
なことを言つて来て居る者もるのであります  
が、警察官に對する榊原令の取締或は監督と云  
ふやうなものに對して——斯う云ふ事實がある  
とは無論答へられぬと思ひますけれども、どう  
云ふ風な御監督をして居られるのか、餘り澤山  
言つて来る者がありますので、此の際御答を  
得たいと思ふのでございませう。

○榊原政府委員 外地に活躍しようと云ふ人は  
何と言ひますか、仲々意氣軒昂な人もあるし、  
或は又裸一貫で活動しようと思ふ方もありま  
すから、種々なる點に於て中村君御承知の如く  
何とかして便を得ようとするのに安泰に行かな  
かつた時には、活躍する力の強いだけに又之を  
攻撃する上にも強く出て来ると云ふやうな  
點も、吾々は高い所から見に行く必要が御同様  
にありはせぬかと思ふのであります、外地に於  
ける官吏の任務は實に重いのであります、決  
して、内地と比べて云々と云ふ譯ではありませ  
ぬけれども、外地に於ける者は特に心して就  
て居るやうな次第であります、私の信する所  
は、只今御指摘になりましたやうな點は斷じて  
なくして、陛下の官吏として十分に其の任を盡  
して居るものと確信致して居る次第でありま  
す、併し前申上げましたやうに、何等か其の間  
に自分の思ふ所に行かざるものは徒に聲を大き  
くせざるとも限らぬかと思ひますけれども、  
尙ほ能く注意を致しまして、御指示のやう  
な點のないことを期したいと存する次第であ  
ります。

○中村委員 榊原令の直接の監督者としては、  
新たに發展を致して行く土地でありますから  
色々の困難の伴ふことは無論已むを得ぬ點もあ  
るとは思ひますが、併し弊害があるから之は已  
むを得ぬと云ふことは斷じて言へない、特に新  
たに進出して行く者などに取つては、政府で監  
督を嚴重にして行かなければ、長から其處に  
蟠居して居りました者が有ゆる方面に暴威を振

つてしまつて、新たに進出して行つた者などに  
對しては餘程の庇護を與へて行かなければ、榊  
原令の發展と云ふものは期せられぬと思ひますか  
ら、私はさう云ふことを敢て強調するのであり  
ます、此處にも或村の書記の話であります、  
唯御参考に申上げて御監督を嚴重にして戴くだ  
けのことでありまして、書記だと言つたから  
と云つて餘り目を光らして追及をせられたりな  
んぞせられないやうに一つ御願したいと思ひま  
すが、榊原令の市町村の豫算の中には交際費と云  
ふものがあつて、其の交際費の中で半額位は監  
督官、上司に贈つたり、或は飲食樂應費に使  
つて居る、内容は秘密だから判明はしないけれど  
も、どうもさう云ふ事實がある、又其の交際費の  
或る部分は地方新聞記者に與へて居つて、之が  
非常な弊害を來して居るから、市町村の交際費  
と云ふものに對しては、其の使用法に付て監  
督を嚴重にして貰ふことが必要である、私は實  
に至言であると思つて政府に申上げるのでござ  
います、尙ほ之も書記の話でありますけれども、  
遊興飲食税なども五割位は脱税されて居る  
のだ、併し之も中々嚴重にやることが出来ない  
非常に裏面の苦しい事情があるのだと云ふやう  
なことも言つて来て居ります、之は直接事務を  
扱ふ者は、中々榊原令の飲食店などに對しては、  
言換へますと力が弱いと云ふ意味の申出がある  
のでありますけれども、私はやはりさう云ふや  
うな所に付ても、税の取扱などに直接當つて居  
ります者を苦ませることも、やはり監督官廳  
の監督が不徹底であるからだと、斯様に考へる



のでありますが、斯う云ふ事實に對しましては、どう御考になりますか、御答辨を願ひたいと思ふのでございます。

○棟居政府委員 先程來警察官の職務執行上の不注意と申しますか、種々の非難のある事柄等に付きまして御申述になつたのでありますが、棟居と致しましては、特に警察官の素質向上其の平素の訓練に付ては最近意を用ひて居るのでありまして、古きことは格別と致しまして、事變以來警察官の素質の改善と云ふことに付ては主力を傾倒致して居りやうな状態でありまして、國境の護を受持つて居ります関係もありませんし、又棟居は新天地でありまして、此處に人を招致致しまする上に於ては住み良い所、働き良い所と云ふ風な條件を具へなくてはなりませんので、棟居をして眞に立派な日本の領土として建設すると云ふことには、特に棟居の役人は責任を痛感致して居ります、其の中で特別に民衆と接觸する機会が多いのは警察官でありますから、警察行政の執行に付きましては、格段の指導的な注意を致して居りますが、併し中には只今御述になりましたやうなことを、不慣れ不注意等からして、或は起さないと断言は致し兼ねます、併しながら只今御述になりましたことは、少し針小棒大な風にも思ひますので、假に若し左様なことを意識的にやつて居る事例を發見致しましたならば直ちに處分致します、それから市町村書記からの情報を只今御聴かせになりましたが、之も少し私に誇大ではないかと思ふのでありまして、最近私が参りましたか

ら、相當厳しく左様な點は取締つて居るのであります、棟居の役人は、役所の連中からでも接待を受けてはならぬ、況してや監督下にある市町村理事者、或は吏員から然るべき變應を受けること云ふやうなことは、非常に個人的な場合は別でありませうけれども、公の資格に於て斯様な席に臨むと云ふことは、相當私も厳しく申渡してあります、それは少し古い例ではないかと思ひますが、最近に左様なことが眼に餘るやうな風に行はれて居りますならば、斷乎として處置致したいと思ひます。

### 棟居に於る労働者問題

○中村委員 次は棟居に於ける労働者の問題であります、従來棟居の炭礦、或は土木工事、或は森林の伐採事業等に必要なる人夫を、監獄部屋と稱する所に置いて、非常に虐待をする云ふやうなことを屢々吾々は聞くのであります、最近には内地に於ても極めて労働者の少い時期でありますから、棟居に於ける労働者を得るに付ても、餘程困難を感じて居るのではないかと思ふて居ります、隨て一旦連れて行つた労働者に對しては、何とかして内地に歸れないやうな方法を講ずると云ふやうな必要が、又生じて来るのではないかと思ふ、先日東京から募集をされまして、而も之は東京の本所の太平洋警察で仲に入つて集めて行つた労働者の中で、もう苦しくて死んでしまふからと云ふやうな手紙も私の所に呉れた者がありますので、内容が

能く分らないから、其の手紙を警視廳に預けてさうして警視廳の方から直接警察の方に連絡を執つて貰つて、數箇月の後に歸して貰つた事例があるものでありますけれども、今日ではもうさう云ふやうな監獄部屋と云ふやうな種類のものに對しては、吾々はないと信じて居るのであります、どうも募集をする時の條件と、棟居に連れて行つてからの条件と、非常な違ひがあるのだと云ふことも聞いて居るのであります、労働者の募集に付ては是非嚴重なる監督が願ひたい、斯様に思ふのでございます、もう一つは棟居の炭礦の坑内の安全設備と云ふものが非常に不完全である、内地の炭礦等よりは餘程坑内の設備が不完全である、其の爲に落盤等に依つて慘死を致します者の數が、内地よりは非常に率が多いのだと云ふことを言つて居ります、此の點に付ても御所見を伺ひたいと思ふのでございます。

○松岡政府委員 之は御答になるかどうか分りませぬが、私の経験から考へますと、中村君等と共に、只今のやうな考を持つ者に向つて寧ろ教へて行かなければならぬのではないかと思ふのであります、外地に行つて新開の地を拓くと云ふことは、實際其處に足を踏入れて見た者でなければ分らない難儀があるのであります、併しながら又同時に非常に愉快なこともあるのであります、少し答辯としての外れになるかも知れませぬが、私の體験から申して、之はお互に教へて行かなければ、東京邊りに居ります者があの新開地へ行つて働く時に、當り前のこと

をやつて居つてさへも、之は忍べないやうなものになるのであります、風呂へ一週間も入らないで居ると云ふやうなことが出て来るのでありますから、此處等の所は餘程心して——國民指導の上に付て左様な考を持つて居る次第であります、併し今の監獄部屋のことなど能く聞いて居りますが、之は古いことではないかと思つて居ります、同時に國民の志氣作興の上に、一つ中村君と吾々と共に教へて行く、都會地の人に向つて外地の拓殖上に付ての愉快さを教へ寧ろ反駁的に其の軟弱性を打破つて行く位になければ、外地發展の力がなくなるであらう、さう云ふ所から吾々拓殖の局に當る者としてはさう云ふ方面に最も力を入れて、或は滿洲方面の移民等に付ても志氣を鼓舞してやつて行かうと云ふ上から、特に中村君等に御考慮を願ひたいと思つて居るのであります。

○中村委員 松岡次官は働く労働者に對する同情が少し足りないのではないかと私は思ふ、志氣を作興して大いに仕事を、外地に向つて發展すると云ふ、此の必要は吾々も之を痛感するのであります、併し今松岡さんが言はれるやうに、非常に困難な仕事なのでありますから困難な仕事にビク／＼するやうなことでは仕方がないのではないかと云ふやうな言葉の片鱗も現はれるのであります、困難な仕事に堪へるのでありますならば、それ相應の保護と待遇を好くしてやらなければならぬのだ、志氣を作興して大いにやれと言つて見た所が、碌に約束した金も呉れないで、一週間も風呂に入れないで、相當厳しく左様な點は取締つて居るのであります、棟居の役人は、役所の連中からでも接待を受けてはならぬ、況してや監督下にある市町村理事者、或は吏員から然るべき變應を受けること云ふやうなことは、非常に個人的な場合は別でありませうけれども、公の資格に於て斯様な席に臨むと云ふことは、相當私も厳しく申渡してあります、それは少し古い例ではないかと思ひますが、最近に左様なことが眼に餘るやうな風に行はれて居りますならば、斷乎として處置致したいと思ひます。

いで、病氣になつたつて醫者にも掛かれないで居て、それで志氣が作興出来るものではない、志氣を作興して大いに働かせるには働かせるやうな方法を執つてやらなければならぬ、それを請負師なんか任せて置いて、棟居などは成べく見て見ない振りをして置いて、幾ら頭を刎ねようが、風呂に入れないで垢が溜らうが、病氣にならうが、大いにやれ、そんな空元氣ばかりに付けたつて出来るものぢやない、私は斯様に考へて居る、殊に東京の人などを連れて行く上に付て、募集の上に付てもつと監督をして例へば「へろ／＼」の東京などに働いて居る餘り健康でない者でも、人が居ないものだから色々な餌で釣つて連れて行つた、之は病氣になるのは當り前です、連れて行くには連れて行くだけの嚴重な身體検査をしてやつて、向ふで一週間位風呂へ入らなくてもびく／＼しないやうな人間を連れて行くのなら宜いけれども、人がないから直ぐ倒れるやうな者でも、行けば仕事はもう樂なものだと云ふやうなことを言つて、金ばかり澤山取れるやうな法螺を吹いて連れて行くこと云ふことに對しては、私は嚴重に取締らなければ何も出来ないと思ふ、さう云ふ取締をしないで置いて、松岡さんのやうに志氣を作興させるの何だのと言つてやつても、そんなことは出来るものではないと吾々は考へて居る、松岡次官の御答は甚だ見當違ひだと思ふのであります、如何でございますか。

○松岡政府委員 如何にも只今の御説御尤もであります、前のことは前のこととして御考を願つて、後のことは當局の方でも十分に取締るやうに致します、本當に氣持よく働かせるやうに雇傭者に向つての注意等は怠らないやうに致します。

○棟居政府委員 誤解があるといけませんから念の爲に私は申上げて置きたいと思ひますが、只今御述になりました労働者の件は、多分昨年西海岸の方の鐵道建設工事に當つて居つた土工の問題だと考へて居ります、是は實は東京及び大阪からルンペンのやうな者を相當大量に募集して行つたやうでありまして、殆ど徒衣徒食の労働能力の甚だ貧弱な連中を加へて連れて行つたことを後から私聞きまして、左様な労働者を募集することに付ての將來に對する警告を發したのであります、併し棟居は御承知のやうに多は工事が出来ませぬので、融雪後大體四月から十一月までの七箇月間に一年分の仕事をす、隨て延人員よりも實人員の方に重きを置かなければならぬ關係上、兎に角頭数を揃へると云ふやうな労働者募集上のハンデキャップがありますので、玉石著しく混淆することが屢々ある譯であります、取分け最近労働者の募集難であります、中には只今御述になりました募集條件と必ずしも異つた待遇等は致して居ないのであります、働く時間が長いとか、或は身體に不相當であると云ふやうなことで、悲鳴を擧げて居つたやうな者がありました、是等の者は其の儘不心得を論じて殘した者もありませんし、又本人達の希望に依りまして、旅費を給して東京方面に歸した者もありません、併し特別に待遇



上に不審なる處置があつたとは、私共警察署等より聞いて居りませぬ、それから鑛山の方の坑内設備が樺太は非常に劣悪であると云ふ御話であります、是は私は納得し兼ねるのであります、樺太の鑛山は豫行條件が非常に優秀でありまして、内地のやうに斜坑或は堅坑と云ふやうなものも深く掘入れると云ふことなく、極めて樂に石炭の採掘が出来るのであります、隨て坑内の保全上の設備は内地式でなくとも十分やうに行けるのであります、併し之亦十分に業者には注意を致させまして、不祥事の起らないやうにされて居りますので、樺太には事故が多いと云ふことは全然逆だと思つて居ります、事故は北海道と比べれば殆ど問題とならぬやうに少ないのであります。

○中村委員 長官では或は御分りにならないかも知れませぬけれども、小さいやうで事實は私は甚だ不満でありますから御尋をするのであります、樺太の名好と云ふ所に起つて居る問題であります、此の名好の北小澤の第一小學校の附近に通つて居ります三菱の石炭を運ぶ鐵道があるやうです、之が出願を致しました當時は、學校の敷地から遙に遠廻りをして許可を得て居るのにも拘らず、愈々事業をやるやうになりましてからは、樺太廳の許可も受けずに、勝手に小學校の敷地の真ん中に鐵道を通してしまつて此の方が非常に鐵道としては便利なのでござんす、此のことを致した爲に、昨年の秋泊居支廳の鶴城出張所の吏員、官吏が三菱に抗議を申込んで、それでは出願と違ふから甚だ困ると苦情を言つ

て居るやうであります、樺太は三菱の方では學校の敷地を侵害をして居つて、言ふことを聞かぬと云ふやうな問題があるやうですが、私は斯の如き横暴な三菱に對しては、樺太廳が認可したならば斷然認可した通りの方法を執らせ、勝手に認可して居ない所を、近いからと云つて學校の敷地を妨害すると云ふやうなことに對しては、嚴重な監督をして貰はなければならぬと思ふのであります、御分りになつて居りますか。

○樺居政府委員 私は十分に心得て居りませぬが、北小澤の小學校は三菱自身の負擔に於て建設した學校でありまして、昨年漸く其の一部が完成し、本年まだ大半の工事を残して居ります、彼處は石炭を將來百萬石位出す豫定の鑛山を中心に形成される市街地であります、隨て學校等も數十學級になる豫定であります、自然敷地等も相當廣く豫定されて居りますが、只今は其の小部分を使つて居る實情でありまして、三菱が土木工事に取敢ず軌道を敷設致して市街地の建設等に當つて居りますが、固定的設備はまだ許して居りませぬので、學校の授業上に妨げになるやうな場所を通つて居るとは私承知致して居りませぬ、昨年私が彼處に參つて見ましたも、さう云ふやうなことは全然私は見聞致さなかつたのであります、多少之も真相を逸して居るのではないかと思ひますが、尙ほ十分に調べたいと思つて居ります。

### 樺太西海岸の國道問題

○中村委員 もう一つ樺太の西海岸の國道に關聯致したのであります、やはり之も樺太廳が計畫を致した國道を、三菱の鑛業事務所とか、住宅などが、不便だからと云つて、樺太廳で造つた國道を三菱で全然變更を加へて、非常に急な坂を切開いて、今までも餘程交通の不便な道を通つて居る、之も三菱の横暴から来るものであつて、樺太廳の監督が及ばないから斯う云ふことになるのだと言つて來て居るのであります、之も長官の言はれるやうに事實を誇大に言つて來て居るのかも知れませぬけれども、御聽になつて居りましたならば、此の點に付て伺ひたいと思ひます。

○樺居政府委員 只今の御話は三菱、王子及び鑛紡の三社がそれ、炭礦を經營致して居りまして、只今西海岸で炭礦の中心地となつて居ります、塔路町へ通ずる道路のこと、存じます、之は塔路町が俄に發展致しましたので、從來は幅員の狭い所謂農耕道路と申して居りますが、部落から部落に通ずる道路の程度のものが國道から分派致して居ります、然るに最近トラック等非常に交通が激しくなりましたので、此の幅員を廣くして國道に致すと云ふ計畫を立てまして町と會社の協力を求めて、昨年來國道の改修を始めました、其の國道の改修は多少坂道へ掛つて居ります、併し今までの農耕道路を經由致しますよりは、多少坂道でありまして幅員の廣い立派な道路を通る方が有ゆる點から見て便利

なのであります、それが爲に不便を受けて居ると云ふやうなことは、甚だ理解し難いのであります。

○中村委員 私の御尋をする趣旨は要するに三菱なら三菱だからと云ふ譯で、どうも樺太廳の言ふことを軽く見て、なかに、やればやれるのだと云ふ態度を、常に鐵道に付ても道路に付ても執る、さう云ふことを一般の人々から見ますと、どうも樺太廳の態度が斯う云ふ大資本の前の出ると弱いのだと云ふやうな觀念を興へることになつて、私は非常に悪いと思ふ、樺太廳は僕として日本の政府の仕事をして居るのだから、何者が來るとも許すべきは許すと云ふ、一貫した方針の上に毅然として立つて置くことが必要でありまして、斯う云ふ事實を申上げたのであります、何卒さう云ふ點に付ての監督を嚴重にせられんことを希望致しまして私の質問を終ります。

○松岡政府委員 決して樺太廳の爲に辯ずるのではありません、僕として、陛下の官吏たるの責任を遂行するに萬遺憾なきを期して居るのであります、尙ほ併しながら只今の御説の如きことは、人心に及ぼす影響も頗る大なるものがありますから、左様の疑惑を起さないやうに注意致したいと思ひます。

### 樺鐵補助金額の問題

#### 坂東幸太郎委員の質問

○坂東委員 此の樺太地方鐵道補助法改正法

律案であります、其の第一條第一項中「十五年を限り」の下に「豫算の範圍内に於て」を加ふとありますが、其の「豫算の範圍内に於て」と云ふ豫算はどの範圍を指して居るか云ふことを一寸御尋致します。

○樺居政府委員 只今御述になりました第一條に新に挿入致します「豫算の範圍内に於て」と云ふ字句は、從來の第五條の「補助金の年總額は最高百二十萬圓とす」とありますのに代ります規定でありまして、之は樺鐵を買収致しますと、金額が著しく減少致します、隨ひまして百二十萬圓と云ふ限度を存置致しますことが不釣合となりまして、第五條を削除致します代りに、政府が適正と認められた金額を豫算に計上致しまして、豫算の範圍内に於て尙ほ補助を繼續する鐵道に對して十分なる根據の下に計算致しました金額を補助する、毎年度同豫算に必要な金額を計上致すと云ふ趣旨の規定であります。

○坂東委員 以前は百二十萬圓の範圍内であつたとしますならば、やはり樺太鐵道買収後金額は減る、それならば百二十萬圓以下の適當な金額を書いた方が宜いやうな気がしますが、それを書かないと云ふ點は、どう云ふところが適當でないのせうか、其の點を御伺致します。

○樺居政府委員 金額を明示致しても、固より差支はないと存じますが、將來如何なる鐵道が更に補助を受けるやうになるか、只今の所は左様な鐵道を豫定致して居りませぬが、左様な場合に於きまして、弾力性のある運用を致

すと云ふ上から行きまして、新しい規定の建前の方が宜しくはないかと存じます、決して豫算を特に補助を受けず者に不利益に計上致すと云ふことは絶対にありませぬので、十分なる根據に基きまして、算定を致しましたものを各年度に計上を致すと云ふ豫定であります、業者に不安を興へると云ふことは固より政府と致しましても考へて居ないのであります。

○坂東委員 從來百二十萬圓以内となつて居ります場合に、其の補助の金額は一定して居らなかつたのであります。

○樺居政府委員 補助の金額は年百二十萬圓以内にて多少異動はあります、それは補助法に依りまして現在二つの鐵道に補助致して居りますが、其の年度の建設費に對する五分或は資本及び社債等に對する八分と云ふやうな割合で其の金額が變ります、限度は百二十萬圓と押へて居ります、實績は多少變つて居ります。

○坂東委員 さうしますると以前はちやんと決つて居らなかつた譯であります、さうすると此の改正の第二條に依りまして補助の割合が決つた、其の點が前と違ふ譯です。

○樺居政府委員 從來と雖も百二十萬圓以内の限度補助致したのであります、多少不用額として豫算が残る場合もあります、今度もやはり豫算は一應計上致しますが、それを限度と致します、多少其の範圍内に於ての異動が起りますので、豫算を取つたら、それを全部補助して支出すると云ふ譯ではないのであります、一應の想定に基きまして、是だけの豫算を



計上致したのであります、之は従来の建前と比べて唯金額を明示したのと、明示しないだけの區別であります、寧ろ今度の方が弾力性があるのではないか、左様に考へて居ります。

○坂東委員 此の第二條は今度新に加へた條項でありますか。

○棟居政府委員 此の第二條は今度加へたのではないのであります、第二條の但書の改正が主になつて居ります、尤も現行の方の第二條の第一項は、第二項と云ふやうに分けて居りまして、十五年の基本補助期間に致しましては、年六分に益金の留保が一分、次に五年の伸長期間に對しましては、年五分に對して益金留保一分五厘、斯うありましたのを一律に基本期間も伸長期間も含めまして五分に對して益金留保を一分、合計六分を収益すると云ふことになりましたので、基本期間と伸長期間とを通じて六分と一分五厘と云ふのを改正致しました、之は他の外地内地皆同様でありますので、樺太もそれに追隨致したのであります。

○坂東委員 さうしますと、第二條は總て新しい改正の條文ですか、即ち形の上には多少違つて居りますが、其の實質に於ては第二條は先の場合と餘り變つて居らない譯ですか。

○棟居政府委員 左様であります、唯補助率を變へたばかりでありまして、實質に付ては變更はないのであります。

○坂東委員 此の建設費の算定であります、従來はどう云ふやうな算定法に依つたものでありますか、又今後其の算定法は従來の算定法と

でも尙ほ向ふ一年間の鐵道の運営上必要已むを得ざるものが豫算面に現はれて居りまして、其の豫算は樺太廳の認可を受けることになつて居ります、極めて項目は多いのであります、目立ちました新設備等はないのであります。

○坂東委員 其の投資は結局國家が拂ふのでありますから、有形的に、實際に於ての投資でなければならぬと思ひますが、目星いものがないければどう云ふことになりませんか、兎に角百三十何萬圓は國家が支拂ふ以上は、目星いものがない、唯漫然と投資したと云ふことでは、信用は出来ないと思ひます、其の點をもう少し的確に御答辯願ひたい。

○棟居政府委員 之は豫想でありまして、固より此の數字が買収に至りますまでに、事實の上に形となつて現はれて来るかどうか、之は固より斷定出来ませぬ、併しながら此の會社の六十里に及びます鐵道を經營致して参ります上に於て、百三十九萬圓内外の建設費の増加額は常識的に見ましても、實際的に見ましても、疑問のない經費である、斯様に見て居ります、細かく申上げますれば、最も大きいのは車輛費であります、建物費、通信線路費、運送費、土工費、是等は毎年度會社の事業計畫上に繼續的に現はれて参りますものでありまして、此の範圍内に於て一應樺太廳も許可致して居ります、會社側でも資金計畫を立て、居るのであります、尤も之を買収する時には、十分決算上の検討を致しますので、不必要なる金額を支出することは、此のたび取交します協定に於き

違へて行く譯でありますか、又同様でありますか、其の點を御伺致します。

○棟居政府委員 建設費は之は法律に基きまして結局は會社の決算上に於ける金額を十分に検討致しまして、適正なる建設費に屬する金額と認定致しましたものを補助の基準と致して居ります、此の度買収致します場合にも、建設費は會社の決算面に於ける金額に十分なる研究を加へました上で適切である限度で認定をする、斯様に相成つて居ります。

### 樺鐵買収價格の問題

○坂東委員 そこで只今御話の樺太鐵道株式會社の買収のことでありまして、大體何ぼになつて居りますか。

○棟居政府委員 此の鐵道は昭和十五年度末に買収致す豫定を以て、各種の手配を致したいと思つて居ります、隨ひまして尙ほ一年餘の期間が殘つて居りますので、此の間に於て會社側で多少建設費に屬する投資を致します、それは過去の実績で大凡の見當を付けて居りますので、御手許に配付致しました書類にも掲げて置きました、百三十九萬七千六百圓程度のものを昭和十五年の上期以降買収に至るまでの時期に會社が投資することを想定致して居ります、それを含めまして昭和十四年下半年の決算面に於ける建設費に加へまして之を買収豫定價格と致して居ります、豫定價格は二千三百四十六萬八千餘圓であります、之を公債を以て交付致しま

する關係上、多少交付金額は積立て参ります。

○坂東委員 今後の投資を想定して居るとしますならば、其の想定に對し、樺太廳は投資することに付て監督を行つて、それを實行すると云ふ責任を生ずる譯でございませぬか。

○棟居政府委員 それは會社側との間に協定を致すやうに、只今協定の準備を致して居ります、總て新規に建設費に包含される施設を致す場合に於ては、樺太廳の承認を受けることに致して居ります。

○坂東委員 買収價格を二千三百餘萬圓と大體決めて居る以上は、其の百三十餘萬圓の新たな投資は實行せしめなければならぬ必要があると思ふのであります、其の投資は大體どう云ふ形の投資でありますか。

○棟居政府委員 さしたる新施設は殆ど豫定を致して居りませぬ、車輛、軌條或は之の運営上の諸工作物で、鐵道の運轉上必要缺くべからざるものと云ふ限度で、新しき投資を認めたい、斯様に考へて居ります、之が爲に國の買収價格を特に増加さすものは差控へたい、斯様に考へて居ります。

○坂東委員 其の百三十何萬圓の投資は大體に於て會社側と話し合は出来て居るものと見て宜いのでありますか。

○棟居政府委員 百三十九萬餘圓の一應買収に至りますまでの建設費増加額と想定致して居りますものは、従來の実績を勘案致しまして、大體に於て其の程度のものには必要であると樺太廳では認定致して居りますのみならず、會社側

までも認められて居りませぬ、又さう云ふ必要な施設でありますならば、會社の性質に反します、樺太廳と致しまして、其の點は監視致すことに致して居ります。

○坂東委員 樺太鐵道の買収は、勿論法律に依つて其の價格は決められますが、さつぱらんに申しますと、樺太鐵道の建設費は實際に幾らだつたのでありますか。

○棟居政府委員 實際と申しますと……

○坂東委員 詰り樺太鐵道を建設した時には非常に鐵が安いし、貨幣の價值も違ひますから、非常に安い譯なのです、現在鐵の値段にも關係致しますし、法律で決めますと、實際の價格と必ずしも符號しませぬ、事實此の鐵道の建設費は大體幾ら位であつたのでありますか。

○棟居政府委員 建設費と申しますれば、會社の基本的施設に投下されました拂込資本、社債借入金等の合計額でありまして、其の中で建設費に屬する部門に投下されましたものを合算致して居ります、之を時價で買収すれば幾らであるかと云ふ點も、一應検討致して見ました、大體四千五百萬圓位掛る、斯様に見積つて居ります。

○坂東委員 時價と云へば鐵の價格も騰貴して居る、それ等を目安とすればさうでせうが、それと丁度反對に、建設した當時は非常に安かつた譯であります、尤も幾ら安くても買収する場合には法律で決めますから、それは差支ないですけれども、實際に投じた建設費は最初安かつたかと云ふことを伺つたのであります、買収價格の二千三百餘萬圓と云ふものは、法律に準據

して決めたのですか。

○棟居政府委員 左様であります、地方鐵道法及び同法の施行規則に基きまして、總て法的根據の下に算定致した金額になつて居ります。

○坂東委員 此の外に鐵道は何と云ふのがありましたか。

○棟居政府委員 此の外に樺太には私設鐵道があります、補助致して居りますものは南樺太鐵道株式會社の鐵道であります、補助致して居りませぬのは、三菱が經營致して居ります鐵道が西海岸に一部あります。

○坂東委員 此の南樺太鐵道の方は交通系統上より今後買収するやうな計畫でもあるのでありますか。

○棟居政府委員 只今の所では之を何時買収するかと云ふことを明言致し兼ねますが、結局はやはり樺太廳の財政の許す限り、速に買収しなければならぬと考へて居ります。

○坂東委員 樺太は土地も相當廣いのでありますし、殊に又氣候寒冷の關係上、鐵道はまだまだ敷かねばならぬと考へますが、樺太廳が既に此の大きな鐵道を買収します以上は、鐵道交通政策上之から樺太廳自身が鐵道を建設すると云ふやうな計畫でもあるのですか。

○棟居政府委員 樺太の拓殖の各種の角度から致しまして、最も急を要しますものは交通の整備擴充であると云ふ風に著眼を致して居ります、隨ひまして、拓殖の動脈と致しまして、鐵道の建設と云ふことは、従來からも既に計畫されて居ります、只今の所では東西兩海岸をそれ



北に向つて二線を建設致して居ります。一線は久春内から蕙須取に至る線、一線は敷香から空屯に達します線であり、之は昭和十八年度末に完成を致すと云ふ豫定を以て只今著々工事を進めて居ります。尚ほ其の外に東西両海岸を連絡する横断線を建設致すと云ふ意圖を持つて居りますが、之は尙ほ計畫を立て、居りませぬ。

○坂東委員 敷香蕙須取間の如き横断線が必要であります。それに付きましてはどう考へて居りますか。

○棟居政府委員 敷香蕙須取間は只今連絡道路を用ひて居りますが、行く／＼は此の兩地間にも鐵道を敷設する必要があると認定して居ります。唯此の間は大體八十數キロでありまして、非常に峻峻な山岳地帯を経由致しますので、約二千萬圓の工費を要するのではないかと見積つて居りますが、適宜の時期に其の敷設計畫を進めて参りたいと思つて居ります。

○坂東委員 私の考では兩地は經濟上のみならず軍事上にも非常に重要な點でありますから、どうしても連絡する必要があると思ひますから、成べく其の計畫を進めて、其の實現の速かならんことを私委員の一人として希望するであります。また其の外樺太の鐵道に付ては、交通政策上大いに研究してやらなければならぬことが深山ありますから、根本的に交通政策、殊に鐵道交通政策を樹立されんことを致しに希望致します。

一寸關聯しますことで御伺したいと思ひます

が、樺太は景色の點に於て亞寒地帯なるを以て非常に特色がありますが、樺太にも國立公園を設けて此の特異性ある天然の景觀を永久に保存する考がありますか、長官の御考はどうですか

○松岡政府委員 之は長官に御尋ねでありました。私が私から一應御答申上げて置いた方が宜からうと思ひます。事變以來特に昨年以來坂東君の御承知の如く石炭の問題が斯の如く緊迫して、此の石炭に付ては國內としては樺太に最も依存せなければならぬ問題であります。斯う云ふ關係から樺太は特に目立つて重きをなすやうになつて來たのであります。只今坂東君の御述になつたやうに、單なる國防上の問題ばかりでなく、其の他各般から眺めて、樺太開發上につつて劃期的の見直しが必要ぢやないかと思つて居ります。御示しになりました國立公園の如き、勿論のこと、其の他各般に互つて、港灣、交通、教育、萬般に付て全く樺太を劃期的に見直すべき時期が來て居るのではないかと、斯様に實は考へて居るのであります。是等の點に付て御期待に副ふべく一つ何等かの處置をなさねばならぬ。斯様に拓務當局に於ても考へて居る次第であります。此の點だけを申上げて置きます。

○坂東委員 大體樺太の石炭の埋藏量はどれ程位な見當でありますか。

○棟居政府委員 只今までの調査に依りますれば炭層の厚さ二尺五寸以上水準下二千尺までの二二億五千萬噸と見積つて居ります。其の中封鎖炭田内に埋藏されて居りますものが十三億

五千萬噸、既に民有に屬して居りますものが九億萬噸と云ふ風に只今の所では想定致して居ります。

○坂東委員 山林の材積は概算どの位今ございませぬか。

○棟居政府委員 是亦尙ほ一層精密なる調査を要すると思ひますが、只今までの調査に基きますれば各種の樹種を合せまして八億三千四百萬石と想定致して居ります。

### 亞寒地帯農業の確立

○坂東委員 樺太の農業政策は從來餘り成功ではなかつた、それは穀類栽培などをやたらに奨励して居りまして、亞寒地帯の農業には適當でなく、大體失敗のやうに思ふのですが、現在もやはり穀類奨励と云ふやうな方針を執つて居りますか、それとも大體亞寒地帯の農業たる牧畜本位と云ふやうな方針でやつて居りますか、どうかと云ふことを一寸御伺致して置きます。

○棟居政府委員 併し自然上の非常不利な條件を具備致して居ります。所謂亞寒地帯農業でありますから、自然的なハンディキャップを十分に調整克服致しますと共に、農業者の農業上の形態を樺太に於て建設すると云ふ目標を立て、居ります。随ひまして結論的にまだ十分なる見透しを立て、居らない部分もありませんけれども、大體樺太に於ては農業が可能であると云ふ風に吾々と致しましては樂觀的な見解を執つて居ります。

ます、其の中で特に農業と畜産業とを結付ける所謂畜農業でありまして、完全なる不可分關係に於て農業と畜産業とを併進させたいと考へて居りまして、其の建前の下に只今は指導獎勵致し、又農家も極めて愉快なる生活活動を致して居ります。

○坂東委員 樺太は勿論亞寒地帯なるが故に歐羅巴或はシベリヤ等の亞寒地帯の農業を大いに参考としなければならぬと思ひますが、それは今長官の仰せの如く、牧畜を主としたる農業でなければならぬと云ふことは、言ふまでもないことでありまして、其の方針を以て進むことは吾々も賛成であります。殊に馬は最も適當でありませうが、將來樺太に於きまして、牧畜を奨励し、馬は一體どの位まで生産すると云ふやうな見當を付けて居られるのでありますか、それを御伺したい。

○棟居政府委員 樺太に於きます増産計畫は約二萬八千頭を取らず十年間に生産致す、軍馬、耕馬、挽馬等各種合せまして、二萬八千頭を取らず第一期の十年計畫として増殖すると云ふことに致して居りまして、只今其の期間の半ばであります。

○坂東委員 樺太は兎に角二千何百方里ありますから、相當産馬は澤山出来る可能性があると云ふ思ひますが、樺太には一體、馬一頭に付て土地を幾ら位必要だと云ふ風に算定して居られますか。

○棟居政府委員 理想と致しましては、今寧ろ樺太の農業經營上の常識と致しまして、農家に

は牛二頭以上、馬は必ず一頭と云ふことに致して居ります。随ひまして馬と牛とを合せまして農家に對する放牧地、牧草地等の割當を致して居ります。只今申上げました標準に依りまして、五町歩と云ふ見當で凡その土地の割當を致して居ります。

○坂東委員 農家に對する土地の面積はそれ程宜しうございませぬが、大體牧場たるべき所の適地はどの位ありますか。

○棟居政府委員 樺太では農牧地と致しまして必ずしも之が農耕適地、之が放牧適地と云ふ風に截然たる区分は只今の所致し兼ねますが、兩者を合せまして二十七萬町歩と云ふことに相成つて居ります。其の中に開墾され或は既に利用されて居りますのが一割でありまして、殘る九割が尙ほ將來の利用を待つて居ると云ふ状態であります。

○坂東委員 さうしますと二十萬町歩内外が農業若くは牧場適地としての未開地である、斯う見て宜いのであります。さうすると二十餘萬町歩に對して一體牛なり馬なりが何ぼ産するかと出来るか、斯う云ふ問題であります。之は大體の見當を付けてやるべきものだと思ふ、例へば北海道で言ひますならば、牛馬各々百萬頭と云ふ計畫で進んで居ります如くに、將來を見透して、さうして確固たる大方針を立て、やるべきだと思ひます。今長官の御説明では十年計畫で二萬八千頭であります。兎に角それ以上澤山産する見込があるのですから、さう云ふ見透しを付けて大方針を立てる必要がある

と思ひますが、如何ですか。

○棟居政府委員 御説の通りであります。取敢ず第一期計畫と致しまして三萬頭以内を目標と致して施設して居ります。種畜場の新設、各市町村に於ける相當規模の放牧場の設置の助成、又各個人の牧場等の適正なる指導獎勵と云ふことを總て考へて居ります。唯併し色々な事情から致しまして、豫算等も相當苦しく認められて居りますので、全面的に樺太の理想と致します方向に向つて施設經營致しますことが若干遅れて居りますが、御示しの通りに努めて多數の優良なる家畜、特に馬は増殖致したいと考へて居ります。

### 樺太の雪害に關して

○坂東委員 松岡政府委員に御伺致しますが、樺太は、東北、北海道に劣らぬ雪害の大きい所でありまして、此の樺太の雪害に對しましては政府はどう云ふ風に御考へになつて居りますか。

○松岡政府委員 特に坂東君から雪害の問題を私に質問せられたのであります。樺太方面は殘念ながら私は現地を知りませぬので、併しながら凍害のあることは當然でございます。雪害の方は却つて多くなれば總ての山野を自由に歩けるやうな工合になると云ふことも申します。正直のことを申上げますが、洵に雪害の點に付ては私は甚だどうも分らないので申譯ない次第であります。北海道同様考慮すべきものであ



らうと云ふ概念的に見て左様に御返答申上げるより外に、實際は私まだ就任日淺くしてそこまでに至つて居りませぬことを甚だ残念と申上げて御返事申上げて置く譯であります。

○坂東委員 まあ十分に御研究を願ひますが、長官に御伺しますが、鐵道を經營するやうな場合に當つて雪害或は寒さの害、さう云ふことが相當あるのでありませうが、それに對して樺太廳の鐵道はどう云ふやうな施設をやつて居りますか、其の點を一寸御伺致します。

○樺居政府委員 樺太では内地の東北方面、北海道方面に累次起りますやうな雪害と申しますものは、所謂天災に類似のやうな意味の雪害と申しますものは、先づ無いと吾々は考へて居ります、時には固より猛烈なる吹雪が襲來致しまして、交通を阻むことはあります、併し之が爲に人畜等に烈しき被害を及ぼすと云ふことは、殆ど例がないのでありまして、數回雪崩の爲に被害を生じたことはあります、併し継続的な雪害と云ふことは樺太には先づ無い、寧ろ雪を十分に思ふ存分利用して、交通上等に之を逆に役立たせると云ふ風に、島民等は寧ろ天恵なりと致して居るのであります、併し雪に依つて起きます善悪兩方面の影響に付ては十分に敏感でありまして、現に十五年度の豫算等に於きましては、雪上の交通を研究致すと云ふやうな豫算も載いて居ります、又中央試験場に於きましても新に區域を設けまして、斯様な北方地帯に於ける各種の問題、自然的人爲的な方面の人間生活に及ぼす影響を研究致すことに致して

居ります。

### 樺太の馴鹿に就て

○坂東委員 樺太の馴鹿はあれは珍しいものでありますが、天然記念物として居るのであります、自然に委してあります。

○樺居政府委員 馴鹿は只今凡その所六七百頭居りますが之は土人の手で管理致して居ります、別に樺太廳と致しましては積極的に保護も致して居りませぬし、天然記念物的扱ひも致して居りませぬが實は既に御承知と思ひますが、之が北方の雪上の交通に特に優秀なる機能を持つて居りますので、軍事上或は一般交通上に之を利用致したいと云ふ著眼の下に、十五年度に百頭ばかり樺太廳へ買上げまして、飼育、管理、増殖及び馴鹿の肉、皮、角等の利用を研究致して軍部と相俟つて左様な方法に進んで居ります。

○坂東委員 之を自然に放任すれば段々減少すると思ひますが、減少して居らぬのであります、利用研究も結構であります、珍しいものでありますから、利用研究よりは寧ろ積極的に保護して行つて、其の増殖を圖ると云ふ方が必要と考へるが、如何ですか。

○樺居政府委員 御示しの通りであります、取敢ず百頭内外を樺太廳で買上げて試験を致しますが、行く／＼は只今土人の管理致して居りますものを全部國の所有に移しまして、之を先づ基礎にして完全なる有用動物と致しまして、之を増殖したい、遅れては居りますが、數年後

には相當馴鹿は樺太に於て重要な役割を示す動物ではないか、斯様に考へて居ります。

○坂東委員 尙ほ松岡さんに御伺致しますが、實は私は十數年前から樺太の國立公園と云ふことを唱へて居る譯ですが、あの亞寒地帯の偉觀大自然、大景觀、之を自然に放任して置くならば、どうしても荒されてしまふから、其適當なる部分を國立公園と指定して保護する必要があると思ひますが、之を實現すると云ふ御考はありませぬか。

○松岡政府委員 國立公園は最初に私が日光を唱へて、現に實現して居るのであります、國立公園に關しては特に私最初の發言者であつたゞけに關心を持つて居る次第であります、まだ樺太は知りませぬから、近く是非坂東君の御心を體して能く見て参りたいと思つて居る次第であります、洵に御説御尤もであると存じて居る次第であります、可能性あるや否かの點に付ては御即答を避けたいと思つて居ります。

○坂東委員 之は善處の上實現あらんことを私からも希望致します、尙ほ水産に關しましては樺太廳は水産政策を勿論大いにやつて居りますが、其の水産政策の基礎たる漁港の修築、築造それがどれを見ても餘り小規模過ぎるやうに思ひますが、もう少し積極的にやると云ふやうな御考はないですか。

○松岡政府委員 先程申上げました通り樺太に付ては特に見直す必要があるのではないか、斯様に考へて、有ゆる角度から樺太の開發上に特段の力を用ひたいと云ふ心を持つて居ることを

御諒承を戴きたいと存じます、只今御希望の點は勿論のこと、其の他萬般に付て樺太を本當に見直して見たい、斯様に存じて居る次第であります。

○坂東委員 一例を挙げますれば、泊居の漁港などはまるで玩具みたいなもので、僅かな小さい船が入つて居るが、風が吹くと中で壊れてしまふと云ふやうなものであります、そんなことではいかぬ、兎に角世界三大漁場を控へて居る樺太でありますから、水産業には大いに力を入れて、漁港などはもう少し大きくしなければいかぬと思ひます、今松岡政府委員の御話の通り樺太を見直して、積極的に計畫を進められんことを希望致します、金はどん／＼要求すれば議會は賛成しますから、積極的にやられることを希望致しまして私の質問は之を以て終ります。

### 樺鐵買収の準備工作

#### 沖島鎌三委員の質問

○沖島委員 先程の坂東君の質問に關聯して一樺鐵の買収が一年の後に行はれますが、此の一年間を通じて百三十萬圓ばかり建設費を見積つて居られます其の内容ははつきりしませぬが買収價格二千三百四十萬圓、之が見積られて居りますが、其の數字に餘り狂ひが來ては困る、それが増加しては困ると云ふことに拘泥されませぬ、當然爲さなければならぬ改良工事、又樺鐵が買収されないで營業を繼續して居れば、今後樺太の石炭其の他の増産に對して資材の運搬

上當然補充し補修して行かなければならぬ所の貨車等も、皆な手控をしなければならぬ、例へば路線の改良工事なども今にしてやつて置けば一萬圓で済む、それを一年間経てば總て買収されるからと、言つて放棄して置けば、それが後で五萬圓にもなる、それから貨車等の如き、今にして注文をして置けば相當なもの準備出来る、それが一年後になれば非常な高い金額で買はなければならぬと云ふやうな結果を來しはしないか、又價格の點に於ては大差はないとしても、段々物資が缺乏を來す今後に於て樺太廳の手に移つてから、貨車、或は機關車等容易に準備が出来ない、或は路線改良工事に付てもセメントとか云ふやうな物資が手に入らぬ結果を來しはしないか、今の豫定された所の買収價格に餘り拘泥すると、さう云ふ結果になる、それが百三十萬圓で十分心配なしに準備が出来るかどううか、それを一寸伺つて置きたい。

○樺居政府委員 鐵道の正常なる運營の爲に必要な建設及び補修は假に近々の間に此の鐵道を國に於て買収致すに致しても、之はやはり會社側の手に依つて實施させる積りであります、百三十萬圓は決して樺太廳で不自然に歪めた數字ではないのであります、會社側の方で從來の實績に徴して必要なりと認めました金額を豫算面に其の儘計上して居ります、左様な御心配はないと思つて居りますが、買収を見越して特に目立つた新施設を致すことは抑へて居ると云ふ趣旨であります。

○沖島委員 今の點は餘程御注意になりませぬと、どうせ儲かることでもないし、一年後には買収されるのでありますから、今手数を掛ける必要はないと云ふやうな考で、會社に怠慢とか或は不誠意はないと思ひますけれども、兎角さう云ふことはあり勝ちでありますから、今にして準備して置かなければ將來國有に移つて大に經濟であると云ふやうなものは、餘り買収豫定金額に拘泥せず、用意されんことを望みます。

### 樺太行労働者募集の取締を嚴密にせよ

それから先日私が長時間に亘つて質問致しましたが、石炭の増産、之に一番大なる關係を持つ労働者の問題であります、之は樺太廳も相當に努力してやつてお居りになるやうであります、釧山労働者、或はそれに伴ふ土木工事、樺太廳の色々な土木事業等に要する、主として請負人の使用する労働者、之等に對しましては、北海道では福利協會と云ふものを拵へまして、道廳長官が協會の會長となつて、さうして東京に常置員を派遣して居りまして、労働者の獲得に全力を注いで居る、之等に鑑みられましても労働者の獲得と云ふことに付て、今一段と御計畫がなくてはならぬ、北海道の如く常置員を東京又は大阪に駐在せしむる様希望致します、さうして昨今は全國各地にあり勝てあります、労働者の抜取の競争、折角多額の費用を投じて連れて行つても、それを誘拐して抜取つてしま



み、採取又採取で、大變な費用と努力の無駄を生ずるやうなことになる。現に樺太の或る方面では鑛山労働者は心配はありませぬと云ふやうなことを言はれて居る。何故かと云ふと三菱等の大鑛山會社が金を掛けて坑夫を連れて来る、それを採取れば宜い、之が盛んに行はれて居る。此の労働者の採取、奪ひ合ひの取締に付て一段と警察の取締が嚴重でない、折角將來非常な決心の下に石炭の増産計畫をやりましてもそれに一大支障を來す、此の點に付て樺太廳が相當取締をしておいでになると思ひますが今其の取締の方法としてどう云ふことをやつて居りますか、承つて置きたいと思ひます。

○樺居政府委員 御心配になりますやうな事態が絶無だとは斷言し得ないと思ひますが、何分にも鑛山の一時の勃興、それに加へまして各種の新らしい土木工事等が相増殖して参りましたので、季節的労働者及び常雇的労働者の數的確保と申しますことは樺太の官民擧げて最大の努力を傾注して居る所でありますが、同時に思はしく成績が擧りませぬので大變悩みを感じて居ります、本年も鑛山だけでも一萬數千人の新なる労働者を移入しなければ、折角立てました増産の目的も實現出来ぬ、其の外に約十萬人の季節的労働者が必要なのであります、之は所謂見えざる人口と致しまして、樺太の各種の事業に活動致すのであります、随ひまして労働者の質の方面と量の方面との兩々相俟つて非常な苦心を致して居ります、北海道並に何等かの有力なる業者の機關を設けると云ふことに付

太の住民の便利を圖り、さうして彼の地を開發することに最も役立つ所の最良の方法を執つて戴きたい、そこで昨今樺太に於て最も重要視されて居ることは石炭の採掘であります、之は無論國策として必要なことであらうと思ひますが併しそれに付て多少考へて見なければならぬことは、樺太から材木を伐つて、パルプを製造する、之は必ずしも不便な彼の地でやらなければならぬことではなかつたと思ふけれども、當時の先輩である樺太の爲政者は、やはり樺太の拓殖と結び著けなければならぬと云ふ點を考慮して、彼の地に鑛山の工場を設けることになつた、其の事に關して不便な地にも拘りませず、労働者或は優秀なる技術者を多大の犠牲を拂つて彼の地に定著せしめ、材木の利用と増産を圖つたと云ふことは、之は大いに吾々として先輩の勞を多としなければならぬ、そこで吾々は今石炭問題に直面致しまして、全部を掘つては持つて行き、掘つては持つて行き、樺太と直接關係のない所に利用されることは之は已むを得ないと致しまして、若し出來得るならば彼の地に於て工場を持ち、それを利用すると云ふことにしなければならぬ、所で幸なる哉、彼の地に埋藏されて居る石炭の中で、上層部の石炭はカロリーが低くして之は低溫乾溜並に液化原料として餘程優良なるものであると云ふことになつて居る、最近問題になつて居ります珍内炭田の如きは、之は日本發送電に持つて來ることになつて居りますが、私は此處に其の調査の報告も持つて居りますが、之に依ると上層部及び下層

きましては、只今まで考慮を進めて居りますので近く實現すると思ひます、又鑛山方面に付きましても、既存の團體を根本的に改組致しまして、有力なる活動團體と致したいと、之亦準備を進めて居る次第であります、労働者の採取を奪は業者の自衛に俟つて居りますが、固より警察の方でも十分なる監視を致して居ります、併しながら御指摘になりましたやうに、仲々之は容易でないものでありまして、労働者の自由意思で甲より乙へ轉々致しすることを禁止する譯には参りませぬ、労働条件或は物的施設を誇示致しまして、立派な建物を造るとか、病院を造るとか云ふやうな、労働者の喜ぶやうな施設を致しますれば、自然労働者はそちらへ参ります、仲々之は規則で抑へると云ふことは至難ではないかと考へて居ります、随ひまして關係業者間の全面的自衛に依りまして、斯様な御互が迷惑を受けるやうな行爲は、之を慎むと云ふことに致しまして居りますが、之亦仲々効果が十分でないのであります、併し此の儘には放置出来ませぬから、産業報國運動等の精神的な運動をも加味致しまして、彼等に十分理を諭し、眞に樺太の産業の健全なる發達を圖ると云ふ見地を十分に認識させまして、斯様な弊風が少しでも緩和されますやうに努力致したいと思つて居りますが、尙ほ一段と注意を致したいと思つて居ります。

部とも他の炭田に比して全く低溫乾溜並に石炭液化の原料炭としてカロリーが一番宜いと斯うなつて居る、所が石炭が欲しいものであるから之が日本發送電の手に歸しまして内地に持つて來るより外ないことになつて居りますが、洵に惜しいものであります、でありますから彼の地に工場を置きまして、現に内幌にやつて居ります液化工場の如き、又内淵炭田を開發致しまして人造石油を造ると云ふやうな、斯う云ふ方面に利用すると云ふことが必要なのである、今日の爲に手段を選ばぬやうなことはかり考へて居つてはいかぬのであるから、一面石炭の開發と同時に、日本に最も資源の乏しい液體燃料を得る爲に此の液化を圖りまして人造石油の方の用途に使用する、或はガソリンの製造に應用する、現に内幌の如きは樺太のガソリン使用の大半を満すことが出来るやうになつたのであります、其の方面に折角彼の地に埋藏せられて居るものを利用する、唯掠奪して取つて來さへすればそれで宜いと云ふことではなしに、往年の木材を彼の便利の土地に工場を建て、利用したと同じやうな考の下に之を樺太に於て利用する、樺太に於てそれが住民の定著と相結んで彼の地の開發に最も大なる方面に持つて行く、此の點も今日に於て考へべき問題だと思ひます、此の點に付て政府の所見を拜聴したいと思ひます、一も二もなく今戦時であるから内地に持つて來ればそれで宜しい、斯う云ふものでは私はないと思ふ、やはり物の利用價值を考へてカロリーの低いものは、其の場所も不便な所でありませ

御説明になりました内幌炭山で、折角あれだけの設備があつても、坑夫不足の爲に十分石炭が出ない、内幌では十分増産出来るだけの人數を募集したのであるが、夫れを大部分採取されたのである、労働者が移動する間は仕事をしない、汽車に乗つたり船に乗つたりして居る間は、口當は拂ふけれども石炭は出ない、さう云ふことが全國各地にある、殊に樺太が一番ひどい、之は自衛自戒に俟つたなど云ふことでなく、人權蹂躪まで行つてはいかんけれども、それに近い位のことやつても取締る必要があると思ひます、之は私の希望として申上げて置きます。

### 樺太石炭の開発は 掠奪に終るべからず

#### 石坂豊一委員の質問

○石坂委員 一寸委員長に御願を致します、私は拓務大臣に拓務行政に付て重要な質疑を致したい、次で時間は掛りませぬが、採決に入られる前にほんの暫くの時間私の質問を留保させて戴きたい、今一つは此處に政務次官が居られますので暫くの時間を拜借して政府に進言等々御意見を伺つて置きたいのであります。

それは本問題の買収案とは直接關係しないものであります、併しながら樺太の開発と云ふ問題に付て重大なる關係を持つ、此の鐵道買収も等しく樺太の開発が根幹となつて行はれるので、無論軍事上の必要もありませんけれども、樺

から、強ひて多大の犠牲を拂つて内地に持つて來ると云ふことを考へず、寧ろ日本に不足して居る所の液化用に應用する、斯う云ふ御考はないか、其の點に付て御伺を致したい。

○松岡政府委員 只今石坂君の御質問に當然のことではあります、如何に石炭の飢饉に對應すべく努めるとは申しながら、あるものさへ持つて來れば宜いではないかと云ふやうなことで決して國家の爲にならぬと言はれる、只今のやうな御説の如き御趣旨を以て善處することに方針を決めて居りますから、唯それだけを御答申上げて置きます。

○石坂委員 只今松岡政府委員の御説明に私は満足する者であります、併し實際に於て政府の目を滑ることは出來ないのでありますけれども、監督の届かない點に於て、どんな石炭でも内地に渡つて持つて來る傾きが最近著しくなつて居る、今申しました日本發送電の珍内炭田の如きは正に其の通りである、逓信大臣の説明する所に依りますとカロリーが六千カロリーあると云ふことになつて居ります、之はどの石炭を試験なされたのか知れませぬが、吾々の知る限りの範圍に於ては珍内炭田のカロリーは上層部が五千八百カロリー、斯う云ふことになつて居ります、さうして下層炭田の第二層層と云ふのは、或は隣りの炭坑の同層の鑛脈を以てすれば六千八百カロリーあるかも知れませぬ、あるかも知れませぬと云ふのを直ちに隣の鑛脈に應用して、さうして高い値で日本發送電が買収して居る、取つて來て後日に置いておくのかも知



れませぬけれども、今日それは彼の地に於ける  
低温乾燥若くは液體燃料として必要であると云  
ふ調査員の報告と云ふものは實際は行はれないで  
内地の需要に當てる、斯う云ふことは非常に國  
家經濟から見て考ふべきことである、私は現に  
一つの例を見て居ります、到る處の炭田の開発  
に於て彼の地にそれを液體燃料の原料として留  
め置くこととは今日誰も考へて居らぬ、唯  
人造石油會社が出来て三菱が多大の犠牲を拂つ  
て内幌に於て低温乾燥の工場を造つて居る、此  
の二つの工場に政府は多大なる犠牲を拂はれて  
も多々益々辨ずるのであつて、今日の如き石油  
不足、ガソリン不足の場合、貴重なる木炭から  
瓦斯を取つて東京市でブー／＼と走つて居ると  
云ふやうな、斯う云ふ不便を除かなければ  
ならぬ、それには樺太の石炭が重要な使命を  
持つて居るのである、そこに着眼せられること  
が必要であると考へますが、御方針は只今何つ  
た通りでありますか、どうか、御方針を強化せ  
られまして、是非とも樺太炭田の使命を此の方  
面に向つて利用せられると云ふこととして戴き  
たいのであります、どうぞ政府委員からも大臣  
に御傳へ下さいませうに願ひます、又此の  
問題は内閣に於て御考慮せらるべき問題であり  
ますから、長官初め各々努力せられまして唯徒  
に政府は當議場に於ける御辯明のみに止らず、  
實際に於て實現することに努力して戴きたいの  
であります、私之で質問を終ります。

### 兩法案に關する討論

○榎東委員 樺太は土地が廣漠でありまして、  
尙ほ陸産水産共に相當開發の餘地が存在して居  
るのであります、隨て將來相當大なる發展性が  
あるのであります、其の發展性を十分に顯現す  
るには、鐵道の交通政策が最も必要であると信  
じますから、今後鐵道交通政策に於ては徹底的  
なる調査を遂げられ、其の大方針を確立し之を  
實現せられんことを特に要望致します、而して  
從來樺太廳は中央より遠い、爲に動もすれば、  
其の施政上に於て彼此れと非難されるやうなこ  
とがありましたが、幸にして賢明なる棟居長官  
が居られる以上は斯ることは生じないと存しま  
すが、此の樺太地方鐵道補助法改正法律を施  
行するに於ても、細心の御注意を願ひたいこと  
が二三あります、其の一例を申し上げますならば  
第二條に「但し毎營業年度に於ける益金か建設  
費に對し年一分の割合に相當する金額を超過す  
るときは其の超過額は之を補助金額より控除す」と  
の規定があります、それで其の益金が幾らで  
あるかと云ふことを算定する場合に於て、會社  
と樺太廳との間の意見が必ずしも一致しないと  
思ひます、例へば十萬圓超過する場合には、十  
萬圓控除されるのであります、之を五萬圓と  
決定するならば、控除は五萬圓であるから、五  
萬圓だけ會社が利益するのであります、隨て超  
過額算定に於ては會社側と樺太廳側との間に意  
見の衝突が起ると思ひますが、斯る場合には十  
分注意を加へられて、第三者が見ても如何にも

公正妥當なる決定をせられんことを希望致しま  
す、此の意味に於きまして、兩案共に我が民政  
黨は原案に賛成を表します。

○沖島委員 私は立憲政友會を代表致しまして  
本案に賛成の意見を申述べます、兩案は連日の  
委員會に於て十分審議されたのであります、  
樺太の鐵道は東西並行して居りまして、其の間  
僅に豐真間だけで中間の連絡を致して居りま  
す、南の方も北も連絡なしに並行して居る、之  
は鐵道の機能發揮の上に於て大なる缺點であり  
ますからして、豫定されて居ります數香惠須  
取間、それから眞鏡、久春内間の連絡線は成べく  
早く建設に著手されんことを希望致します、而  
して又鐵道の機能を十分發揮する爲には、港灣  
の施設が之に伴はなければならぬ、そこで長官  
の御方針として、過日委員會に御發表になつた  
所に依りますと、惠須取、大泊を石炭輸出港  
として重きを置く、之は當然さうあるべきであ  
りますが、他の各港灣に付きまして、十分に  
此の施設を完成されん事を希望致します、それ  
から私は繰返して申すやうであります、どう  
しても廻て一千万圓からの石炭の産出を爲さん  
がために、現在の樺太廳の職務課の機能だけ  
では到底不可能だと思ふ、やはり特別な一つ臨  
時石炭増産部とか云ふやうなものを設けて、東  
京には樺太廳の事務所があるのだから資材  
なり勞力を十分に内地から送り届ける爲に、ソ  
レ／＼専門の役人を派遣し駐屯せしめると云ふ  
位のこととはしなれば、一千万圓と云ふやうな  
大きな數字の石炭の産出を豫定通り實現するこ

とは出来ないぢやないかと考へる者でありま  
す、又森林行政の上に於きましては、どうも農  
林省に比較して見まして、例へば青森なり秋田  
なりの營林局又は東京大阪の如きは、勅任官の  
局長である、さうして其の局に課が六つも七つ  
もある、樺太廳はあれ程の大きな森林を管轄し  
て居りながら、其の陣容が甚だ貧弱であります、  
之等もやはり森林の重要性に鑑みて、外局の山  
林局と云ふか、山林部と云ふ位のもの置きま  
して、林政の上に遺憾なきを期する必要がある  
と考へます、之等の希望を申述べまして、兩案  
に賛成する者であります。

○中野委員 此の兩案に對しては坂東、沖島兩  
君が述べられた趣意に依つて賛成致します。

○井上委員 私も原案に賛成でございますが、  
此の際一言申上げて置きたいのは、坂東さん或  
は沖島さんが申されましたやうに、樺太の産業  
開發又國防的の見地から鐵道交通の完成は極め  
て重要でございます、特に國防上のことに關れ  
ることは此の際遠慮致しますが、産業開發に關  
しましては、樺太廳が随分努力を重ねて今日石  
炭の増産に、或は林産に、或は水産に、非常な  
努力を拂はれて居りますけれども尙ほ一段の工  
風が必要ではないかと考へられます、樺太行政  
に於て重大なる點は、樺太が他の植民地と異な  
つて純然たる我が同胞の移住民を持つて居ると  
云ふ點であります、隨て亞寒地帯への我が國民  
の第一線進出地と致しまして、此處に永住し得  
る一つの對策を根本的に研究する必要があると  
云ふ點は見え抜いて居りますが、幸に致しまし

て、樺太廳移住民の衣食住に對し、根本的な檢  
討を加へられて居るさうでありまして、尙ほ一  
層の努力を要望致します、更に鐵道に關聯致し  
て重大な點は、港灣の改修、即ち内地との距離  
の短縮の問題を考へなければなりません、其の  
爲には速力の速い輪送船を持つこと、色々なこ  
とが考慮されるのであります、さう云ふ點に  
付ても一層の御研究と御對策を御願致しまし  
て原案に賛成を致す次第であります。

○中野委員 討論は終局致しました、之より  
採決を致します、兩案とも原案に賛成の諸君は  
起立を願ひます、起立總員、仍て兩案は何れも  
原案の通り可決致しました(拍手)連日の御勞苦  
を感謝致します、之にて散會致します。

## 昭和十二年法律第九 十號中改正法律案委 員會

### (米の應急措置に 關する件)

○須永委員 第一番に朝鮮の米の問題でありま  
すが、之は私共が聽いて居る範圍では、昨年の  
旱害の爲に、朝鮮米は大體一千万石の減收を來  
して居る、隨て舊來の朝鮮の消費大體一千七百  
萬石、斯う云ふ數字から見ますと、既に朝鮮米  
は今までの朝鮮の消費量を充たすだけもない、  
今日までの朝鮮の消費量よりも更に三百万石も

少い、斯う云ふ數字を示されて、實に驚いて居  
つたのであります、所が朝鮮米の移入關係に  
於きまして、最初發表されたのは、三百万石  
石内地に移入することが出来ると云ふやうな意  
見を聞いて居つたのであります、所が其の後に  
は出来るとあらう、斯う云ふ需給推算をやりま  
す時の朝鮮米の移入高を、五百五十萬石が出  
ると云ふやうなことを基礎にして、五百萬石  
の持越米が出来ると、斯う云ふ計算になつて居る  
やうに私共は承知して居るのであります、所が  
最近になりましたと、之に對して雜穀の朝鮮へ代  
價としてやる分が非常に困難な爲に、朝鮮から  
百五十萬石の移入さへも困難である、斯う云ふ  
話も聞いて居るのであります、斯様に非常に切  
詰められた需給推算の上に於きまして、而も朝  
鮮から或は三百万石と云ひ、或は五百五十萬石と  
云ひ、或はそれさへも危い、斯う云ふやうな話  
を聞いて居りまして、洵に本年度の米穀需給の  
上に不安を私共は感ずるのであります、先づ  
一時逃れでない、本當に朝鮮の事情から見ま  
して、内地に必ず移入することが出来まして、内  
地の需給の上に役立たせる米と云ふものは一體  
どれだけあるか、之を一つ殖産局長から説明し  
て戴きたいのであります、殊に條件附で何がど  
れだけ行けばどれだけの米が来る、斯う云ふや  
うなことになりますと、其の條件が果して内地  
として實現出来るかどうか、斯う云ふ疑のある  
分に付きましては、私は寧ろ内地の事情から見  
まして、最初に計畫されましたやうに、内地か



ら雑穀が三百萬石に該當するだけのものが行けば来ると云つたやうな計算は、結局途中に於て之を變更しなければならぬことになるのでありますから、左様な條件附で、斯うなれば朝鮮からどれだけの米が内地に移入することが可能であるか、私の見解を以てすれば、今までの消費量から言へば、今年の生産高は移入の餘地なしと云ふ計算が考へられるのであります。どう云ふ方法を講じて、確實に内地にどれだけ送り込むことが出来るか、斯う云ふことを一つ御伺致したいと思ひます、それから殖産局長にもう一つ御伺して置きたいことは、之は對滿事務局長の方の關係になるかと思ひますが、内地の米の増産計畫は、御承知の通りもう無理な一極端に申上げますならば實現可能性がないと思はれる程の、無理な計畫を立て、やつて居るのであります。滿洲國に於ける米作の奨励、之を積極的に考へるに於ける意思があるかどうか、今日まで滿洲國に於きましては、動ともすると米に付ては稲の作り付けに付て認可制度を採るとか、又滿洲國の實情から見ると、水田開發に必要な灌溉用水の設備等も、非常に等閑に付せられて居つたと思ふのであります。之等を積極的にやりなすならば、滿洲國に於て米の増産は、或る程度計畫出来るぢやないか、斯う考へるのであります。此の點に付きまして、滿洲國に於きまする米の奨励に付て、どんな御計畫があるか、或は將來に於きまして、更に米の増産を滿洲にも手傳つて貰ふと云ふ意味に於

きまして、積極的な増産計畫を立てることが出来るかどうか、斯う云ふ點も併せて御伺したいと思ひます。

○植産政府委員 朝鮮米の點に付て私から御答申上げます、須永さんの御話の通り、朝鮮は未曾有の早魃の爲に、只今非常に苦しんで居る譯であります、其の意味から申すと、朝鮮米の消費が前年通り一千七百萬石を超えると云ふことであれば、一千四百萬石の生産では問題にならぬと云ふことになるのであります、併しながら此の點に付ては時局柄内地を通じて、消費節約の他出来るだけ米の消費を押し進めたいと思ふので、何とか朝鮮は朝鮮だけの米で適當に賄つて行くと云ふ氣持で計畫を立て、居ります、大體平素の朝鮮の米穀事情だけを申上げますと、米の食ふ分は何時も若干残るのであります、さうして食込みますのは雑穀の上に入食込んで行く、斯う云ふ結果になりますので、食糧全體から考へて、實は本年もどれ位食糧が不足するかと云ふ見込を立て、見まして、それをどう云ふ風に補填するかと云ふことを企畫院なり、農林省にも種々御相談を願ひ、又御配慮を願つて来たのであります、只今御指摘の百五十萬石と云ふ數字は、其の打合せの過程に出た數字でありまして、先般農林大臣からも御答辯がございました通り、大體百五十萬石の朝鮮米を内地に出す、斯う云ふ問題なのであります、之亦須永さんの御話の通り、朝鮮と致しましては、食糧が絶對的に現在不足の状態にありまして、随て先づ不足食糧の補充と云ふことを、朝鮮とし

ては第一義に考へて居ります、併しながら内地の米穀事情と云ふものが、御承知のやうな状態でありまして、従来朝鮮からも相當數量を出して、内地に協力致しました關係もありませんし又母國の状態を此の儘見て居ることも適當でないと思ふので、出来るだけ米を出して見たい、其の代りに不足米は何等か補ふ、それから移出するとすれば其の分も何等かの方法で補ふ、斯う云ふ態度を執りまして、對滿事務局長なり、或は農林省なりと種々打合せを年末來やつて居るのであります、それで須永さんの御示の條件附の移出と云ふことになるかも知れませんが、其の問題に付きまして、滿洲からどう云ふ風に雑穀を貰ふか、或は内地からどう云ふ風に大麥裸麥を貰ふかと云ふことに付て、目下事務當局の間で折衝を重ねて居るのであります、それで其の問題の中で難點は何處だと云ふことになりますと、御承知の通り先づ價格の問題がありますと、例へば大麥、裸麥の問題を拾ひ上げましても、内地に於きましては中央物價委員會に於て儘か十七圓一錢かの價格が出て居る、それに對して運賃諸掛を入ると、朝鮮の現在の公定價格よりは高くなると云ふ現實の問題があるものであります、併しながらそれは朝鮮の公定價格を改訂すれば宜いではないかと云ふ問題になりますと、餘りに米價にくつ附て行くと云ふことになりまして、食糧としては米の方に流れて行く、斯う云ふことになりまして、麥にくつ附て行かないと云ふ一つの支障が又そこに出て来ると云ふので、先づ價格の上に付きまして

さう云ふ心配があるのであります、それから滿洲との關係でございますが、滿洲も粟、高粱、黍、其の他の雜穀に付て色々御配慮を願つて居ります、現在までに相當數量入つて来て居りますけれども、是亦價格の問題、或は糧穀會社に集荷されます關係で思ふやうに参りませぬ、そこで百五十萬石を移出すると云ふ根本的な決定を致すのに、相當暇が要りますので、取敢ず暫定的に、年内二十萬石を内地へ送らうと云ふ計畫を立てまして、大體其の中の十五萬石見當は内地に入つた譯であります、之に對しましては、概して雜穀其の他の身代り米を頂戴して居る、斯う云ふ状態でありまして御承承を願ひたいと思ひます。

それから次に滿洲の問題であります、對滿事務局長次長も見えて居りますので、御答辯のあること、存じます、私の方に關係して居る部分だけを御答申上げたいと思ひます、主として移民の關係であり、現在滿洲に於ける日本の移民が作つて居る米は、大體十一萬石前後かと思ひますが、之は一手で滿洲殖産公社が處分して居る、斯う云ふことになつて居りますので、其の水田經營、或は米作に對するやり方は、全部滿洲國政府の方針に順應してやつて居ります、日本人關係の主食である移民の米作は何處まで、滿洲國政府の方針に従つてやりたいと考へて居ります、併せて御承承を願ひたいと思ひます。

情勢にはなつて居りませぬ、滿洲國としても大體其の當時朝鮮、或は日本内地から年々三四十萬石の米穀を輸入して居つたと思ひますが、一つ其の輸入を無くして、滿洲として米の自給自足を達したい、之を進んで内地に供給すると云ふことは、勿論考へても居りませぬし、又内地も其の當時の情勢に於ては、未だそこで考へることは慎重な考慮を要する問題と考へて居つた次第であらうと思ひます、又當時のさう云ふ状態では米作の奨励はするが、非常な積極的な態度を以て臨んでは居らなかつたのであります、同時に又米價を出来るだけ合理的な所に安定させたい、餘り高い生産費を要する米作をやらせることは適當でない、斯う云ふ考もありましたので、水田開發の許可制と云ふことにした次第でございます、併しながら其の後に於きまして、此の米穀の情勢は段々窮屈になり、米價は次第に騰貴する趨勢になつて居りますが、之の刺戟もありまして、米の生産と云ふものは昭和十二、十三、十四年と年々非常に増加して居ります、昨年の收穫高は第三次收穫豫想であります、滿洲では應數で現はして居りますが、水稻約七十萬石、陸稻十萬石、之は概の應數でありますから、之を玄米に換算致しますと約四百萬石近いものであります、其の前年は約三百四五十萬石、其の前々年には約三百萬石と云ふ風に、年々三四十萬石の増産となつて居るものと計算されざるであり、之は水稻作と云ふものが相當有利な作物であると云ふことを裏書するものであり、同時に又天候の工合等も

### 滿洲米作の狀況に就て

○須永委員 對滿事務局長の次長に對して御伺したいと思ひましたことは、滿洲國全體の稻の奨励の問題であります、現在は大體稻の作付けに對する認可制度と云ふやうなことで、餘り稻の栽培に付て積極的な奨励をして居ないが如くに私共は承知して居るのであります、之は前にも御伺したことであります、之を積極的にする意思があるかどうか、認可制度と云ふやうなもの、無論或る意味に於てはそれも奨励の一つになるかも知れませぬが、併し此の場合に於ては認可するとしても、最早希望に任せてごんごん認可をして、さうして増産をする上に於きましては相當な經費を使ひましても、灌溉用水の設備と云ふやうなことを致しますならば、相當稲作に付きましては朝鮮人其の他の努力に依つて、私は滿洲の米の増産と云ふことは計畫され

### ○竹内政府委員

洵に御尤もな御質問と存じます、御質問の如く、只今現在滿洲國は水田開發に付て許可制になつて居るのでございますが、之は一昨年滿洲の米穀政策と云ふものを立てまして、滿洲糧穀管理法と云ふ法律を出して、米穀の買収配給に當る爲に、糧穀會社と云ふものを作つた次第であります、其の當時は未だ今日の如く日本内外地を通じて、米穀の窮迫した



あつたのですが、年々相當の勢で生産は増加して居ります、一方日本からの滿洲に對する移民も、年々十萬も増して居り、軍其の他の消費米が相當にあるに拘らず、日本からの輸出額と云ふものは、さう殖えて居らぬ、大體従來の額で足りて居ると云ふことは、滿洲國の米の増産と云ふことが相當行つて居ること、考へる次第であります、本年の日本朝鮮を通じての米作今後の需給と云ふことに付て鑑みまして、滿洲國に於きましても、今年時付を致します米に付きましては、極力増産を圖ると云ふ方策を執つて居るのであります、今の許可制の運用などに當りましては、米穀事情は直ちに反映することと思はれます、唯相當長期の計畫としては、一時の事情で非常に無謀な計畫の水田造成と云ふことをやらせると云ふことは、又危険な點もありませんので、米穀事情、米價の状況其の位置の適否、色々考へまして、適當なる許可制度の運用をやつて行きたいと考へて居る次第であります。

○須永委員 殖産局長並に對滿事務局長次長に對する質問に對しての御答に付きましては、大體了解を得られたのであります、唯滿洲國の稲作獎勵の方法に付て、一時に其の必要に驅られて積極的な増産獎勵をやることに付ては、其の弊害も又考へなければならぬ、斯う云ふやうな御話に承つたのであります、併し日本の今日の事情と云ふものは、相當長期に亘つて其の狀態が續くと、斯う云ふ考へ持たなければならぬと云ふことは、言ふと言はないとを問はず吾

々の決心であると思ふのであります、隨て今日の如く外米を入れなければならぬ、之は昨年度の米作が、不幸にして天候の爲に一時足りなかつたと云ふことだけでありますならば、又そこで考へなければならぬのであります、朝鮮米に於きまして、成程非常な不作を來しましたが、年々之が續くと考へられないのであります、内地の方面に於きまして非常な無理な増産計畫であつたと思ふのであります、統計に現はれた數字から申しますと、其の非常に無理だと思はれた増産計畫を、更に突破した實收統計が現はれて居るのであります、此の狀態に於きましても、今日の米穀需給は非常に危ぶまれる、將來に於きましても、私は日本の人口増加の趨勢から申しましても、毎年々々七八十萬の人口が増加する、斯う云ふ傾向から見ますならば、決して米が豊富で困ると云ふ時代は來ないと思ふのであります、殊に本年度乃至來年度に於ける、米の需給から申しますならば、其の持越米の豫想高に於きましても、之は朝鮮米の不足程度の所謂不足は、既に生じて居ると思ふのであります、さうして見ますならば、今年、明年、近い内には決して米は豊富で餘ると云ふ見透しは付かないと思ふのであります、私の氣持から申上げますならば、滿洲國に於ては、日滿支一體の經濟を之から繰返して行く、此の見解に立つて見ましたならば、今日の場合に於て積極的の米の増産を獎勵すべきである、斯様に考へるのであります、唯滿洲國に於きましては、内地の方に於きまして之だけの米不足を感じ

じて居る時に、一概に増産をすることは、將來に弊害を貽す場合もあり得るからと云ふ程度の警戒をしつゝやる増産計畫、獎勵方針では、非常に私共は満足出來ないと思ふのであります、之に付て私の聽達ひでありますならば、もう少し説明を加へて戴きたいと思ふのであります、それから通商局長の御答の中に、タイ國、佛印に付きましては非常に不安がある、之は私共も何百萬石と云ふ米を買入れると云ふことになつて参りますれば、其の輸送の點に於て、或は市場價格をそれ自體が暴騰させる原因となる點に於て、或は國際的に考へて見ますならば、我國がそれだけ米の必要を生じて居ると云ふことに對する國際的立場等から見て、非常に不安があると思ふのであります、私の質問がタイ國や或は佛領印度支那、此の範圍に止めた質問の如くに見えたかも知れないと思ふのであります、若し一歩擴げて、外米の入る範圍内に於きまして、ランゲン米であらうと、東京米であらうと一切入れての考へ方から申しまして、不安が絶對にない、或は價格に付ても決してさう高いものを入れるやうなことは起らない、斯う云ふ御見透しがあるものでありますかどうか、今までの御答辯では、何か不安があるが善慮したい、斯う云ふやうに聞えて居るのであります、餘り執拗い質問のやうでありますが一見見透しを御説明を願ひたいのであります。

○竹内政府委員 滿洲の問題に付て只今御質問の點は、實は私共も全く御同感の次第でありまして、先程申上げたことは、若し將來のことが

あるから、此の際輕々にと云ふ風に聞えましたが、それは私の考ではございませぬ、滿洲國としては、實は本年此の日本の苦しい中から米を分けて賣ふことに付て非常な苦慮を嘗めて居りますので、差當り本年に於ては有ゆる方法を講じて増産をやつて、さうして日本からの供給米を一石でも減らしたいと云ふ念願で折角懸命にやつて居ります、御承知の通り現在滿洲に於ては殆ど肥料なしでやつて居りますが、之を例へば、南滿地方に多少肥料をやれば反當りの收量が非常に増加すると云ふことも考へられて居りますので、今年の應急策としては、水田造成もやるのであるが、現在の耕作反別に對する反當收量増加と云ふことを先づ考へる、それから水田造成の問題であります、之は一面日本人の開拓民に關する政策とも關聯を持つて居ります、御承知の如く滿洲に於ける先程申上げた米の生産の八割までは朝鮮人及び日本人の耕作でありまして、滿人の方は陸稻は栽培して居りますが、水田の方は其の本質上、耕作を得意としない關係もありませんので、今後日本人が大規模の開拓政策に基きまして、滿洲に進出して行く時には、先づ自分の食糧の爲にも水田と云ふことは絶対必要であり、同時に又水田經營と各種の作物との關係を考へ、又日本人の水田經營に關する適應性と云ふやうな所から考へても、日本人開拓民の爲に、此の水田と云ふことは是非獎勵して行かなければならぬ、斯う云ふ風な關係もありません、それから朝鮮人も勿論水田耕作を得意とするのであります、さう云ふやう

な觀點もありませんので、先程申上げた許可制は其の儘にして置く、但し其の運用に當つては御話の如く、最近の状況、又長い目で見ましても滿洲の當局としては將來滿洲に於ける米作を以て、日本に對する供給をも考へるだけの抱負は持つて居る次第であります、此の許可制の適當なる運用に依つて、差當りの應急策としては本年の米作を能ふ限り増産を致しまして、又將來百年の大計としても、今後米作と云ふものに十分なる重點を置いて、之が獎勵をやつて行かう、斯う云ふ風に考へて居る次第であります。

### 事變下食糧問題と朝鮮米の位置

○須永委員 殖産局長に一寸伺ひたいのであります、朝鮮の米の問題に付きましては、今折衝中と承つて居るのであります、今支那事變下に於きまします朝鮮の地位と云ふものは、實に重大なものであります、此の地方に於きまして若し食糧不足と云ふやうなことがあり得れば、治安上重大な問題であると思ふのであります、隨て、無理な我國への米の移入を圖ることも、之亦思へない場合と思ふのであります、先程の答辯の中に於て、母國の狀態に對して、大體百五十萬石位の米は出さなければならぬと云ふ其の御氣持は、洵に結構だと思ひますけれども、朝鮮に於ける、米だけでなく所謂食糧自給の計畫は、早魃の爲の米の減産だけでも

兎に角朝鮮の舊來の消費から致しますと、更に三百萬石も不足して居る、斯う云ふ計算の下に於きまして、果して雜穀其の他に於きまして、食糧に不足のないやうに需給計畫を立て得るのであるか、若し無理な米の計畫をして、結局朝鮮に於ける食糧の需給計畫が立たない爲に、唯それが騒ぎで終つてしまふと云ふことであります、内地に於きましても、朝鮮に於きましても、お互に不幸なことになると思ふのであります、朝鮮の食糧需給の計算は、はつきり立つて居るのでありませうか、大體大要を御示を願ひたいと思ふのであります。

○殖産政府委員 先程私から申しました百五十萬石程度内地に出すと云ふ意味の言葉は、其の一部分は、詰り輸出、それで餘りと云ふものを百五十萬石位拵へたい、斯う云ふ意味であり、隨ひまして例へば北支の邦人に、内地から送る代りに朝鮮米を送ると云ふ場合が、或は出るかも知れませぬ、併しながら何れに致しましても百五十萬石と云ふものは、朝鮮の食糧政策の上から申しますと、之を補填する雜穀の移入を絶対必要とする、斯う云ふ風に考へて居りまして、只今の所其の雜穀の移入の目途と申しますか、大體の計畫と云ふものが、完全にまだ事務當局の間で纏りませぬ、自然先程申しました暫定的に二十萬石の移出をした、斯う云ふことになつて居りますので、併せて御諒承願ひたいと思ひます、それから尙ほ幸に大麥、裸麥等の類は、十四年の生産見込が兩方入れまして約百五十萬石ばかり、朝鮮アローでも増石



して居ります、併し之等の點を考へましても、尙ほ百五十萬石近くは食糧が不足するのではなからうかと考へて居ります、其の不足數量と、若し移出すれば其の數量、之を兩方とも何がしか埋めなければいけない、斯う云ふことになるのであります、其の點は御諒承願ひたいと思ひます。

### 朝鮮の増産計畫と水利問題に關して

吉田賢一委員の質問

○吉田委員 朝鮮の増産計畫に付て伺ひたいと思ひます、私は昨年朝鮮の旱害を視察しましたが、實に酷い状況でございまして、今度更に増産計畫があるやうに伺ひますが、又今年雨が少いのではないかと専ら不安に閉されて居ります、朝鮮の用水問題は朝鮮の農業を左右する程の重要性を持つたものでございまして、此の用水、水利問題に對する施設に於て、諸種の對策と云ふものが餘程適切に行はれることが、最も大事なことではないかと考へるのであります、就きまして増産の計畫と水の問題に付て、少しく御伺ひたいのであります。

○植場政府委員 朝鮮の來年度以降の増産計畫に付ては、只今御話の水利關係等にも勿論重點を置いてやつて行きたいと考へて居ります、増産計畫の大體の輪廓と致しましては、耕種法の改善と土地改良の二本建で行くのであり

ますが、只今御話の土地改良の方に於きましては、大體昭和二十五年までを目指しまして、増産六百八十萬石を目標と致して居ります、さう致しまして直ぐ來年度から着手する譯でありませんが、やり方と致しましては、土地改良施行の全體の面積を十六萬三千町歩ばかりに押へて居ります、御承知の通り現在の耕地面積の中で約九十萬町歩ばかりは水利不安全番と稱して居りますが、親しく御覽願つて十分に御諒承を得て居ることゝ存じます、今回やります不安全番の改良事業であります、只今申しました通り全體に亘りまして十六萬三千町歩を施行致したいと考へて居ります、更に細目を少し申し上げますと、大規模の灌溉改善、それから中程度の用排水施設、それから更に一地區十町歩未満位な小規模の水利灌溉事業、此の三通りに實は分けて計畫したいと考へて居ります、さう致しまして其の施行致しまする面積は先程申し上げました通りに十六萬町歩と云ふことに相成るのであります、大體昭和十五年までに於きまして、一方豫算の方でも御願致して居ります計畫と致しましては、灌溉改善の竣工致しますのが一部分、それから用排水施設の竣工致しますのが一部分、それから小規模の事業は一年限りで出来るものであります、それを加へまして大體一萬二千七百町歩ばかりの土地改良が、竣工する豫定で居ります。

○吉田委員 尙ほ一寸御尋致しますが、水利不安全番の九十萬町歩の全體計畫と云ふものは、只今の所はないのでございませんか。

○植場政府委員 朝鮮の米作を考へます時には、此の不安全番を何とか早く安全番に轉換すると云ふことが非常に大きな問題であることは、御承知の通りであります、朝鮮總督府に於きましても、極力如何にして水利の便を圖るか云ふことに付きましては、研究を重ねて居る譯でありますけれども、具體的に何町歩をどうやると云ふ計畫に付きましては、只今御説明を申し上げた通りであります、尙ほ地下水の利用に付きましては、目下専門家を招きまして、總督府の仕事として研究をやりつゝあるやうな譯であります、之等の研究が出来上りますならば、引續いて第二の計畫が實現される、斯う云ふことに相成る豫定であります。

○吉田委員 私見であります、朝鮮の農業問題は水利灌溉施設の如何に懸る、灌溉施設としては朝鮮の山林をもつと緑化する、山を緑化し、木を大事にすることなくしては朝鮮の水利の問題は解決しない、農業安定の時機は招来しないものと思はれる、朝鮮に於ける此の問題は所謂温突で餘りに樹木を伐つて焚いてしまふ爲ではないだらうか、永らく朝鮮に住む人、又朝鮮の方などに就て色々聽きましても、原因は一つて行くところまで來るので、隨て温突に付て一考を要するのではないだらうかと云ふ所まで考へ行くのであります、然しそれは永い間の風習でもあります、種々な事情もあることでありませうが、山全體の緑化の積極的對策に依つて、初めて根本的な治水水利の問題が解決するのではないかと、斯様に考へるのであります。

すが、如何でございせんか。  
○植場政府委員 只今の御意見と吾々も全然同感でございまして、實は植林——殊に治水關係の植林、或は砂防工事等に付きましては、前の總督も只今の總督も非常に力を入れてやれよとの御方針のやうに承つて居ります、今後尙ほ御意見の通り十分其の點に付ては注意をして力を注いで行きたい、斯う考へて居ります。

### 臺灣米管理案は増産計畫と矛盾せずや

岡部龍一委員の質問

○岡部委員 私は昨年の議會に提案せられたる所謂臺灣の米穀移出管理案並に戰時食糧政策の確保と云ふ點から、相當突つ込んだ御質問を致したのであります、さうして一年になりましたが、實施されたのは昨年の十一月からでありませうけれども、今回の臺灣に於て百萬石の増産計畫が果して可能なりや否やと云ふことに付て多大の疑問を持つて居るのであります、それからあとから申しますけれども、最近臺灣總督府の特産課から發表された意見などを見ますと、洵に私は憂慮に堪へない點がありますので、成べく簡単に要領だけを申し上げますけれども、どうぞ隔意のない率直な御答辯を願ひたいと思つて居ります、臺灣總督府は昨年の議會で、臺灣米穀移出管理案を提出した其の理由の一つと致しまして、米作の偏重を矯正するのだと吾々に説

明をして居られるのであります、今日の此の食糧問題が喧しい時代に於ても、尙ほ當局は米作偏重の矯正方針と云ふものを堅持して行かれる積りであるかどうか、若しさうされるとすれば戰時食糧政策の確保も出来ず、又此の百萬石の増産と云ふことは唯計畫だけであつて、實現性の乏しいものと云ふ風に考へられますけれども、此の點に付てどう云ふ風に御考になりますか、もう一つは其の理由と致しまして、輸入防遏の見地から軍用上必要な特用作物即ち黄麻であるとか、蓖麻、苧麻と云ふやうなものを作るのだ、特用作物をどうして作るのだと言はれて居る、此の二つが大體米管理案の理由であつたやうに思ふのであります、此の特用作物を作られると云ふことは悪いことではありませぬ、獎勵されることは非常に結構だと思ふ、併し特用作物を獎勵せられて、さうして一方に於て今日は外米を輸入しなければならぬと云ふ状態になつて居ります、外米輸入の爲に正貨は相當流出して居ると云ふ譯であります、して見れば少々ばかりの特用作物を獎勵する爲に、米穀の方が減反或は減收になると云ふのであれば、寧ろ特用作物の方は輸入しても、米穀の方に集中すべき時代ではないか、斯う云ふやうに考へますが、此の點に對してどう云ふ風に御考になつて居りますか。

○植場政府委員 只今岡部さんから、昨年の米管理案の出来ました當時の吾々の説明致しました所を御述べになりましたのは、其の通りでありまして、それに付きまして、斯う云ふ米穀事情

の時に尙ほ所謂米穀偏重矯正方針を執るかどうかと云ふ御質問であります、此の點に付きましては米管制度其のものが御承知の通り此の偏重を矯正することを本體とは致して居りますが、昨年の議會でも、當時大臣或は總務長官からも御説明になつたと存じますが、恆久的な方針と致しましては、何處までも重要作物の生産を調整して行くことと云ふ點に於ては變りはございませぬが、臨時的に米の増産に力を注ぐ、此の點に付きましては繰返し御説明があつた所でありまして、只今御話の百萬石と云ふ問題に付きましても、昨年の議會で公約を致しました五十萬石の臨時増産を含んだ數量でありますので、此の米穀事情の續く限り、極力此の臨時増産を加味した米穀を獎勵して行きたい、斯う云ふ風に考へて居ります、それから第二點の特用作物の確保、此の點であります、御承知の通り特用作物の中にも種々ございまして、特に只今例示されました黄麻の如きは、單に軍用として必要であるばかりでなく、臺灣自身の産業上にも欠くべからざる物資でございまして、米に致しましては、砂糖に致しましては、此の麻袋を要するものでありますので、出来るだけ之は外國から輸入しないで自給自足をして行きたい、當初斯う云ふ風な計畫を立て、居つたのであります、併しながら先程申し上げました米の臨時増産と云ふものと、多少そこに關聯を持つやうになりましたので、差當つて本年は自給自足の域に達しないので、若干の輸入を尙ほ要する状態に置かれて居ります、併しながら之はどうしても出来るだけ



若し水田で出来なければ畑地に追ひやつて、其の重要作物は豫定通り作つて行きたいと云ふので、少し無理ではありますが、種々畑地の整備、それから原野地帯の整備、是等のことをやりまして、豫定通りの收穫を擧げて行きたいと考へて居る譯であります、それから尙ほ米を輸入するより此の種の品物を輸入する方が宜いではないかと云ふ御意見に對しましては、見方に依りまして種々意見のある所だらうと考へます、併しながら吾々も米のみを輸入して他の輸入を絶対にしないと云ふことに付ては、少し行き過ぎではなからうかと云ふ風にも考へますので、其の點は彼此勘案致しまして、重要作物を作るだけ作るが、米も成だけ少い輸入に止めたいと云ふやうな方針で、調整を取つて居る譯であります、而も其の調整を取りますには、從來のやうな放任制度、自由制度でやりますより此の管理制度の下で行ひます方が、遙に効果的だと云ふ風に考へて居ります。

### 臺灣米の適正米價問題

○岡野委員 次に御尋致したいと思ひますのは臺灣では臺灣の事情に依つて、又臺灣獨特の適正米價と云ふものを規定されるのは、之は無論のこと、又當局に於てもさう云ふやうに言明して居られるのであります、所が其の適正米價を決められました第一回決定になつた後に、二度も改訂を加へられて居ると云ふ事情もあり、其の點は兎も角と致しまして、私の特に御

尋致したいと思ひますのは、大體二圓程度の差額が出るのだと云ふことを、前の議會で言はれて居るのであります、此處に速記録の寫がありますが、寺田政務次官の如きは私の名を擧げて「政府が石四圓も普通の市價より値下で買収するとすれば非常な収益になつて来るではないかそんな儲をしてどうするかと云ふやうな御話でございましたが、それは少し計算が違つて居るのであります、只今の計畫では石約二圓以内の値下で買上げることになつて居るのでありますから、岡野君の仰しやつたやうな大變な収益を擧げると云ふことはないのであります」と斯う言つて、はつきり私に答へて居られるのであります、尙ほ森岡長官も其の他の機會に於て、川崎委員の質問に對しまして、又田端殖産局長も貴族院に於て、有ゆる機會に於て此の事は言つて居られるのであります、殊に通過せしめます時に、我が民政黨に於きましては「移出米穀の買上價格は毎期時價との差額一石に付き二圓を超過せざることを要す」と云ふ希望條項を付けて居るのであります、決議ではありませぬが岡野一己の希望でなくして、民政黨の黨議で決つた希望條項であります、此の希望條項を附して居りますにも拘らず、現はれた結果から言へば非常な相違があるのであります、此の點に付て非常に遺憾に思つて居るのでありますけれども、只今配付になりましたものを見ると五圓程度のやうに書いてあります、私の計算に依りますと、どうしても七八圓は差額を取つて居られる、斯う云ふやうに考へて居るのであり

ますけれども、今配付になりましたが、多分之は高田委員の要求に依つて配付せられたものと思ふのでありますけれども、之に間違はないのでありますか、後で訂正されることはないものでありますか、どうも私の計算に依ると違ふと思ふのであります。

○植場政府委員 石當り二圓以上は取らないのだ、斯う云ふ問題に付ては先日高田さんからも御意見が出たのであります、只今又岡野さんの仰しやる通りに、昨年の議會を通じまして種々の機會に二圓と云ふ問題が議論されたのであります、併しながら御承知の通り此の管理制度其のものが、重要産業の調整と云ふものを何處までも基礎に致して居りますので、之を忘却する譯には參らないと云ふ一つの前提がございます、又當時の米價並に經濟事情と云ふものを基礎として考へた二圓でありますので、其の當時も申上げました通りに、經濟事情に異數の變化がある場合は、多少それよりも外れると云ふやうなことを御説明申上げたかと存するのであります、尙ほ只今五圓餘の利鞘があるかないか此の問題でありまして、もつとあるのではなからうかと云ふ御意見でございますが、御手許に配付致しました資料に依つても御承知を願へますやうに、大體臺灣總督府の蓬萊米の販賣収益と云ふものを申上げた譯でありまして、販賣原價が三十四圓九錢九厘と云ふものに對しまして、其の構成致して居ります分子はどう云ふのかと申上げますと、島内の買入價格、運賃諸掛、販賣諸費を見込んで居るのであります、さ

ら致しまして販賣價格と差引きますと大體五圓二十五錢、之は臺北州の三等米の東京倉庫渡の基準數字であります、さうして恐らく岡野さんと計算の相違のある點は、或は販賣諸費等に於て懸隔があるのではなからうかと拜察致しますが、大體此の數字に間違はございません。

○森岡政府委員 私からも一言申上げて置きますが、只今御話の議會に於て、約二圓の利益を得ると云ふことに置いて置いたのが、それ以上になつて居ると云ふことに付きましたは、只今殖産局長から御答致しました通り、其の當時は大體に於て二圓と云ふ見當で居りますことが、管理事業の目的遂行の爲に適當なりと云ふ風に考へて居つたのであります、併しながらそれは現在の米價事情、經濟事情を前提としてであり、隨後今後米價事情、經濟事情の變更に依りまして、此の變化があり得ることは之は明に私は申上げて置いたと存して居ります、御承知の通り只今御話のやうに、内地に於きましても最高價格の引上が二回に行はれたのであります、臺灣に於きましても當初買上價格の決定を致しました後に於きまして二回に亘つて買入價格の改訂を行つたのであります、それが大體内地に於て二回に亘つて七圓六十錢の引上でありましたが、臺灣に於きましては四圓五十錢位の差を見て居ります、或は此の引上が内地の引上に應じて同じ程度に行ふことが宜いのではないかと云ふ御議論もあるかと存しますが、併し之は臺灣に於ける各種の事情から——第一には管理事業の目的から、第二は臺灣に於ける物價政策

の上から見まして、之を適當と考へたのでありまして、殊に物價問題に付ましては、臺灣に於きまして同じく低物價政策を維持して居る譯でありまして、若し此の米價を内地と同じやうに引上げると云ふことになりすれば、臺灣の各種の物價に特に影響を來すのであります、低物價政策を維持する上に於きましては、臺灣としては有ゆる方法を講じて居るのであります、内地と事情を異にして居り、經濟事情、取政策の維持が容易に行ひ得るのであります、内地に於きまして煙草の値上等を行ひましたにも拘りませぬ、臺灣に於ては煙草の値上を行はなかつたのも亦此の故でありますので、斯う云ふ風な色々事情から致しまして、此の程度が臺灣の各般の事情に最も適當なる方策と考へた次第であります。

○岡野委員 私は此の二圓以上とか云ふことには此のやうでありますけれども、之は米價に因つて増産が出来るか出来ぬかと云ふことに重大關係があると云ふことは言ふまでもないことであり、そこで昨年の行掛りに依つてこたはつて言ふのはありませぬけれども、どうも私共理解が出来ないのであります、それから此處に蓬萊米の販賣収益調が出て居りますが、丸籾の方を御出しにならない理由はどう云ふ譯ですか。

○植場政府委員 申上げて少しも差支ないと思ひます、唯一番取引の數量の多いものを實は例示致しただけであります。

○岡野委員 それではどうぞ其の収益調を御願致します。

○植場政府委員 丸籾玄米の販賣収益であります、販賣原價が特等三十五圓十錢と云ふ程度であります、さうして販賣収益は約十圓であります。

○岡野委員 茲に御出しになつた蓬萊の方は五圓になつて居る、私の今追究致しました丸籾の方は収益十圓、茲に五圓も違ふのはどう云ふ譯でございますか、それから今總務長官から低物價云々と云ふやうな御説もございましたが、それはそれで宜しうございませぬ、尙ほ五圓の差と同時に御尋したいのは、茲に原價の次に内譯として、島内の買入價格三十四圓二十六錢一厘、運賃諸掛二圓五十四錢、之は宜しい、所が販賣諸費が一圓二十九錢八厘、約一圓三十錢見て居られると云ふことが、私はどうしても理解出来な、大體昨年は二圓位の差額だ、差額の中から行政費を出し、又農村に還元する所の水利施設であるとか、農民を利用する設備も此の費用から出すと仰しやつた、販賣諸費として一圓三十錢掛つて居る、私は茲に疑問があると思ふ、之までの米穀商がやる場合には、販賣諸費としては石に二十錢、三十錢のものだと承つて居る、所が一圓三十錢、茲に一圓の差がある、此の表を見て、五圓二十五錢三厘と出して居られるが之を一圓を加算すれば既に六圓二十五錢の収益が擧つて居る、大體米を買入販賣せられるのに、一圓三十錢の諸費が掛ると云ふことはどう云ふ譯か、私には了解出来ない、昨年は二圓の



差額、其の中で行政費十圓、尙ほ農村に還元すると云ふ立派な御答辯をなさつて居る。茲に私は非常な疑問を持つのであります。是はどう御説明でありますか。

○植場政府委員 其の點も岡野さんの御意見は御尤もの御尋と存じますが、茲に所謂事務的な諸費を計上致しましたのは、平素より御話の通りに、商人が扱ひましたもそこに相當の口銭、手数料、或は事務費と云ふやうなものを加算して普通計算して居ります。其の額が二十錢であるかどうかと云ふことは、もう少し研究致したいと存じますが、此の價格は農林省の倉庫にまで入ります事務費を包含して居りますので、それから大體此の經費を割りました基礎の事務費の数字が一年分の經費を掛けながら、而も扱ふ米は二期作のみでございますので、比較的それで割高になつて居る、斯う云ふ計算になるのであります。

○岡野委員 丸糶と蓬萊米とは五圓違ふのはどう云ふ譯ですか。

○植場政府委員 大體丸糶の計算も此の糶と同様に計算をしたのでございますが、御承知の通り、丁度此の糶米の需要が非常に旺盛でありまして、此の内地に於ける糶米の價格と申しますか、市價と申しますか、内地で計算せられました價格と云ふものが、非常に高く見込み得た譯なのであります。大體買入價格を決定致します時には、既に賣拂の價格を豫想して居つた譯であります。島内の丸糶の價格から申しますと、茲に申上げた販賣原價の三十五圓

と云ふものを適當なりと考へた譯であります。隨てそこに糶と差が出来た譯であります。

○岡野委員 それでは次に移りますが、私は今のやうな御説明では満足致しません。満足致しません。之以上追究すると議論になります。臺灣總督府が提出せられた昭和十五年年度臺灣米穀移出管理歳入歳出豫定計算書と云ふものを見ますと、米穀の購買費が一億五千五百六十八圓三十六錢二厘、之が賣拂代金は一億九千八百八十萬九千圓であります。購買費はどうかつて居るか云へば、購買費と賣上代金との差は四千三百七十四萬六千三百八十八圓であります。そこで内地に移出される米と云ふものは約五百萬石でありますから、此の四千三百萬圓かの差益と云ふものを五で割りますと、一石當り八圓七十錢餘りになるのであります。之は勿論純益ではありませんが、茲で之だけの利益を取つて居られるのであります。運賃を引き、諸掛を安くすれば、茲に掛値がなかつたならば、私共の指摘して居るやうに七圓以上八圓位の利益を取つて居られることは、之は誰が見ても常識で分るのであります。此のことを指摘致しまして之以上追究は致しませぬけれども、今後の適正米價に對する御調査の時に、相當御考慮を願ひたいことを私は茲に附加へて置きます。

○中島政府委員 只今の計數の問題に付て、私から一言申上げて置きたいと思ひます。只今の御計數は米穀賣拂代と、豫算書に載つて居ります米穀購買費との御比較と存じます。米の賣拂

に對する荒利益と云ふことを御計算になつて一石當り七圓とか八圓とか云ふ御言葉と存じます。之が米穀購買費だけを御引き下さつたのでは本當の荒利益と云ふことになりませぬので、其處に續いて並んで居ります補償費でございますか、或は其の他運賃、賣拂の諸費及び包装器具官給費とか云ふ、之等も全部合せて一億七千九百九十萬九千八百九十七圓、之が現實の米穀賣拂代に對應致しまする購買費に相當する直接經費でございます。之が役所でやるのと民間でやるのと全然違ひのない、詰り經費の掛り方に於て殆ど違ひのない計算になるのであります。更に詳しく申しますと、直接經費として前に申上げた運賃、それから農民に對する補償費及び倉庫の使用料、それから荷役費、委託販賣の手續料、納入團體の手續料、斯う云ふやうなものが今申上げました諸掛でございます。其の他に包装器具の官給費と申しますのは、最近の麻袋の需給の逼迫に應じて、總督府と致しましては來年度よりは、詰り昭和十五年の一期作米の賣拂より、此の包装器具を官給に致したい、以て其の出荷並に需給の適正及び圓滑化を圖りたいと云ふ計畫を持つて居るのであります。それで結局簡單に申上げますれば、米穀賣拂代の中には包装込の値段が入つて居りますが、米穀購買費の中には包装代が入つて居らない、斯う云ふ計算に相成るのであります。

○岡野委員 此の昨年の米價案と云ふものは、臺灣の米作偏重を抑へると言つて居られるが、之を裏から觀察すれば砂糖擁護ではないか、私相當熱を持つて貰はないといかぬと思ひます。私の今言つたことに對してはどう御考になつて居りますか、又さう言ふけれども、心配して呉れるな、決して減反はしない、減收にならないと云ふ基礎がありますならば、私共の安心致すやうな御説明を願ひたいのであります。

○森岡政府委員 現在の食糧問題の上から見ます、米の増産は最も必要であります。これは申すまでもないことであります。臺灣に於きましても増産に付きましたは有ゆる方法を講じまして、耕種の改良、耕地の反別増加と云ふやうなことから、色々力を致して居る譯であります。隨て今後に於きまして、斯の如き米穀事情が續く限りは、米産に極力を致す譯であります。只今御話の、之は極く細かいことであります。耕地面積は漸次減少して來て居る、斯う云ふことであります。是は臺灣に於ける耕地面積の表を御覽願へば、さう云ふ形になつて居る譯であります。實は昭和十二年からであつたかと思ひますが、此の耕地反別の面積の測量方法を變更致しまして、それまでは畦畔を加へたものを以て耕地面積として居りましたが、其の後は畦畔を除きました純粋の作付面積と云ふことに致して居る關係上、之は恐らくは畦畔は五六分位それから引けるのではないかと思ひます。之は極く些細な問題であります。さう云ふ風な關係でございます。必ずしも現實に作付致すべき耕地が、著しく減少致して居ると云ふのではないのであります。殊に昭和十五年度から將來に亘りまして約十箇年計畫を以ちまして、土

は斯う云ふことを其の時論じたのであります。そこで今總務長官から低物價政策云々と云ふ御説明もありましたし、又豫算委員會でございしたか、三善委員の質問に對しても拓務大臣は低物價云々と云ふことを言つて居られるのであります。過ぐる本會議の時に高田委員の質問に對して、小磯首相はどう云ふことを言つて居られるかと云ふと「米と砂糖は臺灣に於ける重要な農業特産であります。米が内地の米穀需給の爲に必要でありますと同時に、御承知の如く日本に於ける砂糖の給源は、其の大部分を臺灣に持つて居ります。斯様な關係に於きまして米と砂糖との關係は、最も之を慎重に検討する必要があります。詳しく申しますならば、米の値段が安い場合には砂糖の値段も安くなります。之が著しく安くなる場合に於きましては糖業者の非常なる利得を助けることになり、又米が高くなれば砂糖が必然に高くなります。砂糖を著しく高くすると云ふことは、砂糖の給源を其の生産に於て非常に妨害することになります。以上の見地に基きまして砂糖の生産と脱糶合せて、最も宜からうと思ふ所に臺灣總督府が値段を決定するのを以て原則として居ります。斯う云ふ風に答へて居られる、此の答辯では拓務大臣は昨年の事情を御存じにならない、總務長官なら斯う云ふ風に御答にならな

い、もつと巧妙に答へられたと思ふが、斯う答の中に出て居る、之ではつきり總督府は砂糖の重く考へ、さうして米の方を重視して居ないと云ふことの現れが茲に分るのであります。斯う云ふ點は別の方から之を眺めて見ても、増産計畫を百萬石——昨年の米價案の時には五十萬石、それから五十萬石、詰り百萬石と言つて居られるが、斯う云ふ考へ方と、それから又面積の方から申しまして、如何に米作に不熱心であるかと云ふことが分るのであります。此處に例を引いて見ますと、臺灣總督府の米穀局では昭和十四年の第二期作、十月十五日現在であります。其の作付面積を發表して居られます。それに依ると昭和十一年は三十九萬千八百二十二甲、昭和十二年は三十七萬三千七百二十四甲、昭和十三年は三十五萬三千五百七十一甲となつて居りました。十一年、十二年、十三年と年々減少になつて居ります。昭和十四年になつて作付面積が三十七萬九千九百九十九甲となつて、やつと一萬六千六百二十九甲の作付面積が増加して居ります。併しながら之は増加をして居りますけれども、此の増加も昭和九年から十三年に至る五箇年の平均に比べて見ますと、まだ一萬四千四百五十五甲の減少になつて居ります。十一年、十二年、十三年の三年に比べると、成程一萬六千四百五十五甲の減少になつて居ります。平生ならば私は何も申上げませぬが、昨年議會でやかましく申しました通り、戰時食糧政策——昨年の秋頃には日本には米騒動が起りはせぬかと言はれたやうな不安状態を醸した今日に於て、昨年五十萬石と言はれたけれども、五十萬石も出來ない、尙ほ此處に例があります。長くなりますから略しますが



地の改良、造成を致す計畫を立て、居りますので、十箇年後に於きまして、約二十二萬甲歩の土地の改良及び造成と云ふことに致して居る譯であります、隨て今後米の増産を必要とすべき場合に於きましては、其の増産の方に向けて行くやうに致したい、斯う考へて居る次第であります。

### 臺灣米と砂糖との問題

○岡野委員 私に總督府は砂糖には熱心であるけれども、米作に對しては熱が足らぬと云ふことを指摘致しましたが、其の事に關聯致しまして茲に二月十一日の臺灣に於ける各新聞に出た記事があります、總督府の殖産局の特殊課ではどう云ふことを言つて居るか云ふと、米作りも砂糖増産が有利である、之は長いから朗讀しませぬが、一言にして言へば斯う云ふことです、成程米も足らぬ、戦時食糧として米は大切であるけれども、砂糖は臺灣でなくては出来ないので、我が全領土の中砂糖を作る所は臺灣のみだ、況や今日では米は朝鮮でも滿洲でも出来るから、寧ろ臺灣に於ては米を止めて砂糖一本にしたらどうだ、斯う云ふ譯で米作をやればどれだけ金額が上る、砂糖をやれば、之だけの金額が上ると云ふことを、ずつと表を作つて、實に新聞と致しましては一頁の四分の一位費して堂々と宣傳致して居るのでありますが、之は私には由々しき問題であると思ふ、此の事實を認められますか、認められませぬか、一つ之から御

尋致します。

○森岡政府委員 其の新聞記事に付きましては私は見て居らないので承知致して居りませぬが併し臺灣に於きまして米及び米以外の重要作物と申しますれば、之は臺灣特有のものとして申上げて宜いのでありますが、隨て其の重要作物の上にて砂糖が最も産額が高い、又重要な産業である譯であります、それは只今御話のやうな事柄は、原則的に見て米であれば内地、朝鮮、滿洲でも出来ず、併しながら砂糖は臺灣に限られて居る、隨て臺灣から若しも砂糖がなくなれば、之は日本の砂糖供給が非常に窮屈になつて來ると云ふ意味合と私は解釋致します、臺灣と致しまして或る程度の砂糖の生産の確保は、之は固より必要であります、併しながら同時に現在の米の事情から考へまして、どう致しましても増産の方に努力しなければならぬことは當然でありますので、私は砂糖に付ての今日の日本の必要性と云ふことも、之も考へなければならぬ、併し一面米は今日の必要性から考へまして、等閑に附すべきものでないと思ふことは固よりであります、只今御議上りの新聞記事に付きましては、内容は私承知致して居りませぬが、原則的に申したものでないかと思ひます、現下の事情から見まして、臺灣として米の増産に極力を致して居ると云ふことを、御諒承願ひたいと思ひます。

○岡野委員 只今の御説明でございましたけれども、それは成程原則的問題を發表したのかも知れぬが、何も今原則論を取上げて、臺灣内

の不安を益々募らすやうなことをやつて居られる、又米の價格の計算に致しまして、どうであるかと云ふと臺灣に於て安く買上げた値段、一石三十圓二十五錢を以つて基準にして居る、所が砂糖は運賃加工費を加へた内地の高い値段を以つて比較して居る、此の點に於ても若し蓬萊米の内地に於ける値段と砂糖の値段と比較せられるならば、まだ話は分るが、さう云ふことはして居られない、而も其の米は非常に質の悪い米の値段を取つて居る、而も外米のやうな安い値段を擧げて、さうして一方臺灣糖と同品質のジャワ糖の高い値段と比較するやうなことをやつて居られる、斯う云ふ譯であります、それから米が足らなければ外米を輸入したら宜いぢやないかと云はれるけれども、之は容易な問題ではない、暹羅に付ても暹羅が日本に一時に千萬石なら千萬石、五百萬石なら五百萬石を輸出する用意をちやんとして居つて、其の時に日本に必要があつて米を呉れと言へば呉れるかも知れぬけれども、暹羅も相當に計畫を立て、やつて居るのだから急に日本で米に困るからと云つて、輸入の出来るものではない、況や此の頃は英吉利、佛蘭西あたりで日本に對する經濟封鎖と云ふやうなことを言出しまして、日本が外米を買はうと云つた所で、英吉利なんかは暹羅に日本へ賣るな、賣る時は斯う高い値段で賣れ、日本の外貨を取らなければならぬからと云つたやうな考へ方で、相當國際關係、外交關係、政治工作と云ふものが茲に行はれて居る、米が足らぬなら外米を輸入すれば宜いと云つたやうな

簡單な考へ方で、此の戦時食糧政策に携つて居るならば、大きな間違ひだと私は思ふのであります、それからどう云ふことを言つて居るかと思ふと、米を作るよりも砂糖を作る方が國家の収入が非常に多い、税金が澤山上ると言つて居りますが、税金主義で行くならば、財源主義で行くならば、収入主義で行くならば、米を作つて酒にしたらどうですか、酒の税金と云ふものは一石六十圓で、砂糖の方は一ピクル七圓八十錢であります、日本は今米が不足の爲に酒を二百万石減石して居る、一石六十圓の税金と見れば一億二千萬圓と云ふ税額が出て來る、然るに砂糖では収入がたんとあるけれども、米ではさう税金が上らぬ、斯う云つたやうなことを麗々しく發表して、さうして世間を惑はすやうなことを言つて居るのは之は怪しからぬと思ふ、一つの研究としては宜いかも知れぬ、然し其の研究の基礎が今私の指摘するやうに相當誤つて居ると思ふ、此の事は總務長官は新聞を御讀みにならぬと言はれるから、一つ能く御研究置きを願ひます、次に植場殖産局長に御尋致しますが臺灣の之に關係した問題で、糖業政策の再檢討を總督府の方から申出たと云ふ説があります、殊に或る技師が東京に上つて参りまして、拓務省には相談しないで、企、院、商工省其の他の役所に交渉して、何とかして糖業の方に重きを置くやうに、今私の言つたやうな米は臺灣でなくとも、滿洲でも朝鮮でも出来るから、臺灣は糖業一本——糖業一本と云ふことは無論言つて居られませぬけれども、米を主にするよりも糖

に於てさへも飯米の不足して居ると云ふやうなことを吾々は聞いて居るのであります、其の際に何を好んで之だけの大々的な記事を發表せられるか、原則論ならば殖産課の何か役人の協議會などでなされたら宜しい、堂々とセンセーションを起すやうな大きな記事を掲げて居る、而も、私は數字は擧げませぬが、素人が考へても、米と砂糖を作つてどつちが有利かと云ふ比較に、成つて居ない點がある、一二擧げて見ますと斯う云ふことを言つて居る、甘蔗と米とを比較して居られますが、砂糖は一箇年か二年掛る、米作にすれば砂糖が一回出来る間に三回乃至四回出来る、それを米作の方を年二回にして之を比較して居られるが、茲に一つの間違ひがあると思ふ、それから若し砂糖と米とを比較せられるならば、甘蔗と米の収益率を比較せられなければならぬ、所が砂糖の方は複雑な加工過程を加へた所の一つの工業製品であります、其の砂糖と云ふ工業品と米の値段とを比較して發表して居られると云ふことは、どう云ふ譯であるか、非常に間違つて居る、若し砂糖と米を比較せられるならば、米から出来る酒と比較しなければならぬ、酒の値段と砂糖の値段とどつちが利益が擧るか、國家の収益がどうなるかと云ふならば分るけれども、一方は砂糖と云ふ複雑なる工業過程を掛けて居る工業生産品の値段を擧げて居る、若し米の値段を擧げるならば、砂糖の本である甘蔗を擧げなければならぬ、砂糖を言ふならば米から出来た酒と比較しなければならぬ、斯う云ふことは全然やらないで農民

業を主にしようと思ふことを言つて、糖業政策の再檢討を申出られたと云ふのであります、拓務省殖産局の方ではどう云ふことになつて居りますか、其の點を明にして貰ひたい。

○植場政府委員 米と砂糖との問題に付きましては、先程來岡野さんの御指摘のやうに、臺灣は砂糖の唯一の給源であるから砂糖だけを作れ或は又一方からは、斯う云ふ米穀事情の時節であるから、臺灣ではうんと米を作れ、此の兩方の意見は、相當實は先般來此の議會に於ても度々御話を承つたやうな次第であります、拓務省と致しましては、臺灣總督府と十分なる連絡を取りまして、實は此の米糖關係が、只今御意見にも出ましたやうに、屢々議論になりましたので、政府と致しまして砂糖をどう見るか、米をどう見るかと云ふことを、事務局にもはつきり確定致したいと思ふやうな考から致しまして、昨秋拓務省が中心になりました、商工省、農林省、企畫院、陸軍、海軍各關係廳の御集まりを願ひまして、二日間に亘つて、米と砂糖の問題の協議を致したのであります、其の結果臺灣では大體米は此の程度是非作れ、それから砂糖は例へば十五六年期は斯う、十六七年期は斯うと云ふ一定の目標を以て、大體草案が纏りました、其の結果に従つて、例へば、甘蔗を十七萬甲植える、或はそれを十七萬千甲にするとか云ふ風な、計画的な獎勵方法を執つて居るのであります、此の點は是非一つ御諒承を願つて置きたいと思ふのであります、それから只今御質問の臺灣の某技師官が、拓務省に來ないで



勝手に他の關係に砂糖の問題で交渉したと云ふ御話であります、或は臺灣の事務官、技術の方が東京にも見え、私の所にも始終見えまして、個人的には砂糖論をやり、或は米穀論をやり、色々議論を交して居りますが、役所を代表して、拓務省と連絡なく、商工省なり、或は企業院なりに、臺灣總督府の意思なりとして砂糖問題に付て表示された事實はありませぬ。

○岡野委員 此の事に付ては、相當各新聞の經濟欄などには問題になつて居ります、東京朝日の經濟欄のゴシップに色々書いてありますが、技には讀上げる必要はありませぬが、唯最後の結論だけを申上げると「兎に角總督府殖産局の砂糖に對する腰の入れ方は大したものだがキヤラメルでは米の飯の代りにはならぬから困りものである」斯う云ふ結論をして冷かして居る、外にもありますが、斯う云ふことは今日言ふ必要はないから略しますが、世間では此の事に對して相當懷疑の念を以て見て居る、之は寧ろ百萬甲歩の増産計畫がある、そこで糖業の方の砂糖の方の減産を總督府の方からやらされるだらうから、先手を打つて反撃しようと思ふやうな魂膽であらうと世間では見て居る、私共もさう云ふやうに考へざるを得ない、相當之は當局に於ては注意せられる必要があらうと思ふのであります、次に御尋しますが、總督府へ今年の一月十五日現在を以て、米の在商調査を命ぜられて居りますが、之に依つて移出米或は消費米の是正をしようと思ふ御計畫だらうと察するのでありますけれども、其の成績はどうか云ふことにな

つて居りますか、大體臺灣總督府は昨年十一月一日に、現在の米穀在高は三十八萬石と發表して居られる、而して二期米の實收高も五百十二萬九千九百九十九石と計算をされて居る、して見れば左高は、明瞭ではありませぬか、十一月一日に發表して居る米穀在高は三十八萬石と云つて、而して二期米の發表は五百十二萬九千九百九十九石と云つて居るから、在高はつきりして居る筈である、然るに特に國勢調査に依つて一月十五日現在の米の在高を調査をせられて居る、之は何の必要に依つて起つたのであるか、又其の成績は如何であるか、其の發表を願ひたいと思ふのであります。

○植場政府委員 御話の通り現在高調査を一月の中頃からやると云ふ必要のありましたのは、既に此の點は御承知だらうと思ひますが、内地の米穀事情の急を救ふ爲に、拓務省と致しまして臺灣總督府に對して極力昨年二期米の内地移出を奨励して貰つたのであります、其の御蔭を以ちまして當時内地の相當急迫した米穀事情に即應して、年内に普通ならば八十萬石ソコ／＼しか入らない實績でございましたのが、九十萬石以上を突破して移出を見たと思ふので、農林省の方でも非常に喜んで戴いたやうな次第であります、尙ほ引續きまして一月二月の二期米の出生に對應致しまして、内地の米穀事情を少しでも緩和したいと思ふやうな念願から、出来るだけ多くを輸出したいと考へて居つたのであります、其の持出します爲には一定の月別計畫を農林省と打合せする必要もあり、實際の米穀

事情を具さに知る必要がございましたので、現在高調査或は實際米の動きと云ふやうなものに付て、調査をすることになつたのであります。

### 米管實施後の 買上高と移出高

○岡野委員 此の問題はもつと突つ込んで聽きたいのでありますけれども、機微な點に觸れますから別の方に方向轉換致しますが、昨年米管が實施せられました十一月一日から最近までの買上高と、米管案が出來た後こちらに積出して來られた高と、其の内容を御尋致したい。

○植場政府委員 買上高は約百四十萬石、それは一月末まででございます、それから内地へ移出致しましたのが約百二十萬石が一月末までの統計でございます。

○岡野委員 今の一月末までと云ふのは違ひはしませぬか、二月に入つて居りませぬか。

○植場政府委員 移出でございますから、向ふから船で積出したと云ふ意味でございます。○岡野委員 私が斯う云ふ御尋を致しますのは實は米管案が出來たから、其の實績に照して斯う云ふことを考へたいのですが、私の察する所では十一月末に積出された百四十萬石、此の内譯は今日の新聞の經濟欄に出て居ります、此處に中外商業を切抜いて來て居りますけれども、之に依ると百四十萬石になつて居ります、其の中東京が七十六萬石であります、此の百四十萬石と云

ふのは例年より私は少いのではないと思ふ、古いことは知りませぬけれども、どうも最近の高から申しますと百四十萬石を十一月、十二月、一月の三箇月掛つて二期米の出來た後三箇月掛つて、僅か百四十萬石しか來て居らぬ、それが斯う云ふやうに毎月決つて五十萬石なら五十萬石來れば宜いけれども、少い月もある、一番來ねばならぬ三箇月間に僅か百四十萬石しか内地に送つて居られない、買上げたのは百四十萬石で、百四十萬石しか來ない、それは南洋に行くのもあります、外に行くのもありますけれども斯う云ふ成績で果して私は日本の戰時食糧問題又日本の今日の米穀問題の急務に備へることが出来るのであるか、本當に此の危急を救ふことが出来るかどうか、憂慮に堪へないのであります、此の點に對してどう云ふ御考があるか、今後豫定通り五百萬石以上寄越すと云ふ確信があるか、どうでありますか。

○森岡政府委員 只今御話の一月末までの百二十萬石は、十一月から以降三箇月間にしては少いのぢやないかと云ふ御話でありました、私的確に以前の數字は承知致して居りませぬが、唯斯う云ふことは御諒承願ひたいと思ひます、從來は十一月に入りまして、十一月中にも尙ほ一期米が相當入つて來て居りました、多い時は十萬石、少い時も二三萬石、平均致しまして約七萬石位入つて來て居ります、然るに昨年は御承知の通り内地の米穀事情が非常に逼迫して居りました關係上、一期米の出方が著しく早く、隨て十一月に入りましてから一期米と云ふものは

殆ど參つて居りませぬ、さう云ふ關係から致しまして、數字は私はつきり、從來のと今回のと比較しまして、どう云ふ差になつて居るか、はつきり承知して居りませぬが、大體年内に八十萬石から八十五萬石、其の中七八萬石は一期米であつた關係から見まして、八十萬石以内であつたのが約九十五萬石、十二月末までに入つて居る譯であります、さう云ふ點から考へまして、米管事業に依つて此の出方が速い、少いと云ふことは言ひ得ないと思つて居ります、尙ほ十五米穀年度の残り、本年の二期米、十六米穀年度の一期から二期に付きましては、相當増産計畫を立て、居る關係から致しまして、十分に内地の米穀事情に即應し得るやう、努力致したいと考へて居ります。

### 水利事業と肥料の配給

○岡野委員 私はまだ御尋したいことが澤山ありますけれども、時間もありませんから最後に二點だけ簡単に御尋致しまして、私の質問を打ち切りたいと思ひます、昨年の議會に於て吾々は種々議論を致しました中に、あの事業に依つて得た利益の差額を以て農村還元をやる、水利施設をやると言はれたのであります、其の水利施設の實績、どう云ふ事業をなさつて、どう云ふ風になつて居りますか、之が御尋の第一であります、それから臺灣に於ても肥料の配給と云ふ問題は、重大問題であるのであります、臺灣では果して農民に其の所要量の何割位、肥料

の配給が行はれて居りますか、此の點を御尋致したいのであります。

○森岡政府委員 只今御話の細かい數字に付きましては、外の政府委員から御答致しますが總督府が此の事業に依つて得た利益を農村に還元すると云ふことに致しますことは、水利事業其の他農業一般の増進に付てでありまして、殊に今回約二圓であるのが五圓になりました點に付きまして、其の差額の三圓の約半分は、特に本年の一期米に對しまして肥料の補助と云ふことに致しまして、直ちに還元する方法を講ずる譯でありまして、此の事は農民に直ちに還元すると云ふこと以外に、又増産と云ふこと目的にも副産でありまして、他の一半は次に來るべき米穀事情に對應する資にしたいと考へて居る次第であります。

○植場政府委員 肥料のことを少し細かく私から申し上げます、只今問題になりますのは、差當つて此の十五年一期作であります、それで臺灣總督府と致しましては、昨年議會で公約をした關係もございまして、現在の内地の米穀事情も先程來御話の通りでありますので、出来るだけ増産をしたいと云ふ風に考へて居りまして、過般拓務大臣からも御説明のありました通り、十五年一期作は大體四百九十五萬石見當の生産を見なければならぬと云ふやうな状態になつて居ります、之に對して肥料を用意したいと考へて居ります點を詳細に申し上げます、先づ硫安が約九萬噸ばかり要るのであります、過燐酸石灰が十萬噸ばかり要るのであります、其の他加里鹽



が若干要ります、之等の割當に付きましたは、目下關係省と折衝中でございまして、出来るだけ此の數量の獲得に努力致したいと考へるのではありません、尙ほ此の無機質肥料の外に有機質肥料として只今手當に掛つて居りますものは、大豆粕が六萬噸、魚肥が二萬八千噸、之は滿洲及び朝鮮に既に人を派遣致しまして、其の中の大豆粕等は既に豫定量以上に手當が進んで居るやうな状況であります、それから自給肥料は堆肥、綠肥雙方に亘りまして十三年度の實績の約三割増と云ふので、出来るだけ確保したい、斯う云ふ風に考へて居ります、何と申しましても増産にはどうしても肥料確保と云ふことを必要と致しますので、目下農林省にも十分御願を致して居りますやうな次第であります。

### 蓬萊米の價值基準如何 高田私平委員の質問

○高田委員 實は本會議の質疑に對して、大臣は極めて率直に答辯されて、一石五圓も八圓も儲けるのは甚だ不本意であるとか、此の法律を施行しないでも何か外の手段を以て目的を達し得るだらうと云ふやうな、米穀管理を否認したやうな意味の御答辯が本會議であつたのであります、で此の委員會に大臣に御出席を願つて、色々御意見を伺ふことが宜いのですけれども、併し大臣と云ふものは一年半か二年で迭るものです、聽いた所で餘り當てにならぬ、却て實際

に當つて居られる局長さんに伺つた方が後に幾らと思ひますから、どうぞ其の積りで局長さんから御答辯を願ひたいと思ひます、實は此の間非公式に御願をしたのですが、蓬萊米を一石三十圓二十六錢一厘と決めたのは、何の基準に依つて決めたかと云ふことでありまして、去年御發令になりました臺灣米穀移出管理案の第五管理案の大綱と云ふものを見ると、右買入價格は生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して適正なる米價たらしめ、斯う書いてある、此の經濟事情を參酌すると云ふことはどう云ふ意味になるか、之は内地の米穀統制法の書方と同じです、所が此の間大臣の御答辯は、何か甘蔗作との關係から脱合せて決めたことと云ふことである、所が去年の管理案にはそんなことは書いてない、其の他の經濟事情を參酌すると云ふことの中に包含する積りであるかも知れませぬけれども、内地の書方と同じですから、私は去年はさうは思はなかつた、所が今年の大田の本議會に於ける説明では砂糖の値段の爲に、詰り甘蔗作を保護する爲に一石五圓以上の頭を削ぐて、米作を餘り有利でなくした、斯う云ふやうな解釋になつて居るのであります、此の生産費其の他に依つて三十四圓二十六錢一厘と云ふ蓬萊米の値段が出来、又丸糯等に付きましたも、さう云ふ値段が出来たと思ひますが、丸糯の方は面倒になりましてから姑く置いて、蓬萊米に付ては生産費其の他に依つて三十四圓二十六錢一厘と云ふ値段を決めたのでせう、其の内容を承りたい。

○植場政府委員 大體移出港に於ける標準買入

價格は三十四圓七錢と云ふ數字を出して居ります、其の三十四圓七錢の内譯を申し上げますと、産地基準價格を二十七圓十九錢、粗千粒千斤を八十七圓と仰へて居ります、それから粗摺賃が七十一錢、それから包装費が一圓五十二錢、それから移出港までの諸掛が六十五錢、合計致しまして移出港に於ける標準買入價格が三十四圓七錢となります、それから生産費の問題であります、昭和十三年の二期作、詰り前年度の二期作でございまして、前年度の二期作の生産費が二十四圓五十一錢、農家の庭先生生産費に直しますると、十九圓十一錢となつて居ります、それから昭和十四年の二期作推定生産費が二十一圓八十六錢、斯う云ふことに相成つて居ります。

○高田委員 今御話の十四年の二期作は庭先生生産費が二十四圓七錢で、尙ほ二十一圓八十六錢と云ふのは何が加つて居るのですか。  
○植場政府委員 昭和十四年の二期作推定生産費二十一圓八十六錢と申しました、それから農家の庭先生生産費二十四圓七錢と申上げた其の開きは御承知の通り農家の庭先生生産費は一應全部粗で計算致しまするので、粗摺賃其の他に包含されて推定生産費二十一圓八十六錢、斯う云ふことになるのであります。  
○高田委員 大體私の調べたのは十一年が十七圓九十九錢、十二年が十九圓二十五錢、十三年、二十四圓五十錢、之と比較するのには、あなたの方の基礎は二十一圓八十六錢、斯うなつて居ると見て宜いのですか——分りました、さうす

ると伺ひますが、生産費が二十一圓八十六錢で基準價格が二十七圓十九錢と云ふのは、之は何を言ふのですか、米一石の生産費は二十一圓八十六錢で基準價格が二十七圓十九錢と云ふのはどう云ふ譯ですか、五圓ばかり開きがあるのですか……

○植場政府委員 只今の産地基準價格の二十七圓何がしと云ふものを出しました標準は、大體脱合せました基礎と致しましては他作物との價格の關係、それから内地の米價、それから生産費と脱合せて農民の手取りになります利益の高それから全體の經濟事情と云ふやうなものを脱合せて決定致したのであります。  
○高田委員 さうすると、もつと此の内譯を伺ふのですが、面倒ですから、ざつとばらんに伺ひますけれども、一石に付農家の利益は幾らになりますか、蓬萊米一石三十圓二十六錢一厘で政府が買つて、さうして農家の實際の収入と云ひますか、収益と言ひますか、それは幾らになつて居りますか。  
○植場政府委員 只今御説明申上げました産地の基準價格から生産費を引いて載きまして、大體七圓見當の利潤がある、斯う云ふ計算になります。  
○高田委員 二十七圓十九錢から生産費の二十一圓幾らですか、それを引いて七圓にはならぬでせう。  
○植場政府委員 七圓と申上げましたのは間違でありまして、五圓と……  
○高田委員 三十三錢ですか、そこで伺ふので

すが、すると農家の一石作つての収益は五圓三十三錢と云ふことになる、然らば内地の米一石に對する収入は幾らかと云ふことを考へて見なければならぬ、内地の十四年産米の最高基準は四十三圓、それから生産費に運賃諸掛を加へたものは三十二圓五十錢、之は私等から言ふと餘り安く見てあると思ひますが、兎に角米穀統制委員會で決定したのは三十二圓五十錢、すると四十三圓から三十二圓五十錢引くと十圓五十錢、多少の差はありますけれども、大體に於て内地の十四年産米を作つた農民は十圓近くの利益になる算盤になつて居る、然るに臺灣は五圓三十四圓以上の利益を取つてはいかぬと云ふ、私は何も臺灣人でもなければ、臺灣に土地を持つて居る譯でもない、唯併しながら不公平なる政治をすることが臺灣統治上恐るべき結果を招來することを憂へるから、去年から痛論して居る、斯う云ふ不公平なる政治は宜しくない、蓬萊米は五圓の頭を削ぐなければ内地と同じにならぬ、どうして斯う云ふことをなさるのですか、去年は二圓以上取らぬと仰しやつた、其の當時は議員の方から二圓以上取つてはいかぬと云ふことを言つたのではない、其の時の政務總監は誰も聴かぬ中から二圓以上は取らぬと言つた、所が又五圓取つた五圓取つた結果は、同じ米を作つて臺灣の農民は内地の農民よりも利益が少いと云ふ状態に置くことは私は忍びない、之に於て拓務大臣が正直に甚だ遺憾であると云ふことを言つたことは、私共同じて御尤もであると思ふ、加之、昨年の米穀管理案の御説明に對

しては、米の偏重は臺灣の産業政策上宜しくないから之を矯めるのである、而して米價高は非常に宜しくないから之を矯めるのであると云ふ、要綱にも書いてある、然るに米穀偏重を矯めるどころぢやない、非常な偏重である、之は悪いとは言ひませぬ、例へば資料の中の「水田栽培他作物の減反、水田栽培甘蔗、黃麻、バナナ等の全部又は一部の水田からの撤退」此の位偏重な政策はないでせう、私は偏重な政策は宜いのです、あなた方は偏重の政策が悪いからと言つて此の案を通過なさつて居る、今年は徹底的に偏重な政策を執る、併し本會議に於て大臣は率直に他の行政手段に依つて何か方法があつたらうが、十一月に本法を施行したばかりだから、之を今日戻すことは出来ないと思ふ、私も之は亦事情已むを得ないと思ひますけれども併し臺灣の農民は五圓何十錢の利益しかなくて内地の農民は少くとも八九圓、十圓近くの利益があると云ふ此の政治は、私は極めて不公平なやり方と思ふのでございまして、此の點は森岡さんの御答辯と云ふものは決つて居るけれども、あなたは斯う云ふ不公平なることをやつて、それで臺灣が治まると思ふのですか、臺灣の新聞を見ても議會の内容は書いてない、本當にこんなことをやつて臺灣は治まるのですか、私は斯う云ふことを言ひたくないが、臺灣の本當の知識階級は知つて居る、差別待遇のあることは知つて居る、森岡さんはそれでも尙ほ斯う云ふ不公平なる政治を行はんとするのであるか、それを先づ一つ参考の爲に伺つて置きたい。



○植場政府委員 森岡長官の御答辯の前に、先程申し上げた数字に關聯して、只今高田さんの御意見を拜聴致しましたので、實は持つて居ります材料で少し細かく申上げて見たいと思ひます。内地米と蓬萊の所謂差引利益の比較の問題でございます。蓬萊米が先程五圓餘の利益と申上げましたのは、御承知の通り推定生産費として玄米調製料等を加味した二十一圓八十六錢の生産費を基準に致しました。之を農家庭先に於ける親の生産費に引直しますると此の二十一圓八十六錢から玄米調製料一圓六十九錢を引きまして二十圓十七錢と云ふ生産費に相成るのであります。さう致しますと、此の二十圓十七錢の生産費と産地價格の二十七圓十二錢、先程申上げました十九錢から之を金利保管料を加算し更に運賃諸掛を控除致しますると、二十七圓十二錢と云ふ計數に相成ります。其の二十七圓十二錢との差額六圓九十五錢が純粋の農家の手取りになる、細かく申上げますと、さう云ふ数字に相成ります。之で見ますと、利益率が六三・四六%、斯う云ふ数字になるのであります。之を内地米の生産費、昭和十四年の玄米一石當りの生産費三十一圓七錢と云ふものと、産地價格として四十圓五十九錢と云ふ数字を取つたのであります。此の数字を取りますと、差引利益が九圓五十二錢であります。此の利益率を見ますと、臺灣の方が三四%四六%でありまして、内地の方が三〇%六四%であります。斯う云ふ数字に相成ります。

○森岡政府委員 只今の御質問の前に、先に御質問になりました點に付きまして御答致します。先程殖産局長から御答致しました通りに利益率から考へますれば却て内地の農民の利潤よりも良いことになつて居ります。隨て先程御質問の内地に比べて非常に悪い、不公平なることをやつて宜いのか、之は御答申上げなくとも宜いのぢやないかと思ひますが、大體に於て臺灣の農民の利潤が、内地の農民よりも、少く

とも内地の農民に比べて悪くないのだと云ふことから申上げますれば、隨て内地に比べまして不公平がある、非常に悪いと云ふことにはならないと云ふ點で御諒承を願へると思ひます。只今の御質問は斯う云ふことをやらずに他に行政的方法がありはしないかと云ふことであります。色々方法もありませんが、併ながら現在の臺灣の實情なり、管理事業を行つて僅かの期間であります。行つて参りました。而して昨年末の内地に於ける窮迫せる米穀事情に寄與した點を考へ、又若し之なかりせば農民がどれだけ不利益を蒙つたかと云ふことを考へまして、此の管理事業が臺灣に於ける最も適當なる方法なりと考へて居ります。先程御質問の管理事業を、昨年御審議を願ひます際に於て、米穀變調を矯正するのだ、にも拘らず今年度に於きましては米穀變調になるやうなことで、黄麻其の他の合作を抑へて、米穀増産に走つて居る、それは宜いのだが、併し昨年の説明とは違つて居るのではないかと、斯う云ふやうな御説が先程ありましたが、併し昨年此の管理事業を説明致した際に於て、若し米穀に對して異常時が来た場合に於きましては、別に非常對策を講ずると云ふことを申上げたと思つて居ります。其の非常對策が個々内地米穀事情が斯う云ふ状態でありまして、普通の増産計畫に加ふるに五十萬石の増産を致しました爲に、有ゆる方策を講じまして、此の異常時局の食糧問題に寄與する爲に致して居るのであります。之は異常時對策として御諒承を願ひたいのであります。

之に依つて米管の制度を没却して居るのではないと云ふことを御諒承願ひたいと思ひます。

○高田委員 先程の数字は納得しない、殖産局長の説明に對して私は納得出来ませぬ、併しそれを此處で彼此申上げました所が仕方がありませんから申させぬ、只今森岡さんの御説明の中に管理案があるから臺灣の農民が利益を受けたと云ふことは、どう云ふ意味でありますか、私は若しさう云ふ風な管理法がなければ、此の五圓の頭を削られることなくして、非常に農民が利益を得たと思ふのであります。臺灣の農民の利益と云ふのはどう云ふのですか、臺灣の農民の利益は、やはり米を作つて五圓なり三圓なり餘計取ることが利益だと思ふのであります。それでどう云ふ風な利益があるか、私は寧ろ農民の不利益だと思ひます。序に申上げますが、五圓二十五錢、蓬萊米の丸糶は十圓であると思ふのですけれども、其の得た總督府の所得と云ふものは、此の間何か中島君が何處かで質疑した其の答辯に依ると、一部は例の生産擴充にやるとか、増産計畫に依つて米以外の増産計畫に與へるとか、一部は積立金にするとかと云ふやうな御話でしたが、其の積立金の形式と云ふものは、全然備荒貯蓄のものでありますか、個人の利益になるやうになるのですか、其の點を伺ひたい。

○森岡政府委員 此の管理事業に依りまして、農民の利益を得たと云ふことを申上げましたが之は農家の經濟の一部と申しますか、農家經濟の安定を得たのであります。具體的に申しますれば、此の管理事業がなかりせばどう云ふ風になつたかと申しますと、其の一例として申上げますと、昨年の内地の米穀事情から、之は申上げますまでもなく御承知と思ひますが、臺灣に對して内地が相當窮迫して居る八九月頃、盛に臺灣に對する米の買出しがありました。其の當時若し此の管理事業なかりせば、從來の例以上に青田賣買が行はれたに違ひない、青田賣買が行はれば、之は農民は非常なる踏倒されたやうな形で賣買されると云ふことになる譯であります。然るに此の管理事業があり、而して二期作米より政府の買上げになると云ふことが明になつて参りました爲に、青田賣買と云ふものが殆どなかつたのであります。若しも之がなくて青田賣買が行はれたとすれば、之は農民としては非常な損失を來したのではないかと云ふことを考へられる譯であります。次に此の利潤五圓の中、二圓と云ふものは昨年申上げました利潤であります。残りの三圓に付きましてはどうするかと云ふことに付きまして、或る機會に説明致しましたが、此の三圓の約半分と云ふものは、半分以上になるが、平均約半分、それが二百六十萬圓、之を只今提案して協賛を仰いで居ります。十五年の米穀年度の一期作即ち只今植付中でありますものに對して、二百六十萬圓の肥料の補助をすることに致して居ります。之は大體は統制外になつて居りますやうな有機肥料が相當高値でありますので、それの購入に對して補助を與へると云ふことにする積りであります。尙ほ他の一半は將來起るべ

き米の反動期に備へる爲に、損失補償をすると思ひます。○高田委員 大體今の詳しい説明で分りました、一寸過つて伺ひますけれども、十三年の生産費二十圓五十錢で、十四年の生産費が二十一圓八十錢、さうすると一圓三十錢だけ生産費が十三年より十四年は上つて居る譯であります。私は實を言ふと内地は直接間接に昨年よりも二圓五六十錢程度上つて居る、所が臺灣の方は上り方が少いのですけれども、此の點がどうも私は領けないのですが、之は又あとで伺ひます。要するに米穀の増産と云ふことが今日國家に取つて何よりも大切な時に於て、一石に付て五圓とか七圓とか十圓とか農民の利益を奪つて行くと思ふことは、農民の米に對する耕作心理を害するものであると云ふ考を持つて居るのであります。無論昨年の十一月に實行したことですか、本年之を修正すると云ふことは出来ないと思ひますけれども、私の考では他の方法がないことではないと思ひます。地租の増徴も其の一方法であらうと思ひます。一面製糖會社の方は年々三割乃至三割七分の収益があるのであります。私は臺灣の米作農民が其の資本金に對する三割も四割もの利益を取つて居るとは思ひませぬ。即ち製糖業者保護の爲には米生産者を犠牲にすると思ふ此の政策は何としても國家の爲に執るべからざる政策と固く信じて居る次第でございます。森岡さんなどが居る中では自分では之は變更出来ませぬでせう、併しながら肚の中では大臣と同じやうに間違つたとお思ひになつて居ら



つしやるに違ひありませぬから、間違つたと思つたならば此の法律を一日も早く改正するやうに、御注意を願ひたいと思ひます、此の希望を述べて私の質問は終ります。

○森岡政府委員 結局は只今のは御意見でありますから、御答致さなくても宜いかも知れませぬが、唯一言だけ申上げて置きたいと思ひますことは、要は此の管理事業に依つて米の増産を阻害するのではないかと云ふことが、重點だと思ひますが、併し決してさう云ふことはない譯であります、而して此の事業が悪かつたと云ふことを私が肚の中では思つて居るのぢやないか斯う云ふ御想像でありましたが、私は決してさう云ふことは考へて居りませぬ、益々此の管理事業を、不備な點があれば其の不備を是正し、擴充して行きますことが、臺灣の實情に適したものでありと存じて居ります。

○高田委員 さうすると、あなたの考と大臣の考は違ふ、大臣の考は明に御説の通り「此の法律は制定後日淺く、僅に昨年十一月から實行したのであります、御説の通り或は此の種法律を運籌することなく、巧みなる、適切な行政の實行に依つて、其の成果を収めるのを或は賢明としたのかも知れませぬ」と言つて、此の法律は大體に於て否認して居るのであります、併しあなたは之は宜いとして居る、之は大臣とあなたと意見が違つては困るから、今後はさう云ふことのないやうにして貰ひたいと思ひます、之は私政治問題として困つた問題と思ひます、大臣は何とした所が此の法律は宜いとは言はぬ、

十一月に施行したから仕方がないから宜いのだ他に行政上良い手段があると言ふ、所があなたに之は非常に良いと言ふ、之は大臣とあなたと意見の相違ですから困つたものです、併し之は大臣が居ればあなたと大臣二人に對して色々意見を伺ひたいけれども、居りませぬから何時か適當な時期にあなたと大臣の居る所で御伺したいと思ひます。

○植田政府委員 私直接拓務省の人間と致しまして、大臣の本會議に於ける答辯に付て、只今高田さんから御話がありましたので、御諒解を願つて置きたいと思ひます、そこで御讀上げになりました要領を、確に大臣は本會議で答辯をされたのであります、併し稍々只今御話のやうな誤解を生むやうに見受けられたのだと思ひます、多分次の豫算總會かと思ひましたが、何かの委員会で、或る議員の方から、本會議の高田さんの御上げになつたやうな意味は、米穀管理の御上げに否定するのかと云ふ儘か御質問があつたと存じます、之に對して拓務大臣は最も適當なる方法と考へると云ふ旨の明確な意思表示をして居られますので、其の點は一つ御諒承を願ひたいと思ひます。

## 米作と製糖會社の關係

### 河野一郎委員の質問

○河野委員 今の高田さんの御話の米に付て、一寸一言だけ關聯して御許しを願ひたいと思ひ

私の質問は何れ別の機会に致しますけれども、今高田さんから臺灣の米に付て色々御尋がありましたが、私もそれには非常な疑問を持つのでありますから、それだけ申上げて御答辯は別の機會で結構でありますから、保留して置きます。

## 東北興業株式會社法 中改正法律案外一件 委員會

### 東北振興の爲め樺太 封鎖炭田を解放せよ

#### 森田重次郎委員の質問

○森田委員 實は此の間法制局長官が御見えになられた際に質問致したのであります、管轄が違ふと云ふので、あとで打合せたと云ふやうな御答辯であつたのであります、それは吾々東北地方の人々の望は、要するに東北地方は自然的な條件に於ては北海道と違ひがないのだ、寧ろより以上良い條件を備へて居ると見る、然るに其の文化の程度から見ますと、東北地方が劣つて居ると云ふ、其の根本原因は、自然條件以外に存せなければならぬ、それは何であるかと云ふと、明治以來北海道には特別な政治上の施設をした、斯う云ふ點にあるのだと

ます、私も實は昨年直接臺灣へ参りまして、臺灣の米作事情に付て視察をして参つたのであります、其の場合に私としましては米穀事情が豫め今日の情勢になることを考へまして色々視たのであります、一番私が當時深く考へさせられましたことは、米作と製糖會社の關係であります、臺灣總督府に於きましては内地の厚生省其の他砂糖關係の各省と十分なる御打合せがあること、考へます、併し荷も米作に付て今日戰時下に於きまして、之程強い要求のあります際に、砂糖の耕作反別を現状を維持する必要ありや否やと云ふことは、相當の検討を要する問題であります、そこで私は何れ他の機會に御尋する筈であります、豫め此の機會に御願ひして置きます、我國に於ける砂糖の消費量は、一體どれだけなければいぬのか、國民一人當りの砂糖消費量はどれだけ必要なんだ、又之を他の國、例へば圓プロツク内に輸出する必要性と云ふものは、どの位あるものか、之と米作との關係はどうなるか、外米を輸入してまで砂糖を作つて、それを圓プロツクに輸出しなければならぬやうな理由が、一體何處にあるのか、さう云ふやうな關係に付ては、篤と検討を加へなければならぬと思ふのであります、併し此の委員會は既に質疑を終了せんとして居る際でありまして、此の問題を私が取上げて長い時間を拜借することは好まされぬので、何れ豫算總會其の他の機會に於て御尋したいと思ひます、特に拓務省關係の方も御出席でありますから、之等の點に付ては厚生省其の他と十分御打合せを願

私は考へる、隨て其の後東北設置問題、或は東北には東北獨特の拓殖計畫を立て、貰ひたい、斯う云ふやうなことから東北振興調査會のやうなものが出来まして、一定の計畫は立つたやうであります、而も實行中なのであります、併し之とても吾々東北人の立場から見ますと、非常に低い程度のものであります、逆も此の形に参りましたのは東北地方の他地方と比較してのハンデキヤツプは容易に取り去り得るものではない、幾らか東北地方に施設致しまして、他の地方は更に進むと云ふことから来る社會機構からのハンデキヤツプは、容易に除去することが出来ない、そこで東北振興會社のやうなものでも設けて、東北地方の根本性格とも見らるる農業中心の生活經營を、工業を誘致することに依つて幾らか之を緩和して行かうと云ふのがやはり一つの方針として現はれまして、東北振興並に東北興業と云ふやうな會社が現はれたのであります、併し之とても資金にも制限がありますので、容易に東北人の希望を満すに足らない、現に東北振興會社が出来た時に、地方の人が非常に希望を持ちまして、各部派の組合或は町村あたりが主體となりまして株を持つたのでありますけれども、其の結果は一つの縣に一箇處或は二箇處位の程度施設をした丈でありまして、全く二階から目録と云つた形の經營しか出来ない、それで東北振興會社にだけ依頼し、此の會社の發展に依つてのみ東北が工業的に開發されるのだと云ふことになるものならば、何時の日にも果して東北人の希望するやうな結果が



實現出来ることせう、此點に付て非常なる失望を感じざるを得ない、そこで結局さう云ふ特殊会社に依存すると云ふよりは寧ろ東北に特別なる動力を起すと云ふことが根本問題ではないか、動力を安く提供すると云ふことさへ出来れば、東北振興会社のやうなものに依存せずとも、必ずや工業は起る、要は工業成立の條件を満たすと云ふことであつて、其の工業成立の條件としての根本は動力の豊富低廉と云ふことにある、斯う云ふ點から考へまして、私等は振興電力の方に相當の期待を持つて居るのでありますけれども、之とても此の間の宇都宮局長さんからの御答辯に依りますと、電力は二十二三萬キロ程度に限られて居ると云つた有様で、之も心細い、だから私等の御願致したいと思ふことは樺太の中に封鎖炭田と云ふものがある、其の封鎖炭田は今日部分的に開放されたこと云ふことも聞いて居りますが、まだ私等にははつきり致して居りませぬ、それを特に東北に開放して戴けないものか、さうすると、地域的にも樺太には近いのでありますし、運搬の關係其他に於て相當の便宜が圖られる、一面又封鎖炭田なるものは恐らくは將來の日本の國策上公益上必要な場合に開放されると云ふ意味で封鎖されて居るものと私は聞いて居りますが、さうすると、特に東北地方を振興せしむると云ふ國策の見地から、其の炭田を開放すると云ふことは、今まで封鎖して置いた目的にも合致するやうに考へるのであります、此の際東北の特殊性を御認め下さつて何とか東北を助けてやらう

と云ふ御考が政府におありなさるならば、其の炭田を東北の爲に開放して戴きたいと云ふことが、私等東北人の非常に強い望みなのであります、そこで長官に封鎖炭田の由來、目的、それから現状はどうなつて居るか、將來はどう云ふ場合に開放なさると云ふ御方針のものであるか東北地方に只今申上げましたやうな理由に依つて開放なさる御意思が御ありなさるかどうか、此の點に付て御伺致したいと思ふのであります。

○樺太政府委員 只今森田委員から樺太の封鎖炭田を中心にして、樺太の石炭を特に東北方面に相當量供給することに付ての可能性等に付て御尋がなつたのであります、先以て樺太の封鎖炭田と申しますものは、どう云ふ由來で斯様な制度が設けられたのであるか、又現状はどうであるか、將來の見透しはどうであるかと云ふことに付きまして簡単に申上げたと思ひます、種々細かい事情等もありませんが、左様なことは一切略しまして、大體樺太の領有當時に樺太の大資源と目されましたものは、申上げますまでもなく森林と水産と石炭であります、其の中石炭は非常に困難な事情がござりまして、十分調査が行届かない關係上、徒に一種の利權的な出願が續出すると云ふやうな虞もありましたので、政府の調査が行届かないやうな最も交通不便な部面は、之を一應鑛業法上の先願權を容認する區域から除外する、隨て先願權は認めないと云ふ風な建前の下に、一種の保留區域と致しまして區別致した譯であります、逐次

政府の調査の行届くに從ひまして、適切な目的の爲に之を利用すると云ふことに致しまして段々交通の便利な方面から調査が進行致すに從ひまして、之を開放して所謂民有炭田としての權利を認めることに致しました、左様な状態で現在と雖も尙ほ調査が完了して居ない部分も相當ありますので、十四年度の豫算から五年間の計畫で之を十分に調査致したいと云ふことで、豫算も實は戴いて居る譯であります、大體に於きまして、只今までの調査では封鎖炭田内にあります石炭の埋藏量は、十三億五千萬噸と推定致して居ります、其の中三億五千萬噸だけは既に三井、三菱及び樺太人造石油株式會社、此の三社に開放致して居りますので、残る十億噸が未開放の埋藏量と云ふことに大體なつて居ります、之も南部、中部、北部と云ふやうに、三箇所に實は分在を致して居ります、炭層の厚さも二尺五寸以上、水準下二千尺までの調査であります、隨ひまして更に之を内地式に炭層の厚さ一尺五寸内外、水準下四千尺位まで更に精細に調査致しますれば、もつと増すものと考へて居ります、左様に只今は相當の大資源と目されて居るのであります、之を如何にして開放するか、一般的に利用の途を開くかと云ふことは明治四十五年の法律二十三號と云ふものがありまして、之で此の制度は設定されたのであります、之で封鎖炭田は競争入札で採掘料を決めて開放する、隨ひまして或る地域を限定致しまして、開放致します際には採掘料を入札に付すと云ふことに相成ります、或は五十錢或は一

圓と云ふ風に底富りに採掘料をそれ／＼入札致しまして、最も高いものに落札すると云ふことになつて居ります、第一條の第二項に左様な規定があります、之で今まで三井、三菱等にそれ／＼落札致しました、併し最近色々な事情から斯様な入札方法は特に國策的の用途に對する封鎖炭田の開放には適切でない、色々コストを高くすると云ふやうなことに依つて競争の弊を生じますから、特に料金を政府が公正なる所で指定致しまして開放すると云ふ特例を昨年議會で御協賛を経て設けました、之は第一條第二項の但書になつて居ります、只今と致しましては、人造石油株式會社だけに之を認めて居ります、併し將來はやはり封鎖炭田の如き國家の非常な貴重なる大資源でありますから、單なる營利會社の手に依つて之を開発すると云ふ方法よりも、やはり何か特殊機構の國策會社の如きもの／＼手に依つて、樺太の拓殖の爲にも亦國家の公の目的にも之を利用することが最も妥當ではないか、斯様な着眼點を持つて居りますので、努めて但書の運用の方法を擴大したならばどうであらうかと云ふやうに、只今内々研究致して居ります、隨ひまして將來特殊會社のやうなものに對して政府の肚が決りますならば、之を適當量開放すると云ふことも考へられることだと思ひます、唯特殊會社と申しまして、千差萬別でありまして、樺太の爲になる特殊會社もあり、内地の一般の爲の特殊會社もありますので、斯様な點に付て餘程取捨選擇に付ては考慮致さなければならぬと考へて居りますが、料金を指定して

開發すると云ふ運用上の特例の途に依りまして特殊な用途に對しては之を開放すると云ふ途が開かれて居ります、唯只今の御希望の如く東北の爲に之を、假令東北振興會社の手を通じてでありまして、開發すると云ふことになりますと、色々そこに研究を要する事柄もあるのではないかと思ひますが、之は政府の肚次第でありまして、必ずしも樺太廳の意圖ばかりでは決定出来ませぬ、斯様な點、中央の方で根本方針のやうなものをお決めになりまして、然る後に封鎖炭田に對して如何なる利用の途を開くかと云ふことに付て、御指示を受ければ、吾々の方も研究致しますが、可なり色々研究する事柄が之に伴つて起ると思ひます、只今樺太では此の石炭は約五百萬噸採掘して居りまして、逐次之を増し十七年度には一千萬噸と云ふ目標を立てて居ります、樺太の石炭が、大半は内地に参りますので、而かもカローリは七千カローリのものが大半であります、非常な石炭の需給上には大切な役割を持つて居ると思ひます、隨て封鎖炭田も各方面から著目されて居りますが、政治的、經濟的、行政的に研究する問題が多々あると云ふことを申し上げて置きます。

○森田委員 大變御親切な而かも的確な御答辯を得まして封鎖炭田の性質が能く呑込めました、何れ然るべき方法に依つて政府の中心部を動かさなければならぬ問題と思ひますから、政府の肚が決まりました際には、どうか長官と致されましても、東北の爲に特に御同情ある御處置を執つて戴きたいと云ふ希望を申出で、私の質問を終ります。

○野村委員 其の十三億の中で三億以上は既に採掘を許可してやつた、其の許可を受けた總ての人が今日まで數字の上に於てどれ程採掘をしましたか。

○樺太政府委員 許可致しましたのは三井に二箇所、三菱に一箇所、昨年帝燃の子會社で、特に樺太の爲に法律改正を誘致致しました樺太人造石油株式會社に一箇所、合計四箇所でありまして、内三菱に開發致しましたものはやはり液化事業に用ひて居ります、現在二十五萬噸處理の工場を大體完成して居ります、隨ひまして純粹の生炭として利用致しますのは三井の二箇所だけであります、幾ら開發後掘つたかと云ふことは、累算の總額を暗記して居りませぬが、今まで三年位の經驗では大體八十萬噸掘つて居ります。

○野村委員 まだ僅かです。

○樺太政府委員 まだ掘りましたのは僅かでありまして、開發した部分も之から大いに採掘する餘地がある譯であります。

○野村委員 それからあとの十億の封鎖炭田の中で採掘を許さぬ、開發せぬ部分はあなたの御考では適當なる方法を以てやれば、それをやはり開發して十分に利用させる考を持つて居る、斯う云ふのです。

○樺太政府委員 只今申しましたことに重複して御答するやうになりますが、競争入札の方にありますと、色々コストを高くして、今のやうな炭界の事情に於きましては懸上るばかりで



## 封鎖炭田以外の埋蔵量

### 小野謙一委員の質問

ありまして、現に三菱に開發致しました時は、打明けて申しますれば三菱は一圓で之を落札致しました、所が其の時は三十錢と云ふのもあつた、三十錢と一圓とが懸合つた、問題なく一圓に決つたのでありますが、今のやうな事情になると、二圓でも入札して行くのではないかと、折角低物價政策に力を入れて居る際に、入札方法と云ふものは、どうもコストを高くすることに成りますので、此の方法は國家の資源を本格的に利用致す上に於て好ましき途ではないと思ひますので、筋の正しい國策會社のものに開發したい、此の手で掘らして樺太の振興の要にも又内地其の他の石炭の需要の爲に之を許可したらどうか、取分け入造石油等に持つて行つたら宜いのではないかと考へて居ります。

○野村委員長 拂下とか採掘の方法に付ては色々方法もあるでせう、今の御話等もそれが宜しいでございませう、唯私が思ふのは、今日生産關係に於て一番喧しいことを言つて居るのは、石炭の需給關係である、之が日々の新聞に於ても論議されて居ない日はない次第でありますからあなたの方から拂下けて之が利用を十分にさせると云ふ御決心を發表されれば、之に基いて生産者關係は安心する、さう云ふ點だけでも國家の利益だらう、又それを實行して是非とも石炭が足らぬ足らぬと云ふのを安心させる方法を國家の爲に講じて戴きたい、此の私の希望を申上げて置きます。

### ○樺居政府委員 さうです。

## 樺太に於ける森林經營

### 林平馬委員の質問

○林委員 私は折角樺太長官がお居で、すから序でに御尋致します、極く簡単に御答願つて結構です、實は東北振興に付て段々と東北の資源の一つである山林の伐採をして行かなくちゃならない譯ですが、之に對する参考にしたいたいで樺太の御話を伺ひたいのです、樺太では可なり澤山木材を伐採されたのですが、其の跡は植林が行届いて又所期の通りに伸びて、成績が立つて居るものでございませうか、又伐つた跡の良い方面の影響とか悪い方面の影響とか、さう云ふやうなものを御調になつたものは別ないものでございませうか、風水害其の他の關係で参考になることがありましたら、御聴かせを願ひたいと思ひます。

○樺居政府委員 樺太は全島の大半が森林地帯でありまして、約二百九十萬町歩位を一應所謂森林地帯として考へて居ります、随ひまして森林經營と云ふことは、殆ど樺太の拓殖上の主力を傾倒するやうな大きな部門になつて居ります、實は甚だ御恥かしい話であります、領有以來三十年間殆ど木を伐りつ放しと云ふ状態でありまして、然るに最近では又急角度に斯様な濫伐方針を變更しまして、木を伐つた跡は必ず植えと云ふことに致して居ります、併し樺太は非

常に恵まれて居る點があると思ひますのは、木を伐りました跡には原則と致しまして若い木が必ず生えて参ります、所謂天然更新と申して居りますが、稚樹が後に後継部隊として現はれて参ります、随て年々新しく木を植える、或は種を蒔くと云ふのは極く一部分でありまして、天然力と人工力とを並べ行ひまして大體伐りました跡は天然の林力を保持することが出来ること云ふ妙味を持つて居ります、併しながら山火事のやうなことがありますと、斯様な理想は全然水泡に歸します、隨て國の方と致しましては、天然更新の保育、新規の人工植林と云ふものと相俟ちまして、最近では全く林力を保持して居ります、木を伐つた跡の影響等は之に依つて、即ち林野の荒廢を伴ひますので、最も靦面に現はれて参りますのは水産方面でありまして魚族が沿岸に接近致さなくなりましたことが一番はつきり致して居ります、其の外特に洪水等の被害は未だ記録されて居りませぬ、樺太と致しましては、天然及び人為の造林に力を入れて居ると云ふことを御承知願ひたいと思ひます。

○小野委員 大變幼稚な御尋をするやうですが現在の樺太の總生産額は金額にしてどの位あるか、それから其の中で特に東北方面に移出する物資は、金額に直してどれだけあつて、東北方面から樺太に移出する米とかさう云ふ物資は金額にしてどれだけあるか、斯う云ふことを伺ひたい、今資料がなくてはつきり御分りにならなければ、後で適當な機會に御伺しても宜いのです、鮮魚とか魚粕とか云ふやうなもので、

## 東北振興に對する森田委員と小磯拓相の質疑 應答

○森田委員 拓務大臣が御見えになつて居りますから、一點私の希望並に私の意見を加へまして、大臣の御答辯を煩はしたいと思ひます、順序と致しまして最初に御尋致したいことは、昭和六七年以來の農村問題の惹起せられた時代に更に東北地方と致しまして例の冷害の爲の打撃を受けまして、非常に大きい問題となつたのであります、爾來政府に於ても色々御考究になられて、或る程度の御計畫を御立になつて居られるやうであります、其の一つの施設と致しまして東北振興並東北興業兩會社を立てまして、此の會社に依つてなされる、事業に依つて、東北地方に或る程度の潤ひを持たせようと思ひましたのであります、吾々東北地方の者と致しましては逆も斯う云つたやうな程度のもので東北地方の救済にならない、隨ひまして之は相當大きい規模の政治的な施設を爲すのでなければ困る、斯う云ふやうな考を持つて居るのであります、之に對して拓務大臣はどう云ふ風に御考になつて居りますか、最初に此の點だけを一つ御伺致します。

○小磯國務大臣 東北振興の必要なことは申すまでもありませぬ、又東北振興は寧ろ其の速度遅きに失するの憾みがあると思ひます、如何なる方法に依つて東北を振興すべきやと云ふこと



は、拓務省直接の關係業務ではございませぬが、色々の點に於て惠まれざる現状を能く検討認識して、さうして季節、天候、風土と云ふやうなものに餘りに頼せられることなしに産業を振興せしむることに依り、其の被つて居る農業上に於ける不利益をカバーしますと同時に、一般の民衆の福祉を増進して行くことと云ふ著想の下に進まねばならぬと思ひます。

○森田委員 概括的な御意見としては尤もであります、更に進みまして一方拓務大臣の御考と致しまして北海道の自然の條件と東北地方の自然の條件とを比較致しまして、東北地方は北海道地方より劣つて居ると御考になるのでございませうか、それが一つ、さうして今の東北地方の文化の程度と北海道の文化の程度を比較なされて、どちらの方が進んで居ると御考になつて居らつしやいますか、此の點を一つ伺ひます。

○小磯國務大臣 私家聞にして餘り詳しいことは存じませぬが、文化の程度に於て私は北海道の方が、場所によつても違ひますが、東北よりも寧ろ進んで居る所少くないと考へて居ります、それから北海道の開拓其のものが従來の因習にこだはらずに、近年になつてからの著手でありますから、色々の施設、寧ろ東北に於けるよりは、より多く進んで居ると云ふ立場に於て、現状に於ては比較的惠まれたる境地にあるのではないかと考へて居ります。

○森田委員 只今の御意見であります、實は私等の考と致しましては、一つの人間の生活して行く色々の環境上の條件と致しましては、北

海道の地方と我が東北の地方と比較致しまして東北地方が劣つて居るとは考へられないのであります、而も文化の程度に於て只今大臣の仰せられたやうに北海道地方が進んで居ると致しまして、吾々は何か外に社會的條件と云ふものを發見しなければならぬと斯う考へるのであります、さうして社會的條件とは何であるかと言ひますと、要するにやはり之は政治上の施設に於て劣つて居ると斯う考へるのが適當ぢやないか、斯う私は考へるのでございますが、之に對する大臣の御考を伺ひます。

○小磯國務大臣 政治上と云ふ言葉は大分廣汎な意味を含んで居ると思ひますが、私の考を端的に申しますならば、産業施設方に、より多くの力を注ぐことに依つて現状を打開改善し得るものと考へて居ります。

○森田委員 成程仰せの通りでございますが、産業上の施設と云ふことが國家の施設と致しましては結局政治的施設と云ふことに歸着すると思ふのでありますから、私等はやはり政治上の施設が劣つて居るので、斯う云ふ結果を招來したものだ、と斯う考へて居ります、そこでもう一點御同致したいことは今回の事變の契機と致しまして、否滿洲事變を契機と致しまして、兎に角日滿支三つが一體となり、一つの計畫を立てるのでなければならぬと云ふことは、日本の政界に於ては何人も異論のない所であると思ふのであります、そこで結局此の日滿支一體となりまして、其の恩恵を多く受くる部分は一體何處になるのか、斯う云ふことであります、

御同致したいと思ふのであります、例へば東北振興會社が設けられる、さうすると會社が非常に消極的な態度で事務的のものに處理する傾向があると云ふ非難が現にあるやうでございませぬ、もつと吾々の立場から見ると、積極的に地方を指導して行つて下さつたら宜いぢやないかと云ふのであります、會社側から見ますともう少し東北の人が積極的に出たらどうなんだ地方に資源があるなら其の資源をやはり會社へ持つて来て、之を何とかして貰ひたいと云ふやうな、積極的活動をしたらどうか、斯う云ふやうな御意見があるやうであります、併し之は相當無理な考だと私は思ふのであります、御存じの通り、東北地方は生活の根據が農業であります、隨て工業生産には慣れて居らぬのであります、關東、關西の方々のやうに工業的に始終訓練されて居ります場合でありますれば、仕事を發見したりすることが易々たることでありませうけれども、百姓中心の生活から俄に工業を興さうとして東北人に積極性を求むると云ふことは困難だと私は考へるのであります、然らば東北人と云ふものは本當に消極的な人間が多いのか、東北人の性格としてさう認めて宜いのかと斯う云ふ議論がそこに一つ立つて來ると思ふのであります、吾々の見る所を以て致しますれば、今回の日支事變に於ける軍人の戦ひ方、又其の他色々の事情を綜合致しまして、一つの生命的衝動力と云つたやうなことに於ては決して他の地方に劣つて居ると私は考へられないのであります、偶々それが鍛錬する機會を與へ

で貰ひ、本當の實力を發揮する機會を與へて貰ひますと、只今申し上げましたやうな日支事變等に於ても披辭の功を顯はすと云つたやうなことになると私は考へるのであります、そこで私等の考へることは、人力を以てどうせし斯うせいと云つたやうなことを唯言うただけでは容易ではないのであつて、活動する一つの環境を與へてやらなければいかぬ、一面から働かざるべき機會と環境を與へてやり、其の上で精神的の指導なり、鞭撻なりを致しますことにならなければ東北人の眞價と云ふものは現はれない、隨て積極性も持たないやうなことになる、隨て今日東北人の性格としての本當の値打を出させようとする爲には、環境を打開し、さうして本當に東北人を鞭撻するやうな政治的施設を設けると云ふことが極めて重要な一點ではないか、斯う私は考へるのでございます、之に對して大臣はどう御考になつて居りますか、伺ひます。

○小磯國務大臣 我が國民同胞、其の地方地方に依つて自ら性格を異にして居るものと思ひます、私も東北の一出身者でありますので、茲に美點を擧げるのは如何かと思ひます、茲に強ひて美點として之を説明致しますならば非常に温順にして、堅忍持久、其の命のある所必ず之を達成する、要すれば水火且つ辭せずと云ふやうな點があると思ひます、戦に行きましても非常に靱強であります、進めと云ふ所、前面に何物があらうとを問はず進みます、併し茲に翻つて短所とでも云ふものを掲げますならば森田君御説の如く自分から自發的に環境を打開

私等の見解を以て致しますと云ふと、やはり九州なり或は關西なり、東京邊りの方々が中心になつて事業をなさると云ふことになつて、依然として東北地方と云ふものは此の利益と云ふか其の施設から遅れて居る所の社會的文化生活への價值的均等とでも申しますかと劣るやうに考へさせらるゝのであります、此の點に對しまして拓務大臣は、特に拓務と云ふ全般的な關係から御考になつて、どう云ふ風に御考になつて居るのであります、そこを一つ……

○小磯國務大臣 成程森田君の言はるゝやうな傾向もあると考へます、併しながら元來此の人文の開拓と云ふものは人力に依つて自然を打開克服して行くことと云ふ所に最終の目的がなければならぬものと考へます、具體的に申しますならば、此の日滿支一體の經濟建設をやつて行くに於て、東北方面は地理的に惠まれぬと一言を以て蔽ひ去るならば、蔽ひ去り得るやうにも考へられますが、併し此の日本海の上を滿洲と最も短時間に連接をし、さうして港灣の如きも自然に依存することなく、人力を以て必要なる所に必要なる港灣を建設すると云ふやうな各種の方法を講ずることに依り東北の持つて居る不利を相當程度まで人力に依つて改善、向上せしめ得る餘地がまだそこに多々存するのぢやないかと云ふ風に考へます、それで地理的に惠まれざる境地は、以上申し上げましたやうな認識率正に依りまして、之を向上して行くことと云ふ氣魄の發揮が必要ぢやないかと考へて居ります。

○森田委員 そこで更に東北人の性格論を一つ

克服して、衆を率ゐて陣頭に立つて邁進すると云ふやうな氣魄に乏しいと思ひます、そこで之等の性格を持つて居る人々の性んで居る東北を如何にして振興せしむべきや、人的要素に對する所の著眼如何と申しますならば、やはりそこに二つの重點が置かれねばならぬと思ひます、一つは先づ開發する爲に必要な所の指導者宜しきを得ることです、指導宜しきを得るならば、殆ど他の追隨を許さざる程の進展を企圖し得ると私思ひます、併し又東北人其のもの自體だけを以てしても、尙且つ他の追隨を許さざる底の進取的、發展的の氣分を持つことに依つて、他から強ひて指導者を借りることなしに、自力に依つてでも行き得ると云ふ性格を漸次與へて行くことと云ふ所の第二著眼と、此の二つが必要ではないか、斯う考へて居ります。

○森田委員 そこで私東北振興の問題の著眼點の一つに對して私の考を申し上げて見たいと思ふのですが、それは要するに東北の最も後れた根本原因は、其の政治的な施設が皆く行かなかつたと云ふ點にもあると思ふのであります、一つは農業其のものゝ性格から來ると私は見るのであります、我が日本の國が歐米の資本主義を入れまして以來、商工中心の經濟を立て、行つて、其の結果が今日の隆盛を來したのでありますから、此の點に付きましては其の功績は認めてやらなければならぬと思ふ、だが其の商工中心資本主義の動きの際に、農業は如何なる状態にあつたかと言ひますと、之は其の重壓下にあつたと云ふことは學界に於ても異論のな







いと思ひます。満洲の農業開拓の爲に最も適當な農民は私はどうしても寒地の生活に慣れ、寒地の農業に體驗のある農民が最も適當である。と斯う考へて居ります。現在此の時局柄人の足りないと思ふ點から致しまして、例へば農村の勞働力の確保と云ふことは非常な問題になつて居りまして、之に關聯して滿洲拓殖移民に對する色々な議論もございまして、併し人口の増加率の非常に高い、多い東北地方の將來と云ふことを考へて見ますと、やはり東北自體としては滿洲の農業移民と云ふことは重大な問題であると思つて居ります。國家に於ても此の見地からして極力移民を御奨励になつて居る。特に東北農民に對して助成せられて居ると考へて居るのであります。此の移民をして自分達から進んで滿洲へ行かうと云ふ氣持を起させるには、やはり助成金が多いとか補助が多いとか土地を只貰ふとか云ふ外に、最も東北地方と交通が簡單に出来る、滿洲と云ふと非常に遠い所であると云ふ風な氣持を一掃して、三日か四日で滿洲と東北とが往復出来る、斯う云ふ氣持を持たせると云ふことが非常に大事であると思つるのであります。此の點から見まして、現在東北各縣の港から滿洲、北鮮の港に對する直道の航路がないと云ふことが、一つの大きな障礙を成して居るのではなからうか、私は斯う考へて居るのであります。隨つてやはり根本的に直道航路を東北の各港から、北鮮の各港に開くと云ふことが非常に大事なことである、併し之は貧弱な縣の財政では出来ないことであつて、國家

の助成に依るのでなければ出来得ないことであるから、此の直道航路を開くと云ふことに付きましての大任の御所見を御伺致したいと思ひます。

更に又之に關聯致しまして、航路を開く基本とも云ふべき港灣施設のことでありまして、既に現在に於きまして、滿洲國が漸次發達致して居ることに關聯致しまして、日本海時代が來ると云ふことが世の中に提唱されて居ります。識者がある之を認めて日本海時代が來ると云ふことを言つて居りますけれども、併し之に副うて具體的な施設が一向進んで居らぬ、北鮮へ行つて見ますと、清津であらうが、羅津であらうが七八千噸、一萬噸級の船が七隻も八隻も岸壁に横着けられる、然るに東北の日本海沿岸に於ける酒田であらうが、船川であらうが、土崎であらうが、漸く築港が完成致しましたも、三千噸級の船が一隻か二隻岸壁に著く程度の設備しかまだ出来て居らないのであります。對岸に於ては堂々たる立派な港灣の設備が出来て居るにも拘らず、こちらは今申上げたやうな貧弱な設備を持つて居る、之は彼の設備であつて、日本海時代が來たとしても、東北が果して之に依つて振興をすることが出来るか、恩恵を受けることが出来るだらうかと云ふことに對しまして、私共は非常な憂心を抱いて居るものであります。斯様な見地から致しまして、拓務大臣は必ず何か御所見を御持ちのことと思ひますが、此の機會に之を承りたいと思ひます。

○小磯國務大臣 内地、就中東北地方に於ける

て北鮮及び滿洲の方と取引せられた方が、經濟的であらうと云ふ風に考へます、尤も中田君御説の如く將來東北の一年の振興開發に伴ひ、各所に立派なる港灣を設定するの必要に迫られそれが實現し得る possible の時代に到達しましたならば、日本海に數線の直道航路が出来ると云ふことは、固より望むべきことであらうと思ひますが、之を今急に實行すると云ふことの可否に付きましては、相當慎重なる考慮を要するのではないかと云ふ風に考へて居ります。

○中田委員 私の申上げましたのは、主として東北振興と云ふ立場から御尋申上げたのであります。更に之をもつと廣い立場から申しますと、只今大臣の御答になつたことが、現在の事情としては適當であると思つて居ります。唯併しやはり將來の東北振興と云ふ立場から、東北の人口増加と云ふ見地から見まして、滿洲移民を東北では極力奨励しなければならぬと云ふことを考へて見ますと、やはり自分の近くの地方から船に乗つて行けるのだと云ふ氣持を、相當高く評價しなければならぬと私は考へて居る譯であります。又更に先程森田君からも色々御説がありました。東北は非常に不利な條件の下に立つて居る、農業にのみ依存すると云ふことは、東北振興の爲に到底出来得ないことであつて、之を工業化して行かなければならぬ、左様なことになりましますと、やはり原料は樺太なり滿洲なり、北鮮なり此の方面から輸入して、東北を工業化して行くことと云ふことが、當然考へられなければならぬ問題であると思ふのであります。

す、左様なことになりましますと、やはり貨物の輸入港としての東北の港灣、又移民の往復の爲の東北の港灣施設と云ふものは、相當重要性を持つものと思つて居ります。此の點に對して私は更に斯様な見地から、拓務大臣として十分御考慮と御盡力を御願致したいと思つて居ります。

### 日滿支一環の食糧問題

次に御伺致したいと考へますことは、近衛内閣の際に於きまして、東亞農林協議會と云ふものが開かれまして、日滿支一體の見地から三國の關係農林當局が東京に會合致しまして、農林關係の生産分野に關する協議會を開いたことがあつたのであります。之は非常に重大な意義を持つ會議である、將來日滿支が無統制に、不統一に總ての農林生産が行はれましたならば、其處に非常な相剋摩擦を起すものであるから、まだ問題の起らない前に根本的に一つの組織を持つて協定して置くべきものである、斯う云ふ點から東亞農林協議會に私共非常な期待を持つて居つた譯であります。現在我國の直道して居ります焦眉の急の問題とも云ふべき食糧問題であります。米の増産と云ふことに付ては肥料の増産が必要である、肥料無くして米は穫れないと云ふことで、此の問題に直道してもう既に行く所まで行つて居る、あとは人事を盡して天命を待つと云ふことがありますけれども、現在の状態はやり得る所までやつて居ると云ふやう

な所に直道して居るのであります。而して斯様な場合に色々考へて見ますと、北滿に於ける稲作と云ふものは、少くとも二十年三十年は無肥料で米が出来、灌漑さへすれば米が出来ると云ふやうな非常な恵れた農耕地帯になつて居ります。滿洲の米の増産に依つて食糧問題を解決することが、肥料の窮乏な内地の農業と比較して非常に有利なことぢやないかと云ふことも考へられることだと思ふのであります。併し唯そこに只今直道して居ります當面のことにのみ没頭致しまして、將來を考へず、無統制に、無計畫に滿洲の米作を奨励すると云ふことになりまします。將來之が逆に内地の農村を壓迫する結果に陥るのではなからうか、左様なことになりましますと、農を以て主として立つて居ります東北の産業は、非常な影響を蒙る結果になると思ふのであります。斯様な點から考へましても、東亞農林協議會の如き機關が最も必要であると思つて居ります。其の以後に於ける斯様な協議と云ふか計畫と云ふか、それは如何なる状態に進んで居りますか、此の機會に於て承ることを得れば幸であります。

港灣、並に之等港灣と北鮮との間に於ける直道航路の設定と云ふやうな問題は、拓務省管外でありますので、自信を以て茲に申上げる譯には参りませぬが、折角の御質疑でありますから、朝鮮、就中北鮮三港と云ふものと直接關係を持つて居ります拓務大臣の立場に於きまして、一言御答を申上げたいと思ひます。直道航路の設定と云ふことは、之は出来るならば望みたいことであると思つて居ります。併し海運業者の専門的知識を持つて居る人から、私の聞きました所を以て致しますれば、必ずしも數線の直道航路を有せずとも、新潟及び北鮮三港に太い直道航路さへ設定せられるものであるならば、東北の各沿岸との間は直道に依らずして、新潟經由で港々に寄つて歩いて、津輕海峡から東の方に、東北の東海岸の方まで船が巡航して歩くことと云ふことに依つて、此の經濟交通は最も經濟的にして、さうして實際的に動くものである、北鮮の三港と日本海沿岸に於ける東北の港を直道に結ぶことと、さうしてそれを接続する所の東西に亘る鐵道線路を敷設すると云ふことに依つて、東北と滿洲の連鎖と云ふものを密接にしたら宜いぢやないかと云ふ議論は、寧ろ素人議論に墮すると云ふことを聞いて居るのであります。そこで將來は姑く措きまして、現在先づ以て新潟津線、之は近く二十六時間で行けることなる筈であります。隨つて旅客の旅行の爲には此の短期間に走る、時間的に經濟的な航路に依られた方が寧ろ便利であり、それから貨物の如きは、先刻申上げましたやうな經路に依つ

○小磯國務大臣 日滿支を一環の中に入れて食糧供給と云ふ問題は、將來の爲め大きな仕事だと考へます。唯併し之等廣範圍に亘る食糧供給問題に付て如何にすべきかと云ふことに付ては、未だ明確なる斷案に到達して居りませぬ。同時にまだ何等の機關がそこに設定せられて居らぬと私承知して居ります。御説の如く最も重



要なる問題でありますから、事變處理に伴つて此の問題は必然的に検討を遂げ、的確なる計畫を立案して其の實行に邁進せねばならぬものと考へて居ります。唯推算に付きましては、相當の調査を遂げつゝあります。

### 義勇軍渡滿後の取扱に遺憾なきや

○中田委員 最後に御伺したいと思ひますが、滿洲開拓の爲に青少年義勇軍を滿洲に送つて居りまして、國家が之に對しては非常な期待を掛けて居るのであります。私共も將來の滿洲を眞に我國の國防の第一線たらしめる爲に、斯様な國家意識に富む青少年を滿洲に移すと云ふことは、非常に必要なことであると思つて居るものであります。其の後青少年義勇軍が現地に参りました後の状態を聴きますと、故國を出發する際には非常な感激を以て参りましたが、其の青少年が現地の訓練所に行つた後の生活に付ては、可なり失望致しまして、自分達の期待を裏切られたやうな感じを以て、非常に荒んだ氣持になつて居ると云ふことを多くの人から度々聞くのであります。先年私共の同僚が慰問團として参りました。孫吳の訓練所に行つた際に、折悪しく其の訓練所には赤痢が流行致して居りまして、大勢の青少年が罹病して病床に呻吟して居つた。其の取扱の状態を見るに、刑務所以下の状態であつたと云ふことを極論して居りました。

た、又其の後私共の知人が北滿方面に参りました。各所の訓練所に宿泊して親しく青少年の諸君と語り合つた際に於ても、彼等が渡航した時の感じとは全く打つて變つたやうな感じに囚はれて居ると云ふことを聞きました。昨年の春小學校の教員團が向ふに参りました時に、歸つてからの感想談を聴きますと、之もやはり公の席では言へないけれども、青少年の氣分は非常に荒んで居ると云ふことを聞きまして、洵に國家の爲に憂ふべきものである。純眞なる青少年が國策の線に沿つて感激を以て滿洲に渡つて、將來日本の爲に滿洲國に骨を埋めて、國家の爲に御奉公しようと思ふ氣持で行つた青少年が、組織の不完全の爲であるか、指導者の悪い爲であるか、左様な氣分に陥らしむると云ふことは、洵に遺憾千萬であると思ふことを私痛感致して居るのであります。之に付きまして先年拓務省の東亞第一課長とも或る席に於て話したことがありますが、洵に其の事實は残念ながら、或る程度まで御認めなければならぬと思ひます。之は併し適當な指導者を得ないことが原因だと考へて、其の點に全力を挙げて、今其の改善に努めて居りますと云ふことを言つて居りました。其の課長は間もなく他に轉任せられました。其の後拓務省としては之に對して如何なる方策を執つて居られるか能く承知致しませぬが、兎に角三年前に聞いたことも昨年の春聞いたことも大した變化なく、青少年義勇軍はさう云ふやうな状態であると思ひます。之は併し全般的にさう斷言出来るかどうかと云ふことは私確信を

持つ者ではありませぬが、併し一訓練所又一人の訓練であつても、さう云ふやうな氣分を持つて居るとすれば、國家の爲に重大な問題として考慮しなければならぬことと考へるのであります。此の實情に付きまして、多分大臣は御聞きになつて居ると思ふのであります。それ等の點に於ての大臣の御所見を承りたい。

○小磯國務大臣 中田君の言はれました點は遺憾ながら相當の事實であります。昨年の初め當時に於ける青少年義勇軍の衛生状態は遺憾ながら甚だ良くありませぬでした。之に鑑みまして鋭意改善に努め、各方面に病院を建設し、醫師看護婦、産婆を向ふに送り、尤も産婆は集合開拓民の爲ですが、それから水の搬運と云ふことを致しまして以後、幸ひ今日は衛生状態は非常に良好に向つて参りました。患者等に對する施設も當初は甚だ良くありませぬでしたが、是亦逐次改善せられつゝあります。唯支那事變發生並に進行に伴ひまして、醫師、産婆、看護婦と云ふやうな人々を誘致することが一年困難になりつゝありますので、此の點は陸海軍でやつて居りますやうな委託學生制度を設定致します。外、佳木斯に建設します醫學校に於て醫師を教育し、尙ほ内地の醫師會に交渉致しまして、成べく多くの醫師を手に入れるやうに手配中であります。

それから家屋の如きも、當初は甚だ良くなかつたのであります。最近漸く其の緒に就きまして、逐次安定に向ひ得るものと確信して居ります。唯指導者宜しきを得ると云ふことが最

も必要でありますので、將來之等を率ゐて立つて参ります幹部教育と云ふ點に付きましては、從來に比し一段の努力を傾倒せねばならぬものと自覺して居ります。

尙ほ之等青少年が逐次向ふに定着するに至りますれば、自然配偶等を要することでもあります。此の女子青年の教育に向つても力を注ぎ、昨年の如きは、現に各府縣知事の選定して寄越しました七十名の青年婦人を中央に集めて教育し、現地にやつて現地の事情をも視察せしめ、歸來後各府縣に歸郷分散させ、それ等を基幹として各府縣で之等青年婦女子の教育に従事して居りますので、逐次之等の人々が行くと云ふことに依つて、先程から中田君の段段言つて居られます乾燥無味な環境から逐次好轉しました環境に移行せしめ得ると考へて居ります。尙ほ將來共注意を倍加致しまして改善に努力致したいと考へて居ります。

### 昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外五件委員會

### 朝鮮と産金事業問題

原玉重委員の質問

○原委員 朝鮮と大藏省關係とに付伺ひたいと思ひますが、先づ朝鮮に於ては、乾式製鍊所が非常に利益が得られない、損をして居ると云ふ噂を聞いて居るのですが、事實左様でありませうか。朝鮮總督府に於ては、其の點を徹底的に御調べになつて居るかどうか。若し損をして居るとすれば、之は全く鑛山業者で賣鍊をしたと思ふ人が、常に分析を胡麻化されると言つて居ることが實際に心配になりますので、其の點に於て御調査はどうなつて居りますか。若し左様に朝鮮の乾式製鍊だけが損失があるものとするれば、之に對して内地の乾式製鍊所と別な助成方法を、朝鮮總督府並に大藏省で御考へになつて居るかどうかを伺ひたい。

○大野政府委員 朝鮮に於ける乾式製鍊所に付きますは、従前の例を申し上げますと、例へば長項の製鍊所の如きは、かなり經營に困難をして居つた實例はあります。併し其の後之も大した状況でなく、大體に於て内地と著しい差異のないやうな状況で参つて居ります。

○原委員 それに對して特別に何か奨励金とか助成金とかを御出しになるとか、何か總督府で便宜御取扱になるやうな御計畫が御座りますか。

○大野政府委員 金の生産に付きまして、採掘の方面に於ける補助助成の事柄に付きましては、過日の政府委員からも申上げましたが、乾式製鍊に付きましては、特別に補助助成の方法は考へて居りませぬ。又其の必要を今直接認めても居りませぬ。

○原委員 此の賣鍊と云ふことに付ては、色々

問題があると思ひますが、殊に現在の状態では内地でも、朝鮮でも、非常に遠方から他の製鍊所を飛び越へて運んで居る、製鍊所は入れ混つて各方面に出張所を置いて、買鍊をして居ると云ふやうな譯であります。鐵道の運輸の方面から考へても、亦此の買鍊の經濟的の方面から考へても、一つ鑛石の統制とでも申しませうか。政府が直接なり、或は日本産金振興株式會社に任してなり、一手に買受けて、之を各方面の製鍊所へ從來の成績に依つて分けてやるとか、又はさう云ふことはしないでも、少くとも地域的に、どの方面はどの製鍊所へ賣ると云ふやうな風の、何か賣鍊鑛石の統制と云ふことをしたらと考へます。それに於て朝鮮總督及び大藏省の御意見を伺ひたいと考へます。

○大野政府委員 朝鮮に於きましての状況を先づ申し上げますが、最初乾式製鍊所の少い時分には、産金業者の方で、申さば鑛石を叩き値で買はれると云ふやうな事柄があつたのであります。が、今日に於きましては今の御話のやうに、多少澤山の乾式製鍊所が出来ました爲に、競争と申しますか、さう云ふやうな状況があるものであります。併しそれは必ずしも苛烈ではないのであります。御話のやうに或る地域的に考へまして、寧ろ最寄の乾式製鍊所に鑛石を賣つた方が、運賃其の他に於て宜しからうと思ふに拘らず、それを飛び越えて他の方へ行くと云ふやうなことで、さなきだに交通運輸の力が苦しくなつて居ります際に、混亂を來すと云ふやうな事實もありますので、總督府と致しましては、當



業者と連絡を致しまして、大凡の鑛石の何と申しますか、申合せに依りまして、何處の方面の鑛石は、大體何處の乾式製鍊所で引受ける、斯う云ふやうなやり方を致して居ります、但し御話のやうに、更に進んでそれを國で買上げてやると云ふまでのことは考へて居りませぬ。

○櫻内閣務大臣 大體は今政務總監から話されたやうな方針でありますが、此の産金の問題に付きましては色々研究もし、又考慮しなければならぬ點が多々あると思ひまして、折角考慮中でありまして、併しながら製鍊所の使用方法に付きましては、今政務總監の答辯された通りと御承知願ひたいと思ひます。

○原委員 それから尙ほ朝鮮だけのことに成りますが、製鍊と云ふものに付ては、左様な統一した徹底せる統制を採つたらと考へますけれども、それが實現せぬと致しましたならば、少くとも賣鍊の條件とか、分析の方法とか、製鍊所に於ける買上値段の統一とか云ふやうなことをもう少し政府としては各製鍊所へ對して、統一を採ると云ふやうなことは出来ないものでせうか。

○大野政府委員 只今御話のやうに成べく、或る製鍊所に付ては非常に高く買ふ、或る製鍊所は之を叩き付けると云ふやうなことの無いやうに、總督府と致しましては當業者を指導致して居ります、其の事柄としては、時々鑛石の分析を地質研究所等に於てやつて居ります事柄が、其の一つの事柄でありますし、又實際的には先般申上げましたやうに、製鍊所の少かつた場合

に於ては、どうかすると鑛石を採掘して居るものに對して、非常な不利益な條件で、賣却せられると云ふやうなことがあつたのであります。今日に於ては左様な方面の弊害は、寧ろ少いのでありまして、大體の情勢では、先づ業者共にさう片方に有利であり、片方に不利であると云ふやうなことの無いやうに考へて居ります。

○原委員 相當利益のある鑛山は、現在の状態勿論問題はないと思ひますが、問題は貧乏の而も量の澤山ある山と云ふものを、何とか開發することが、産金を増産する途だと考へます、併しそれは個人の事業では到底出来ないことで、利益がないから如何に獎勵しても出来ない、併し實際に於て事業をやれば、利益はないが、産金の點から言つては、相當量が出ると云ふやうな、貧乏で且つ量の多い山に付ては、其の儘放つて置くのは頗る不經濟な話と思ひますが、さう云ふものに對しては、國家で直營、又は日本産金振興株式會社を、どう云ふ方法かを利用して事業をおやりになり、色々助成金を出したり探査獎勵金を出したりすることを考へれば、事業其のものから相當の損をしても、採算が採れるやうなことに、結局なるのではないと思ふのです、一瓦程度の鑛石でありましたならば、三圓八十五錢であるのを七圓か八圓の倍の生産費が掛つたと致しても、一億圓の産金をする爲に、二億圓の費用が要ると云ふやうなことになるので、大した問題ではないと思ひますが、さう云ふ意味に、貧乏にして且つ量の多い國家的の事業でやれるやうな所を、直營又は日

致しましては、所謂左様な場合に於ては、損失補償等の途も講じて居るのでありますから、出來得る限り貧乏の處理に付きまして、適當な措置を、國策會社たる産金會社等に付きましても執らした、斯う云ふ風な希望を持つて居ります、實際の取扱は、直接の監督をして居る方に於て取扱つて居りますので、政府委員から御答申上げます。

○大野政府委員 只今大藏大臣から御答辯になつた通りの方針に依りまして、朝鮮としてもやつて居ります。

○原委員 産金業者に對して助成金を出したり獎勵金を出したりして、金融的に援助をするに云ふことは、勿論必要でありませうが、現在に於ては、それより以上に物資の方面に於て、特に御考慮を拂はなかつたならば、中々思ふやうな成績は擧げないと思ひます、之に付ては商工省か或は政府としての御意見を聴きたいのであります、少くとも此の日本産金振興株式會社と云ふものが折衝あるのですから、之に對してもう少し責任を持たせ、物資の配給に付て特別の御考慮を拂はれたらどうか考へるので、少くとも日本産金振興會社が、總ての産金事業に必要な物資を販賣仲介をさせる、而して之に對する配給は、朝鮮總督府又は商工省に於て、軍需品と同一までは行かなくとも、少くとも其の他の總ての配給より優先して、直接軍需品に次いで配給をする、個人ならば別として、苟くも日本産金振興株式會社が其の配給を受けたものを、他の方面へ間取りで流すこともありませ

本産金振興株式會社を利用して、おやりになると云ふ風な御考はございませぬか、之に付て大藏大臣並に朝鮮總督府の御意見を伺ひたいのであります。

○櫻内閣務大臣 金の必要なることは、全く御話の通りでございます、随ひまして貧乏を處理して、即ち其の生産費が今日の時價より高い場合に於きまして、之を採掘する方法を何等か講じなければならぬと思ひまして、目下其の方法を講じて居りますが、例へて申せば、百萬分の三までならば引合ふ、四までならば引合ふ、それ以下になれば引合はぬ、斯う云ふ場合に、今日は金の必要なる場合でありますから、左様な貧乏に對して適當なる方法を執つて、其の産出を致すやうな途を講じなければならぬと、今考へて居る譯でありまして、從來の助成の方法以外に更に適切なる方法を講じなければ相成らぬと、今考へて考慮中でありませぬ。

○大野政府委員 全般的の事柄に付きましては大藏大臣の御答辯のございました通りであります、朝鮮に於きましては、只今大藏、商工兩省との御協議を待つて居るのであります、差當つての問題と致しましては、出來得る限り産金振興會社等の活動に依りまして、之は非常なる損失と云ふ場合には、此の事が實現出来ないと思ひます、産金振興會社の情勢の許す限りに於て、左様な鑛山の開發に努力をして貰ふことに、總督府としては進んで居る譯であります。

○原委員 貧乏に對して運賃を安くしてやるとか、或は貧乏だけに對して、特別な補助をする

ぬでせうから、あの會社を信用して、此の會社の申込んで來るものだけはドシ／＼と、直接軍需品に次いででも配給すると云ふやうなことは出來ないでせうか、現在では殆ど民間普通の消費者と同じやうな待遇しか受けて居ないやうに考へるのであります、さう云ふ優先配給が出來ないものでせうか。

○櫻内閣務大臣 産金に對して物資の必要なることは御話の通りであります、私共は單に金ばかりでは、到底産金の目的を達し得ないと思つて居ります、随ひまして産金助長に付きましては、それに伴ふ所の物資を先取的に附與すると云ふことが必要であると思ひまして、其の點に付きましては、企業院其の他と連絡を取つて今考究致して居りますが、從來は動ともすれば、御話の如く一般の事業と同じやうな形勢が多少あつたやうにも聞いて居りますが、其の點に付きましては、之を實際監督せられて居る所の當局の方から御答致します。

○大野政府委員 物資の配給に付きましては、非常に吾々と致しまして、當業者に圓滑に配給するやうに苦心を致して居りまして、御話のやうに産金振興會社に於ても、或は中空鋼の幹旋であるとか、レールの幹旋であるとか、左様なことは随分進行して居るやうであります、又更に進んで採掘に要する物資の共同購買の組合を作ると云ふやうな計畫も致して居るやうであります、而して中央に於てソレ／＼企業院なり或は大藏省、商工省等の配付に依りまして、圓滑に左様なことが進行することを、朝鮮總督府と

とか云ふやうなことは、一寸理想的ではありませうが、實際に至つては其の山が常に貧乏ばかり出る譯ではなくて、時と場合には良い鑛石も出る、又一寸見た風では良い鑛石が出るが、大體に於ては貧乏だと云ふやうな工合で、中々其の區別が難しからうと思ふのですが、それに對して國家で補助金を出すと云ふか、或は運賃を安くすると云ふ方法を講ずると言つたつて、中々實際に即したやうな方法を講ずることは出來ないのぢやないかと思ふのです、随て私が今申上げたやうに、日本産金振興株式會社に直營させる、或は國家が直營でやりましたならば、若し貧乏でなくて、それが富饒の多い場合に於ては、幸ひ儲かる、さうでない場合に於ては、總て國家の責任になると云ふことになるので、其の點の實際問題としてのやり方が、非常に簡単だと思ふのです、随てどうしても貧乏から金を産出せしめることが最も大事で、貧乏でない方のことは、大して力を入れなくても、どん／＼個人經營でやつて行きますから、貧乏の方面から金を採ることが、國家として大事だと思ふのですが、それ等の方法としては直營でやる、一切引括めて、儲かつても損しても國家の方で責任を負ふと云ふ形で事業を開發して行かなくては、逆も實際出來ないのぢやないかと思ふのです、さう云ふ意味に於ける所の大藏大臣の御意見を、もう一度伺つて置きたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 産金の實際の方法の處理に付きましては、商工省並に總督府等に於て直接扱つて居りますが、大藏省の、即ち私共の方針と



しても念願致して居る次第であります。

○原委員 現在鑛山家が集つた、儘か鑛業協議會とか云ふやうなものがあつて、其の方面へ申出て切符を買ふとか何とか云ふことをする、日本産金振興株式會社は日本産金振興株式會社で全然個人の營利會社みたやうな意味で物資を賣つて居ると云ふ風で、其の間の統一が頗る複雑ですし、全然取れて居ない、之を何とか鑛山協議會と云ふものを置くなら、總ての物資が此の鑛山協議會に申込みさへすれば、實質上昔商店から買つて来たやうに、ドン／＼買受けられるやうにするか、さうでなければ、其の方から切符を買ふなどと云ふ面倒臭いことを止めて、全部日本産金振興株式會社の方へ任せて、金山で必要な物資は、何でも日本産金振興株式會社で統一を取り配給すると云ふ風にやらせるか、どつちかもう少し簡單な且つ實際に即した方法が執れないものかと考へますが、此の點に付ての朝鮮總督府の御意見を承つて置きます。

○大野政府委員 朝鮮總督府では、大體主なる物資に付きましては、振興會社に世話をさせる方針を持つて居ります、唯併し何を申しましたも、随分多種多様に涉る物資であります爲に、從前から金山の仕事を経営して居るものと致しましては、ソレ／＼取引先なり緣故の顧客と云ふやうなものがあります爲に、其の點が全然振興會社でやると云ふやうに、簡單にも參らないと思つて居ります、要するに吾々と致しましては、全體の物資が相當にありますれば、それを配當する上に於ては、圓滑に致すことに付て、

であります、併しさう云ふやうな事情に付きましては、尙ほ十分考究致して行くことに致します。

### 金の密輸出と其の取締

○原委員 次に金の密輸出に付て、大藏當局並に朝鮮總督府、特に朝鮮の方が問題かと思ひますから、伺つて置きたいのであります、先づ第一に昭和十四年度だけでも宜し、一體どの位の密輸出と云ふものがあつたものでありませうか、數字的に御分りになるならば、御説明願ひたいと思ひます。

○相田政府委員 密輸出がどの位あるか、數字的にと云ふ仰せでありましたが、之は非常に困難なことでございます、或は発見された密輸出が、どの位あるかと云ふ御趣旨かとも存じますが、二三内地或は大陸の港等に於きまして、発見したものもござりますが、數量がどの位あるかと云ふことを申上げるとは、一寸困難なやうに存じます。

○原委員 金の買上値段を引上をしただけでは密輸出が中々防止出来ないと云ふことは、前にも伺ひましたし、左様でありませうが、併し出来ないと云つて、之を此の儘で置いたら、實際仰せの通りに、滿洲或は支那の市價が非常に高いのですから、段々と密輸出が増えるのではないかと思ひます、先年密輸出に付て非常な大檢舉があつたやうであります、之等もドン／＼と無罪などの裁判があるやうになつて居る

最善の努力を致して居るのであります、何を申しても斯様な時節柄でありますので、非常に大切な産金の事業であるに拘らず、中々其の點が思ふやうに參らないことを遺憾だと思つて居ります、さう云ふ點に付きましては、常に商工省なり、或は企畫院なりに連絡を致しまして、最善の努力を盡して居る譯であります。

○原委員 さう云ふ風の御答辯を聴くと、益々初めに伺つたやうに、産金事業と云ふものに、餘り熱がないではないかと申上げたくなるので、結局他の小賣商も助けなければならぬ、卸賣商も助けなければならぬ、他の事業も助けなければならぬ、結局配給を受けた物を公平に配分してやれば宜いのだ、足らなくても仕方がないのだと云ふ風の、所謂現状を打破しないやうな方では、到底此の産金事業の目的は達せられないだらうと思ふのです、例へば鐵が幾ら来たのだ、それを公平に各山に分けてやれば宜いのだと云ふ風では、買つた方の事業をする者として、鐵筋コンクリートを作るのには一應要る所へ、三分の一應しか買はないのでは、全然用を爲さず、棄てて置くより仕方がない、さう云ふ點をもう少し實際に即したやうに——成程不公平になるかも知れない、小賣店が潰れる場合もあるし、卸賣商がやつて行けなくなる場合もあるでせうし、又他の事業に影響する場合もある場合もありませうが、實際何處かでドン／＼と事業が完成して行くやうに、實際に即したやうに配給が出来ないものかと考へます、朝鮮總

やうだし、中々問題だと思ひますが、特に朝鮮に於ては餘計問題だと思ふのです、朝鮮總督府に於ては、此取締方法に付て、どう云ふ工合に御考になつて居るか、どの程度の方法を講じて居られるかを伺つて見たいと思ひます。

○水田政府委員 密輸出がどの程度に行はれて居るか云ふことは、先程大藏省の方から御説明になりました通り、的確な數字は其の性質上分らないのであります、何れに致しましても、朝鮮としましては滿洲に於ての金の値段が相當に高い、特に一衣帯水で、殊に冬などは、其の國境三百餘里は氷の上を渡りまして、直ぐに國境を超えることが出来ると云ふやうな状況であります、密輸出の取締に付ては、萬全を期さなければならぬと云ふやうな考を以て、實行致して居るのであります、先程どの位の密輸出の檢舉、其の他の状況であるかと云ふ御尋もありませんので、御参考までに其の數量を申上げたいと存じます、昭和十二年には總督府で檢舉致しましたのが十八件、數量に致しまして二十貫二百九十四匁二十七萬九千餘匁程であります、昭和十三年は三十件、三十六貫九百十匁、五十二萬九千餘匁に相成つて居ります、昨年になりまして、此の金の重要性から見て、此の程度の密輸出の檢舉では、尙ほ十分でないと思ふことで、特に昨年の夏第一線に活動して居ります警察署及び税關、其の他の關係方面を集めまして、此の金の密輸出取締の強化に付て具體的の指示を致した次第であります、第一の根本問題と致しましては、滿洲國に於ける金の市價の抑壓であり

督府に於ては、最近日本産金振興株式會社に總ての物資の取扱をやらせてお居るのであるが、其の中のセメントだけは取扱つてはいけなないのだ、セメントを取扱つて居る商店が、それでは立行かぬから、セメントは日本産金振興株式會社で取扱ふべからずと云ふ御決定をなさつた、一體セメントがなかつたならば、他の物資をどうだけ供給して貰つても、全然機械の据付も出来なければ、何にもならない、セメントだけを日本産金振興株式會社から離された云ふのは、産金に熱度がない、成程それは産金會社で、ドン／＼セメントを取扱つたならば、從來のセメントを取扱つて居る小賣商や、卸賣商が困るには違ひないが、それは仕方がないではありませぬか、其の點で何か他の方法を講ずることゝ致しまして、事實産金事業に付て熱があるものならば、其の位の摩擦は何とか片を付けて、さうして實際事業のやれるやうにおやりになつたらどうかと思ふのですが、日本産金振興株式會社に對して、物資を取扱はしめると云ふ點に付ての熱度と御考を、もう一度伺つて置きたいと思ひます。

○大野政府委員 只今御答辯申上げましたのは必ずしも或は問題であるとか、小賣業者を保護すると云ふ意味ではなく、寧ろ朝鮮總督府と致しましては、産金振興に付ては、非常な力を以てやつて居る積りであります、セメントに付きましては、要するにセメント業者に直接やらせる方が、今の振興會社に扱はせるよりも、却て其の目的を達するに適當と考へてやつて居るの

ますけれども、之は中々言ふべくして、事實問題としては即刻解決する問題ではありませぬ、朝鮮だけと致しましては、更に國民精神總動員運動を利用致しまして、金の集中の重要性を一層民間に周知徹底せしめまして、産金の、殊に中小の金山から讓渡路を特に明かならしむる爲に、此の際更に徹底的に報告を徴して、新産金が山で掘られてから、朝鮮銀行或は造幣局に輸納されるまでの徑路を明瞭ならしめる措置を執ること、尙ほ金地金、古金及び金製品の讓渡先を制限しまして、金の政府集中を積極化すること、更に之まで税關及び警察官の方は、金の取締の爲に特別の増員其の他の積極的の手續をして居りませぬ、在來の人員で以て能率を上げてやると云ふことに致して居りましたが、此の際税關の官吏、特務警察及び列車の乗務であります、税關官吏の増員、並に密買及び密輸出取締の専任の警察官の増員と云ふことを致しまして、金の鑛業者は勿論、含金鑛産物の買入業者、金地金商、細工商と云ふ者、殊に平壤及び京城が金の密輸出の策源地になりますので、之等の大都市に於ける金扱ひ業者及び故買業者の徹底的の取締、尙ほ警察及び其の他に對しまして犯則檢舉者の賞與、違犯申告の賞與、貨察謝金と云ふものを積極的に豫算に計上致しましてそれ等の方面からする檢舉の緒を得よう、尙ほ金の密輸出の手段として利用せられる處ある貨物に付ては、特に嚴密なる輸出検査をする、出漁船又は中小運搬船に對する取締、各税關及び警察、其の他關係方面の連絡を一層密にする



云ふやうな具體的な方針を、昨年の夏取決めま  
して、それに必要とする経費も大蔵省と協議致  
しまして、或る程度責任支出及び追加豫算とし  
て、計上致して居るやうな次第であります。其  
の結果は密輸出の検査の方面にも相當現はれた  
やうに見て居るのであります。昭和十三年が  
三十件で、三十六貫九百十匁、五十二萬九千餘  
圓でありましたが、昨昭和十四年の夏協議致し  
まして、或る程度豫算を載せました結果、下半  
期は非常な増加でありましたが、十四年合せまし  
て、既遂、未遂合計三百八十三件、没収致しま  
した目方にして九十五貫四十九匁、百二十七萬  
二千餘圓と云ふことになつて居ります。本年の  
一月だけを見ても、既に十七件、二十七貫  
約四十萬圓近くを検査すると云ふ実績が擧つて  
居るのであります。此の密輸出の検査に付き  
ましては、税關其他關係方面で有ゆる努力を  
拂つて、此の取締に萬全の對策を講じて居る次  
第であります。

### 産金事業と租税の關係

○原委員 次に産金事業に携つて居つて、相當  
の利益がある金山こそ、増産せしめるのに最も  
必要な金山だと考へますが、さう云ふ經營主が  
偶々税金との關係で、どれだけの産金額がある  
と、税金が幾ら取られると云ふやうな細かい算  
盤からして、却て増産をしないと云ふやうな向  
が能くあると考へます。實際に於て増産をして  
損をするに云ふことが、算盤上出て來るのです

が、大蔵省、商工省、或は朝鮮總督府の方で、  
熱心に産金奨励をおやりになるが、之に關係の  
ない方の官省は、もう全然關せず焉のやうな態  
度、時と場合に於ては相當邪魔をされる、朝鮮  
に於ては、警察官がそれ程に此の點に於て熱意  
がないが爲に、労働者募集に於て邪魔をするこ  
か、或は其の他の物資の點に於ても、中々思ふ  
やうに行かぬとか、或は山林局とか、漁業關係  
とか云ふやうな方面で、もう從來やり來り其の  
儘の慣例に従つて、大した問題でもないことを  
やかましく言はれるとか、或は一方に於ては地  
方の官省、或は自治團體なんかに於て、事業が  
始まると色々な難題を持ち掛けるとか、或は寄  
附を強制すると云ふやうな風で、他の官省に於  
てマダ熱意が足りないと思ふのです。徳川  
時代に於ては、産金業者は苗字帯刀を許すとか  
關所は何處でも通過せるとか、或は労働者の  
使用又は物資の供給なんかに於ても、色々非常  
な特権を與へられて居つたやうであります。が、  
別にさう云ふ特権を與へられる必要はないと致  
しまして、少くとも少し官省全部が、此の  
産金熱に於て考へなければならぬと考へますが  
それに於て總督府又は商工省及び大蔵省で、各  
方面の官省にまで何か通達をして、産金事業の  
便を圖れとか、邪魔をするなとか云ふ風に、御  
意見が徹底するやうな方法が執れないものであ  
りませうか。

○櫻内國務大臣 只今の點の御話に付きまして  
は、現在でも各關係官廳は相當連絡を取りまし  
て、産金の増産を圖ることに努力致して居りま

から、さう云ふ風な考へ方をすると云ふことは  
此の非常時に對して不都合千萬ではあります  
が、事實上已むを得ないことではないかと考  
るのであります。殊に外の事業では、収益が比較  
的漠然として居つて、税務署に於ても中々はつ  
きり底が掴めない點もある、併し此の産金業者  
に於ては、悉くを一定の日本銀行とか、朝鮮銀  
行とかに賣却するので、収益ははつきり  
分つて、一厘一毛も胡麻化しが利かぬと云ふ點  
から、餘計税金を負担する者に於ては、相當の  
苦痛が生ずるだらうと思ふ、どうも脱税をして  
も宜いとも言へないし、所得税法に従つた税金  
を納めぬでも宜いと云ふ譯に行かないのであり  
ませうが、此の點に於て何等か御考にならない  
と、事實上産金増産の結果が現はれないぢやな  
いかと思ふのです。斯う云ふ點に於て、大蔵省  
として特に御考になつた點がありませぬか、御  
伺したいと思ひます。

○相田政府委員 租税のことでございますが、  
現在産金事業の、事業用の器具機械、材料の輸  
入税の免除とか、或は臨時租税措置法に依る鑛  
産税の免除と云ふやうなものは、今までやつて  
居つたのであります。一般的に所得税などを  
特に金鑛業者に於てだけ考慮すると云ふことは  
租税政策全般の問題と致しまして、之は相當研  
究しなければならぬことと思ひます。今  
直ちに金に於てだけ特にどうしようと思ふやう  
なことは、申上げ兼ねる状態でございます。  
○原委員 何か税務署の課税手續上の手心とか  
何とか云ふやうなものか、又は所得の標準を決

すが、他の地方の方面に對しては、今後そ  
れ等の連絡を十分取りまして、増産計畫の遺憾  
なきを期したいと思ひます。随ひまして内閣等  
に於きまして、相當其の點に付きまして協議  
を致して見たいと考へて居ります。  
○大野政府委員 朝鮮に關する限りに於きま  
しては、左様な事實は先づないやうに私は考へて  
居るのであります。併し私の存じない所で左  
様なことがあるかも知れませぬ、産金を奨励す  
ることに付きましては、總督府は勿論、地方の  
官廳に於ても、之は警察は勿論の話、又通信、  
鐵道總ての方面に於て連絡致しまして、産金の  
増産に努力を致して居る積りであります。併し  
御話のやうな點があると致しますれば、尙ほ十  
分の注意を拂ひ積りであります。

### 昭和十三年法律第二十三號中改正法律案

(關東局、朝鮮總督府、  
臺灣總督府及樺太廳)  
各特別會計ニ於ケル租  
税收入ノ一部ニ相當ス  
ル金額等ヲ臨時軍事實  
特別會計ニ繰入ルルコ  
トニ關スル件)

○駒井委員 一寸簡単に御尋致しますが、昭和  
十三年法律第二十三號中改正法律案に依りまし

める際に、或る一定のものを差引くとか、何と  
かさう云ふ方面で——大産金業者は問題ないで  
せう、勿論ドン／＼助成金も出し、買上値段も  
上げて、兎に角収入を得させ、計算して見て澤  
山の所得を得た者は、税金を澤山取ると云ふこ  
とは宜いと思ふ、其の方が簡單で宜いと思ふが  
大産金業者でなくて、中どころの算盤の細かい  
所が問題になつて來るのぢやないかと思ふが、  
さう云ふ點に於て、何か課税手續上或は税務署  
の取扱上、何か御考慮を煩はすやうなことは出  
來ないものでせうか。

○相田政府委員 御承知の増産金買上規則に依  
りまして、増産された部分に對しては、買上價  
格を割増することに致したのであります。此  
の割増されたものが、一方に於て利益として、  
税金の方で徴收されるのでは、其の制度の目的  
を達しないことになるであらうと云ふことを考  
へまして、此の割増金に相當する部分は、之を  
資産償却に充てることを認めると云ふやうな取  
扱をして貰ふことに、税務擔當の部局と相談を  
致して居る次第でございます。其の他の一般の  
税務行政に於ける取扱振りに付きましては、今  
此處で私ばかり申上げたことを申上げる譯には參  
りませぬが、何か方法があるかどうか、一つ主  
税局方面とも能く相談を致して見たいと存じま  
す。

### 關係官省の連絡が不備

○原委員 次に尙ほ他官省との關係であります

て、外地より繰入れる所の額は何程であります  
か、尙ほ之に關して成べく詳細に御説明願ひま  
す。

○前田政府委員 只今御尋のございました、今  
回の改正法律案に基きまして、外地より臨時軍  
事實特別會計へ繰入を致しまする金額は、全體  
で五千五百八十三萬九千七百二十八圓に相成つ  
て居ります。此の各外地別の内譯は、既に豫算  
書に依りまして明かでございます。關東  
局特別會計より六百七十萬七千二百七十九圓、  
朝鮮總督府特別會計より三千九百七十三萬二千  
八百五十圓、臺灣總督府特別會計より七百三十  
八萬五千五百五十六圓、樺太廳特別會計より二  
百一萬四千四百三十三圓、斯様に相成つて居ります。  
○駒井委員 此の繰入額は増税額中如何なる金  
額でありますか、此の點に於て御説明を伺ひた  
いと思ひます。

○前田政府委員 本法律案に基きまして外地よ  
り繰入を致しますることは、昭和十三年度より  
毎年之を致して居るのでございます。それで、  
從來に於きましては、外地に於きましては専ら  
臨時軍事實の財源に充てる爲に増税等を行ひま  
して、之を繰入致して居りました關係上、大體  
増税致しました分は全部之を臨時軍事實への繰  
入に充てると云ふ原則に依つて、行つて居つた  
のでございます。今回の税制整理等を経ました  
後に於きまして、大體従前からの増徴分に付  
きまして、其の原則に依つてやつて居つたので  
あります。尙ほ詳しく申上げますと、増徴額  
より徴税費を差引きましたる殘額の八割相當額







うなパーセントで暫くの間やつたことがありますが、尙ほそれが問題になりましたのは、御承知の通り樺太は東海岸から西海岸まで廻りますのには相當な船賃が掛ります、而も船溜りが非常に悪いのでございます、それで野頃で伐り出した木材は西海岸まで持つて行きまして、一千圓前後の価格を出したと云ふやうな状態でありましたので、問題を起したやうであります、將來は成たけさう云ふことのないやうに樺太廳としても注意して行きたいと云ふので、只今は便宜の圖れるだけの便宜は圖つて居ると云ふやうな譯であります。

○岡野委員 今殖産局長は私の申上げた西海岸から六〇%東海岸から四〇%と云ふことに付ては御認になつた、之は木の種類にも依るし、而も一時的なやり方で、永久に之をやらうと思はない、當分の間と云ふ風に御述になつたやうに思ひますが、さう云ふ風に考へて宜しうございませうか。

○植産政府委員 其の通り御考になつて結構でございます。

○岡野委員 大體殖産局長も此の事實を認めて居られますから、私は最早諄くは申上げませぬ、併しながら私は昨年視察に參つたのであります、此の話を聞きまして非常に驚いたのであります、成程御役所の仕事は違つたものと云ふ風に考へたのであります、野頃では百石二百五十圓で拂下げ、西海岸では三百二十圓で拂下げる野頃では百石に付ても七八十圓安く拂下げて貰ひましたも、今殖産局長が御述になつた

た通り、七八百圓の西海岸に廻すとしても、帆船其の他の條件が悪い、良い港ではない、總て悪條件の下に於て之を西海岸に迂廻して廻すと百石に付て千圓も掛ると云ふことであります、百石に付て七八十圓安く拂下げて貰つても何にもならない、私は平時なら何とも言はないが、殖産局長はおいになつたかどうか知らないが、惠須取からあの方面の發展を見て實に驚きました、私の縣の三池地方では炭の御蔭で、之に派生して非常な發展をして居るが、今日第二の三池があつたの西海岸、惠須取方面に出来ることは近い將來であらうと思はれる程活氣を呈して居る、労働者はドン／＼入込み、増産計畫はドン／＼行はれて、其の活況振りは實に驚くべきものがあります、今日事變處理の爲に生産力を擴充しなければならぬ、増産計畫はしなければならぬと云ふ時に、百のものを願出れば、御前には六〇%しかやれない、残り四〇%はこつちから取るなら許可してやらうと云ふやうなことで、折角七八十圓安く拂下げて百石に付て千圓も運賃の掛かるやうな業者が苦痛を與へられる、新興の産業地帯に於て斯う云ふことが平然と行はれるやうなことでは實に慨歎に堪へないと思ふのであります、其の事に付ては色々述べたいと思ひましたけれども、殖産局長は頭が良く率直に之を認めて、それは其の通りである、而も一時的だ、斯う仰つしやいますから私は追究致しませぬが、どうぞ拓務政務次官も、亦別の機会には拓務大臣にも私は此の事を御願ひしようと思ひますけれども、どうか所

う云ふことの過ちは速に改められまして、増産計畫に協力せられますやうに切に御願ひを致しまして私の質疑は打ち切りたいと思ひます。

○松岡政府委員 只今の御陳述に對して殖産局長より御答辯申上げましたが、此の點に付ては拓務大臣に信頼を載けて差支ないと思ひます、之だけを申上げて置きます。

## 決算委員會

### 大學専門校の演習林に就て

#### 長野長廣委員の質問

○長野委員 外地並に植民地方面に於て専門學校又は大學等の演習林を相當に經營せしめて居るのであります、然るに今や我國が大陸並に南洋方面に發展をするに付きまして、其の國民の先驅者となり、又指導者となるべき人材、特に産業方面の人材を養成するに付きましては、森林に對する相當の識見を有せしめ、又専門的知識をも持たしめなければならぬ部面が多々あると思ひます、先づ南方方面の發展に付きまして南方地方の森林に對する學問、技術と云ふものを十分に打込むには、國內の森林演習では到底其の目的を達することが出来ないものであります、隨ひまして或は南洋方面に於て、或は其の他の新しく開拓せんとする所の地點に演習林を設けて、専門學徒の修養に完璧を期すると云ふことが必要ではないか、又大陸方面のことを考へて見ますれば、差當り樺太或は北海道、斯う云ふやうな方面に於きまして、適當なる演習林を與へて、さうして演習をせしめると云ふことが非常に大切ではないかと思ふのであります、然るに文部當局の執られて居ります之等の方

面に於ける過去の御実績を眺めて見ますと、甚だ遺憾な状態にあるのであります、過去は過去と致しまして、之からは是非とも劃期的な教育訓練を施すことが必要であると考へるのであります、就きましては文部當局の此の問題に對しての御意見は如何であるか、詰り専門學校又は大學と云ふやうな所の學生に向つて、十分に教育し得るやうに演習林を擴充すると云ふ御意圖があるかないか、又其の事柄に付て既に調査或は何等かの手續をしていらつしやるならばそれ等を伺ひたいと思ひます。

○仲井閣政府委員 専門學校、大學に演習林を増置致しまして、學徒に對して林業の實踐的訓練をなさしむることが、大陸及び南洋方面に對する青年學徒の開拓進出の下地を作る上に極めて喫緊の要務であると云ふやうな御意見でありまして、尙ほ斯う云ふ問題に付て文部省は何等目立つた事業をやつて居らないか、今後どう云ふ風な計畫を進められるかと云ふやうな御問であつたやうな何つたのであります、洵に御尤もなる御問でありまして、今日我が日本の飛躍すべき地盤と云ふものが極めて擴大されて、或は大陸に、或は南洋方面に、大陸政策、南進政策の開拓事業の實現と致しましては、どうしても青年學生の徒の力に俟つべきものがありますので、殊に此の時期を轉換期と致しまして、文部省の方でも色々考へて居るのであります、今日發表致してどうかと思はれるのであります、が、まだ確たる御答を申上げる時期には達して居りませぬけれども、南の方に於きましては相

當に其の點に付て今考案を進めて居る次第であります。

○長野委員 拓務大臣に御尋申上げます、只今専門學校並に大學の演習林のことに付て文部當局の御意見を伺ひましたが、文部當局とせられは此の森林に關する實際訓練の必要を痛感せられ、又官私其の他學業の程度如何を問はず専門學校以上の學徒には其の必要を認めると云ふのであります、大臣は曾て滿洲國の方面に於て各般の御活動をなされた御經驗を持たれて居りますから、私が茲に彼此れと申上げる必要はないと思ひます、是非とも大陸に於ける産業活動の先驅となるべき指導者は森林經營に關する十分な能力を持たなければならぬと存するのであります、就きましては帝國大學の學生の如きは比較的少數であります、大多數は専門學校から、之も亦考慮すべきものではないかと思ひます、斯くて大量の先驅が養成される次第であります、斯様な意味から致しまして既に只今の御話では南方に於ては新しい部面に相當演習林に付ての御計畫もあるものゝ如く承つたのであります、樺太の如きは其の林相の上に於て又經濟上其の他萬般の關係に於て特に價値のある演習林が造成されるのではないかと思ふのであります、然るに今までの規定に依りまして、動もすれば官學の方には既得権と云ひますか、それ等の設備がありましたけれども、其の他の私學或は稍々程度の低い専門學校に至つては、之等の施設が甚だ缺けて居るやうであります、就



きましては此の學問の性質と之等の國の内外に於ける必要性に鑑みられて、樺太方面或は又朝鮮方面に於て演習林を造成して、之等の重要な要望に副ふ必要ありと御認めでありませうか又必要ありと御認めでありますならば、それ等に付て將來積極的に御考をされる御意思があるものでありませうか、それを一つ伺ひたいと思ひます。

○小磯國務大臣 御承知の如く現在各方面にありまする學校用演習林の存続に關しましては産業人に依つて相當攻撃の鋒先が向けられて居りまするが、併しやはり長野君御説の如く將來日本發展の爲には重要な人物養成の必要があると考へまするので、拓務省と致しましては相當の不便を排除しつゝも、尙ほ文部當局と協調の上之等演習林の存続を認めて居るやうな次第であります、將來官私學の區別をせず私學方面の爲にも演習林設置の必要があることを御述になりましたが、文部當局政府委員から述べられました如く、私共は從來通り文部當局の方針と相協調しつゝ其の目的を達成し得るやうに、出来るやうに出來得る限りの努力を拂ふ積りであります。

○長野委員 甚だ御言葉に拘泥した質問のやうでありますけれども、從來通りと申しますのは詰り從來は官學のみでありましたが、私學方面にも御慮を載くことになりませうか、又専門學校方面、稍々程度の低いものにも新例を開かれると云ふ意味も含まれての御話でありませうかそれを承りたいのであります。

○小磯國務大臣 從來通りと申しましたのは、從來の官學に對する演習林に付て申上げたのでありまして、官私の區別なく將來の私學方面に於ても此の種演習林の必要があると云ふ文部當局の意圖に協調しつゝ拓務當局と致しましても之に向つて邁進したいと云ふことを申上げた譯であります。

### 樺太木材資源の開發

○長野委員 今一つ御尋申上げたいと思ひますそれは樺太に於ける木材蓄積は相當巨額に上つて、或は六億萬石とか承つて居るのであります然るに最近更に落葉松とか山毛榉とか柳とか云ふやうなものが相當重要性を認められることになつて参りまして、之が二億萬石内外と云ふ風に承つて居ります、就きましては、之等を開發して或は伐採して南洋其の他の方面に輸出をするに云ふが如きこと、其の他時局柄極めて重大なる方面にも使はなければならぬと云ふ譯であらうと存じます、茲に特に大臣の御意向を承りたいと思ひますことは、從來の伐採拂下の跡を眺めて見ましても、比較的小數なる所の資本家に之を與へて居つた、まうして之が拂下部分と云ふものは將來は尙ほ一層深刻に狭くなつて來はしないか、殊に木材業者間に於ける輿論を聞いて見ますと、それ等の點に相當の不滿があるやうであります、不満のある所に又政治上から眺めて見ますと、反省をしてそれ等の不満を充してやる必要性もありはしないか

と考へます、そこで此の不満の一二を申上げて見ますと、樺太は日露戰役に於て多大の犠牲を拂つた其の結果も得たものである、故に此の資源の開發と云ふことに付ては比較的少數の者に其の權益を與へるのみに止まらずして、許す範圍に於て比較的多くの業者に之を均霑せしめることが妥當ではないかと思ふのであります又實際上本年當りから段々と巨額の伐出しを致すと云ふことに相成りますならば、少數なる者よりも稍々範圍を擴めて一般業者にも其の恩典に浴せしめて之に参加せしめると云ふことが、能率的な意味から見ても必要なことではないかと云ふ風に考へられるのであります、拓務大臣とせられましては、此の樺太の木材資源の開發は從來及び現在に於て取扱はれて居る如く狭い範圍に押進して行かれるのが妥當であると御思ひでありますか、又今日の國民の輿論を容れて許す範圍に於て今少しく一般の業者にも均霑し得るやうに進めて行かれるのが妥當であるか、其の邊に付ての御意見と並にどの途を御執りになるかと云ふことを承ることが出來れば幸だと存じます。

○小磯國務大臣 樺太の林政に付きまして將來に亘り相當慎重深刻なる考慮を拂ふ必要があると考へて居ります、御質問の中には現はれて居りませぬでしたが、現在樺太で伐採しつゝあります所の石数は、非常に多額に上つて居ります簡単に數字を申上げますならば、大體理想年伐數量は千二百七十萬石内外を適當として居るにも拘らず、現在既に千七百萬石を伐つて居る

ますので四五百萬石の過伐になつて居ります、私共は此の樺太の重要な林政を將來に堅實ならしむる爲に爲し得るならば過伐を絶対になくしやうと云ふやうな考を持つて居りますが、併し時局眞に之を必要とするものでありますならば、敢て過伐をも厭はない覺悟であります、何れにしても此の伐採量と云ふものは相當多額でありますので、從來は如何なる経緯を辿つて居つたにせよ、特定の少數者にのみ之を限定するの適當でないことと云ふことは議論の餘地のない所だらうと考へて居ります、左様御承知願ひます。

### 日滿支プロツクに依る

#### 拓殖並に經濟開發

##### 世耕弘一委員の質問

○世耕委員 私は拓務大臣に二三點簡單に御尋致したいと思ひます、拓務大臣として及び國務大臣として御答を願ひたいと思ふのであります現在の日本の對外經濟關係を眺めて見ると、多くは英米依存主義である、斯う云ふやうに考へられるのであります、例へば金融界を覗いて見ましても直ぐ倫敦と云ふことが結びついて來る、保險と云ふことを考へても直ぐ再保險が倫敦だと云ふことに結びつく、貿易の中心を考へても英米の範圍を出ない、産業の資材の重要な問題ですらも英米依存主義である、斯う云ふやうな依存主義の形式に於て果して今日の日本の支那事變處理に不都合を來しはしないかと云ふことが吾々の憂ふる所でありませう、之に付ては何か、

新しい計畫を吾々は持たなくてはならぬ、要約して申しますならば、吾々は英米依存主義の經濟對策を此の際清算して、東亞新秩序建設に邁進することを考へなくてはならないのではないかと、此の點に付て先づ大臣の所謂日滿支經濟プロツクと云ふ建前から拓殖並に經濟開發の方面に付て御意見を伺へれば幸だと存じます。

○小磯國務大臣 私の考と致しましては、世上英米依存論者があり、或は又其の反對に獨伊依存論者等もございませうが、皇國日本の行き道は之等列國に依存すると云ふやうな考があつてはならぬものと思ひます、只皇國日本が其の國是とする即ち惟神の大道に於て世界政策に邁進し八紘一宇の此の天業を眞に恢弘致しまする爲に必要な場合に於て其の時々に應じ各國との間に如何なる調節を試みつゝ行くかと云ふことは別問題であります、如何なる國に對するにせよ依存すると云ふやうな傾向があつてはならぬものと考へて居ります。

○世耕委員 大臣の御答で大體諒承することが出來たのであります、尙ほ理解出來ない點を重ねて御尋致したいと思ふのであります、私が英米依存主義と云ふことを申上げたことは、金融界を覗いて見ても、保險界を覗いて見ても、貿易其の他から見ましても、今日の日本の現狀は英米に依存した形を取りつゝあることは看透することが出來ない事實であります、一例を申しますならば、最近米國から通商航海條約廢棄の通告が來た、若し吾々日本の經濟界が、米國の經濟界に大した深い關係を持つて居なければ

相手が條約を廢棄しやうと騒ぐ必要はないのであります、騒ぐと云ふ言葉は不當かも知れませぬが、兎に角齒牙に掛ける必要はないのであります、然るに一部財界に於ては相當之を頭痛の種にして居る、之は要するに從來の英米に依存した形が尙ほ残つて居つた證據だと私は申上げ、又資材の上から申しましても、若し米國があの問題に付て輸出を禁止した場合に、日本の經濟界にどう及んで來るか、重工業の資材を何れに求むるか云ふことを考へて見た場合に、若し依存の形がなかつたら、是非眼中に置かなくとも宜いのであります、然るに之亦頭痛の種を残して居るやうであります、細かい事は省略致しますが、今日の日本の經濟關係が英米依存主義だと云ふことは、色々の方面から證據を擧げることが出來るのであります、今日日本の國內の狀況を見ましても、世間では日本の外交は親米派があり、親英派がある、斯う云ふことを非難して居るやうであります、吾々も其の事實を或る程度まで認める、けれども今日の外交は經濟を離れて外交はないのであります、經濟を離れて外交がないことになれば、英米に經濟を或る程度依存して居る以上、親米、親英政策を執らざるを得ないことは道理上已むを得ないぢやないか、吾々は英國の執つた態度、米國の執つた態度に於て、支那事變處理の上に、東亞新秩序建設の上に不合理な處置があつた場合には斷乎として之を討たなければならぬ、然るに斯う云ふ筋縁があつてはならないぢやないか、だから薄つべらな排英運動、排米運動をやるこ



とは止めて、腹の底から吾々は斯の如き腐れ縁を清算して、強く東亞新秩序建設の爲に経済的に進んで行かなければならぬぢやないか、其の意味に於て幸ひ拓務大臣は大陸方面に付ては非常に御造詣が深いのみならず、日滿支経済提携に付ての熱心なる首唱者でありますから、此の際さう云ふものを出来るだけ清算して、及ぶ限り清算して、或は漸然清算して、此の日滿支の経済プロッタの強化に對して何か新しい御計畫なり御方針があるか、斯う御尋したやうな次第であります、此の點に付て尙ほ御信念を伺へれば結構であります。

○小磯國務大臣 大體の考へ方は世耕君と全く同感でございます、随ひまして以下申上げることとは世耕君の仰せになつたことを再び繰返すの儘みがございますが、事實上に於きまして其の貿易の面を覗いて見ましても、英米から補給を受けて居る原料資源の相當多額であることは、之は隠れなき事實であります、併し第一の答辯に於て申上げました如く、皇國日本は何れの國にも依存することが必要でない云ふ境地を把握する必要がありまゝるので、日滿支を通ずる新秩序の建設上、經濟問題に關しましては完全なる自給自足が出来ないにせよ、如何なる報復手段若くは壓迫手段を蒙りましても、大して差支ない程度の經濟建設を完成すべく努力すると云ふ所に、此の日滿支新秩序建設上、經濟問題に關して重點が傾倒せられねばならぬものと考へて居ります。

○世耕委員 大臣の御答辯で満足致しました、

のであります、他の民間等に與へたものは殆ど濫伐、過伐に陥つて居るに係らず、左様な状況である、それから臺灣の新高山より其の麓に至るまでの大學演習林の實況から見ましても、是亦非常に優秀な成績であります、そこで此の前申上げました所の大陸指導は勿論、國內の指導に當るべき産業戦士の養成と云ふ意味に於ける演習林の價値と、之に加へて其の地方の林業を開發振興せしめ、又現在の森林資源を荒廢せしめないやうに確保して行く云ふ意味から致しまして、此の演習林の擴充と云ふことは極めて重要なことではないかと存するのであります、幸に拓務大臣には滿腔の御賛意を表現して戴いたのであります、勿論長官とせられましても御同様とは存じますが、唯實際問題としては色々森林行政等の上に關係もあることと存じます、又現在勅令其の他の規定も存するのでございませぬから、茲に自ら遷延も出来て來ると思ひます、けれども私が本日御尋申上げたいと思ひます點は、現在の制度の許す範圍に於きまして一面に於ては造林演習の出来るやうにそれから他面に於きましては、單に青少年程度の者に對する演習ではなくして、詰り伐木、運材、販賣等森林經理を一貫して實演をすると云ふ意味から致しまして、やはり木材伐採利用と云ふ點に付ても、演習をせしむる必要がある次第であります、此の意味に於きまして、現制度の許される範圍内に於て、成べく早く此の大陸に送るべき戦士の養成に事を缺かぬやうな意味に於て、左様な途を開くと云ふことに付ての御

更に御尋致したいことは、今後支那に於ても、現在日本の滿洲に於て執つて居ります拓殖計畫と同様な方針を御執りになるかどうか、御尋を致したいと思ひます。

○小磯國務大臣 此の問題は拓務省の關係ではございませぬので、御答辯を差控へたいと存じます。

○世耕委員 質問の最初に豫め御話申上げて置いたのですが、拓務大臣として、一は國務大臣として御答を願ひたいと斯う申上げたのであります、御都合上御答がなければ、適當な機会に更に他の方面から御聴きすることに致します、最後に御尋致したいことは今後の日支提携は經濟開發が中樞と思はれるのであります、之が實行に當つて居るのが現在の興亞院の組織及び人的配置であらうと思ふのであります、此の日滿支の、特に日支の經濟開發に當つて居る興亞院の現在の組織及び人的配置で、果して目的遂行が出来るかどうかと云ふことに付て多少の疑問を挾まざるを得ないのであります、故に此の點に對して政府は——政府と云ふ言葉を申上げます、政府は興亞院の改組及び人的方面の改革を御考になつて居らないかどうか、此の點に付て特に御説明を承れば結構だと思ひます。

○小磯國務大臣 日滿支新秩序建設上、經濟問題の最も重要であることは申上げるまでもありません、さうして此の種問題を解決して行きます上に、興亞院の大なる効力を必要とすること又勿論でございます、唯其の興亞院の内容組織人的配置と云ふものに付きましては、興亞院當

意向並に左様實行せらるゝ御意思があらまするか、御差支のない範圍に於て御答辯を載せたいと思ひます。

○樺太政府委員 御尋の演習林の設定に付きましての樺太廳の只今執つて居ります方針乃至將來左様な問題が起つた場合に於ける處置上の見透し等に付て御答致しますが、實は樺太には官立大學の演習林が五ヶ所あります、其の面積は凡そ十萬町歩、蓄積量が約五千萬石だと心得て居ります、樺太廳と致しましては、既に演習林と致しましては寧ろ稍々廣きに過ぎたる程度の面積を大學の所屬に移して居ります、之に依つて大學は年々百五十萬圓内外の收入を擧げて居るやうに記憶致して居ります、演習林と致しましては、十萬町歩もの面積があれば何等支障はないのであります、而も是等の各大學が相競争してそれ／＼独自の立場から研究をし、又演習を致して居ります、學問的目的の爲にも、又樺太の拓殖上の大宗であります林業の經營に學問的な意味に於ての寄與を致すと云ふ點から致しまして以上演習林を新に設け、又は擴大をするに云ふ必要を感じて居りませぬ、吾々の率直なる希望と致しましては、寧ろ之を縮減致したいと云ふ風に思つて居ります、之は必ずしも容易には運ばぬと思ひますけれども、御尋の點に付きましては、出来まます限り私立大學と雖も、乃至は官立專門學校等と雖も、樺太の林業の獨自の特徴を發揮致しまする點に、十分學問的な方面から御協力を願ひ、御指導を願ふと云ふ意味に於きまして、成べくんば、何

局それ自體に於て、種々研究を遂げられて居ると考へるのでありますから、其の詳細に付ては私も能く承知して居りませぬ、又茲に國務大臣と致しまして、此の種問題に言及することは適當でないと思ひますので、甚だ失禮ですが、其の問題に關する答辯も差控へさせて戴きたいと存じます。

### 造林演習の範圍を

#### 擴大せしめよ

#### 長野長廣君の質問

○長野委員 私は私の拓務大臣に對する先般の質問事項に引續きまして、樺太長官の御答辯を御願申上げたいと思ひます、拓務大臣は專門學校其の他私立大學等に對する森林經營に關する訓練をする爲に、演習林設定のことは同感である、文部當局と能く連絡を執つて、左様な途を開いて行くやうにしようと思ふ意味の御答辯があつたのであります、私は當日質問致しました内容に付ては、既に長官は御聴取り下さつて居ることでありまゝから、其の點は重複を避けます、唯樺太の如き我國として最も尊重すべき森林資源のある地帯に付きましては、相當國としても之を尊重致しまして、一層富源の育成開發に努めなければならぬと思ひます、此の意味に於て森林を專門學校等にも演習林として貸與擴大することは——現に私の取調べたる所でも北海道の如きは、大學演習林として使用して居るものは、殆ど原始林の状態を保持して居る

かの便法を設けましても、左様な御要望に副ひたいと云ふ心持は十分に持つて居ります、併しながら樺太の國有林を大學の所屬に全然無償で移してしまふと云ふ從來の建前は、先程申上げましたやうな趣旨の下に、之は成たけ執りたくないと考へて居ります、隨ひまして、國有林の形の儘で而も學校の種々の研究試驗或は實地的な演習の目的に副ひまするやうな方法を講ずる途があるのではないだらうか、一つの折衷的な方策を十分に考究致して見たいと考へて居ります、果して御要望に副ひ得るや否やと云ふ點に付きましては明答致し兼ねますが、積極的な心持を以ちまして十分研究考慮致したいと考へて居ります。

○長野委員 重ねて此の點に付て御尋致したいと思ひますのは、左様な點に付きまして特に演習と云ふことを實際に實績を擧げて行きますに付きましては、何と言ひますか、學校が一つの經營主體となつて、独自の計畫に依つて學問的に、又實際的にそれを運営しなければならぬと思ひます、其の意味に於ては之は現在各官立大學等でやつて居ると同じやうな意味に於て行かなければならぬと思ひます、併しながら御話のやうに國有財産でありますから、之を無償とか或は單なる移管替とでも言ふか、さう云つたやうなことでは之は出来ないことです、そこで勢ひ茲に所謂長官の仰せられました便法と云ふ點であつて、而も森林經營全般に亘つての演習の出来ままするやうな意味に於ける所の形に實際上の御研究を御願を申上げたいと思ふのであります。



す、此の點に付ては左様な意味に於て御考究を  
して戴くことが出来るでせうか、極めて簡單で  
宜しうございます。

○樺居政府委員 重ねての御尋でありますから  
結局蛇足になるかと思ひますが御答申上げます  
便法と申上げましたのは只今御述になりました  
御趣旨を畢竟十分に組入れました特殊の例外的  
なと申しますか、或種の制度上の軌道に沿ひ  
まして妥當にして適切な方法を考究致したい  
と云ふ心持であります、森林の利用及び造成、  
兩方面から致しまして所謂演習の目的を達する  
と云ふ意味に於きまして、制度上許す範圍に於  
て最高限度の視野から研究致して見たいと、斯  
様に考へて居ります。

### 樺太森林資源の 處理に就いて

○長野委員 其の點は能く分りました、今一つ  
は拓務大臣の御答辯を戴きました木材拂下の範  
圍擴大の點であります、即ち樺太の森林資源の  
處理に付きまして、最近比較の少數の民間團に  
拂下或は土地の貸付をして居られた、今後に於  
ては益々其の範圍も狭くなつて来るかの如くに  
承つて居りましたが、大臣とせられては其の範  
圍は實際に照して一層之を廣くすると云ふこと  
を申されて私の所見に對して御賛成を戴いたの  
であります、是亦私は過去に於ける樺太森林資  
源の處理に付きましては随分弊害がある、あの  
莫大なる所の資源が此の儘に放任せられたなら

まして、申上げるまでもなく特殊の方面からの  
相當大きな要求があります、之は戰爭目的を遂  
行致しまする爲には避くべからざる協力と考へ  
まするので、樺太も林力の重壓をも顧みず、特  
殊な方面の要求にも只今努めて應じて居るやう  
な次第であります、左様な異狀なる壓力を樺太  
の林政は受けて居りつゝ、而も健全な軌道に返さ  
して行きたいと云ふ、實に何と申しますか二兎  
を同時に追ふやうな形で只今各般の施策を執り  
行つて居る次第であります、御尋の或は御希  
望の點に付きましては今直ちに肯定的な返事を  
を申上げることが出来兼ねる事情にありましてこ  
を申上げて置きたいと思ひます。

○長野委員 其の林政上の立場から伐採量を餘  
りに多くすると云ふことは出来ない、洵に御尤  
もと思ひます、其の伐採量は相當に或は縮減さ  
れ、限定されることは萬々諒承する者でありま  
すが、其の處分に際して、民間側出来る限  
りもう少し擴大すると云ふことは實際上の運籌  
をされる上に於て容易に出来ることではないか  
と思はれるのであります、殊に最近木材利用の  
研究の進んだこと、外地からの需要の増大等  
からして、柳とか樺とか云ふやうな、從來比較  
的輕視され、或は棄て、顧みられなかつたもの  
が利用されることになつて居ると思ひます、そ  
れ等を綜合して考へて見ますれば、現在の拂下  
恩典を受けて居るものよりも、もう少し擴げる  
と云ふことは手心に依つては出来ないことはな  
いではないかと思ふのであります、尤もどう云  
ふ意味に於てさう云ふことが出来ないものである

ば、纏ては全く荒涼たる草山になつてしまひは  
せぬかと云ふ憂さへ抱かれた時代があつたこと  
を承知致して居ります、就きましては之が伐採  
拂下等の問題に付きましては、現在特に意を用  
ひられて居られますが如くに、餘程之は嚴格  
に進められねばならぬものであると私共も賛意  
を表する者であります、併しながら又他面より  
之を眺めて見ますと、此の樺太の今日在ること  
は國民全般の犠牲と言ひますか、大いに奮闘を  
した結果贏ち得たものでありまして、之は決し  
て少數の限られたる者に對して恩典を與へるべ  
きものではない、但し前に申上げたやうに從來  
の弊害に陥らないと云ふ點からすると、無制限  
に擴げるべきものではないと思ひますけれども  
さうかと云つて餘りに之を小範圍にするると云ふ  
ことは我國の今日の資源の開發と云ふこと、又  
外貨の獲得と云ふ意味に於きまして、南洋其の  
他の方面から要望せらるゝ箱材其の他の殺到し  
て來て居ります要望に副ふ點からしまして、も  
限られた所の人造絹絲とか或は紙とか云ふもの  
のみに充てがふ所の拂下の方法と云ふことは  
之は少し考へ物ではないか、殊に最近は國とし  
ても時局柄特別な伐木も必要なこと、存じま  
す、是等も亦大いに考へて見なければならぬ、  
各用途と云ふものを廣く考へると、勢ひ茲に拂  
下ぐべき範圍と云ふものに付ては相當擴大する  
必要のあることを認めざるを得ないと思ふので  
あります、斯様な意味から致しましても當局と  
せられましては此の木材處理をなさるに付て、  
民間側を今少し擴める、廣く要望に副ふやう

か、之は又特殊の御事情があると思ひますが、  
御差支ない範圍に於て承りたいと思ひます。  
○樺居政府委員 從來林木拂下の對象となつて  
居りました用途以外に、新たに其の資源を利用  
する途が開けた場合に於ては、樺太廳と致しま  
しても、それが樺太の産業の開發になり、又或  
は内地方面の物資不足を補ふとか輸出の方面に  
活用されるとか云ふやうな點を認めます限り  
は之を認めて、新たな用途に對しましては適正  
なる範圍に於て處分を認めて居ります、現に只  
今御指摘になりました白樺或は柳類と云ふやう  
なものは、從來比較の利用されて居りませぬ、  
之が最近色々の觀點の下に利用され始めて参り  
ましたと云ふことは、之は非常に喜んで居る次  
第でありまして、出來得る限り樺太の地元の需  
要にも充てまする外に、左様な新しい新用途に  
對しましては樺太廳と致しまして處分をする用  
意があると云ふことを申上げて置きます。

## 決算分科會

### 海外教育助成費

#### 其他の問題に就て

##### 世耕弘一委員の質問

○世耕委員 次に拓務省關係に付て御尋致しま  
すが、總決算書の四百十三頁の第二款の六の、  
海外教育協會助成金二萬四千圓と云ふ項目と、

にせられる御意思はないか、大臣は御意思のあ  
ることを仰せられましたけれども、長官とせら  
れては實際問題もあることでございますから、  
之を如何に考へて居られますか、又之を實行さ  
れる御意思があるでございませうか、其の邊を一  
つ御伺致します。

○樺居政府委員 樺太の林木の處分に付きまし  
ては各方面から種々の相當深刻なる御意見等が  
ありますことは大體承知致して居ります、併し  
ながら是亦既に長野さんも御承知と存じますが  
樺太の林政は領有以來三十年間殆ど無軌道と申  
しまするか、放漫なる、或種の策士的な濫伐の  
下に經營されて居りました、現在其の禍根が總  
身に廻つて居ると云ふやうな状態でありまして、  
只今はどうしても之を少しでも早く健康體に回  
復さすかと云ふことに全力を傾注致して居る状  
態であります、昭和八年以來所謂林政改革が實  
施されましたから、若干左様な點が緩和され、  
適正な經營の形に立戻つて來て居る譯でありま  
す、之を更に其の處分の範圍を擴大して、又同  
時に處分の量も相當増すと云ふことになりま  
す、折角正常なる方向に向つて徐々に整備され  
つゝあります樺太の森林と云ふものが又再び  
病的状態に立戻ると云ふことを吾々は非常に顧  
念致して居ります、出來得べくんば現在五六百  
萬石過代になつて居ります此の不自然なる状  
態を、所謂標準年伐量と申します樺太の林力  
の許し得る限度に一致させたいと考へて居りま  
すが、實情は中々之を許しませぬ、左様な一  
種の苦心を致して居りまする矢先に事變が起り

それから海外拓殖事業獎勵費、此の内容を承つ  
て置きたいと思ひます。  
○安井政府委員 只今御質問の中の海外教育協  
會の助成費の方を申上げますと、海外教育協會  
は、大體海外に居ります所謂第二世が日本に歸  
つて参りまして、さうして日本の生活に訓練を  
受け、更に教育を受けようとして居ります  
る人を收容致しまして、日本の學校に入り、且  
つ日本の言葉を通して、普通の學生と同じやう  
に教育を受け得られるまでの間を保護したいと  
云ふことを、中心に致して出來て居ります協會  
であります、只今登戸に寄宿舎と申しますか、  
學校と申しますか、學園を持つて居ります、始  
終移動がございましてから正確に申上げ兼ねま  
すが、其處に約六十名位現在居ると存じて居りま  
す、之を收容して居ります、其の學園の施設に  
事務費の一部分を補助致して居ります。  
○世耕委員 六十名の助成金以外に、外の方の  
關係には助成して居らないのでありますか。  
○安井政府委員 此點に關しましてはございま  
せぬ、外に一般の海外移住關係と申しますか海  
外事業關係の仕事をして居ります、學校其他  
の團體には、別の補助費を以て少額づつ補助し  
て居るのにはございまして、此の二萬四千圓と云  
ふ金は、全部海外教育協會に補助して居ります。  
○世耕委員 是と同一事業をして居る團體が外  
にまだありますか。  
○安井政府委員 之に對しましては、少い額で  
すが、別に大體一千圓乃至臨時に五千圓位、年  
々補助致して居るものがあります、是は其の對



集たる團體の事業内容に依つて違ひますが、可なり深山補助を致して居ります、各府縣にある海外移住を援助して居ります移住協會、或は海外的施設に對して補助を致して居りますものが多分四十乃至五十位あると承知致して居ります

○世耕委員 今の御説明に依りますと、六十名に對して二萬四千圓づゝ毎年補助して居ると云ふことですが、是は殆ど拓務省經營の學校と見られるを得ない、外の方の團體との割合上、少し不都合ぢやないかと思ふのです、此の點を少し御考になつて、若しさう云ふ教育事業が必要であるとすれば、外の團體にも均霑の出来るやうに一つ御考慮願ひたい。

それからもう一つ御尋ねたいのは、海外拓殖事業奨励費と云ふのが、六十七萬圓ばかり豫算に出て居りますが、此の内容はどう云ふ方面に配分されて居るかと思ふ、それからもう一點は、此の間本會議で、少し聞いたのですけれど、御答辯がありませぬでしたから伺ひます、青年勤勞隊が飼料生産の爲に滿洲に出動した、其の後の事業経過報告、竝に飼料に對する政府の御方針を此の際伺つて置きたいと思ひます

○安井政府委員 第一の御質問として、海外教育協會に對して、多少此の方が他の補助費よりも過重になつて居ると云ふ御意見は、御質問の中にもございました通りに、之は實は殆ど拓務省及び外務省に重點を置いて、寧ろ其の發意に依つて作り上げた關係上、當初設備費若くは事務費に相當の額を計上したやうな關係がある

るのでございます、今後一般の各種團體で、之に類するもの、補助に付きましては、御意見に基きまして十分研究を致すことに致します、第二の御質問の海外事業奨励費の内容でございませうが之は一寸速記を止めて載せたいと思ひます

○青木委員 それでは一寸速記を中止します

(速記中止)

○青木委員 速記を始めて下さい

○安井政府委員 第三は、勤勞奉仕隊の農業飼料生産の問題でございませう、之は實は農林省で主としてやつて戴くことになつて居りますので、拓務省の方では、事情を大體承知して居る程度でございませう、随ひまして私が申し上げますよりも、農林省の方からお聴きを願ふことの方が適當だと思ひます、此の機會に私から大體を申し上げます、本年は昨年と大體同數でございませう、約六千人位の勤勞奉仕隊を夏の頃滿洲に送つて、仕事をさせると共に、勞々滿洲開拓の認識をも與へる、正確に申し上げますと六千二百人送るのでありますが、其の中の三千二百人を現地に於て、八つの飼料生産の農場に配分を致しまして、豫め準備されましたる八つの飼料生産の農場に於て働いて貰つて、其の出來上つた飼料は全部日本に持つて参りまして、農林省の御轉旋に依つてそれ／＼の地方に配分をする、斯う云ふことに相成つて居ります、尙ほ其の生産の數量若くは生産の單價等は、私が間違つたことを申上げては適當でないと思ひますので、若し御必要がございましたら、農林當局からお聴き願ひます。

### 國境警備の狀況に就て

#### 福田關次郎委員の質問

○福田委員 拓務大臣がお出ででございますから、簡單に御伺したいと思ひます、第一は、去る十五日樺太國境に於きまするソ聯の警備兵が我が軍憲に對しまして狙撃を開始した、それが爲に我方は二三の負傷者を出したと云ふこととありますが、此の實際が果して一部表はれて居りますやうな内容であるのでございませうか、其の點を詳しく承ることが出来れば、大變幸だと思ひます

○小磯國務大臣 丁度書類を持つて来て居りますので、正確なことを今御答申上兼ねますが只今御質問の通り、こちらの警察官の居ります

る近所に、十名内外のソ聯兵と記憶して居ります、輕機關銃を有する者が出て参りました、何等こちらの方から挑戰的行爲を實行することのない事態に對し、向ふから發砲をしたものであります、それに依つて只今御質問の如き二名の負傷者を出しました、但し我方は之に應戰し直ちに之を撃退致しました、其の後此の負傷者は加療中でありませう、兩名とも非常に元氣でございます、其の後更に又數名現出致しまして、又發砲致しましたが、我方の射撃に依つて大體を放つて逃げて参りました、目には見えませぬが、向ふ側の方では軍用犬の吠き聲が頻りにして居ります、如何なる企圖に依つて斯様な行動に出て居るかと思ふことは、未だ全く分りませぬが、右様の状態であります

○福田委員 大體分りましたが、ソ聯の今日までのソ滿國境の戰鬪と云ふものは、始まりは今は現はれませぬやうな情勢に止まつて居ります、撃退をされませうと、一層相當の兵力或は警備力を増加して、之に又對抗して來ると云ふのが、今日までのソ聯の出て來ます傳統的のやり方のやうに思ふのであります、さう致しますれば、我方と致しまして、相當之に對抗するの御準備はなさるべきではないか、張鼓峰に致しまして、或はノモンハンに致しまして、初めは極く小さい小競合であつたのであります、一度撃退されませう、必ず之は又復讐的に來ると云ふやうな傾向でありますから、唯其の位のことと止まると云ふ御見込でございませうか之に對しまして相當な御用意が出來て居るので

ございませうか、又さう云ふ場合に、今日まで警備されて居るのは、皆之は所謂警備で、警察官であるのであります、兵力の要を見るやうな情勢ではないのでございませうか、併せて此の邊を御伺したいのであります

○小磯國務大臣 實は此の種の問題に關しましては、私も多少の經驗を持つて居る一人でございます、私も多少の經驗を持つて居る一人でございます、國境方面に於ては、此の種の問題は、舊來始終頻發をして居つた問題でございませう、動ともすると、只今福田君御質問のやうな行動に出た場合もないことはございませぬ、けれども常に必ず復讐的に出て來るものと限つても居りませぬ、尤も御懸念のありますやうな點に關しましては、當方と致しまして十分注意を致し、陸軍、外務方面とも連絡し、相當の警戒中でございます

### 樺太の木材及 パルプ資材に就て

○福田委員 大體分りました、次には過日も實は一面商工大臣にも御相談をしたのであります、日本の資材の融通に付てあります、昨年來議會でも相當問題になつて居るのであります、樺太には資材と致しまして、無論石炭、石油等があります、私の今聴かうと致しますのはパルプの問題であります、同時に木材の資材であります、樺太には政府の公稱されて居ります蓄積材は、十二億萬石と言はれて居ると

記憶致して居ります、先づ此の量だけを認めるに致しまして相當なものであります、然るに内地に於きましては、滿洲或は北支其の他の戰地に参りますると、パルプの原料と致しまして、ステイブル・ファイバー等に使ひますもの、爲に、日本の内地材を相當に濫伐して居ることは、拓務大臣御了承の通りであるのでございます、それが爲に木材の値が宜い、宜いから今日若木を伐り出すのであります、其の爲に奥山は、全く濫伐の結果、今日の早害となり、或は水害となると云ふやうな虞があることは、之は當然の歸結であります、左様に致しまして、内地の若木を濫伐致しまして、全く内地の林野は殆ど荒廢してしまふ、さうして其の下々にあります所の農村、都會等は、水害若くは旱魃に襲はれる、所謂四國、中國、九州に於きまする所などを見ますと、あの山の良い所のものが早魃になります所以は、一時に降つた水が流れて、さうして之を貯蔵する力のないのは、結局濫伐の結果であります、それでありませうから、此の結果が二重、三重に非常な打撃を與へるのでありますから、此の點よりして、此の非常時局に必要な所のパルプなり、木材の資材、一時樺太から之を融通させて戴くと云ふことが、一番策の得たるものであると云ふことを、私は昨年の議會でも申上げた、過般商工大臣にも一言、商工省に關しますことに付ては御話致したのであります、然るに樺太の十二億萬石の木材は、尙ほ露領より流れて居ります、ピレオ川の沿岸と云ふのは、殆ど調査は出來て居りませぬ、



此の方面の中でも六億からあるであらう、それから三十五年前に伐採致しました林木には、間伐を致して居りました所から、其の當時残つて居つたもの、其の小さかつたものが、今日は再び樹齡が來まして、相當な資材となるものが出來るのであります、それを此の計數に入れますならば、莫大な資材があるのであります、それを唯一王子製紙會社に保留する爲に、之を融通すると云ふことをなさない、今假に六億萬石の資材の融通を致しても、後から年限に依つて生じて來ますもので、幾らでも補ひが付くのに、之が爲に完全に融通を御付けにならぬ爲に、國內の必要な資材を濫伐してしまふ、之は國家の現在及び將來に非常なる影響をするのでありますから、昨年は大蔵大臣にも、軍部大臣にも之を申上げて、能く内閣で協議をしてさう云ふ方針を執らなければならぬ、斯う云ふことを言つて居られた、然るに現在まで其の事實が現はれませぬ、そののみではありませぬ、それより日本にパルプの原料がありながら、尙ほ王子製紙其他が、一億圓に近い所の北洋材を入れて居る、或は加奈院から來て居ります、之等をして今日の新聞紙や何かを作つて居る、此の非常時局に一億と云ふ所の正貨と云ふものは、非常に重大であります、内地に之がありながら、外國から之を取つて、此の資材を融通しないと云ふことは、非常時認識をされる上に於て政府の爲さる途としては、餘程妙なことであると私は思ふのであります、唯此の一王子製紙と云ふものを助ける爲に——それならそれをし

たからと云つて、王子製紙は永久に資材を失ふものではありませぬ、斯様な不條理が現在の政府の下に行はれますと云ふことは、國民の洵に遺憾と思ふ所でありませぬ、而も非常に不思議なのは、新聞紙が段々騰貴致します、初め一圓であつた新聞が一圓二十錢となつた、さうして今日は頁數が少くなつて居る、新聞と云ふものは今日の大衆教育の上には於ては非常な效力のあるものでありますから、出來るだけ一人たりとも之を讀ましめるやうにしなければならぬ、然るに北越製紙の如きは、丁度王子製紙の取りまするパルプの代りも、加奈院の方から取りまして、倍以上の高い原料を使うて、それでも尙ほ前年までは一割二分の配當が出來て居る、然るに半額以下の權太が提供するパルプを以て、やはり其の倍以上の原料を使うたものと同一の新聞紙の價格とすると云ふことは、非常な不條理であります、でありますから、日本の製紙と云ふものが、左様になりますと云ふことに付ては、國民が餘程の疑を持つのであります、之等に對してまして、此の際御調査を進めて下さつて居るのでございませうが、さう云ふやうな資材が非常にあるのでありますから、之を相當融通下さると云ふことは、非常時局を乘切る所以ではないか、内地に於ける斯う云ふ若木を濫伐することに依つて起る旱害、水害を豫防する結果は、二三重の利益を來たすのでありますから、眞の今日の非常國策としては、之を實行して貰ひたい、之等に對しまして、拓務大臣の御所見を伺つて置きたいと思ひます。

○小磯國務大臣 權太の森林材に付ては、既に御承知と思ひますが、要存置材の論伐は、理想的に參りますと八百五十萬石、不要存置材に於て約二百六十萬石、其の他未利用の森林から之を集約的に百六十萬石位を伐つて、合計に於て大體千二百七十萬石位になつて行くのを、最も適當として居るに拘らず、現在に於て既に一千七百萬石を伐つて居るのであります、既に今日大なる過伐をして居ります、私は内地もさうでございませうが、權太それ自體此の重要な所の森林と云ふものを、非常なる過伐に依つて瘦せさせつゝあるものであります、併し只今福田君の仰せになりました通り、此の森林と云ふものも、やはり非常の時には非常なる手段を講じて追々に御用に立てなければならぬのでありますから、眞に必要であるとするならば、如何なる過伐をやつても私は出さうと思ひます、でありますから、現在既に過伐になつて居るから、之以上過伐はやらぬと申しませぬ、必要であるとするならば、之以上の過伐は敢て辭しませぬが、併しそれは内地、權太全般を眺みまして眞に必要である場合に於ては、過伐をも辭せず之を伐出しますると同時に、若し其の必要がないと致しますならば、此の森林と云ふものを、更に愛護して行きたいと云ふやうな考を持つて居ります、重ねて申し上げますが、愛護が主ではございませぬ、必要である場合には過伐を敢て辭しないと云ふことを、此の機會に申上げて置きたいと思ひます。

も森林愛護と云ふことに付きましては、拓務大臣の御心配と同じことと思つて居ります、併し唯非常時局でありますから、非常手段を以てして貰ひたい、さうして融通して、國內に於きまする外材の輸入を防ぐことが、假令一部でも出來るならば大變結構であります、それから内地に於きまする濫伐は、此の結果はどうなるかと云ふと、權太に於きまする過伐と、内地に於ける過伐とは非常に利害が違ひます、權太には御承知の通り田畑は非常に少いのであります、固より之が爲に水害なんか來すことは豫防しなければならませぬ、之は固より考へなければならませぬが、日本の内地では、どんな山間僻地に至りますまで、悉く農民が之に依つて生活して居りまして、國家の中心を成して居るのであります、それでありませぬから、同じ過伐に致しまして、内地の場合に於ける濫伐を致しますると、權太のそれとは、そこに利害の伴ひますことが、非常に異なることを御考を願ひたい、それから之は國務大臣には御無理であらうが、ピレオ川の中心を成します沿岸にありまする森林の埋藏量、所謂石敷と云ふものは、其の後詳細に御調査が出來て居るのであります、私共は此の權太森林問題に付ては、數年に亘りまして、之は非常に憂慮致しまして、今日の權太の此の森林に一々間伐をするとか、或は戸籍まで付けると云ふやうなことを致しましたのも、議會が非常に憂慮致しました結果が斯うなつたのであります、さうして今までは全くの濫伐をされて居つたのでありますか、どうもま

だ一部に於ては、全然未調査のものがある、それは今のピレオ川、其の他にもありますか、中心は其處であります、さう云ふ方面にどの位の石敷があるか、正確な御調査が出來ましたか、昨年も十分なる御答がなかつたのであります、相當此の邊には御調査があつた筈と思ひます、此の點を御伺して見たいと思ひます。

○小磯國務大臣 私詳細に存じて居りませぬ、只今調査はして居りますさうであります、がまだ數字を明確に發表申上げる程度に進んで居らないさうであります。

### 時局と滿洲開拓民問題

○福田委員 それではどうか一つ御調査を御進め下さいませれば、私共の申上げましたことに到達することになると思ひます、私の方は或方面から長きに亘つて、それとなく實施されて居るものがありまして、其の實際の結果を私共は大體に於て諒承して居りますから、結局詳細に御調査になつたらさうであらう、斯う云ふ非常時局は今まではないものでありますから、過伐と云ふものは、現在調査された範圍に依つて過伐と云ふことになつて、さうして一定の量より外には、王子にも其の他の林業會社にも出さぬと云ふこととなつて居る、所が未調査の分に何億と云ふものが包藏されて居るのであります、之だけを利用しまするとしても、三年の間の戦時體制下に於きまして非常な利益になり、又便利にならう、速に之が御調査と同時に、資材の融

通と云ふことを實行願ひたい、次には滿洲の問題を御伺したいのでございませぬ、此の頃滿洲に移民を非常に御奨励に相成ります、又拓務省の仕事の中心は之であります、併し私は實際に於ては、北滿は有ゆる部門を調査致して見ますと、中々之は大變なことではないか、大變なことだから中止は出來ぬにしても、氷の上に花を咲かせるやうなことは餘程考へないといかぬ之は實際しなければならぬことだが、不能なことを餘りすると云ふことも、亦困難でございませぬから、此の點は拓務省は何とか御考直しをすべきものではないか、それから今は非常時でありまして、人的資源の足らないことは御承知の通りであります、此の人的資源の足らざる日本の現状に於て、滿洲にドン／＼人をやると云ふよりも、今は非常時局でありますから、斯う云ふ人的資源を、必要な日本の重工業方面に使用する方が宜いではないか、斯う云ふ意見もありませんから、一時之を緩和して、さう云ふ人達を内地の必要な部門に充當して貰ふと云ふことも、之亦人的資源の融通の一つではないか、それからやはりどうしても國防上必要だと云ふ御見解であれば、所謂昔の屯田主義にでも致しますと、農業をなさしめて獨立せしめると云ふやうな計畫は、中々困難ではないか、それは哈爾濱線の以南でありますならば、相當の見込はありますが、哈爾濱から以北は、今の日本の移民の中心がそこにあるが、哈爾濱線から以南と云ふものは、人口過剰で行くべき途はあり



ませぬから、行かうと思へば以北であります。夏なら光線は相當ひどいけれども、以北は洵に寒さがひどくて、多困る爲に、非常に金が要るのであります。例へて見ますと、八洲の移民訓練所では、十二月の二十二日頃には私共は關西であります。關西の方面ではまだ紅葉が見られる時であります。其の時に既に寒暖計を日に當て、計つても零下三十度である、さう云ふことは拓務大臣は能く御承知であります。申上げるまでもありませぬが、内地の人には零下三十度、五十度と申ししても分らないのが多い、そこで滿洲には資材があると言はれるが、私は初めから日本は南進しなければならぬと云ふことを言つた、私は三四年前に新日本南進論を出したのですが、其の時には私はまだ滿洲は知らなかつた、知らなくても分つても居る、さうして行つて調査致しますと、私の認識以上で、資材があると言つても、千軒汽車で旅行を致しまして、二米以上の樹木は一本もない、さうして草があるかと云へば、其の草は藜藜よりまだ悪くて水気が一つもない、さうして廣漠たる大平野でありますけれども、全く手の着けられない所がない、八洲の移民訓練所の如きは、燃料は一米三分の一位のものが一本三十六銭もすると云ふ、此の燃料を非常な澤山使ふにあらずんば、生存することが出来ない、夏の中に少々の獲得がありました、冬籠りの費用と云ふものを收支致しますと、どうしても收支が取れない、燃料だけすら償へない、石炭が滿洲にあると言はれる、廣い滿洲を知らず

して石炭があると云ふことですが、例へば牡丹江省なんかにはあります、大體に於て重工業に用ひます石炭と云ふものは、北滿には殆どない、だから滿洲に石炭があると云つても、北海道に石炭があつて、大阪に炭礦がある、云ふやうなもので、中々廣い土地でありますから、内地で思ふやうな次第ぢやない、運搬する機關も何も無い、だから今日さう云ふやうな遠くから持つて来るやうな、白楊と云ふ木を以て致しますと、小さい所の薪一本が三十六銭もすると云ふやうになる、さうして野菜物を貯蔵する爲には、二米も凍るのでありますから、其の下へ穴を掘つて、此處へ貯蔵して、冬の食料に供すると云ふやうなことであります、之は中々拓務省が御考にならなければならぬと思ふ、或はブラゴエスチエンスクと向ひ合せの黒河方面から、或は北安方面、墨爾根等は、ノモンハンから歸られた日本の軍隊の方が居られますけれども、さう云ふ譯であります、冬になると日本の飛行機も、本當は役に立たぬと云ふ寒さである、今日北海道にさへまだ五百萬人を入れたる餘地があるが、それでさへも内地人が行かない、然るに洵に朝北の天地で、日本人の想像することの出来ぬやうな此の寒冷の地には、餘程の努力をされなければならぬと思ふ、佳木斯を中心の地方は見込はありますが、其の他はさう云ふ寒冷の地で、前途ある所の方が行きましても、其の目的を貫徹することが出来ぬとなると、折角の人材が妙なことになるのではないかと日本は今や人の資源の非常に拂底の時でありま

すから、何とか此の非常時局を救うて行きます爲に、拓務省は一大非常手段を御執りになるやうな御考はないのでありませうか、私共斯う云ふことは御問ひしたくないのであります、どうも人間が足らぬ、人間が足らぬで、到る處の工場では引つ張り風であります、殊に平和産業では皆引つこ抜かれてしまつて、工場の經營が出来ぬと云ふやうな状態であります、旋盤工の一寸でも出来る者は、皆軍需工場に引つ張られると云ふ風で、一人と雖も必要な時でありませぬ、此の邊に對しまして、拓務省はどう云ふ風に御考になつて居るものでありませうか。

○小磯國務大臣 只今の種類の御質疑に對しましては、屢々の機會に於て同じやうなことを御答申上げて居りますので、又再び同じやうなことを繰返すことになりませんが、併し重複を厭はず簡単に申上げたいと存じます、私共の信する限りに於きましては、努力不足と云ふ叫聲は、一應御尤もでありますけれども、併し國民の此の勞務と云ふものを、もう少し仔細に各方面から検討して見ますならば、私は茲に斷じて勞務は不足を告げないで済むと云ふ所の、結論を生み得るものぢやないかと思ふのであります、唯現状に放擲して置いて、遊んで居る時には勞力を徒に遊ばして置いて、遊んで居る時に於てのみ努力が足らぬ、と言つて居つても、足らぬに決つて居る、實例を農業勞務に付て見ますならば、農業に最も忙がしい時期は、六月と十月でございます、六月と十月以外は大體に於て農閑期であります、六月と十月に於ける所の農業

期を、之を解決し得ますならば、農業勞力と云ふものには、其處から相當の餘剰が出て来るのであります、此の餘剰勞力を、工業方面の足らざる勞力に轉換すると云ふやうな、方法を講ぜられますものならば、國內に於ける勞力は決して不足が告げられず、済み得るものではないかと思ひます、之は極く一端だけを申上げたのでございますが、左様な立場に於きまして、私共の今日やつて居ります所の滿洲開拓移民の送出と申しますものも、主として農業開拓移民の送出なのであります、工業方面からは決して無理に持つて行つて居りませぬ、そこで此の農業勞力と云ふものは、現に私共の考では餘つて居るのであります、現に六百萬町歩の耕地面積の所に、殆ど五百六十萬戸の農業者が居るのであります、一戸當り平均一町歩内外しか持つて居らぬのであります、或人は國家元氣の基礎は農業にあるぢやないか、それを減らしたのでは國家の元氣がなくなるのだ、斯う云ふ風なことを言はれますが、國家の元氣がなくなるからと云つて、農業者に一町歩内外の耕地面積を未來永劫與へて、さうして福祉を増進して行くと云ふこと其のことが、既に無理だと思ふのです、さう云ふことを言つて農業者の信を繋いで行かうとすること其のことが、既に無理ぢやないかと思ふのです、農業者にはやはり農業者に與へるだけの耕地面積を多分に與へて、さうして生活程度を向上せしめて行きつゝ、而も國民の元氣を向上させて行くと云ふだけの方策を講ずると云ふことが、本當の政治ではないかと思ふの

です、果してさう云ふ風にするならば、此の農業方面から相當多くの過剩勞力を、私は見出し得ると思ふのであります、而も假に二町歩づゝ與へるとするならば、茲に二百六十萬戸の過剩勞力が生れて来る、二百六十萬戸なのです、之を頭數に掛けたら相當なものです、それを工業勞力の方面に相當多く持つて行きました所で二十年間に百萬戸、五百萬人を滿洲に持つて行くと云ふやうなことは、計算から見たら易々たることではないかと思ひます、併し福田君の仰せになりますやうに、北滿其のものは非常に寒いぞ、決して内地で考へらるゝやうなものぢやないと云ふことは、正に御説の通りであります、此の點は私も全く同情を禁じ得ませぬ、さうして南の方面に於ては、今や空地がないのでありますから、入る所は北滿以外にございませぬ、そこで仕方がありませぬから、寒いながら北滿に入つて貰ひまして、其の寒い間に、寒くともやり得るやうな職業を與へる、例へば農産加工であるとか、其の他の方法を講ずることとに依つて、在來に於ける滿洲農民と拮抗して悠に生活の環境に於て、彼等に勝利を把握して行くことが出来得ると云ふ方法を、茲に發見して行かねばならぬ所に、吾々の責務があるのではないかと云ふやうに考へて居ります、併し斯く由しますことは、中々容易な業ではないと考へます、隨ひまして唯徒に大言壯語するだけでは、洵に相濟ませぬので、私共は何とかして此の事業を是非——其處に相當の困難があるにせよ、之を打開克服致しまして、實現の可能性

あらしむるやうに、努力して行かなければならぬと云ふ風に考へて居る譯であります、どうか左様に御諒承下さいまして、一臂の力を御貸し下さいませると同時に、御鞭撻願ひたいと存じます。

○福田委員 其の御決意、御勇氣洵に感激に堪へませぬ、其の局にあられます者は、常にさう云ふやうに御決心を持つて戴くことは大變結構でありますし、又さう願ひたいのでございます、唯最近に於ける日本の財政の問題もありません、今年の拓務省の御要求、又昭和十三年度に御消化になつた費用も相當なものであつて、之等を掛けて御努力下さいます、一部を除いては中々勞多くして効少いと云ふことを見ますのは、國策の上に於て果してどうであらうか、農村に過剩勞力があると云ふ御説も、一面あるかも知りませぬが、現在大抵の中堅は、皆兵として支那方面に出征して居りますから、あとに残る者は女、子供、老人になつて居る、又若しあるとしても、便利の宜い者は、皆工場に通つて居るのでありますから、今日農村の過剩勞力を利用して、尙ほ足らざるものではないかと思ひます、實際相當農村から出て工場に集中され、一年経てば相當熟練工になる、之より外に日本の人的資源の活用は途はないのであります、都會に於きます職工としての經驗のある者は、固より使つて尙ほ足らぬから、農村から募集して之を養成する外はないと云ふことになるのであります、唯滿洲の土地は、大臣も御承知になつて居るやうに、中々容易ならざる所でありまし



て、之が爲に北滿は山東の苦力と雖も中々行き得ない所である、彼等の生活は吾々に想像も付きませぬ、例へば零下三十度、五十度の酷寒に家はどう云ふものかと云ふと、穴を掘つて入つて居る、入口には空気が能く入らぬやうに、葉見たいなもので蔽うて居る、さう云ふ所で生活して居る苦力でさへも、北滿の農業には入らぬから、今日北滿が空いて居る、行き得ない所に餘地がある、支那の長き苛敵請求に堪へ兼ねて何處か宜いかと探したのが滿洲であるが、吾々の想像の出來ぬ生活を爲し得る苦力さへ、北滿には行つて居りませぬ、近頃は軍が軍用として苦力を使ひますから、人夫として行つて居るが農業者としては行つて居りませぬ、さう云ふ苦力と日本の農業者とを較べて見ますと、生活の程度には全く雲泥の差があるのであります、さう云ふ彼等さへ行き得ないのでありますから、私共は之を申上げるのであります、御決心と御勇気を以てさう云ふ點に對しては、吾々敬服致します、唯餘り不可能なことに力を入れると云ふことは、どうかと考へざるを得ない、それならば寧ろ屯田主義にして、一部は前等が働いてやつて呉れ、一部は吾々の方で補助してやらうと云ふやうにして置くのはどうであらうか、今のやうに一人八百圓も年々補助致すと云ふことは、さうやつてあとで宜ければ宜いが、例へば十町歩を買つても、一本の木に豆が生る枝にも十、二十生る豆が、全體を通じて十莢か七莢しか生らぬ、それを扱いて實にしましても勞多くして効が無い、だから移民訓練所に於き

ます八洲の如きも、數十町歩は植ゑたなりである、其の時は十一月初でありましたが、其の儘放つたらかしてある、勞力が足らぬと云ふこともありませうけれども、それを持つて来て再び豆に精製致しまして、植ゑて呉れて、あと僅るだけでも、仲々收支は償はぬだらう、斯う云ふ、之は一つの研究中でありますから、必ずしも結論ではない、それでありますから、餘程能く御考を願つて、それで一面には色々な風土の病氣も起りますから、其の邊の衛生状態と云ふものが、仲々恐るべきものでございますので、私は之はどうしても考へて貰はなければならぬものがあつたのではないかと、そこで私共の今日までの結論と致しましては、北には兵を以て之を守ると云ふことにしても、どうしても南に進むと云ふこと、之は仲々困難であります、併し其の困難を克服して行くのが、日本の國力發展の基礎であります、どうしても南に向ふことをしなければならぬ、南へ行けと言つても、南方へ必ず行けると言ふのではありませぬ、先程誰かの質問に對して御答がございましたが、南方の方に行けばどうかと言ひますれば、三百六十日浴衣二枚あれば行けるのであります、北滿に行きますと、燃料だけに一年間食うて行くよりも費用が私は掛ると推定した、而もそれがどうかと言ふと、日本人は或る程度野菜物が欲しいのであります、野菜の栽培が仲々困難である、さうしてさう云ふ燃料や著物等に相當な費用が要するやうなことでありますから、仲々收支は償はない、何年も何年も澤山な人を送つて

補助してやると云ふことで、將來結實をすれば結構であります、仲々それが困難な所があると、斯う申上げるのであります、それでありますから、日本の國策と致しましては、今拓務省として、國務大臣とされまして、まあ日本人の適するものは、寒さの方に適するか、熱帯に適するかと言へば、熱帯に適する、例へば比律賓に於けるダバオは、今日約三十五年餘に亘りまして隆々たる盛業を傳へ、今日麻の栽培にさうして隆々たる盛業を傳へ、今日麻の栽培に従事致して居りまして、而も三十年の間に一度も肥料をやることがないと言ふ、例へばセレベスに於けるトンダノ湖の方面、之は肥料を一遍米を作るのに年に三度出来る、之は肥料を一遍でもやつたら駄目だ、斯う言ふ、實に日本人の農業學上から見ても想像の及ばぬやうな所があるのです、それや今行つて取つたら宜い、それはさうは出来ませぬよ、出来ませぬが、滿洲や露西亞と云ふものを相手にして困難をするると云ふこと、或は北支事變の困難に打撃つと云ふ決心と、努力と、財力とを費すだけのものがあるならば、南方の開発と云ふことは、必ずしも不可能ではない、それでありませぬから、國務大臣とされましては國策を二途に出で、一方は守つて、一方は進むと云ふことに、今後國策と云ふもの、一大變革を断行して貰ふにあらざれば日本は中々困難に遭遇すると私共は見るのであります、そこで臺灣でありませぬか、或は南洋の如きは、領土以來、或は統治を致してから間もなく獨立することが出来た、朝鮮や滿洲の

如きは——滿洲は獨立國であります、日本は今日軍備其の他の協定に依つて、非常な費用を使はなければならぬ、今後幾十年積るか、朝鮮の如きは一番早く日本と併合致しましたが、未だに獨立する能はず、莫大なる補助金を出さなければならぬ、此の朝鮮のやうな良い所でもさへも然りでありませぬ、況や苦力も朝鮮人も行くこと能はざる北滿に對して、日本の高等勞働である農民をやると云ふことは、不自然であると私は申上げるのであります、やらなければならぬと云ふ政策は結構であります、其の不自然と云ふことは、中々征服は出来るものではない、それでありませぬから、其の點を一つ御考慮下さつて、今後の國策は如何なる難事が招來致しませぬ、今日のやうな所謂日支事變と云ふものを起して、之を幾年でも精進を續けて行くことと云ふ困難に打撃つて、臥薪嘗膽に耐へるのでありますから、其の耐へる決心があるならば、眞の寶庫が南方の太平洋上に存在して居ります、石炭、金、銀、鐵、石油、之等は支那四百餘州の二百倍を包蔵して居るでせう、さう云ふものがあるならば、何ぞ日本が今日資源に苦しむ爲に、思ふやうな戦争も出來ぬと云ふやうなことに成りはしない、それでありませぬから、私共は國家の國策樹立の爲には、此處で今までの傳統的國家政策の根本を轉向して貰はなければならぬ、之を閣議なんかで小磯國務大臣は、相當其の方面に時々御意見の御發表がありました、或は政策をさう云ふ方面に觸れましたことのあると云ふことを、私共非常に喜んで居る、であります

から、私が言ふやうには行きませぬ、言ふやうに行くなら結構であります、それは困難である、併し國家の非常な力を犠牲と致しまして後に来る所ものは、滿洲や支那に努力したやうなものではない、斯う云ふことを私共は考へて、日本は今平和克服を致しますれば、過剩人口に困りますことは言を俟ちませぬ、今仰せのやうに五反百姓です、五反百姓ですから、農村の家族制度と言ひましても、農村に生れた子弟と云ふものは五人生れたならば、四人だけは女でも男でも皆出なければならぬ、兄貴だけ一人残つて居る、あとは姥捨山に捨てなければ、日本國民は生活が出來ぬと云ふのが、今日の農村の實情であります、之等を考へても、平和克服になれば人口が餘り過ぎて困ると思ひますけれども、其のものをどうするか、五反百姓にくつ付いた所で、共食ひ共倒れになることは分つて居りますから、此處で一大國策の樹立をしなければならぬ、之が私共の議論の起る所になるのであります、所が滿洲にやらうとしましても、此の間からも二十萬戸、百萬戸と云ふ御理想が実現は出來ない、それよりも行けよ、と言つても行かない、行つて歸ると云ふ所よりも、行くと言つて行く所を一つ御考慮に入れて、國策に織込まなければ、日本の更生、日本建設の大業の完成は出來ぬと、斯う申上げるのであります、斯う云ふ方面に對しまして、一體今日までの軍部が餘り北方中心であつた、之は少し間違つて居りはしないか、日本の國策としては

すよ、國防上からは知りませぬが、眞に日本更生、日本建設の大業から言ふならば、之は少し間違つて居る、斯う思ふ、それでありませぬから之を所謂南北兩建にして、南方に對する所の非常な努力をする、其の困難に打撃つと云ふことの政策を確立しなければならぬ……  
○青木委員長 福田君、議論の要旨を御述べ下さい、時間がありませぬから。  
○福田委員 さう云ふ方面を少しく國務大臣とされまして、私共は決算の委員となり、今年の莫大なる拓務省の豫算を拜見しまして、それが効果が上ることの不能なことに御努力下さると云ふことは、中々結果が得られぬのでありますから、其の點中和を得て、此の豫算の執行の上に於きましても、本當に目的を達すると云ふことに、御努力を願はなければならぬと思ふのであります、さう云ふやうなことに付て、拓務省は南方の方に非常な御理解があるのでございまして、今日は臺灣或は南洋羣島の御努力、又之から經濟或は色々な方面に發展を願はなければならぬことでありませぬが、さう云ふ方面に對しても御考でございませうか、何か拓務大臣としてそれ等の國策に付て御考が伺へますれば大變幸ひと思つて居ります。  
○小磯國務大臣 福田君の仰せになりました南北兩建は、全然賛成でございませぬ、拓務省と致しまして、南北兩建論なのであります、唯少し行道、内容の考へ方が違ふのであります、南北兩建論をやつて行きます拓務省としての考と致しましては、極く簡単に其の重點を中上



抑まするならば、大陸方面に向つては人的移動  
人的移動には自然的に経済的開發が附随せねば  
ならぬ、南の方に向つては経済的發展、経済的  
發展には必ず人的移動が附随せねばならぬ、斯  
う云ふ風に考へて居るのであります、斯う云ふ  
から、大陸發展は人的移動が主體であつて、  
経済的發展が従となり、南方發展は経済的發展  
が主體となつて、人的移動が従となる、斯う云  
ふ考で進んで居ります、であります、南北  
兩建と云ふ點に付ては、全然福田君と同意見な  
んであります、左様御諒承を願ひます。  
○福田委員 有難うございました、大體私の質  
問は之で終りました、唯今樺太の方面に於きま  
しては、さう云ふ譯でございますから、十分調  
査を急速に進められんことを希望致しまして、  
之で打切ります。

## 大陸の花嫁問題に就て

### 森下國雄委員の質問

○森下委員 關聯質問で一寸……拓務大臣が  
居て居りますので、滿洲移民に關することに  
付て御伺致したいと思ひます、滿洲移民のこと  
に付ては、それ／＼非常な御努力であります、  
大體人手が足りないとか何とか申しますけれど  
も、此の國策は遂行しなければならぬと云ふこ  
とは、深く私共諒承し、賛意を表して、此の國  
策を遂行して戴きたいと存じて居ります、集團  
移民、分郷分村、それ／＼やつた外に、重要な

中心となつて居ります青少年義勇軍の送出席  
あります、三萬人乃至五萬人送出したとい  
と云ふ計畫であつたやうであります、三萬人と  
致しまして、之は何處までも全國から此の若い  
三萬人の青少年を送出致しますのであります、  
之は十六歳から十九歳までの者を送出して居る  
もう先に参りました人達には、どうしても花嫁  
を探さねばなりません、三萬人の青少年義勇  
軍を募集することに付ては、有ゆる努力を拂つ  
て居ります、勞務員計畫の中にそれも入つ  
て居りますが、之が當然もう迫つて居ります  
此の花嫁の問題に對して、色々新聞や何かで  
變大く取扱つた形には見えます、實際の上  
實績は擧つて居らないと思ふ、此の花嫁をどう  
してもやるのには、私はやはりもつと積極的  
に單に地方の女學校に呼掛けたり、女子青年團に  
呼掛けるよりも、更に私は此の花嫁の問題に對  
して、もつと積極的に——之は五年や十年で済  
むものではない、日本の將來に之は殘されて居  
る根本の大きな國策として、進んで行くので  
あります、此の問題は今までやつた女學校若  
くは女子青年團、或は所に依りましては興亞少  
女隊と云ふやうな、極めて小學校を出たばかり  
の者に目を著けてやり掛けて居ることも宜しい  
と思ひますが、此の三萬人と云ふもの、送出し  
は、やはり三萬人の花嫁を探さなければならぬ  
は、拓務省は此の花嫁の問題に對して、どれ程  
の豫算と、どれ程の御考を持つて居りますか、  
それを御伺したい。  
○小磯國務大臣 花嫁問題に付て、御同情ある

御質疑を受けましたことは、之は私の非常に心  
強く感ずる所なのであります、實は拓務省と致  
しまして、既に此の點に著想致しまして、先  
づ昨年度各府縣に頼みまして、各府縣から選抜  
して貰ひました、中堅となるべき婦女子七十名  
を中央に集めまして、さうして稍々長期に亘る  
訓練を施しまして、此の長期に亘る訓練中、現  
地にも派遣致しまして、現地に於ける青少年の  
指導訓練の現状も視察せしめ、認識を與へて、  
更に内地に還し、さうして各府縣毎に、今度は其  
の人々を基礎として、花嫁教育と云ひますか、  
訓練と云ひますか、と云ふやうなことをやつて  
貰ひつゝありますけれども、之ともまだ十分  
でないと思ひます、將來は只今森下君御意見の  
ありますやうな點に、もう少し努力を傾倒致し  
まして、數も増加し、内容も充實を致しまして  
滿洲に送らせられます青少年義勇軍と云ふもの  
が眞に將來立派なる家庭を建設をし、落著いて  
本當に五族協和の中核となつて、進み得ると云  
ふやうな風にして行きたい考を持つて居ります  
○森下委員 どうも只今福田委員から質問の出  
たやうな氣持が、議員の中にも多いのだし、況  
や國民の中にも多いのです、私共は自分で幾ら  
か分つて居る積りであつても、隨所でさう云ふ  
ことを問合せられ、聽かれると、參つて答辯の  
出來ないことがあります、何分にも寒いと云ふ  
こと、一年もあの寒さの中で花嫁が暮すと、  
大抵胸をやられて歸つて來ると、斯う云ふこと  
を、内地では幾らか移民に注意して居る者が、

近頃申して來るのです、例へば三河の方から來  
て居るカザツク移民などは、餘程あつた所の  
移民生活に馴れた一つの生活を長い間やつて居  
るから、馴れて居りますけれども、日本でも殊  
に關東から西の方中國、九州の方の暖い所に參  
りますと、迎も滿洲の寒さなどは豫想は出來ま  
せぬが、併し山形、秋田、東北、北海道の方へ  
參りました日本人の生活と云ふものは、滿洲へ  
參つても左程驚かないで行けるんぢやないかと  
私は思ふのであります、之等の認識と同時に、實  
際上のあつた所で生活する知識、滿洲を旅行  
しましたも、日本人なればこそ、あの生活が  
來るのだ、舊東支鐵道、緩芬河から牡丹江の方  
へ出ます鐵道から、ずつと哈爾濱を通つて滿洲  
里の方へ參ります鐵道沿線を見ますと、露西亞  
人の生活して居つた家屋の壊れた跡が澤山あり  
まして、其の家屋は極めて防寒に——極めて良  
く、あつた寒さの中で生活の出來る建物にな  
つて居ります、所が其の壊れた建物は其の儘に  
して置いて、其の脇へ日本の家屋のやうな小  
さなのを建て、やはり住んで居ります、あの建物  
の中で能く此の冬を過せると、私共は驚いて歸  
るのであります、大體あつた所で生活して  
寒さに耐へる、零下三十度、零下四十度の中  
で耐へて、さうして呼吸器や胸を侵されな  
い行けると云ふことは、之は大陸調査團の色々報告  
が出て居ります、十分之は耐へ得ると云ふ報告  
も出て居るのであります、滿洲に行つたら、斯う  
云ふ風にやれば胸も侵されな  
いのだ、滿洲の寒  
さの中では斯う云ふ生活なんだ、苦力も行か

いし、或は半島の人も行かないと言ひますけれ  
ども、私はやはりあの生活は、どうしても徹底  
的に國民が分るやうにしてやつて、やり方に依  
つては行くのだと云ふことを知らせることが必  
要だと思ふ、寒いから作物は出來ないかと云  
へば、夏の短い期間に、日本内地で長い期間の掛  
るだけの作物が出來るのでありますから、斯う  
した僅かの間に働いて、冬籠りするやうな氣持  
の所の生活状態を知らしてやる、單に地方の女  
子青年團を連れて行つて、彌榮から、千振、あ  
の邊を見せて、さうしてずつと歸つて來ただけ  
で、之は分るものではありません、實は文部省  
に出席を要求したのは、彼處は單に資源開發だ  
けではなく、大きな一つの役割を持つて居る、  
國策であるから、小學校の教科書の中にも、此  
の北滿の實情をもつと採入れて、さうして其の  
國策を何かの形で教材に十分に現はす、さうし  
て日本國民が滿洲もこつちも一體である、日滿  
支一體だと云ふ氣持を與へなければならぬ、此  
處は暖いが滿洲は寒くて、行けば直ぐ肺炎にな  
る、凍傷になると云ふやうな、認識のないや  
り方を全然改めさせる爲には、斯う云ふ問題は小  
學校の教科書に入れて行かなければならぬと思  
ふ、此の國民の發展——南洋も勿論であります  
が、北方發展は、さう云ふものがなくてはいか  
ぬと思ひます、拓務大臣は此の點に對しては非  
常に御努力をせられて、此の國策移民に對して  
信念を持つて成功しつゝあるのですから、あな  
たのやうな方が、そこまで頑張つてやつて行き  
ませぬと、之は仲々やつて行けないと思ふ、大

臣の御考を承りたいと思ひます。  
○小磯國務大臣 御忠言有難うございます、能  
く検討を遂げ善處致したいと思ひます。

## 朝鮮に於る棉花の問題

○森下委員 時間が甚だ過ぎましたが、もう一  
言です、朝鮮に於ける棉花の問題ですが、世耕  
君の質問に關聯した問題であります、南棉北半  
を唱へまして、非常に朝鮮に於ける棉花栽培に  
希望をもちまして、前の政務總監が當時此の議  
會で言明せられて、既に五億斤の計畫を立て、  
進んで居るので、そこに立到れると思ふと述べ  
て居るのであります、現在の朝鮮に於ける棉花  
が、此の事變に依つて——朝鮮に於ける水田の  
問題と絡んで、棉花はどう云ふ風に今なつて居  
るか、米の増産を何處までもやらなければなら  
ないが、其の増産に伴つて、棉花は以前の計畫  
が覆りはしないか、それを伺ひたい、それから  
もう一つは、朝鮮から北支の方に送り出して居  
る棉の種は、全體を通じて北支に今適して居る  
かどうか、其の二點だけを御伺致しまして、私  
の質疑は打切ります。

○小磯國務大臣 私詳しいことを能く存じませ  
ぬが、朝鮮は最近米産の増加を獎勵して居りま  
す、外、棉作を獎勵して居ります、棉作は米産  
と耕作地を重複することなしに實行することが  
出來ますので、米作とこゝに衝突することなし  
に、其の目的を達成し得るものと考へて居りま  
す、又其の品質も、それから其の數量も、漸次



改良増殖しつゝあると記憶して居ります。朝鮮から支那の方に送出して居ります棉の種は、棉花栽培協會の手を経て百萬斤送つて居るさうであります。治安のまだ十分に恢復せられて居りませぬ關係で、効果に對しては十分に詳かなる報告に接して居りませぬけれども、大體種は彼の地にも適當して居るだらうと云ふ見込になつて居ります。

### 樺太材の拂下に関して

#### 愛野時一郎委員の質問

○愛野委員 私の質問は只今議場に現れた華かな場面の次に餘りに小さな問題であります。此の間長野長廣君から樺太の木材問題に付て質問があつた際に於きます樺太長官と拓務大臣の御答辯が少し違つて居るやうに考へられるのであります。其の點に付ては一寸御伺して置きたいと思ひます。拓務大臣は樺太の木材の拂下に付ては、出来るだけ公平に廣くやりたいと云ふやうな御答辯であつたやうであります。樺太長官の御答辯では、今まで殆ど不必要とされて居つたやうな白樺とか、さう云ふものに付ては在來の拂下をして居つた特定の方面より、もつと廣くやつて宜いと考へるのであるが、今までの木材に付ては、そんな考がないと云つたやうな御答辯のやうに取れるのであります。其の點は樺太だけが特に内地などは違つた特殊な事情でもあるのでございませうか、其の點を

問して見たいと思ひます。

○樺居政府委員 拓務大臣が樺太の森林の利用に付て御答になりましたことは、私も其の時其の席上で承つて居りましたが、大臣は中々曲切れの良い活潑な御答辯をなさいましたので、甚だ積極的な語氣であると云ふやうに私も其の時感じたのであります。御心持は樺太の林力を無視して、所謂昭和八年以來確立致しました林政改革の軌道を全然逸脱してまでも、無制限に拂下を増加すると云ふやうな見方からの御答辯ではなかつたと考へて居ります。今日のやうな非常時局であり、各種の物資、資源が極度に缺乏して居る際であるから、樺太は從來と雖も過伐に過伐を重ねて、所謂肉を削り骨を切ると云ふ風な状態に於きまして、可成りの林木の處分を致して居ります。内地方面にも或時は千萬石以上のものを供出致して居ります。本年度の如きも王子のバルブ資材其の他の用材を集めまして二百五十萬石を供出することに相成つて居ります。他に軍用材と致しまして、是亦新に十五年年度より相當多量のものを提供することに相成つて居ります。随ひまして樺太の林力の最高限度を既に超えまして實は森林の利用を致して居ると云ふ状態であり、吾々から見ますれば出来る限り以上の増伐は制壓致しまして所謂標準年伐量と云ふものに少しも接近さして行きたい、斯様な努力を致して居る次第であります。例へて申しますれば伐採率であります。蓄積量に對する年伐量は、内地は一分四厘に當つて居ります。北海道は六厘に當つて居ります。

之に對し樺太は二分三厘と云ふことになつて居りますので、北海道の約四倍、内地の八割見當に當り、伐採量は多いのであります。樺太は廣々森林の問題がありますが、木を伐れんと云ふ聲が非常に各方面にも多いのであります。木を伐るな、伐るなと云ふ樺太の森林に對する眞の理解ある聲が少いのを吾々としては立場上苦慮して居ります。併しながら戰爭目的の遂行に必要な伐材は大奮發を致して提供する、尙ほ其の他に絶對已むを得ざる或る種の時局的用途に對しましては、是亦研究を進めて居ると云ふ状態になつて居るのであります。實は委員會の席上でも御説明申上げて御諒解を得て居るのであります。水を一杯に汲んで溢れて居る時に尙ほ水を入れると云ふ状態になつて居ると云ふことを申上げて、拓務大臣の御答辯と私の申上げた説明とは本質的に喰違つて居りませぬが、一方は表現が非常に積極的であり、私の申上げて居るのは稍々消極的であつた、其の區別はあらうと思つて居ります。

○愛野委員 私は現在樺太の伐採されて居る森林を餘計伐採すると云つた意味合のことを質問して居るのではないのであります。今まで樺太を旅行して見ても分るのであります。極端に言へば極く特定の大きな二三人のみにさう云つた権利が與へられた爲に却て過伐の傾向に陥つたのではないかと考へるのですが、出来るならばさう云ふ情實因縁と云つたものから離れてもつと新しく廣くやつて石敷と云つたものは現在の程度で止めて差支ないのではないかと云ふ

考があるのですが、さう云つた傾向はないのですか。

○樺居政府委員 恐らく只今の含蓄ある御質問は、一皮剥きますれば王子を指してのことではないかと思ひます。王子は成程島内材として九百三十萬石、島外材として百四十萬石合計千七百三十萬石の森林から供給を受けて居つて、非常に莫大な數量と思ひます。之は元々御承知の通り富士製紙、樺工及び王子の三社がそれ／＼工場を持つて居りましたものが合併になりました。而も其の當時の供給量も相當縮減致しまして只今の數量になつて居るのであります。決して最初から王子のみに偏重して之に林木の過大な供給を致したと云ふ事情ではないのであります。併しながら現在バルブ資材と致しましては、王子に千萬石以上のものを供給致して居ります。之も併し島外に供給して居ります。百四十萬石は昭和十八年度で打切ることになつて居ります。只今御尋の努めて大きな事業家等に獨占的に供給する建前を改めて、公平適正にそれ／＼必要なものに之を薄く廣く供給すると云ふことは、現在としても致して居りますが、何しろ林力が非常に窮屈になつて居りますので増伐をしてまでやることは出来ませぬ。隨て從來の年伐量の範圍内に於て如何にして適切な供給を致すかと云ふことは中々問題であります。現にバルブ資材と致しても、王子以外に相當原料の獲得に付て苦慮致されて居ることは十分承知致して居ります。それ等に付きましても内地の商工省、農林省、或は企業院等とも内面

的な協議を致して居りますが、まだ結論に達して居りませぬ。十分考究致して進んで参りたいと思つて居ります。

○愛野委員 大變執拗いやうでございしますが、王子とかあゝ云つた大きな會社は到る處に資本金を以て、例へば朝鮮と滿洲の間の森林とかさう云つたものでも、國家の爲に製紙することが出来るだらうと私は考へて居ります。出来るだけ長官に於かれても一般的な公平な手段でおやりになるやうに私は希望する次第であります。それから木材に致しまして、輪伐と云ふことを能く外の御方は言はれるのであります。薪炭の材料に致しまして同じだと私は思ふのであります。此の支那事變に對する見透しが一方にあつて、初めて輪伐の石敷と云ふものが考へられるぢやないかと思ふのであります。一面から云ふと非常に材木が減つて來ると云ふ虞もあるやうであります。それは支那事變處理の見透しが大體付いて、それ程に平和産業的なものを抑壓する必要があると云ふ時代になつて來た場合には、森林政策は又考へられるのであります。總ての物資を支那事變の解決までは相當豊富に出して行かなければならぬと云ふ時代に於ては、森林政策も一應は考へて見なければならぬことであると私は考へるのであります。其の點に付ては長官はどう云ふ御考でございませぬか、今までの唯森林を阻害せぬと云ふだけの計畫の上に立つて、ずつとやつておいでになる積りでありますか、其の點を一つ伺ひたいのであります。

## 請願委員會

○清委員 開會致します。拓務省所管に移ります。日程第一は延期と申出であります。日程第二、朝鮮に内地姓氏許與反對の請願、文書表第一〇五六號、紹介議員小申清一君



○坂東委員 之は私が代つて申上げます、其の趣旨は、朝鮮總督府は曩に朝鮮同胞に日本傳來の名字を強制許與する旨發表せるも、元來日本姓氏の大部分は皇胤的、神胤的、貴族武士の家より分派せる至重至貴なる源流を有するものにして、日本國體道徳上並に朝鮮統治上輕々しく其の一族にあらざる者に亂許すべきにあらざるものと信ず、仍て政府は大和民族傳來の名字を朝鮮に於ける其の族にあらざる者に許與せしめざるやう善處せられたいと云ふのであります、政府の御意見を御伺致します。

○加藤政府委員 政府の意見を申上げます、從來朝鮮に於ては男性の血統を示す姓のみ存し、家の稱號たる氏なく、家族制度の醇風を擧揚する上に於て遺憾の點がありました、曩に民事令の改正を行ひ、婿養子縁組の制度を設定したるに關聯致しまして、新に氏の制度を創設することとし、氏を選定する場合に於ては一定制限の下に内地式氏をも認むることとしたのであります、右内地式氏の選定は朝鮮人の希望に任ずるものであります、之を強制するが如きことはいないのであります、右の如く内地式氏選定の途を開くことに依りまして、朝鮮人の皇國民たるの自覺は一層強化せられ、朝鮮統治に裨益し、併せて帝國の進運に資する所が少なくないと考へるのであります、以上述べました如き事情でありますから、政府としては本請願を採擇せられざるやう希望致します。

○永田委員 今當局の説明もありました通り、斯る請願は時節柄宜しくないと思ふのであります、

す、之は採擇に決定しないことを希望致します、  
○清委員 不採擇に異議ありませんか。  
○清委員 不採擇に決定致します。

### 臺灣米増産に 關する請願

○坂東委員 此の請願の趣旨は、米作の適地たる臺灣に現在甘蔗並に黄麻栽培に使用せる土地の一部を米作に振向くる等の方法を講じ、米穀の増産計畫を實施し、且つ現在施行中の臺灣米穀移出管理令の運用に關し種々是正する現下國情に鑑み、食糧生産の安全確保を期する上よりして最も必要なりと信ず、仍て政府は臺灣に於ける米穀増産計畫を樹立し、併せて臺灣米穀移出管理令の運用を適正ならしめる方法を講ぜられたしと云ふのであります、一應政府の御考を伺ひたいと思ひます。

○加藤政府委員 昭和十五年一期の水稲作付面積の増加の爲に、水田より撤退を要する蔗作は昭和十五年、六年期のものであります、同甘蔗は既に昭和十四年七月以降作付を開始し、今日では全部作付済みであります、之を水稲に轉換するには自然植付済の甘蔗を抜取るが如き強行手段を講じなければなりません、假に斯の如き強行手段を講ずるとした場合、之が蔗作農に與ふる打撃は甚だ大なるものがあり、又十五、六年期の甘蔗は肥料配給不圓滑の爲め増産は豫想されませぬので、十六年の砂糖の供給は減少

し、一方滿洲、北支に對しては關プロツク經濟體制の確立上、少くも從來程度の輸出を必要とする情勢にあり、國內消費の節約を致しても、需給は非常に窮屈になりますので、之以上甘蔗の作付を減少することは困難なる實情にありませぬ、尙ほ御説の海南島に於て五百萬擔の砂糖を生産することや、廣東省珠江で二萬甲の麻黄栽培を爲すことは、平時に於てもそんなに早急に出来るものでなく、殊に治安關係の悪い現狀に於ては困難でありますから、右を目前として十五年一期米の増産をすることを云ふことは、現實の問題として考へられぬこととあります。

次に臺灣米穀移出管理事業は、臺灣に於ける重要産業の調整を其の主要なる目的の一とするものであります、現在の管理米買入価格は此の目的に副ふことは勿論、低物價政策の完遂、農家經濟に及ぼす影響等、諸般の観点より慎重に考究決定したものであります、今日臺灣に於ける米作業者は右買入價格の下に於て相當利潤を得て居り、惠まれた條件の下にあり、米作に熱意を失はしむるが如き懸念は毫もなく、現に十五米穀年度の増産計畫は豫定通り著々其の成果を收めつゝある實情であります、而して本事業に依る政府の収益は、昨年本案審議の際石當二圓程度なる旨説明して参りました、が右は當時の米價並に經濟事情を基礎とし、之に變化なきものとの前提に立脚したものであります、其の後内外地を通ずる米穀事情の異常なる變動に際し、臺灣米の賣行が極めて良好である結果、政府の収益は豫期以上に上る見込であります、

○坂東委員 さうする時價は幾らですか。  
○松岡説明員 今大體時價で買上げて居ります、

○坂東委員 時價と其の買上値との間に差額がある譯ですが、それが問題なのです、續いて一寸申上げますが、此の管理令等に依つてやるのであります、特別會計法審議の時分には時價より二圓位安く買ふと云ふことであつたけれども、それが非常に開きがあるので島民は非常に苦しんで居る譯であります、其の點が問題なのです、それで其の差を聽いて居るので、時價より安く買つて居る譯でせうから、其の差を聽けば宜いのです。

○松岡説明員 五圓二十五錢になります、實際の買上價格と内地に於ける販賣價格との差が九圓幾らありますが、其の間には運賃諸掛り、それから販賣諸費、之等を差引きますから、三十四圓九錢九厘になります、それが内地で三十九圓三十五錢二厘でありますから、其の差額が五圓二十五錢三厘になります、之は但し蓬萊米であります。

○坂東委員 只今御聞の通り五圓何が安く買つて居る譯でありますから、それだけ臺灣の米作業者が損をして居る、そこで損をして宜しいが、議會の審議の時分には二圓位安いと云ふものが五圓になつて居る、三圓だけ餘計に安く買つて居るのでありますから其の點を十分検討して貰ひたいと思ふのであります、故に政府参考送付には賛成致しますが、今の價格の問題なり、其の他の點に付きまして十分の検討を

### 請願委員分科會

#### 臺灣特産パイナップル 罐詰製造法特許實施並 工場建設許可に關する 請願

○伊東主査 同意を得まして説明致します、此の請願の要旨は、臺灣特産「パイナップル」罐詰製造法の專賣特許權の實施及び之が製造工場建設の許可をして戴きたいと云ふのであります、私が茲に紹介する理由は、請願者が發明者であり戦争時下の我國としては、特に各般の發明を必要とする時代で、私の友人が苦心慘澹糧食を忘れて研究すること五年、發明者の特許として全く利害を超越して居りますが、此の發明を何とかして國家の爲に活用貢獻させたいと云ふ念願から説明する譯であります、請願者の心情は事業の性質から申しまして、官僚の御機嫌を損すると云ふことは慎しむべきことだと云ふこと

すが、右は島内米價を内地市場より一應隔離して、以て重要産業の調整を圖らんとする本制度の趣旨より見る時は、已むを得ざるものと認められるのであります、而も此の収益は何等政府に於て收得するものではなくして、法令の定むる所に依り其の収益の一部は將來起ることあるべき反動に備ふる爲め備荒的貯蓄を爲し、農家經濟の安定に資すると共に一部は有効適切な還元方策に依り、臺灣に於ける農業生産力の積極的増進並に農家の集約化、多角化を圖り、農家經濟を向上せしめ、永遠の福利増進を期して居る次第であります、以上の如く移出管理に於ける買入價格決定に當りまして、常に政府の施設を無爲に梗塞すると云ふことは、本事業運営に支障を與ふるものと考へる次第であります。

○永田委員 此の請願の趣旨は臺灣米の増産でありますから、洵に結構でありますけれども、只今當局の説明を詳細承りますと、甘蔗作の方面にも支障を來すとか色々な故障があるやうでありますから、此の請願は政府参考送付として決裁あらんことを御願する次第であります。

○坂東委員 私も賛成ですが、一寸御伺致します、あの臺灣米の特別會計法の審議の時分に時價より二圓ばかり安く買ふと云ふことであつたのであります、現在は時價より幾ら位安く買つて居るのでありますか。

○加藤政府委員 説明員より御答致させます。

○松岡説明員 時價より幾ら安いと云ふ意味ではないのであります、現在五圓二十五錢であります、それだけ御答申上げて置きます。



を申して居ります、常に誠心誠意總督府に御百  
度を踏んだのでありますけれども、容易に其の  
目的が達せられないから、已むなく議會に其の  
衷情を訴へ出た次第であることを前以て申し上げ  
て置きます、其の内容に付ては若干複雑な點も  
ありますので、少しく請願の理由を説明して  
併せて政府當局並に總督府直接關係當局の御意  
見も拜聴したいと思ふのであります、抑々臺灣  
重要産業の一であります「パイナップル」罐  
詰事業の世界的進出は我が臺灣の誇として、又  
實質的に其の製造年額は百六十餘萬箱、金額で  
一千六百萬圓に及んで居り、島内の經濟基礎確  
立の上に多大なる寄與をなすと共に、國家的に  
見ても外貨獲得の有力なものととして、目下日本  
に非常なる貢獻をして居るのであります、丁度  
昭和十年七月、臺灣總督府に於ては此の事業の  
統制の爲に、臺灣合同鳳梨株式會社と云ふもの  
を設立されて、さうして其の當時全島に散在す  
る八十七の「パイナップル」製造工場を殆ど買  
収せられたのであります、さうして茲に合同會  
社が出来たのであります、然るに民間に於ける  
合同會社は獨專的の企業でありますが爲に、  
段々缺陷が露出されたのであります、現在鳳梨  
産業に於ても耕作者の他の作物へ轉向する者相  
次いで出て、さうして耕地が段々減少すると云  
ふやうな事、或は買収價格の不當を鳴らして  
常に紛擾が絶えざる點等、臺灣に於ける鳳梨産  
業百年の將來に想を致す時、洵に塞心に堪えざ  
る所があるのであります、又臺灣合同鳳梨株式  
會社の罐詰製法は初め自由企業時代の製法を踏

襲して單に砂糖水を注入するに止まり、最近に  
至つては布哇式を模倣して石灰混入の果汁を注  
入する方法を採用して居る關係上、販賣業者並  
に需要者の總意を聴くに、酸味舌を刺すが如き  
ものあり、又不快なる石灰臭を有する如きもの  
がありまして、國際的食品品として世界的に進  
出する國産品の榮譽としても誠に遺憾でありま  
す、然るに發明者平田伊太郎は、「パイナップ  
ル」罐詰製造の際廢棄せらるる皮及び切出肉よ  
り果汁を精製して注入液を製造することに著眼  
し、昭和七年より辛苦研究を致し、其間臺中州  
より五百圓、彰化市より參百圓の補助を受け一  
意研究に没頭し遂に昭和十一年十一月丁度五箇  
年目に「パイナップル」の新しい罐詰の方法を  
發明して、專賣特許第十一萬九千九百九十號の特  
許が下附されたのであります、之は實に從來業  
者が關心の焦點で、幾多の費用と貴重なる日時  
を費して、未だ達し得なかつた所を本特許製法  
に依つて、初めて完成し、國家的の見地より見  
るも誠に喜ばしきことであります、さう云ふ譯  
でありますので、其の結果としては、從來の  
製法に比較致しまして非常に品質も進んで風味  
も良く、さうして非常に立派なものでありま  
す、尚ほ果汁に含む果糖があるのであります  
が、それを利用する爲に非常なる糖分の節約に  
もなるのであります、國家的の利益も、非常  
に莫大なるものがあります、此の見地から請願  
者は臺中州の彰化市に資本金四十二萬圓、一箇  
年の生産數量十萬箱能力の工場を第一期計畫と  
して造らうと云ふことで、正式に願書を出した

のであります、爾來十數回に亘つて總督府に御  
願を致しますけれども、其の都度要領を得ず  
に四年の間、書類も却下せず、其の儘に保留し  
てあるものであります、此の許可の見透しが一  
向付かないので、業者は非常に困憊を致して居  
るのであります、勿論産業統制は時局柄必然  
的のものであつて必要なものであります、就中  
臺灣に於ける此の特産品であります「パイナ  
ップル」の事業を合同統一して、さうして國際  
的食品を造ると云ふ意味合で、臺灣の當局が  
非常に苦心されて、此の合同をされたのであり  
ます、仍つて斯う云つたやうな反對の工場を造  
らせて、會社が出来ると云ふことは、此の統制  
を素すと云ふやうな意味合で許可にならないか  
のやうにも考へられるのであります、進んで進んだ  
考へますのに從前の製造法よりも遙に進んだ  
專賣特許法が發明されて、之に依る新會社を造  
るとするならば、之は當然許可さるべきものだ  
と考へるのであります、四年の間も許可されな  
いと云ふことは、強制的に、此の專賣特許法の  
許可使用權を阻止されて居るのではなからうか  
と、斯様に考へるのであります、臺灣總督府で  
は色々な事情もありませんけれども、此の統制  
會社と云ふものに對しては、色々な弊害がある  
と云ふことは御承知の通りであります、然るに  
臺灣に於ても砂糖の統制をやられたのでありま  
すが、併し統制會社は只今二つになつて互に  
競争的にやつて居られるのであります、仍て此  
の「パイナップル」製造會社に致しまして斯  
う云つたやうな立派な製造法に依る會社が出来

るとするならば、舊來のものとの互に對立しても  
能く切磋琢磨的に研究をさせることが此の事業  
の向上の爲に非常に適當だと考へるのでありま  
すから、是非此の特色のある所の專賣特許權を  
行使する新會社の許可を一日も早くして戴きた  
いと云ふのであります、之に付ては色々な事  
情もあるかと考へますので、出来る限り此の  
場合其の内容、許可されない理由等について御話  
をして戴けば非常に結構だと思ふのでありま  
す、以上理由を申し上げまして滿場各位の御賛成  
を得て御採擇を希望すると共に、此の場合當局  
の御説明を願ひて置けば幸であります、

○加藤政府委員 臺灣は「パイナップル」罐詰  
の事業は逐年異常なる發展を遂げまして、今や  
臺灣に於ける貿易品として前途益々目下  
べき状態にあるのであります、從來は大小多  
数の工場が散在して居りまして、又業者も徒に  
内持抗争を續けて其の統制を缺き、爲に事業の  
進展を阻害することが少くなかつたのでありま  
したので、當局に於きましては夙に之が統制助  
長を圖つて参りましたが、未だ十分とは言ひ難  
いので、業者側に於きましては、業界の根本的  
打開策と致しまして大合同の必要を自覺するに  
至りまして、其の機運が熟しましたので、當局  
と致しましては積極的に合同會社の實現を助成  
致しまして、只今御話にありましたやうに、昭  
和十年六月に臺灣合同鳳梨株式會社の設立を見  
るに至つた次第であります、而して本會社は「パ  
イナップル」罐詰事業を獨占する結果、其の業  
績の良否、運用の如何は多數の原料生産者の利

害に關することが非常に大なることは無論であ  
ります、斯業の盛衰に影響する所頗る大なるも  
のがあるのであります、當局は許可に際しま  
しては嚴正なる監督權の關與に依りまして、企  
業の獨占の弊害防止に必要な命令條件を附し  
たのであります、而して前述の如く設立經過と  
之が使命に鑑み、合同會社をして全島を事業區  
域と致しまして、漸次工場の新設廢止を行ひ、  
徹底的な經營の合理化に依りまして、本産業の  
健全な發達を圖らしめんとするものであります、  
合同會社設立に當りましては、舊工場に對  
して總額百五十三萬圓の營業權を認め、所謂暖  
簾代を支拂つたのであります、今茲に新會社  
の許可と云ふが如きことは合同後、日尙淺い今  
日企業統制の趣旨より見まして甚だ面白くない  
ことと存するのであります、のみならず斯業の  
合同が準備工作に於きまして、當局の諒解の下  
に行はれたものであり、今日之等の行懸りを全  
然放棄すると云ふやうなことは、將來臺灣産業  
の開發上面白くない現象を呈すると云ふ風に考  
へられますので、本件に對しましては不許可の  
方針を執つて居るのであります、平田氏の製造  
方法に付きましては採算上又は販賣上の點から  
見ますと相當疑問があるのであります、併しな  
がら當局と致しましては、平田伊太郎氏多年の  
經驗に對しましては、何等か適當の方法を以て  
過去の努力に報いるやう、合同「パイナップル」  
會社に對して、善處方法を考慮して居る次第で  
ござります、右のやうな關係上只今のやうな風  
になつて居るものであります、尚ほ細かい點に

付きましては殖産局長より御答を申し上げます、  
○伊東主査 只今拓務參事官より詳細なる御説  
明がありました、内容も大體分りました、尙ほ  
統制の立場から現在の願出の點に對しては不許  
可の方針のやうな御説明もあり、然るに發明者  
平田に對しては其の功勞に對して、相當考へた  
いと云ふやうな御意見の發表もあつたのであり  
ます、幸に臺灣總督府の殖産局長が御居にな  
つて居るやうであります、政府委員ではありま  
せぬけれども、特に御出席願つたのであります  
から御説明を願ひたい、尙ほ私の質問に對して  
御答を願ひたいと考へるのであります、此の問  
題の起つたのは前殖産局長時代でありまして、  
現在の殖産局長は直接御關與になつて居らない  
事と思ふのであります、只今の御答辯に依りま  
すと、統制の立場から成べく許可をしないと云  
ふ方針だと云ふことであります、之は無論其の  
通りでなければならぬ、其の目的で八十餘の  
工場を折角總督府が合同致したのでありますか  
ら、勿論だと考へるのであります、然るに此の  
請願者の製造法は、全部特許權を得て居るので  
あります、所謂在來の製造法より優つて居ると  
云ふことだけは間違ひない、寧ろ現在の「パイ  
ナップル」製造會社に、此の技術總ての製法を  
適用されることが必要でありますけれども、此  
の發明者は此の發明權を容易に讓る意思はなく  
て、寧ろ獨立して臺灣の特産物である「パイナ  
ップル」事業の向上發展の爲に、今後主力を盡  
して進んで行かうと云ふ、非常なる決心を持つ  
て居るやうであります、此の場合許可されない



と云ふことに付て私御等致しますが、それは專賣特許権を行政権で使用することを阻礙して居るのだ、斯う云ふ工合に私は考へるのであります、此の點が相當考へなければならぬ點であります、勿論臺灣と内地と多少特許権の行使権に付ての法的解釋は違ふやうではありますけれども、元來特許法に依りますと、特許法の第十五條を除くの外は特許の目的本質として、單に特許権を與ふるばかりでなく、發明を實施することに付て、現に政府は獎勵金も交付して居ります、或は展覽會なども催して居ります、或は工場に直接審査官を派遣して、一つでも多くの發明が實地に當籤するやうに獎勵をして居るのであります、殊に特許法第十五條を見ますと、斯う云ふ風に書いてあります「特許出願に係る發明が軍事上秘密を要し又は軍事上若は公益上必要なるものなるときは特許を與へず、特許を受けるの權利を政府に於て收用し又は制限を附して特許を與ふることを得、前項の規定に依り特許を與へず、權利を收用し又は制限を附して特許を與ふる場合に於ては政府は相當の補償金を支給す、收用及補償金支給に關しては勅令を以て之を定む」とあります、政府は此の特許権の實施をせしめざらんとするならば、此の發明者に對して、政府自ら相當の補償金を與ふることが當然であります、殊に本件の發明の「バイナツブル」の如きは、我國の内地で出来るものではないのであります、隨て此の特許は臺灣に於てのみ實施出来る、それを目標として特許権を下付したものと信ぜられるのであります、

特許権の實施と工場の建設許可は不可分の關係があります斯う云ふやうな點から考へまして、私は當然許可されること、臺灣の「バイナツブル」事業の發展の上に、國家的の立場から言つて、非常に宜しい、之を許可しないことは適當ではない、斯う云ふ風にも考へるのであります、此の點をどう云ふ工合に總督府當局は御考へになつて居るのでありますか、此の場合御意見を承つて置ければ幸であります。

○松岡説明員 臺灣當局と致しまして、行政権に依つて特許の權利を阻礙すると云ふことは全然考へて居りませぬ、本件の主要なる點は、私の考へる所では、發明の内容が果汁を使用する部分でなくして、果汁に發芽を摺潰して入れて酸味を減少すると云ふ點にあるやうであります、此の點に付きましては、現在施行して居りますものと、發明者の考へて居ります方法を、立會の上で兩者能く研究したのであります、それに付ての優劣の比較は明確に出て居りますが唯異なる所は、多少味の點に於て兩者各々特色を持つて居るのであります、此の味の點に付ては、果して甲も乙も丙も全部發明者の味の方が良いとは申さないものであります、或る者は其の方が良いやうな氣もすると云ふ程度のことになつて居るのであります、總督府當局と致しましては、先程政府委員より御話がありました通りに、出來得るだけ「バイナツブル」罐詰の發達上、各般の發明の利用出来るものは利用する、さうして會社は何處までも一元的に進む、斯様に考へて居るのであります、左様御承知を

願ひます。

○永田委員 本件は當局の説明も詳しく拜聴致しましたが、多少當局の意見と本人の願意とは齟齬して居るやうであります、但し斯う云ふ發明の如きは、何れに拘らず、政府とされても十分擁護しなければならぬと思ふのであります、又一面に於て政府當局は此の發明者の優遇に付ては考へて居ると云ふやうな御話もありますから、將來斯う云ふ發明家が意氣を沮喪しないやうにして、益々新しい斯う云ふ專賣特許の問題等に付て研究をするやうな風にと云ふ意味も含めて、特許権の獎勵の意味から言つても、之は採擇すべきものと思ひます、仍て此の請願は以上の意味を以て採擇あらんことを希望致します。

○伊東主査 只今永田君からの意見の發表もありません、此の問題は臺灣の「バイナツブル」事業と致しましては相當重大性を持つて居る問題で、數年の間懸案になつて今日まで解決の付かない問題であるやうであります、唯統制に名を藉つて固執するばかりでなく、良い點はどんな採用することが非常に必要なことと思ふのであります、そこで臺灣當局と致しまして、此の問題に付ては寧ろ許可になつてさうして二つの工場を拵へさせて、雙方能く研究させて進んで行くと云ふことが非常に必要なことだ、殊に專賣特許権を彈壓すると云ふやうなことは特に宜くないことだと思ふのであります、特に一つ此の點を御考慮になつて許可されるやう、御考慮になるやうにと云ふことを條件に致し

まして、之を採擇したいと思ひます。

○松岡説明員 先程説明を極めて簡單にと云ふ御話でございましたので、非常に簡單に申上げた譯であります、尙ほ重ねて申上げて置きます、發明特許に對する色々なことに付きまして十分尊重することは勿論であります、併し新たな「バイナツブル」の罐詰會社を只今の所許可すると

云ふことは絶対に考へて居りませぬ、此の點を更に申上げて置きます。

○伊東主査 之は請願の趣旨が發明の實施権の行使をさして貰ひたいと云ふこと、もう一つは不可分關係にある工場を許可して、載きたいと云ふ二つの點にあるのであります、今の當局の説明では、統制の關係から新設工場の許可は

しない方針だ、但し專賣特許権の行使権に付ては尊重すると云ふ御意見であります、併し此の二つは不可分關係でありますから、特に御考慮になると云ふことを條件にして採擇したいと思ひますが、如何でありますか。

○伊東主査 御異議もないやうでありますから採擇に決します。



資本金 三千萬圓

本社 支社

臺灣臺北市榮町三〇一  
東京丸の内(岸本ビル)  
電話丸の内(23)五〇二〇 五三八五  
五四六四



# 臺灣拓殖株式會社

## 營業種目

土地貸付、開墾、棉花  
麻規邦等の栽培、投資  
礦物資源の開発、農事經營

社長

副社長

常務理事

同

同

常任監事

加藤

久宗

日下

高山

大村

藤

宗

辰

山

西

恭

平

董

太

平

米

佐

二

郎

三

# 貴族院本會議

## 昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案

一 昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案 (特第一號)

右衆議院ヨリ受領シタル案ヲ審査シ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年二月十五日

委員長 子爵 井上匡四郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

○子爵井上匡四郎 昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案第一號は、朝鮮總督府特別會計に屬するものでありまして、昭和十四年の中南鮮地方に於ける早害対策施設の爲、本年度内に於て必要なる経費を計上致して居ります。最後に豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件追第一號は、中國地方其他に於ける早害対策として必要なる自作農創設維持臨時助成金、朝鮮に於ける食糧配給機關の損失補償に關するものであります。次に質疑に入りまして、委員

から質問がございました。其の趣旨の大意を御紹介申し上げます。其の一は、政府は内外地に對して米の増産を計畫して居るが、最近の米の需要額の増加は、所謂非常時に起因する一時的のものであり、従つて將來は又米の減産を必要とする時期が来るのではないかと云ふ趣旨の質問でありました。他の質問は、日本は日滿支を一體として食糧問題を解決せねばならないのである。此の目的に對しては、今日は多量の米を外から輸入されなければならぬのである。今日政府の内地に於て執りつゝある所の増産米計畫は不十分である、もつと徹底的な方策を講ずる必要はないであらうかと云ふ質問でありました。第一の質問に對しましては、本追加案に計上致しましたものは、主として風水早害に依る應急及復舊施設に要する経費であるが、米の一般需要の増加は、國力の發展及び人口の増加等恒久的の原因に依るものであつて、所謂非常時に起因する一時的の原因に依るものではない、従つて將來需要額の減少を來すと云ふやうなことはないと思ふ、第二の質問に對しましては政府は十五年度に於ては内地は七千餘萬石を目標として計畫を立て、居るのである、之を遂行するに對しましては、肥料の増産又其の配

給の圓滑を圖り、又一方配給肥料を制限し之を合理化して、萬遺憾なきを期して居ると云ふ答辯でありました。討論に依りまして、別に發言もなく直ちに採決に入り、滿場一致を以て三案を可決致しました。此の段御報告申し上げます。

## 體力管理法を

### 各外地にも實施せよ

#### 下村宏君の質問

○下村宏君 本日提案になりました體力の管理法案に付きまして、拓務大臣に質問を致したいのであります。朝鮮臺灣或は樺太、内南洋等に對する問題であります。本法が施行されれば、多分之等の土地にも此の法案の内容が同じく準用されて行くこと、期待して居ります。言ふ迄もなく、此の限りある内地に局限されて居る民族が、既に外地に伸び更に滿洲、支那、海外に伸展しつゝあるものであります。此の大和民族が一體朝鮮でどう育つて行くのか、臺灣に居ると其の體位はどうなつて行くのか、さう云ふ土地へ行つて内地に居る場合よりも體位は一人體低下して行くのか、それ等は壽命の平均の



内地よりもより短くなつて行くのか、又或は之に反して内地と餘り大差はないのか、或は更に内地よりも却てさう云ふ現地に居る内地人の方が體位が宜いと云ふのか、之等も最も知らねばならぬことである、申す迄もなく臺灣は領土以後、教育は普及し、衛生は發達し、交通の利便は増し、産業の施設は開發され、臺灣の人口はどれだけ激増したか知れないのであります、今日は内地人に比して殆ど倍の率で増しつゝあるものであります、朝鮮と雖も、李朝の下で苛政に苦しんで居つた時に比べて、日韓合併後我が政治の下に於て如何に朝鮮の福祉が増進されたか、朝鮮の人口が合併前とは如何に其の増加率を動かして行くか、之亦臺灣と同じやうに、日本の帝國となつて以後非常な速度で其の體位は進み、又其の人口の増加率は非常な激増を見つゝあるものであります、其の臺灣より朝鮮に於ける内地人は、果して其の體位はどうなつて居るのか、之は同時に考慮さるべき問題であらうと思ひます、更に滿洲に於ける日本人の問題であります、滿洲は獨立國であります、従つて此の滿洲に付直接厚生、拓務の兩大臣に對して答辯を求めざるは無理かも知れませぬが、其の滿洲でも、例へば滿洲の移民と云ふ問題は拓務省の所管になつて居りますが、内地の農村は人口が益々増して来る、日本の如き一戸當の段別の小さい所はない、現に今日は尠からぬ若い人達が戦地に出で、或は都會の重工業に従事して、おまけに馬も徴發され手少なくなつて居つても、例年或は例年以上の收穫物を擧げて居ると云ふ

ことは、それだけ人が少なくなつても在来よりもより以上の生産をして居ると云ふことは、即ちそれだけの事變前程の人が要らないと云ふことを實證して居るものである、私共は、此の事變が済む、済んで重工業がどうなるのか事變が済んで或時に現地に居る多數の若い人達が歸つて来てどうなるのか、又さう云ふことは姑く措いても、將來日本が滿洲或は支那と所謂新東亞の秩序を建設して行くに云ふ立場から言つても、どうしてもそれ等の土地の資源を開發する、産業を興す、之に依つて所謂共存共榮して行かなければならない、滿洲に千七百萬町歩の未墾地があるものであります、此處に移民が出掛けると云ふことに依つて、或は日清、日露、滿洲事變支那事變、之等に依つて拂はれた貴い犠牲の幾分か、此の移民に依つて其の實が結ぶのであらうと思ふのであります、其の移民が今出掛ける行くが、それが現地に於て其の體位がどうなつて行くのか、若し出掛けて行つて其の土地で次第に體位が下るとか、平均壽命が短くなると云ふことであつてはならないのであります、若しさう云ふことであれば、どうしてもさう云ふ缺點のないやうに最善の努力を竭さなければならず、又どうしてもいけないと言へば、北に向つての我々の國策は根柢から變へなければならぬのであります、如何にして體位が動いて行くか、斯う云ふことは内地も、朝鮮も、臺灣も、滿洲も、到る處で同じ基準に依つて同じ時から成るべく調査して戴きたいのであります、私は必ずしも滿洲に於ける移民だけに付て申すのち

衆議院議長 伯耆松平頼壽殿  
衆議院議長 小山 松壽

まする開拓民並に青少年義勇軍でございます、之等のものに對しましては集團的訓練指導を實施して居りますから、教育の方面に於ては之を完全に把握して行くことが出来ず、其の衛生方面に於ては、或は醫師に、或は産婆に、或は看護婦に、必要な衛生勤務員を入手することに努めて居りますが、特に支那事變勃發以來、此の種入手が著しく困難を告げつゝあります、併しながら軍部方面との連絡も保ち、其の他全國醫師會等にも語り、成るべく多くの適當なる人々を入手に努めつゝあります、が故に、今後は衛生方面に對しましても逐次完備の域に向ひ得るものと確信致して居ります、殊に之等開拓民並に青少年義勇軍は、將來邦人のみを以てする開拓團、さうして總て引續いて街村制に移行する考でありますから、之等のものに對しましては體力管理に關しましては、内地に於て適用せられて居る其の精神を十分に酌量致しまして、今後實施に向ひ得る確信を持つて居ります。

向上と云ふ點に付て、出来るだけ足並を揃へたいと云ふ期待を持つて居りますが、之は關係の大員からそれ／＼御話を願つて宜しいと思ふのであります、要するに私は此の法案の提出されたを機として、どうか内地に於ても此の管理の範圍を擴充したい、少くとも或地點を選んで丹念にもう一つ深く掘り下げて調べて戴きたい、又外地なり滿洲の移民、それ等に對してもどうか其の時期等に違ひのないやうに同時に、此の案が出来る時には其の施行を一にして戴きたい、之等に對して關係大臣の御答辯を願ひたいのであります。

○國務大臣(小磯國昭君) 拓務大臣と致しまして下村君の御質問に御答へ申上けます、第一外地の問題であります、國民體力管理制度を外地に實施すると致しますならば、外地統治の根本方針たる一視同仁の御趣旨に副ひ奉らむが爲之を外に對して實施するを適當とすると考へて居ります、然る處外地は其の教育、衛生等に於きまして程度並に施設が、最近著しく進歩致したとは申しながら、内地に比し未だ大なる遜色のあることを免れませぬ、故に此の國民體力管理制度を今直ちに外地全般に一律に適用するに適當して居りませぬ、併しながら此の種問題の必要であると云ふことは固より自覺して居りますので、何等か適當なる方法に依つて其の目的を達成致すべく考究を致したいと考へて居ります、次は滿洲との關係であります、滿洲在住邦人中、拓務省として關係して居りますのは御承知の如く滿洲に向つて送出しつゝあり

### 船員保險特別會計法案

船員保險特別會計法案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十五年三月五日

### 臺灣事業公債法中改正法律案其他三案

○政府委員(木村正義君) 只今議題となりました船員保險特別會計法案外一件の提出の理由を説明致します、先づ船員保險特別會計法案に付て申上げます、船員保險法に基きまして政府の經營致します船員保險事業に關する歳入歳出は、關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計に屬せしめざるものを除くの外、之を他の會計と區分して經理するを適當と認めます、處之が爲には特別會計を設置するの必要があり、ますので、本法律案を提出致しました次第であります、次に船員保險事業の經營に伴ふ關係各會計間の分擔及關涉に關する法律案に付て説明申上げます、船員保險事業の經營に伴ひまして、一般會計並に關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計間に於て、國庫負擔金の分擔を爲すの必要があり、ますと、關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計間に於て、相互に繰入金を爲すの必要があり、ます爲に、本法律案を提出致しました次第であります、以上説明致しました各法律案に付きましては、何卒御審議の上速かに御協賛あらむことを希望する次第であります。



臺灣事業公債法中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法  
第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十五年三月五日

衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長 伯松平頼壽殿

臺灣事業公債法中改正法律案  
臺灣事業公債法中左ノ通改正ス  
第一條中「一億七千二百九十萬圓」ヲ「一億  
八千八百九十萬圓」ニ改ム  
附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法  
第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十五年三月五日

衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長 伯松平頼壽殿

臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案  
臺灣官設鐵道用品資金會計法中左ノ通改正ス  
第二條 臺灣官設鐵道用品資金ハ二百萬圓ト  
シ漸次臺灣總督府特別會計ヨリ繰入ス  
第三條中「此ノ場合ニ於テハ前金拂付額算表  
ヲ爲スコトヲ得」ヲ削ル  
附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法  
第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十五年三月五日

衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長 伯松平頼壽殿

朝鮮事業公債法中改正法律案  
朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス  
第一條中「十億六千六百十萬圓」ヲ「十三億  
三千六百萬圓」ニ改ム  
附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣私設鐵道補助法中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法  
第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十五年三月五日

衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長 伯松平頼壽殿

臺灣私設鐵道補助法中改正法律案  
臺灣私設鐵道補助法中左ノ通改正ス  
第一條第二項中「五年」ヲ「十年」ニ改ム  
第一條ノ二 前條ノ補助金ハ每營業年度ニ於  
ケル建設費ニ對シ年五分ノ割合ニ相當スル  
金額ヲ限度トス但シ每營業年度ニ於ケル益  
金カ建設費ニ對シ年一分ノ割合ニ相當スル  
金額ヲ超ニルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ補助  
金額ヨリ控除ス  
附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法施行

ノ際現ニ補助ヲ受ケル鐵道ニ對スル補助ニ付  
テハ各現在ノ補助期間満了ノ日ノ屬スル營業  
年度ノ末日迄ハ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例  
ニ依ル

○政府委員(木村正義) 只今議題となりまし  
た臺灣事業公債法中改正法律案外二件に付きま  
して、其の提案の理由を説明致します、先づ臺  
灣事業公債法中改正法律案に付て申上げます、  
臺灣總督府特別會計に於ける既定繼續費鐵道建  
設費に追加致しましたる高雄港臨港線及新高港  
臨港線建設工事に要する經費九百四十八萬圓、  
並に既定繼續費臺北及高雄驛改良費を改稱して  
停車場改良費とし、右繼續費に追加致しました  
る南部停車場設置費及新竹驛、新營驛及花蓮港  
驛改良に要する經費六百八十四萬圓、合計千  
六百三十二萬圓の内、千六百萬圓は同特別會  
計設計の現情並に其の經費の性質に顧みまして  
之が財源を公債に依ることと致しましたるに依  
り、現行臺灣事業公債法の公債發行限度を増加  
するの必要がありますので、本法を提出致  
しました次第であります、次に臺灣官設鐵道用  
品資金會計法中改正法律案に付て説明致します  
臺灣に於ける官設鐵道事業の増大に伴ひまして  
臺灣官設鐵道用品資金特別會計に於ける繰入歳  
出も亦著しく増加致しましたる結果、從來の資  
金額を以てしましては、本會計本來の機能を發  
揮すること困難となるに至るの虞ある状況なる  
に顧みまして、本資金の法定額を二百萬圓に増  
額致しまする等の必要がありますので、本法

## 昭和十三年法律第 二十三號中改正法 律案

昭和十三年法律第二十三號中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法  
第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十五年三月十一日

衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長 伯松平頼壽殿

昭和十三年法律第二十三號中改正法律案  
昭和十三年法律第二十三號中左ノ通改正ス  
第一條中「所得稅」ノ下ニ「營業收益稅」ヲ  
「法人資本稅」ノ下ニ「酒造稅」ヲ「臨時利  
得稅」ノ下ニ「及關東局及樺太廳ノ各特別會  
計ニ於ケル外貨債特別稅、揮發油稅又ハ資本  
利子稅」ヲ加ヘ「增收額及」ヲ「增收額並ニ  
關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ  
各特別會計ニ於ケル特別法人稅、配當稅」ニ  
改ム  
附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

參照

昭和十三年法律第二十三號ハ關東局、朝鮮  
總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計  
ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等  
ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關

律案を提出致しました次第であります、次に朝  
鮮事業公債法中改正法律案に付て説明致します  
朝鮮總督府特別會計に於ける既定繼續費鐵道建  
設及改良費、道路修築改良費、港灣修築改良費  
及送電施設費の追加額二億九千五百五十餘萬圓中  
二億八千九百九十餘萬圓に付きましては、同特  
別會計の現情並に其の經費の性質に顧みまして  
之が財源を公債に依ることと致しましたるに依  
り、現行朝鮮事業公債法の公債發行限度を増加  
するの必要がありますので、本法を提出  
致しました次第であります、以上説明致しまし  
た各種法律案に付きましては、何卒御審議の上  
速かに協賛を與へられんことを希望致します。  
○國務大臣(小磯國昭) 只今議題となりまし  
た臺灣私設鐵道補助法中改正法律案提出の理由  
を説明致します、臺灣に於ける私設鐵道に對し  
ましては、現行法に依りまして該鐵道營業開始  
の日より二十年迄は補助金を交付し得ること、  
なつて居ります處、現在補助金の交付を受けつ  
ゝある私設鐵道中、近く其の補助期間の満了す  
るものがあるのであります、右鐵道は未だ其  
の業績豫期の如く擧らず、仍て當分の間は政府  
の補助金を離れては自立し難い状態でありませ  
るも此の鐵道は、臺灣の地方開發上重要な路  
線であり、且國營代行の意義を有しまするので  
今回本法に必要な改正を加へ、之が助成の爲  
必要ある場合に於ては現在の補助期間を更に五  
年間延長し得るの途を開かむと致したのであり  
ます、尙補助法に付きましては、現下經濟界  
の趨勢に鑑みまして適當の改正を加ふることと

致しました何卒御審議の上御協賛あらむことを  
希望致します。

○男爵阪谷芳郎君 本員は此の公債法案に付て  
唯簡單な質問でございますが、第一、第二の時  
に御尋ねしようと思つて、つい時機を逸してし  
まいましたものであります、併せて御尋ねする譯  
でありますが、今日は澤山な公債法案が御提出  
になつて居ります、此の元利償還と云ふことに  
付ては、確たる計算が立つて居るのであらうと  
は存じますが、念の爲に一應御確かめ申して  
置きたうございます。

○政府委員(木村正義) 只今阪谷男爵から、  
公債の元利償還に對する計畫の内容に付て御尋  
ねありましたが、此の公債發行が年々非常な増  
加を致して居ることは御承知の通りでありまし  
て、それに付きましては國債償還の基金を設け  
まして、其の特別會計に於きまして之が償還に  
對する計畫を立て、居る次第であります、本年  
度の國債元利償還に對する額は、私此處で正確  
に數字を覚えて居りませぬが、大體八億圓を超  
えて居つたのぢやないかと思ひますけれども、  
正確でありませぬから、詳細のことは何れ又委  
員會等に於きまして詳細御説明申上げることと  
致します。

○男爵阪谷芳郎君 公債の元利償還と申すこと  
は、申す迄もなく極めて大切なことでございま  
すから、明確なる計算を示されるやうに願ひた  
うございます。



○政府委員(木村正義君) 昭和十三年法律第二十三號中改正法律案に於て説明致します、現行の昭和十三年法律第二十三號第一條の規定に依りまして、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計より、其の租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入るゝことに相成つて居りますものゝ外に、今回新たに關東局及樺太廳の各特別會計に於ける營業收益稅、酒造稅、外貨債特別稅、揮發油稅又は資本利子稅の昭和十五年度以降の増徴に因る増收額の一部に相當する金額を、又朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける特別法人稅又は配當稅の創設に因る收入額の一部に相當する金額を、毎年度豫算の定むる所に依り臨時軍事費特別會計に繰入るゝことに致しましたる處、之が會計上の處理に關しまして、昭和十三年法律第二十三號中改正を必要と致しまするので、本法律案を提出致しました次第であります、以上説明致しました各種法律案に付きましては、何卒御審議の上速かに御協賛を與へられむことを希望致します。

**樺太鐵道株式會社  
所屬鐵道買收ノ爲  
公債發行ニ關スル  
法律案**

樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十五年三月十二日  
衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

樺太地方鐵道補助法中改正法律案  
樺太地方鐵道補助法中左ノ通改正ス  
第一條第一項中「十五年ヲ限リ」ノ下ニ「豫算ノ範圍内ニ於テ」ヲ加フ  
第二條 前條ノ補助金ハ每營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年五分ノ割合ニ相當スル金額ヲ限度トス但シ每營業年度ニ於ケル益金カ建設費ニ對シ年一分ノ割合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス

**第五條 削除  
附則**

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法施行ノ際現ニ補助ヲ受ケル鐵道ニ對スル補助ニ付テハ各現在ノ補助期間満了ノ日ノ屬スル營業年度ノ末日迄ハ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

○政府委員(木村正義君) 只今議題となりました樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律案提出の理由を説明致します、樺太鐵道株式會社の經營に屬しまする鐵道は、國鐵東海岸線落合驛より東海岸を北上致しまして敷香に至る延長二百四十餘軒の私設鐵道であり、本鐵道は當初財政其の他の事情に依り國鐵代行線として敷設せられたる樺太に於ける交通並に拓殖上の重要幹線でありますのみならず、國防上に於ても亦重大なる使命を有して居りますので、國有鐵道の運輸系統整備の必要上等より、昭和十五年度に於て之を買收するを適當と認めましたる爲、其の買收代價として交付すべき公債を發行し得ることとするの必要があり、本法律案を提出致しました次第であります、何卒御審議の上速かに御協賛を與へられむことを希望致します。

○國務大臣(小磯國昭君) 只今議題になりました樺太地方鐵道補助法中改正法律案提出の理由を説明致します、樺太に於ける地方鐵道に對する補助方法は、現行法に依りますと、補助基本期間中にあるものに對しては補助率年六分、益

金留保率年一分、延長期間中にあるものに對しては補助率年五分、益金留保率年一分五厘となつて居るのであります、金利の著しく低下致しました現下經濟界の趨勢に鑑み、又朝鮮及臺灣の私設鐵道補助法との均衡をも考慮致しますと、現行率を繼續することは適當でありませぬので、此の際之を改正し、補助率及び益金留保率をそれ〴〵適當に引上げること、致しました何卒御審議の上御協賛あらむことを希望致します。

**船員保險特別會計  
法案  
委員長報告通り可決**

船員保險特別會計法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月十二日  
委員長 侯爵 大隈 信常  
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月十二日  
委員長 侯爵 大隈 信常  
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

○侯爵大隈信常君 只今上程せられました船員保險特別會計法案は、政府が船員保險事業を經營するに付きまして、之に關する歳入歳出の中關東州、朝鮮及臺灣に於ける船員保險事業の歳入歳出等にして、それ〴〵關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計に所屬するもの以外、の歳入歳出は、政府の經營する他の保險事業の場合に於けると同様、之を他の會計と區分經理するのを適當と認めまして、以て特別會計設置に關するものであります、又他の船員保險事業の經營に伴ふ關係各會計間の分擔及關涉に關する法律案は、船員保險法に於て療養の給付、及び傷病手當金を除く保險給付に要する費用の五分の一は、國庫に於て負擔すると云ふことになつて居りますが、該當致して居ります被保險者が、内地、關東州、朝鮮及臺灣の中、二つ以上上の地域に於ける被保險者でありました場合には、各地域の會計は一定の標準に依り國庫負擔金の分擔を爲すの必要があり、前記述べましたる船員保險特別會計法案に於て、關東州、朝鮮、臺灣に於ける船員保險事業の歳入歳出等に關しましては、それ〴〵關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計に所屬せしめ、ることを得ると云ふことに致しました關係から相互に資金の繰入を爲し得る途を開くものであります、而して委員會に於きましては、内地及外地に於ける船員保險事業の經營機構と其の會計組織との關係、及び本保險に於ける積立金運用の方針等に付きまして質問應答がありました殊に積立金の運用方針に關しまして、本保險の

**昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算案  
別會計歳入歳出豫算案外一案**

一 昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算案  
一 昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算案追加案(特第一號)  
右案議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總テ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也



昭和十五年三月十二日  
委員長 子爵 井上匡四郎  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

○子爵井上匡四郎君（前略）特別會計追加案、特第一號に於て、國債整理基金及公債金の兩特別會計に屬するものは、支那事變公債の發行等に關するものであり、朝鮮總督府特別會計に屬するものは、之亦兼に御協賛を得たる昭和十四年度追加豫算に計上致しました中、南鮮地方に於ける早害對策施設に要する經費の、昭和十五年度に於て要する分であります。

（中略）朝鮮、臺灣統治問題に付きまして、新東亞建設に當つては今日の大乘的地に立ち、東亞の民族は互に手を握つて行かねばならぬ支那に對する今の心持から言へば、更に滿洲に對し、更に又外地に對しても、其の心持が一層強く現れねばならぬ、申す迄もなくヨーロッパ白人種が異人種に對する考とは全然異つて居る、同じ東亞の民族である、殊に朝鮮臺灣の民族は、今日は齊しく憲法治下の民として陛下の赤子である我々と同じ心持を持ち、同じ融和の途を一意進んで居るのである、今回の如き事變が起ると、之等外地が内地と融和する其の速度が非常に促進されるのである、今日迄既之等外地の民族は日本の統治下に於て、其の文化に、衛生に、交通に、産業に、非常なる進展を見、精神的に肉體的に大いに恵まれて居る又同時に此の事變下に於て、朝鮮、臺灣の民衆は統後の務に於て奉公の誠意を披瀝して居る、

然るに從來外地統治の跡を見るに、統治上、外地相互間に緊密なる連絡が缺けて居る傾向がある、朝鮮と臺灣とは事情が違ふが、同時に出来るものは同時にするが宜しい、例へば苦刑の如き朝鮮にて廢止すれば必ず臺灣にも何故廢止せざるやの聲は起る、朝鮮で廢して後で臺灣にて廢止するのは、必ずしも眞似をして廢止するのではないが、民衆に對する効果は甚だ薄い、昨年臺灣總督府より米穀管理法が提出せられた場合に於て、朝鮮はどうするかと云ふやうなことは、必ずしも足並が揃つて居つたやうでもない、現在も姓氏、カバネの問題が朝鮮で先に認められ、又時を違へて、追駈けてとは申さぬが此の紀元節から臺灣にも行はれることになつた今日義務教育延長の問題に付ても、朝鮮、臺灣は事情を異にするが、併し何か平素より之に對する對策を講ずべきではないか、外地は内地と違ひ餘り遅れても、又餘り行き過ぎて後から之を是正することは甚だ困難である、而も今日の如き事變に際しては、可なり促進すべき一面が非常に多いのである、若し外地にして之を十分固めることが出来なければ、何の東亞の建設あらむやと申したいのである、此の質問中、朝鮮に於ける志願兵制度の問題に觸れられ、又臺灣にも此の制度を採用するの意思ありやと陸軍大臣に質問せられて居るのであります、右の質問に對し、拓務大臣より、我が國の統治政策は内外地を通じて一視同仁の聖旨の下に民度を向上し、内外の融和を完遂し、皇運扶翼に邁進せしめようとする所に存します、朝鮮に於ては内鮮

一體に努め、臺灣に於ても島民の皇民化に努め其の實績を擧げて居る次第であるが、併し内地と外地とは固より其の状態を異にして居ります即ち内地行政と違ひ、各外地は綜合行政をやつて居ると云ふことが明瞭に物語ると思ひます、又外地相互間に於ても自ら状態を異にする點もあつて、直ちに換を一にする譯には行かぬが、内外地は常に連絡を取るべきものと考ふる、其の點誤りなきやう努力したいと答辯がありました、又總理大臣より、曠古の大事業たる新東亞建設の爲には、産業經濟のみならず、精神的方面に於ても緊密なる連絡を取り、舉國騰勢を執るべきことに付ては同感である、政府は此の點に留意し遺憾なきを期したい、外地は各々事情の差異もあらうが、事情の許す限り内外地間を成べく聯繫せしめたいとの答辯がありました、又陸軍大臣より、朝鮮の志願兵は素質も良く好成績を擧げて居るので、状況の許す限り逐次其の数を増加する方針であるが、臺灣に於ける志願兵制度に付ては慎重考慮中であると云ふ答辯がありました、又滿洲及び北中南支に於ける日本政府の機關が甚だ複雑であつて、仕事の運行上支障を來すのではないか、又之等の地域で仕事をやるものは、一つの仕事に關聯する機關が餘り複雑で、仕事がかか／＼出来ない、之等は常態ではないと思ふが、何とか早く單純化するものが出来ないかとの質問でありました、之に對して總理大臣より、滿洲、支那に於ける政治經濟其の他文化問題の諸政策は、日本に於て支那事變と緊密な關聯を保つて行かなければなら

ない、要するに現在ある所の機構を十分活用させて、其の綜合的の力を以て行くことが一番宜いと考へる、尤も事變が一段落したる際には或は機構の改革、綜合を圖々することも必要であるけれども、今日此の綜合力を以て行ふのが適當であると考へて居る、又陸軍大臣より、軍は作戰及び治安維持を第一目的として居る關係から政治經濟、文化方面を目的として居る興亞院との間の連絡が十分ならざりしことは之を認める併し治安が段々回復するに連れて、此の方面も逐次改善されて來ると御了承を願ひたい、此の點は十分氣を付けて行きたいと考へて居る、滿洲に於ける機構は、現下の諸情勢に對處し、國防國家としての滿洲國の發展に協力する爲には現在の機構に根本的の變革を加ふことは適當ならずと考ふとの答辯でありました。

（中略）次は食糧問題に付ては、内地及び外地の米穀増産計畫及び日滿支を通ずる食糧計畫に付ての質問でありました、之に對して農林及び拓務當局より、來年度の米穀増産計畫は、内地三百五十二萬石、朝鮮三百三十八萬石、臺灣七十七萬石であるとのことで、尙將來の計畫に付ても數字を擧げて詳細に説明がありました、又農林大臣より日滿支を通ずる食糧對策としては大體圓プロットに屬する各國が、自給自足を原則とし、有無相通する方針を執るとの答辯がありました、又今日の情勢に於ては、持越米は多々益々辨すると考へるので、後になつて過剩米を生じた時は、米穀自治管理法等の運用に依つて善處し得ると考へると云ふのであります、尙

日滿支經濟プロットの問題に關聯し、被服原料たる羊毛、棉花等に付ても質問があり、之に對し農林及び企畫院當局より、内地に於ける羊毛増産計畫は、當初よりの計畫を修正し之を二十一年計畫とし、昭和十四年度より生産擴充計畫の一環として實施して居るのである、北支及び蒙疆に於ては、之に即應して八箇年計畫を立て、居る、棉花に付ては、昨年支那から日本に輸入された棉花は百八萬ビルクであつた、棉花の改良、増産は我が國としては重要な問題であるので、大體八箇年計畫と云ふことであつたが之を更に短縮して三箇年計畫で實施して行きたい、又品種の改良、種子の分布と云ふことにも既に着手して相當の成績を擧げて居ると云ふことでありました。

（中略）又臺灣米穀移出管理に付きましての質問がありました、質疑者、此の問題は小問題のやうであるが、決してさうでない、臺灣統治に關係し、日支聖戰目的の完遂に影響ある大問題であると前提せられまして、昨年臺灣米穀管理法が提案された理由には、米作偏重を矯正する、而して特用作物を奨励し農家の經營を多角ならしめ、農産物の調和的發展を期す、併しながら又時局に應じ、米は増産せねばならぬと云ふことを附加してありました、質疑者は、米作偏重を矯正すると云ふこと、米の増産とは、此の間一つの矛盾があると思ふ、又昨年法案提出の際、政府の説明は米の買上値段は二圓安であること云ふことであつたが、本年の實際は五圓から十圓の開きがある、之は其の當時の言明と違

ふ、米穀管理法の目的の中には、低物價政策と云ふ趣旨は含蓄せられて居らぬと云ふ點に對しての質疑をせられました、拓務大臣は之に對して、特用作物の調整と、米穀の増産と相一致せず、此の間に矛盾ありとの意見には同意し難い、特用作物の調整をやりつゝ、其の範圍内に於て極力米の増産を行ふと云ふことである、昭和十四年度より米穀管理法を實施し、同時に産米十箇年計畫を立案したのである、而して十五年度に於ては、此の増産計畫二十七萬石の上に更に五十萬石、十六年度は四十五萬石の増産計畫の上に、更に五十萬石の増産計畫を立てたのである、次は價格の問題であります、當時二圓内外と云つた數字は當時の米穀の事情を基礎として話であつたらうと思ふ、併し今日の如く米の變調を生じたる場合は、當時の責任者の言明は姑く措き、今回採用せし米價が適當なりや否やの問題だと思ふ、臺灣總督府當事者に於て法の定むる所に依り、決定したる今回の價格は、拓務省は大體適當なりと考へて居る、低物價政策に關しては、政府が低物價政策を堅持して居る故に、外地も此の方向に順應して行きたい、此の方向に順應すると云ふ立場より、米の値段を定めて行かねばならぬと云ふやうなことも脱み合せたのであります、勿論此の差額が餘り多いと云ふことは喜ぶべき現象ではない併し内地の變調を其の儘に臺灣が追つて行くと云ふことは、之亦決して島民の幸福ではない、故に此の場合、一應内地と切り離した立場に臺灣の米穀事情を考へて行く方が、寧ろ島民に幸



關を持ち來す所以ではないかと思ふ。又此の開きは、耕種法の改良土地の改良、肥料に關する補助、農業の集約化、多角化と云ふ方面に總て還元して行く外、農業状態の反動期に備ふる爲金を積んで置くこと云ふ答辯でありました。

### 昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)

一 昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)  
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シテ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月十六日

委員長 子爵 井上匡四郎  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

○子爵井上匡四郎君(前略)昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加特第二號は、大藏省預金部、關東局、帝國大學、官立大學、農業再保險、帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、健康保險及郵便年金の各特別會計に關するものでありまして、何れも本年度内に於て必要避くべからざる經費を計上されて居るのであります。

### 臺灣事業法中改正法律案外六案 委員長報告通り可決

臺灣事業公債法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月二十三日

委員長 子爵 西尾 忠方  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月二十三日

委員長 子爵 西尾 忠方  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

朝鮮事業公債法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月二十三日

委員長 子爵 西尾 忠方  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

臺灣私設鐵道補助法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月二十三日

委員長 子爵 西尾 忠方  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿  
昭和十三年法律第二十三號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月二十三日

委員長 子爵 西尾 忠方  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月二十三日

委員長 子爵 西尾 忠方  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

樺太地方鐵道補助法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月二十三日

委員長 子爵 西尾 忠方  
貴族院議長 伯爵 松平頼壽殿

○子爵西尾忠方君 臺灣事業公債法中改正法律案、本案は臺灣總督府特別會計に於ける既定繼續費鐵道建設費に追加したる高雄臨港線及び新高港臨港線建設工事に要する經費九百四十八萬圓、並に既定繼續費臺北及び高雄臨港改良費を改稱して停車場改良費とし、右繼續費に追加したる南部停車場設費及び新竹、新營及花蓮港各驛

改良に要する經費六百八十四萬圓、合計千六百三十二萬圓の中、千六百萬圓は同特別會計の現狀並に其の經費の性質に顧みまして、之を公債財源に依ることとしたる爲、臺灣事業公債法に依る公債發行限度を千六百萬圓が増加すると云ふことでありまして、次に日程第十九、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案は、臺灣に於ける官設鐵道事業の増大に伴ひまして、本資金の不足を生じますので、其の法定額百萬圓を二百萬圓に増額し、其の不足額は漸次臺灣總督府特別會計より之を繰入れることとする改正であります。次に日程第二十一、臺灣私設鐵道補助法中改正法律案、臺灣に於て本法に依り現に補助金を交付しつゝある私設鐵道は、臺北鐵道株式會社及び臺中鐵道株式會社の經營に關する二線でありまして、臺灣に於ける私設鐵道の助成上、之が經營の實績に鑑みまして、其の補助期間を更に五箇年間延長し得る途を拓くと同時に、尙補助の方法に付きまして、現下金利の低下の趨勢に照し又内地朝鮮との權衡を考慮しまして、此の際補助率は一律に之を五分とし又益金留保率は一分に改めたのであります。而して現に補助を受けつゝある鐵道に對しましては、所謂既得權を尊重しまして、現在の尙補助期間満了の日に屬する營業年度の末日迄は、従前の例に依り補助することとなつて居るのであります。以上三案を通じて申し上げますれば、臺灣に於ける私設鐵道補助は僅かに十數キロに過ぎないのであるから、之は寧ろ買収した方が適當ではないかと云ふ御質疑に對しまして、當局より

りは、本線は國有鐵道の代用線であり、且産業方面に必要な線路であるから、將來は國營として然るべきものと思ふが、今日は未だ其の時機に到達して居ないとの御答であります。尙臺灣の經濟事情に付きまして色々御質疑がございましたが、總務長官より各方面の事項に亘りまして、詳細なる御説明がございました。次は前法の改正法律案に付て申し上げます。本案は、朝鮮總督府特別會計に於ける豫定繼續費鐵道建設及改良費、道路修築改良費、港灣修築改良費及送電施設費の追加額等二億九千五百五十餘萬圓中二億八千九百九十餘萬圓に付きましては、同特別會計歳計の現狀並に其の經費の性質に鑑みまして、之を公債財源に依ること、致しましたる處、鐵道建設及び改良豫定額の内公債財源に依る豫定額なりしものを、普通財源支辨に振替へまするもの等が千七百餘萬圓あります爲、差引二億六千九百九十萬圓だけ、現行の朝鮮事業公債法に依る公債の發行限度を増加すると云ふことでありまして、一委員より致しまして、朝鮮に於ける先般の早害が、送電施設に如何なる影響を及したかと云ふ御尋に對しまして、朝鮮の南は火力發電に依り、北は主として水力發電に依つて居りますので、早害は南の方でありましたから、水力の不足と云ふことは何等の影響がなかつたと云ふことでありまして、此の點内地と事情を異にして居るのでありますとの御答でありました。次に鴨綠江河口の多獅島の工業地帯計畫に付て質疑がありました。之に對して

當局から、多獅島の修築は目下餘程進捗して參り、之に伴ふ工業地帯も都市計畫委員會の議を経て、可なり廣大なる區劃を多獅島及び新義州の間に指定をし、豫定の進行をして居ると云ふことでありまして、其他朝鮮の統治方針、或は朝鮮の民情等に付きまして種々御質疑がございました。之に對し拓務大臣並に政務總監より詳細なる御答辯を得たのであります。次に昭和十三年法律第二十三號中改正法律案、之は同法第一條の規定に依りまして、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計より、其の租稅收入の一部に相當する金額を、臨時軍事費特別會計に繰入れることに相成つて居りますもの外に、今回新たに關東局特別會計に於ける外貨債特別稅及揮發油稅、樺太廳特別會計に於ける營業收益稅、酒造稅及資本利子稅の、各昭和十五年以降の増徴に因る増收額の一部に相當する金額を、又朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける特別法人稅、臺灣總督府特別會計に於ける配當稅の各創設に因る收入額の一部に相當する金額を、毎年度豫算の定むる所に依り臨時軍事費特別會計に繰入れること、致しましたる處、之が會計上の處理に關する改正を必要とするに因るのであります。本案に付きましても別に御質疑はございませんで、次に樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律案、本案は、當初財政上其他の事情に依り國鐵代行線として敷設せられたる國鐵、東海岸各驛より東海岸を北上して敷香に至る延長二百四十五キロ五分の私設鐵



道でありますが、交通並に拓殖上の重要幹線であり、のみならず國防上に於ても亦重大なる使命を有して居りますので、之を國營に統一して諸設備の改善を圖ると共に、國營鐵道の運營業務整備の必要上等より、昭和十五年に於て之を買収する必要を認めましたので、之が買収代償として交付すべき公債を發行し得ることとするの必要に依るのであります。委員會に於きまして一委員より、買収豫定額に付御等がありました。當局より之に對し、建設費を基準として二千三百四十六萬圓と見積り、之に對し假に

三分五厘の公債を發行交付することになれば、公債額面として二千四百二十九萬圓ばかりを豫定して居るとの御答辯でありました。其の他は速記録に譲りたいと存じます。次は樺太地方鐵道補助法中改正法律案、之は樺太に於て現に補助中の地方鐵道は、樺太鐵道株式會社と南樺鐵道株式會社の二つの鐵道でありまして、之等の鐵道に對する補助方法は、金利の著しく低下した現下經濟界の趨勢に鑑み、又朝鮮及び臺灣の私設鐵道補助法との均衡をも考慮して、此の際補助率及び益金留保率を引下ぐることが適度で

あると云ふ、理由を以ちまして、補助率は一率に之を五分とし、又益金留保率は之を一分と改たのであります。尙毎年の補助金最高額法定の制度を改めまして、補助額は毎年之を豫算に於て定むることと致したのであります。而して現に補助を受くる鐵道に對しましては、所謂既得權を尊重しまして、現在の補助期間満了の日の屬する營業年度の末日迄は従前の例に依り補助をすることとしたのであります。

## 豫算委員會

### 外地米の計數に就て

#### 大河内輝耕君の質問

○子爵大河内輝耕君（前略）昨日伺ひ掛けた日滿支の食糧の「ブロック」食糧並に衣類兩方に付て、詰り棉花、羊毛、それから米だとか、雜穀是等に對して將來どう云ふ風に御考でありませうか、之は一つ出来るものなら計數を擧げて戴きたい。

○國務大臣（小磯國昭君） 外地關係の米の計數に付て申上げます、第一朝鮮でございますが、朝鮮は御承知のやうに耕種法の改良と、自給肥料の奨励等に依りまして増産をやらせつゝ、あつたのであります。昨年十四米穀年度に於きまして實は百二十萬石の増産を計數致しました。處、御承知の通りあの大きな早害に遭ひまして非常な減收を來しましたが、更に今後に於ける米穀の需給關係に顧みまして、十五米穀年度に於きましては、更に積極的に耕種法の改良並に農地の造成等に依り二百三十八萬石の増産を見込んで居ります。之を基準數量二千二百八十四萬石に加へますと、ちよつと二千五百二十二萬石位になる見込であります。朝鮮は其の外御承知のやうに十一箇年計畫を立て、居りまして、

最終年度、昭和二十五年になりまして、増産總額は、六百八十萬石の見込であります。次は臺灣に付て申します、臺灣も朝鮮と大體同じやうな關係に於きまして米穀移出管理案の實行に伴つて十箇年増産計畫を立案致しました。さうして當初の計畫に於きましては、十五米穀年度に於て二十七萬石、それから十六米穀年度に於て四十九萬石の増産見込でありましたが、更に米穀の需給關係に顧みまして、兩米穀年度とも以上申上げた數量に更に五十萬石づゝの増産を計數致しました。従つて十五米穀年度に於ける總生産數量見込は一千七萬石、十六米穀年度に於ける總生産數量見込が一千二十五萬石の豫定であります。尙十箇年計畫の最終年度に於きまして増産總量が二百三十四萬の見込であります。

○子爵大河内輝耕君 只今の臺灣のは、方法はどう云ふ風に御やりになりますか、經常的なものと臨時的なものに分けて御説明願ひたい。

○國務大臣（小磯國昭君） 少し遠くて御質問が聴取れませぬでしたが、もう一度御聞かせを願ひます。

○子爵大河内輝耕君 私が伺ひましたのは、臺灣と朝鮮に於ける増産に付きましては、一年限りのものもあらうと思ひます。中には一度

擴張したら容易に廢められないものもあると思ひます。詰り經常的に増加せしめるものと、一時的に増加せしめるものと、斯うあらうと思ひます。其の區別を伺ひたい、數字に依りまして……

○國務大臣（小磯國昭君） 經常的な増産と致しましては、臺灣に付て申上げますれば、先刻御話申上げた如く十五米穀年度に於て二十七萬石、十六米穀年度に於て四十九萬石と云ふ豫定であつたのでありますけれども、それではどうしても足りないであらうと云ふので、之が一時的になりますか、或は繼續的になりますか、之からやつて見なければ分りませぬが、何れに致しまして、十五十六兩米穀年度に於て各五十萬石づゝの増産を計數した譯であります。朝鮮に於きましては、從來御承知でもございませうが、土地改良、就中灌漑水利工事が止められて居りましたので、實は米穀増産の餘力を相當持つて居りました關係から致しまして、今後引續き先刻申上げた十一箇年増産計畫を大體經常的に實行して行きたいと云ふ考を持つて居ります。

### 日滿支食糧ブロック

○子爵大河内輝耕君 只今御質問致しました所は、本年度に於ける、第一が、本年度に於て米が足りなくなつた原因如何、それを經常的と臨時的に分けて御説明を願ひたい、但しそれは何も秘密会でやらなければならぬやうなことを



伺ふ譯ぢやない、それから第二と致しましては明年度の増産の中に經常的なものがどの位入つて居る、臨時的なものもどの位入つて居るかを伺ひたい、第三と致しましては、將來の計畫と致しまして經常的に増加せしめるものと、臨時的に増加せしめるものとがどれだけ、斯う云ふ御見込を伺ひたい、尙日滿支のブロックとして食糧並に被服の、衣類の原料を作ります爲に、どう云ふ御計畫が御ありになるか、之も御差支ない限りに於て計数的に伺ひたい、それを伺ひましてから、又後の質問を續けて參ることに致します。

○國務大臣(島田俊雄君) 只今の大河内子爵の御質問の中、本年度に於きまして米の需給に非常に通迫を來した點に付きまして、之は大體に於きまして御承知の通り、昨年朝鮮に於て先づ幾十年來と云ふやうな非常な旱害がございまして、それが爲に大凡千萬石の減收を見た、それから又臺灣の第一期作に於きまして、之は甚だしい程ではございませぬでしたけれども、成績が悪かつた、斯う云ふことが大なる原因でありました、内地の方に於きましては西日本、中國方面に於きまして稀有の旱害がございまして、それが爲に大凡、明確なことは申し上げにくいのでありますが、先づ五、六百萬石の減收がある、左様な關係から致しまして、大體此の關西方面の今回旱害に罹りました地方は、縣と致しましては外へ出す方の縣が多かつたのでありますが、其の關係が逆になりまして、却て移入をしなければならぬやうな状態を來した、斯

どちらでも宜しい、興亞院から御答へ下さつても宜しいし、農林大臣から御答へ下さつても宜しい。

○國務大臣(島田俊雄君) 衣服に關する事柄に付きましては、まあ主として羊毛であります、羊毛に付きましては現在御承知の通り、内地に於ける羊の数は非常に少いのでありまして、之に付きましては年度計畫を以て至急に羊の頭数を殖すと云ふ計畫を立て、居ります、其の詳細のことは政府委員から御答をするやうに致したいと思ひますが、支那の方に付て言ひますと、羊毛は相當な供給し得る力がある筈であります、ある筈であります、之は現在の事變下に於きまして、尙此の治安の關係等から考へまして、支那が平和状態に復した場合に供給し得るだけの十分な分量を只今獲得すると云ふことに付ては、相當な不便利があると考へて居りますが、之は矢張り將來の羊毛の資源と云ふことに付きましては、先程食糧に付て申し上げました此の兩者有無相通するの考、方針を以ちまして、協力をして其の問題の解決に進めるやうに致したいと、斯様に考へて居りますが、羊毛の關係に付きましては内地の計畫に付きましては政府委員から御答へ申し上げます。

○政府委員(岸真一君) 只今羊毛増産の點の御質問がありまして、大臣から御話がありましたけれども、補足して申し上げます、羊毛の増産に付きましては、昭和十二年から大體平時軍需の充足を目標にしまして、二十三年で約百二十萬頭程に達する目標で増産をやることになつて參

ら云ふやうな關係からしまして、先般も申し上げましたやうに絶対の數量としては需給の關係はバランスが取れて居ると考へますけれども、部分的變動の爲に配給の點に於て非常な變化を來しまして、それ等の事情からして、之に旱害と云ふものに對する特有の農民心理と云ふことも働まして、之が一般に多少の不安氣分を醸成すると云ふやうなことから致しまして、窮屈な状態を呈した、尙一面に於きましては此の事變下に於きまして軍用米其の他の關係から、外地の軍隊に對して米麥の給與をして行くこと云ふやうな事情の爲に、需要の方の關係に於きましてさう云ふやうな變則と申しますか、平時に於て見ることに出来ない事情が續續を致して居る、左様な事情から致しまして此の需給の逼迫不圓滑、窮屈と云ふことを來したものと、斯様に考へて居る次第であります、就きましては將來の計畫と致しまして、之等の事情に鑑みまして差向き此の十五米穀年度即ち本年の米作に對しましては、米麥に重點を置くこと云ふ方針を以て進んで居るのであります、其の目標と致しまして、内地に於きましては、大體七千萬石と云ふことを目標と致しまして、耕地の擴張、改良、又耕種の改善等に付きまして計畫を致しまして、さうして昨年のやうに一石に對して幾らと云ふやうな獎勵金を出すと云ふやうな制度は、之は實際の上から考へまして色々不公平な結果を生ずるやうな虞もありませんので、此のことは一應廢止しまして、全體的に耕地の擴張、改良、並に耕種の改善と云ふやうな方法に依り

まして、出来るだけの増産を圖る、斯う云ふ計畫を前内閣に於て豫算編成に當つて立て、居りました、其の方針を大體踏襲致しまして、只今其の目的に向つて進めるやうに致して居る次第であります、之を更に日滿支を通ずる食糧の關係に付きましては、度々各委員會等に於て御意見もありません通りに、日滿支をブロックとしてやりませぬ場合は、此の間に緊密な連絡を執らなければならぬのであります、大體と致しまして此のブロックに屬する日滿各々の食糧に付ては有無相通するけれども、大體として此の自給は出来るやうに、自足は出来るやうにする、之を根本の建前と致しまして、さうして其處に有無相通するの事柄を考へて進めて行きたい、斯う云ふことで此の關係の當局に於きまして此の點に付きまして連絡を執る協議を遂げまして方針を確定をし、進めて行きたい、斯う云ふやうな大體考へ方を致して居る次第であります、只今それだけを御答へ申し上げます。

### 衣服材料増産の問題

○子爵大河内輝耕君 只今日滿支の食糧の方は伺ひましたが、衣服の材料、綿花、羊毛と云ふやうなものに付きましては、大體どんな御見込でございませぬか、支那の方から増産になります、日本に對する外國からの輸入なども餘程減らうと思ひます、之は寧ろ興亞院にでも何つた方が宜いのかも知れませぬが、併し主として内地の需要と思ひますから、農林大臣に伺ひます

つたのでございませぬが、現在の時局の情勢に鑑みまして、十四年度から生産擴充計畫の一環と致しまして、羊毛を日滿支を通じて増産すると云ふことに相成りましたので、内地に於ける計畫も多少の變革を加へまして、年数を二箇年短縮して二十一年で當初の頭数に達するやうに施設をしたいと云ふことで進んで參つて居るのであります、只今生産力擴充の一環としてやつて居りますのは十六年度の計畫でありまして、大體最近の状態に於きましては、計畫通り進んで居ると云ふことは、過般企業院等から御示を申上げた通りでございませぬ、之と關聯して外地及滿支の方に於ても増産の計畫がございませぬが、それは又何れ關係の御方から御話があると思ひますから、私は内地の分だけを申し上げます

○政府委員(日高信六郎君) 只今御話の、特に羊毛の點に付きまして、興亞院の關係の部分に付て御答へ申し上げます、羊毛、羊に關します方は北支と蒙疆でございませぬ、羊毛に關しましては日本側の生産力擴充計畫に合せまして、改良増産を圖りたいと云ふので、一應八箇年計畫と云ふものを立て、其の實行を企て、居る次第であります、でございませぬが、まだ現時の實際の事情が御存じのやうに、羊は大分町から遠い方でやる仕事が多いものでございませぬからまだ實際上下ン、著手致します程の運びに至つて居りませぬ、でございませぬ、蒙疆に於きましては其の事業の一部を多少始めて居ります北支の方では華北産業科學研究所の畜産とか、貿易とか云ふ方の施設がございませぬ、さう云ふ

方面で研究致しますと同時に、改良増産の實行が出来ますやうに準備をして居りますと云ふのが状況でございませぬ、昨年中日本に輸入されました羊毛類は貿易統計に上つて居ります分は、十九萬ピクルと云ふことになつて居ります、之は斯う云ふ際でございませぬから、此の外にも現地で出来て居ります羊毛が日本の戦時經濟に貢獻して居ると云ふ數量がもう少し具體化して居ることは御承知の通りであります。

○子爵大河内輝耕君 尙序に經濟部長に御伺ひ致しますが、棉花の方も御差支がなければ……○政府委員(日高信六郎君) 棉花に付きましては、北支と中支とある譯でございませぬ、昨年中支那から日本に輸入された棉花の數量は、貿易統計に依りますと百八萬ピクルと云ふことになつて居るのであります、棉花の改良増産と云ふことは、一番日本の方面から見まして重要な問題でありますし、又支那に居ります日本の紡績業の方から言ひまして重要な問題でありますと同時に、之は一番所謂有無相通の趣旨に合ひまして、澤山出来まして、兩方でぶつつかることのないものであります、出来るだけ力を注ぎたいと思つて居ります、仕合と致しましては、先程申しました華北産業科學研究所と云ふもので重に主力を棉花の増産改良に注ぐことに致しまして、特に差當り品種の改良を主としてやると云ふことでございませぬ、試験の研究とか、それから原種圃を經營すると云ふことをやつて居ります、其の外廓としまして、華北棉産改進會と云ふものがあります、それは何れ



も支那側を主として、日本側がそれに助力する  
と云ふことになつて居るのであります、此の華  
北棉産改進會の方が實際上の指導獎勵をやる  
云ふ仕事になつて居ります、其の研究所に對し  
ましては政府から助成をし、又華北棉産改進會  
の方は日本棉花栽培協會、又其の協會を通じま  
して政府から資金的の援助を與へて居ると云ふ  
ことになつて居るのであります、改良増産計畫  
は大體八箇年計畫と云ふものを作つて居るので  
あります、それにもう少し短い期間の三箇年の  
計畫と云ふものを立て、それを實施して行き  
たいと思つて居るのであります、此の品種の改  
良、それから種子の分布と云ふやうなことは、  
既に著手して相當の成績を擧げて居ります、唯  
棉の生産の方から申しますと、昨年非常な早害  
がありました、水害がありました、又治安  
交通の關係もあり、其の他種々の斯う云ふ事態  
でございますので、増産の額、生産及其の出廻  
りの數量が必ずしも期待に達しない點もありま  
す、其の點に付きましては出来るだけの手を講  
じまして増産を圖ると同時に、日本の方に澤山  
持つて來れますやうにと云ふことに努めて居る  
次第であります、中支那の方に於きましては棉  
産改進會を昨年設立致しまして、さうして中支  
に於ける棉産の指導獎勵と云ふことをやつて居  
ります、又矢張り農事試験場に日本側の助力を  
致しまして、さうして品種の改良をやること云ふ  
ことに致して居る次第であります。

### 米穀過剰の場合に 對する對策如何

○子爵大河内輝雄君 大體能く分りました、殊  
に拓務大臣が詳しい計數迄も御述べ下さつて誠  
に恐縮に存じて居ります、それで農林大臣に伺  
ひます、只今の説明で綜合して見ますと  
と云ふと、外地は外地の計畫で御進みになる、  
内地は一時的のものもあるが、經濟的のものも  
幾らか含んで居ると云ふやうになりますと云ふ  
と、他日米がこんなにならなくなつた、と云ふ  
のは、要らなくなることもありませんまいが、一  
時的の不足の原因が除かれて来るやうなことが  
あると、剩つて居ると云ふ心配があらはしない  
かと思ふ、決して私は剩るだらうなんて、そん  
な斷定をする譯ぢやございませぬ、さう云ふ方  
面から考へて見なければならぬと思ふので、  
さうしますと、此の點は如何でせうか、相當に  
善處する御見込があるのございませうか、其  
の點を伺ひたい。

○國務大臣(島田俊雄君) 只今の御尋でござい  
ますが、御承知の如く之迄は、こゝ數年以前迄  
は米が剩るので、内地に於きましては餘剰米の  
始末と云ふことに付て相當議論がなされて、  
米が剩る、さうすると米價が下落する、下落す  
ると農村が困る、斯う云ふことで、そこで問題  
になりまして、統制法が出来、自治管理法が出  
來、配給統制法が出来ると云ふやうな色々な之  
迄の法律は大體さう云ふ米が剩つた場合の始末

に付て、それを目標のやうな風にして立法がさ  
れまして、尙程の貯蔵法とか云ふやうなもの  
段々出來た次第であります、然るに今日は此の  
事變下とは言ひながら臨時的に、まあ之が臨時  
的な現象であれば國家の爲に仕事せでありませ  
が、兎に角現在に於きまして米の需給の關係が  
非常に窮屈になつて居る、それから又今年の米  
作が十分に行かなければ、尙來年のことが心配  
になると云ふやうな状態になつて居る次第であ  
ります、併しながら斯う云ふやうな状態が長く  
續くかどうかと云ふことは無論豫定も出來ませ  
ず、又斯様な状態が長く續くことは決して好ま  
しいことではないのであります、只今の氣分  
から言へば内外地を通じ、殊に滿支に關係致し  
まして、之迄は米作等に付ては控へて貰ひたい  
と云ふやうな氣分があつたのを、現に私が農林  
大臣をして居ります時には、さう云ふ議論  
が相當ありまして朝鮮にも手控しろ、臺灣は稻  
を抜いて砂糖にしると云ふやうな議論を聞いた  
のであります、併し此の食糧の問題はさう云  
ふ譯には行かない、減段をすると云ふやうなこ  
とは其の時の議論としてはあるけれども、左様  
なことをすべきものではない、そんなことをし  
ないでも工場の敷地とか、道路の敷地と云ふやうな  
地と云ふやうなこと、河川の改修と云ふやうな  
ことがありますと、其の都度相當部分の熟田が  
潰れて行くと云ふ状態であるからして、矢張り  
開墾も相當にして補給をして行かなければなら  
ぬと云ふやうな考へ方で、其の餘剰米の始末か  
ら來る寧ろ米の増産を抑へると云ふやうな方面

に對して議論もして居つた次第であります、  
今日は丁度それが逆になりました、朝鮮でもも  
つと作れ、臺灣でも現に衆議院に於きましては  
一期作にもつと手を加へて、うんと臺灣の一期  
作を増産せよと云ふやうな陳情も來て居るやう  
な次第であります、支那米も種々ば種々な  
いと云ふやうな氣分を起して居ると云ふやうな  
事情であります、此の只今の氣分が之が實地  
に移りまして、さうして今御話のやうに餘剰を  
生じた場合と云ふやうなことに付ては、之もあ  
り得ることであり、又あることを期待し、希望  
もしなければならぬやうな事情であります、  
其の場合に對しましては過日の外の委員會の時  
でありましたか申上げましたやうに、之迄は此  
の餘剰米と云ふものを内地、外地を通ずる關係  
から致しまして、大體比較的少く見て居つたの  
であります、理想持越米と云ふものは六百萬石  
とか七百萬石、まあ精々八百萬石位あればもう  
十分だと云ふ風に見て居つたのであります、  
今日の此の日滿支を通ずる關係から言ひ、殊に  
此の世界の情勢から考へて見ますと云ふと、  
食糧問題は比較的今日迄日本は恵まれて居つて  
此の點に付ては心配はないと云ふ氣分で來て居  
つたのであります、矢張り或場合には非常に  
心配があると云ふことを體驗をした次第であり  
ますので、私自身と致しましては持越米の數量  
と云ふものは、寧ろ多々益々辨すると云ふやう  
な考へ方を以て進まなければならぬ、少くとも  
之を理想的に申しますならば、半年若しくは  
一年分位な食糧は、概或は其の他の方法に依つ

て貯へられるならば貯へて置く、さうして米價  
が下つて、農民の生産者が困ると云ふことのない  
やうな制度を確立する、さう云つたやうな大  
きな規模から考へて行くべきではなからうか、  
斯う云ふやうに自分は考へて居る次第でありま  
す、若しも本年の米作を、大體米麥作を悲觀を  
して居る人がどつちかと言へば多いやうであり  
ます、併しながら之は肥料其の他の關係があり  
ますけれども、大體は天候の關係でありますか  
らして、幸にして天候が好くつて、うまく行き  
まして此の米の作が本年非常に良く内外地共に  
非常に好かつたと云ふ時に、之が非常に餘剰米  
が出来ますれば、之は非常に幸で、即ちそこに  
は自治管理法も動き、さうして又糧の貯蔵法と  
云ふものが動いて、之に依つて管理が出来て行  
くことになつて居りますから、之に對する對  
策は、數年來の剩る時の研究で立法は運用が出来  
るやうになつて居ると考へるのであります、  
唯足りない時、窮屈な時に之に臨機處置をする  
事柄が缺けて居る、謂はゞ窮屈になつて居り  
ますので、今回此の臨時措置法と云ふもの、改  
正を提案をして只今衆議院に掛けて居る次第で  
あります、餘剰の場合に於ける處置方に付き  
ましては、之は從來の法律に依り、尙只今申上  
げましたやうな此の考へ方から致しまして、相  
當の剩りの出來ることを寧ろ政府としては希望  
し、從つて朝鮮に對し、臺灣に對して只今考へ  
て居るやうなことを拓務省あたりに相談をして  
居ります、増産の計畫等に付きましては、寧ろ  
内地と致しまして之を支持してやつて貰ふや

### 米穀需給と臺灣の米作

○子爵大河内輝雄君 大體の御氣分は能く分り  
ました、それから一つ伺ひたいのは、將來は、  
まあ今の所では剩ることもあるまいと云ふやう  
な御話でありまして、さうして増産をしたいと  
云ふやうなこともあるやうですけれども、併し  
此の米と云ふものは屈伸力の乏しいものであり  
まして、一遍増加するとなか／＼減すことがむ  
づかしい、陸田ならば又何とかなり増すけれど  
も、水田でもありますと云ふと大變むづかし  
い、それで一遍殖したものは又減せないと云ふ  
ことで大變やかましくなる、殖す方は比較的樂  
なものです、それは私は斯う云ふことを聞いて  
居る、之は私の意見ではありませぬが、斯う云  
ふ話を聞いて居るが如何でせうか、米のことに



付て生産で一番屈伸力のあるのは臺灣だ、臺灣ならば幾ら殖したつて又減すことも難作もない砂糖を止めさせて米にしても宜し、米にしても米が利つて困る時は砂糖にしてもどつちにしても宜いのだ、比較的なし易い、さうすると此の臨時に足らなかつたらどうと云ふやうな臨時の措置をする場合に付きましては、之は臺灣を主としてされたならば、あそこに力を入れられたら宜からうかと私は考へる、之は内地の全體の米穀の需給の關係から申しますれば、農林大臣に伺ひたいと思ひますが、拓務大臣から御答へ下さつても、どちらでも宜しうございませう、それで此の場合には之は問題が少しやかましくなりませうから、何ですが、此の管理に依る總督府の利益歩合も少しは犠牲にしたつて宜からうぢやないかと云ふやうな意見も聞いて居ります、唯一つの故障と致しましては砂糖に對する問題で、米を殖すと砂糖が減らなければならぬ、それで砂糖との相剋摩擦を起して、米の増産は亦必要で、何人と雖も砂糖はどうでも宜いなんてそんなことを考へて居る者はない、その弱點はあります、併しどうも斯う云ふ風に米が愈々無くなつて来た場合には、もう少しあそこに力を入れられる方法は如何であらうか、斯う云ふ風に考へられますが、其の點は如何でございませうか、尙之は拓務大臣に伺つた方が順序と思ひますが、臺灣の米作に對する肥料の供給が十分でないと思ふ聲明を聞くんでは、之は如何なものですか、拓務大臣の御仕事か、農林大臣の御仕事か、どつちだか存じませぬ、或は

商工大臣の御仕事だか能く知りませぬが、もう少し力を入れて戴きたいと思ふのですが、其の點の御考は如何でございませうか、それから尙委員長に願つて置きますが、今總督府の利益云々のことは他へ漏れたら如何かと思ひますので、此の問題に限りませぬが、若し他に漏れて悪いことを私が申上げましたならば、御遠慮なく速記から取除けて戴きます、之は委員長に御委せ致します。

○國務大臣(島田健雄君) 只今内地はやはり臺灣でと云ふ御話でございませう、内地の方としましても御承知のやうに、先刻申上げましたやうに、熟田が非常に減るのであります、開墾をしたり、耕地の擴張をして之を補充すると云ふことは相當困難なことになつて居るのであります、内地の田の面積が確か今日は三百二十萬町歩足らず位と思つて居りますが、出入りで之を殖して行くと思ふことは相當困難な事情に在る従つて只今御話のやうに臺灣と云ふことがありまして、現に此の臺灣の一期作に付ては先刻申上げましたやうに、甘蔗を兎も角抜いても宜いからやれと云ふやうな陳情も既に聞いて居るのであります、此の點に付きましては拓務大臣より御話詳しくあらうと思ひますが、さう云ふ點も考へられるやうであります、拓務當局から考へますとそれに相當な困難があつて、出来るだけのことは拓務省としても計畫をして居られるやうであります、唯伸縮と云ふことに付ては、朝鮮に對しましても現に朝鮮の當局から之も拓務省の關係であります、朝鮮當局から

聞くことは、米が少し足りないやうになると云ふと、朝鮮に米を作れ、と斯う言ふ、さうして朝鮮が折角米作を獎勵して、拓務省の方でも其の方針でやらうと云つて作る、さうすると内地が非常な豊作になると云ふと、朝鮮がどうも作り過ぎる、今年のやうな千萬石も足りないやうな時でも、尙内地から米を出せ、斯う云つてやかましく言ふと云ふことに付ては、朝鮮も内地と同じやうに帝國の一部ではないかと云ふやうな議論がありますので、此の點は今後食糧問題に限らず、全體の政治の上から考へて行く場合に注意を要する點であらうと思ひます、従つて全體を見て連絡を取りつゝ行くと云ふことにせざるを得ないと考へるのであります、只今は其の邊のことに付きましては拓務大臣から尙御答を願ふことに致しますが、肥料のことに付きまして此の際一言私は申上げて御参考に供して置きたいと思ひますことは、臺灣には肥料が要ります、従つて臺灣の農作に對して肥料の供給をしなければならぬし、して居るのであります、硫安其の他化學肥料に付ては之は大いに考へなければならぬことがあると云ふのは、無機質の肥料と云ふものは丁度人體に就て言ひますと注射をするやうな關係になつて居ります、今年一本の肥料を加へると云ふと、それが來年は一本では足りない、少し多くやらなければ効き目がないと云ふやうな事情がありまして、そこに有機質の堆肥と云ふやうなものも非常に違ふ點がありまして、それだけの分量を加へなければ、寧ろ土地が瘠せて行く、成績が悪いと云

ふやうな結果が起つて來るのであります、けれども一旦無機質の肥料を使ひ始めますと云ふと忽ち効顯が現れますから、どうしてもそれを使ひ出す、金が掛つても無機質の肥料を使ひたがると云ふことが又農民心理としてさう云ふことが起る、殊に増産をやれと云ふ時には無機質の肥料を多くやれば肥料が米に變るので、斯う云ふことを言つて來るのであります、左様な事情でありまして、肥料の供給と云ふことは、現にやつて居るものが之を使ふ習慣が出来ますと云ふと、之は滿洲に對しても支那に對しても、現在其の肥料問題が少いやうでありませうけれども、漸次さう云ふ肥料の要求と云ふものが多くなつて來ると云ふやうな傾向を認めなければならぬと思ふのであります、只今の御質問は臺灣に對して肥料をもつとやるやうにと云ふ御質問でありまして、之はまあ内地も窮屈であります、臺灣も大切でありますから、無論相談をして出来るだけの供給をするやうに致して居りますけれども、硫安其の他の無機質肥料と云ふもの、傾向に付ては今申上げますやうな事情がありまして、此の點から考へまして無機質の肥料の製造と云ふことに付ては、更に其の上立つた見地から解決の途を付けるの必要があらうと云ふやうに考へて居る次第であります、附加へて置きます。

○國務大臣(小磯國昭君) 米の需給調整上、臺灣に於ける米作には伸縮の餘地があるのぢやないか、斯う云ふ御意見であります、一應御尤もと存じます、其の間の消息に付きまして少しく御

答を申上げて置きたいと思ひます、砂糖の栽培面積は大體十五萬甲、一甲と云ふのは御承知のやうに一町歩と申して宜いさうであります、其の内、五萬甲餘は水田になつて居ります、其の水田を伸縮すると云ふことが即ち米産の進出と云ふことを意味することになります、實は御説のやうな御意見も他から出たのであります、それが爲に臺灣に於ける十五年度米穀の産額を極力増加致さうと云ふから、黄麻の栽培面積約五千甲、それからキヤツサバと云つて之は芋の一種であります、それと甘藷の耕作面積が七千甲、合計一萬二千甲と云ふものを米の方に控へたのであります、さうして漸く十五年度第一期作を四百九十五萬石に増加することに致しました、黄麻であるとか云ふやうなものに付きまして、之も軍事上最も重要なものであります、兎も角も米需給の關係上必要であらうと云ふ考から以上のやうな處置を執りましたことは相當力癩を入れたと云ふやうに御了解を願ひたいのであります、尙此の甘藷を植えて居る水田から、甘蔗を引上げて米に置き換へると云ふ意見もありませんが、實は十五十六年度と申しますか、それに要します處の甘蔗は昨年の七月から植えて相當大きくなつて居るのであります、之を米作に植替へると云ふことになりませう、折角大きくなつた甘蔗を引抜かなければならませぬ、従つて甘蔗栽培に従事して居ります所の農家の經濟生活に著しき影響を與へますので、斯くの如き此の強力な、少しく無謀に失するやうなこと迄、やらなくとも宜い

ぢやないかと云ふやうな考から、其の點は實行を見合して居ります、尤も十六年度に於きましては、甘蔗を栽培して居ります水田の面積から、更に一萬甲を引上げて、さうして増産をする計畫にして居ります、此の爲には甘蔗栽培に従事します所の農家の經濟には、未だ植えて居らない處でありますので、打撃を與へることなしに實行し得る積りでありますからさう云ふ風に致したいと思ひます、要するに此の臺灣に於ける砂糖と、米穀の調節と云ふことは、他の地域に比較致しまして可能性を持つて居りますから、調節は比較的容易ではありませうけれども、茲に自ら程度があると云ふことを御諒承願ひたいと思ふのであります。

臺灣への肥料供給

○子爵大河内輝雄君 肥料供給のことは如何ですか、もう少し具體的に臺灣に對して、斯う云ふ風な肥料の手配をする積りであると云ふやうなことを伺ひたいのですが、どちらからでも宜しうございませう、内地で供給するものか、臺灣で出来るものか、此の邊を能く存じませぬから……。

○國務大臣(小磯國昭君) 臺灣に於きます無機質肥料の不足であると云ふことは、先程御質問のありました通りであります、従ひまして此の無機質肥料の成るべく多くを供給して戴きたいと云ふ問題に關しましては、現在農林當局と折衝中でありませう、まだ決定に到達致して居り



ませぬ、でありますけれども、兎も角も肥料の不足であると云ふことを感じました結果、此の自給肥料の増産と云ふことを計畫致しまして、堆肥に於て六割三分と記憶して居りまするが、それから糞肥に於て三割増産計畫を立てましてそれを實行させつゝあるやうな現状でございます。

### 外地民衆の動向と 志願兵制度に就て

下村宏君の質問

○下村宏君 滿洲事變から引續いて支那事變となつて、之が爲に内地と言はず外地と言はず、直接に間接に、有らゆる方面に幾多の影響を及ぼしつゝあります。で滿洲又支那の問題は當面した重大なる事項として大いに論議されて居りまするが、私は主として臺灣、朝鮮を中心として質問を致したいのであります。新東亞の建設と言ふ時に、今大衆的見地に立つて東亞の民族が手を握つて行かなければならぬ、其の支那に對する今の心持から言へば、更に滿洲に對し、更に又外地に對してはさうした心持が一層強く現れなければならぬのであります。言ふ迄もなくヨーロッパの白人種の人種、黄色、褐色或は黒色の植民地に對する考と、日本の外地に對する考とは全然違つて居ります。同じ東亞の民族であります、又相違して居り、殊に臺灣、朝鮮、

支那其の他日本を取巻いて居る多くの國々の人達が會つて日本に少なからず益つて居つたのであります。それが長い間の歲月で渾然として今日の大和民族を作つて居るのであります。で、近くは沖繩、更に臺灣、朝鮮、之等の民族に對しても今日は齊しく憲法治下の民として齊しく陛下の赤子として、我々は同じ心持、同じ融和の道を一意通つて居るのであります。で、之等が全然内地と同じやうになるのには、過去の歴史に徴しても其處に相當長い歲月を要するのであります。處で今回の如き事變が起ると之等の外地が内地と融合する其の速度が非常に促進されるのであります。で、私は會つて臺灣にも在職したことがありますが、臺灣でも、朝鮮でも、日本の統治の下になつて交通は發達し、衛生と言ひ産業と言ひ、各方面を通じて非常なる努力を續けた結果は、歐米諸國が其の植民地に對する場合に比較して、其處に著しい進境を數字の上に見て居るのであります。單に佛領印度支那邊りと臺灣なり朝鮮なりと較べても、鐵道の延長マイル其の他さう云ふ數字を擧げて分りまするが、殊に衛生教育に意を用ひた結果、之等の土地に居る人達は精神的にも、殊に肉體的にも恵まれて、其の人口の増加の率は内地人に比較して倍以上にもなつて居るのであります。之は日本の統治の一つの大きな誇りであつて、誠に喜ばしいことであります。併し一面之等の方面に出掛けて居る内地人は如何かと云へば、其の地位は必ずしも良くないであります。之は

數日前體力管理法が本會議に提案されました席上で私が質問をした要點でありまして、之等内地と云へず殊に外地、更に滿洲支那方面に進展する我が民族の地位が若し幾分でも退轉するやうなことがあつてはならないのであります。又それ程外地の人口が増して行く、恐らくは滿洲でも今支那の占領地域でも到る處阿片は飲むな、或はコレラ、チブス色々の豫防注射、隨分厭がつて逃げ廻る者迄深切に色々施設をして居ります。恐らくは滿支方面に於ける將來を考へても益々日本の所謂新東亞建設の精神に依つて東亞の民族、之等の方面の民族も其の教育の上から云つても、地位の上から云つても大いに恵まれて來ることと思ひます。それだけに殊に外地に於ては、斯う云ふ機會に其の融合すべき途を促進すると云ふことは極めて意義の深いことでありまして、私共朝鮮臺灣に於ては色々耳に致しまするし、又折々現地に参りますが、斯う云ふ時局であるからとは云ひながら、餘りやり過ぎる、餘り藥が効き過ぎると云ふ如き色々も聽かないではありませぬ、併し斯う云ふ時局に直面したのであるから、藥も相當強くすべきものと思ひます。此の事變が起つて以後、隨分朝鮮臺灣に於ける民族は銃後の務に於て非常に奉公の誠を致して居ります。之等は我々が衷心より祝福しなければならぬことと思ひます。さうした幾多の現れの中に、例へば志願兵の制度があります。私共此の制度に於ては色々々々風評は耳にも致して居るのであります。若し差支へがなければ陸軍大臣より朝鮮に於ける志

願兵の制はどうか云ふ成績を擧げて居るのであるか、更に將來は如何、又臺灣に於ては、さうした制度に於ける將來の御見込がどうであらうか差支へない限り御答辯を願ひたいのであります。○國務大臣(畑俊六君) 只今半島の志願兵に於て御質問がございましたが、半島の志願兵は只今迄の所では誠に成績は宜しいのであります。素質も亦宜しうございまして、殊に此の度の事變に於きましては、志願兵の相當数は各地に轉戦致しまして其の評判も宜しうございまして、中には若干の死傷者も出ました。又御承知の通り或者は殊勳の恩典に浴した者もある次第であります。陸軍と致しましては此の成績に鑑みまして、状況の許す範圍に於きまして逐次其の採用人員を増加したいと云ふ方針を執つて居ります。此の数はちよつと申上げられませぬが、今後と雖も逐次段々数を増加致して、此の成績を益々利用致したいと考へて居る次第であります。それから臺灣のことでありまして、臺灣の方は御開及びの通り此の度の事變に於きましては出動部隊の徵發人夫として相當数を徵用致しました。之も亦相當の成績を擧げて居ります。併し此の方面は色々々々の關係もあります。志願兵制度を採用するかしないかと云ふことに付きまして、之を目下慎重に研究を致して居ります。

### 外地統治方針の緊密化

○下村宏君 只今陸軍大臣の御答辯を得まして私が大體今迄聽いて居る處、又京城などで實地

見た自分の實感から申しましたも、當局の方から尙強く裏書きされたものとして誠に欣快に堪へぬことであります。又恐らくは半島の民衆も非常に喜んで居ること存じます。兵役の制は何も遠いイギリスがインドに兵隊がある、さう云ふ事例、或は近くは黒人であるエチオピアに既にイタリーでエチオピアの志願兵を作つて居る。さう云ふことを以て推す譯ではありませぬが、既に滿洲にも國軍があり、朝鮮、臺灣等も日本の統治に移つて相當の年所を閲して居りますから、どうか之等の制度が良き成績を擧げ次第に充實せられむことが希望に堪へないのであります。無論斯う云ふものをやつて、さう其の、初めから良い筈がないので、全然良ければ今始めたのが遅れて居ると云ふことになるのであらうと思ひます。私が斯うした御尋をする心持は、斯うした志願兵の制度を朝鮮で始めると云ふ時に、當局で、それは臺灣はどうするか云ふ此の間に緊密なる連絡が取られて居つたか居らぬかと云ふことを私共當局の方に伺ふのではありませぬが、唯、今迄私共の見るところでは、どうも此の外地の統治に於ては緊密な連絡を動もすれば失ふのであります。まあ私の古い記憶の中でも幾多の事例はありますが、例へば大正九年の頃でありましたか、齋藤總督、水野總監が朝鮮に御就任になつた時に、間もなく統治の上に現れた事實の中に、服制の改革と云ふこと、答刑の廢止と云ふことがあつたのであります。服制は朝鮮と臺灣は氣候が非常に違ひますから、必ずしも一途には参りませぬが

答刑、鞭を打つ刑、之は朝鮮にも臺灣にもありまして、朝鮮でも臺灣でも早晩は止めるべきものである、唯内地でも随分年末などは糊口に窮して態々罪を求めて入るやうな例すらあるのであります。臺灣などで今此の答刑を廢すると、食ひ扶持を得る爲に態々罪を犯す、或は又狭い刑務所が逆も包容し切れぬ、收容出來ないと云ふやうなことでどうならうかと云ふので私共就任する以前から大きな懸案になつて居つたのであります。で朝鮮で答刑の廢止と云ふことになりましたと、今度は臺灣でも、何故臺灣で廢止しないかと云ふ聲が當然本島人の間から起つて來るのであります。臺灣の當局は朝鮮がやるから眞似をするかと云ふ譯でなく、前から考慮して居る問題でありました。若し朝鮮がやると云ふことなれば、臺灣も同時に緊密な連絡を取つて之は一日の急を争ふもの、臨機を要すると云ふものでありませぬから、やるものなれば、或時を期して同時にやると云ふことになれば、少くとも一般の民衆は甲がやつたからあれに眞似をするのだ、それにせつたから仕方なしやつたのだと云ふやうな感じは與へなくて済むのであります。同じやることもさう云ふ時に連繫してやれば、其の効果は一層強く擧げ得るのであります。斯うした事例は當時拓殖局と申しましたが、其の時代の話であります。單に臺灣と朝鮮の間のみならず、今度外地と内地の間に於ても、之は私細かく材料を調べる暇がありませんが、必ずしも其の事實なり名稱なり多少の相違は了承願ひたいのであります。



が、臨産と儲か買つたやうに思ひますが、農商務省で臨時産業調査会とでも言ひましたか、國內に於ける今日で言へば、物動計畫とでも言ひますか、大きな調査の機關を作つた時で、臺灣、朝鮮の委員と云ふものは其の委員会の中に認められて居らないのであります、併し臺灣なり朝鮮の米とか砂糖とか木材と云ふものがどれだけ内地の産業に重きをなすか分らないのであります、で我々は當時所謂米騒動の起つた時などは、内地が米がないからと云へば、殆ど毎日のやうに、或は毎時間のやうに忙しく米を出せと云ふ督促を受けた覚えがあります、或は呼出しも受けたのであります、今度又内地で米が非常に剩る時には何故寄越すのか、餘計なことをするなと云ふやうなことが、下岡總監の就任した前後にもあつたのであります、それは要するに平時から内地と外地の間の運搬が一つ緊密でないことと云ふことに私歸著するのぢやないかと云ふやうな氣持が絶えず胸にあつたのであります、昨年米穀管理の問題が臺灣總督府から出ました、是はもう古くから中央の當該官署と運搬を持つて居る問題であります、併し此の米穀管理の案が臺灣から出て議會にも問題になる時にそれぢや朝鮮はどうするのだと云ふことは必ずしも足竝が揃つて居なかつたのであります、恐らくは之から米の專賣とかと云ふやうな問題に進めば、否でも應でも内地も朝鮮も臺灣も一つになつて、故に何等かの計畫は立てられることと思ひますが、昨年の米穀管理の米穀問題の時に徴しても、私は當時本會議なり委員会

も私見を述べたのであります、もう一つ矢張り緊密が失はれて居ると思ふ、で現在も此の姓氏カバネの問題、之も朝鮮で認められて、又時を違へて追駈けてと申しますか、此の紀元節に臺灣でも亦やることにはなつたやうであります、此の朝鮮臺灣の統治が何も總て一律にせよ、同時にせよとは決して申すのではありませぬ、無論それと云ふ事柄を異にして居りますが、又一面外地として相似たる點が多い、又必ずしもさう時を練つて事を急がなければならぬこともなければ其の間に相當の歩調は揃へるべきである、さうした意味に於て此の拓務省を作ると云ふことが問題になつて居る時分に私共は少くとも私は此の拓務省の設置を絶えず主張した一人であります、それは自分が監督されて餘計困るぢやないか、屋上屋を架するんぢやないかと云ふやうな反對論が少くはなかつたのであります、此の當時は私共としては却てさう云ふものが上へ乗ることはやりにくいことと云ふ氣持もあり得ますが、併し一方利益の方の側から言へば、一體日本民族が島國の中に行詰つて而も徳川領國の長い弊風を受けて、兎角此の民族は外へ行つて所謂氣宇の大を致すことに遺憾の點が多い、若し拓務局と云ふものが一つの拓務省になり、省になるだけでも大學なり方々から出た多少の人材は其處へ志願もすれば、又省になるならば新聞の記者俱樂部も出来る、出来ればそれだけ又新聞へ外地なり海外の記事が多く出るやうになる、要するに國民全體の海外に對する關心を強めると云ふ効果があるのぢやな

いか、更に今申しますやうに閣議で色々の問題が議せられます時に絶えず其の問題は樺太なり南洋なり朝鮮なり臺灣にはどう其の問題が響くのか、數千萬の民衆を絶えず念頭に置いてどう云ふ問題が閣議で起つても直ぐ臺灣なり朝鮮なり外地にどう響くかと云ふことを念とする人が矢張り閣内になければならぬ、さうした意味で私共は拓務省と云ふものゝ極めて重要性を深く信じて居る者であります、併し之はまあ過去の例であります、昨年邊りの事例を見ても、又其の色々のことが起るのを見る時に果して内地と外地又は外地相互間に其の緊密なる動きが取れて居るのかどうか甚だ懸念する點が少くないのであります、恐らくは昨今又義務教育の問題も起つて居るやうであります、之も朝鮮と臺灣と事情が非常に違つて居ります、居ります、兎に角國策として非常に大きな問題に付ては銘々が其の思ひ付き思ひ付きで出て來て處理すると云ふよりも、更に何等か之に對して平素より相當な對策が講ぜらるべきではないか、斯うした點に付て私が甚だ遺憾なりと思ふ點があります、而も内地と違つて外地は一度選れても、又餘りに行き過ぎても、亦それが爲にそこ何かの、何と言ひますか、弱點と申すかさう云ふことが起ると、内地よりも取り戻すことが非常に困難である、而も斯う云ふ事變に際して可なり促進すべきことも亦一面非常に多いのであります、若し外地にして之が十分に固まらなくして、何の新東亞の建設あらんやと申したいのであります、是等の點に付て拓務大臣は

色々御考があらうと思ひますが、どうぞ腹藏のない御意見を承知致したいのであります。  
○國務大臣(小磯國昭) 元來外地統治の方針は下村委員御説の如く、歐洲諸列國の對植民地政策と全く其の考を異に致しまして、一視同仁の聖旨の下に民度を向上し、内外の融合を完遂致しまして、俱に皇運扶翼に邁進せしめようとする所に存して居ります、殊に滿洲事變並支那事變の勃發以後之亦下村委員御説の如く統治方針に非常によく吻合して参りまして、單り産業經濟方面の發達に止らず、特に精神的結束方面に於て著しき進展を見つゝありますことは皆様と共に私共の非常に欣快として居る所でございます、殊に朝鮮臺灣に就て之を見ますならば朝鮮總督府統治者は一意内鮮一體と云ふ看板の下に半島同胞を指導しつゝありますので、御承知の我等は皇國臣民なり、忠誠以て君國に報せむと云ふやうなことを單り口に叫ばせつゝありまするばかりでなく、各種の施設、機關を通じまして、以上の目的が遂行せらるゝやうに指導して居ります、又臺灣に於きましては近來島民の皇民化と云ふことに深く顧念致しまして、之を指導しつゝありますことは又朝鮮と其の揆を一にして居りまして、一年其の效果の舉りつゝある實績を認めて居ります、唯下村委員の御述になりました中の、どうも同じにしても宜いと思ふやうなことが同じになつて居らぬと云ふやうな憾があると思ふ御意見でございます、併し内地と外地の間には自らそこに状態を異にして居りま

す、即ち内地行政と異つて、各外地は綜合行政をやつて居ると云ふことと其のことが、此のことを明瞭に物語つて居ると思ひます、又外地相互間に於きましては自ら事情を異にして居ります従つて内地外地間並に外地相互間に於ける總ての施設は、常に揆を一にすると思ふに参りませぬ、尤も之亦下村委員御説の如く、内地に於ては動もすると外地の事情が閉却せられ易いと云ふやうなことは、既往に於て特に濃厚であつたと考へます、今日絕對にないかと仰せになれば、今日尙ほ其の分量少しと雖も、動もすると存在である、存在し勝であると考へて居ります、是等の點に付きましては拓務當局と致してそこに適ちなからしむるやうに努力しつゝある考でございます、又將來に於ては是等の顧念が一掃せらるゝやうに努力したいと考へて居ります、唯例として提示せられた志願兵制度の採用乃至米穀移出管理法の採用が、朝鮮と臺灣に於て別々になつて居ると云ふやうなこともございませぬ、是等は先刻申上げました此の外地相互間に於て著しき特殊性を持つて居る其の特殊性が異つて居ると云ふやうな所から出發して居るのでございまして、其の他苟くも揆を一にして然るべしと思ふやうな問題に關しましては、將來そこにそつがないやうに努力して行きたいと思ふ考を持つて居ります、左様御了承を願ひます。

○下村委員 只今拓務大臣から御答辯を頂きましたが、大體は私の意見に御同感で御努力を願へるものと私承知して之で止めますが、實は現在に於ても随分幾多のことを私共耳にせぬのではない、恐らくは此の委員会の中にも臺灣、朝鮮に會て在職せられ、或は又極めて關心を持つて居られる方も多數御出で、ありまするが或は秘密會とか、さう云ふことにすれば尙幾多論議すべき點があらうと思ひます、併し之は私皆幸控へまして、どうか前から詳く申上げるやうに一層緊密な連繫を取つて戴きたい、更に總理大臣に御伺ひ致しまするが、先程から私が申上げたやうな趣旨は、拓務省に關する問題ではないのであります、各省が其の心持を一つにしなればならぬと思ひます、色々な例を出すとを避けまして、分り易いやうに、例へばまあ各種の委員会でありまして、今現に上程されて居る體力管理法の法案、さうすると此の管理法を講ずる又厚生省に體力の審議會がある、其の審議會で議しますが、そこには今申したやうな連繫が餘り執れて居らないのであります、私は今日日本で國民の體位を向上しなければいかぬそれが爲厚生省迄出來たのだと云ふ時に、其の日本の民族が臺灣に於てどうか、朝鮮に於てどうか、更に滿洲支那に於てどうかと云ふことが同じやうに極めて必要な事項でありますから、或は委員、委員でなくとも一種のオブザーバーと申しますか、さう云ふことにしても、之等外地の人々に之を知らしめて、さうして自分達の管内に於けるさうした問題に觸れて、どうすべきかと云ふことを知らしめなければならぬと思ふのであります、私は之はまあ斯う云ふ席で言ふべきか、餘り差出がましいことかも知れ



ませぬが、一體臺灣總督とか或は朝鮮總督とか斯うして任命をされた時に、其の内閣の首相なり、又陸海軍、外務、其の他の關係の特に深い閣員が揃つて斯う云ふ任地へ行くと、大體は參政權或は兵役或は教育、其の他大きな國策に付ては大體斯う云ふ趣旨でやることになつて居るんだ、其の積りで、或は斯う云ふことであると言つて、其の所謂國策の根幹になつて居るやうな問題に付て、何時も任命される時に、政府當局と總督との間に十分の意思の連絡が何時もあるのかどうかは、私は規く存じませぬが、唯赴任して、出掛けて、皆思ひ／＼の思ひ付きでやると云ふことでは、之が可なり混雜を來すのであります、近來は朝鮮も臺灣も總督が就任されて相當の歳月を續けて居りますから、餘りさう云ふ感じを起さないかも知れませぬが、或時は臺灣の如きは、可なり總督は頻々として送つたのであります、其の人達が唯任命を受ける、出掛ける、思ひ付きと云つては語弊があります、其の總督々々に依つて國策の根幹に餘り動きがある、それは統治の上で可なり重大な影響を來すのであります、従つて私ば會議とか何とかさう云ふ形式張つたことではなく、少なくとも外地の重職に居る人が上京する時は成るべく同じ時にしてさうして國策の根幹の問題に付ては、隔意なく軍部とか文部とか外務とか、さう云ふ人々、總理大臣を中心にして、十分意見の交換をすると云ふやうなことが必要ではないか之もまあ私の記憶して居る限りでは兎角之等の重臣の上京される時期が喰ひ違つて居るやうに

思ふ、之は無論色々政務の關係があるから已むを得ぬのかも存じませぬが、もう一つ成るべく時を同じうして十分に意見の交換をする機会を與へるのは宜くはないか、又今申したやうに各省で各種の委員會が出来る時に拓務省の委員が抜けることが多い、況や臺灣、朝鮮等に於てをや、是等は場合に依つて委員でなければ今のオプサーブアでも何でも宜い、絶えず内地の各省の當局が或施設計畫を樹てる時に尙外地、其處に數十萬の民衆がある、又其の人達の眞に民心を矢張り把握して行かなければならぬ、同時に又それ等の土地の産業にしましても經濟的に非常に重大な關係を持つて居る、此の氣持を矢張り各省に於ても徹底させて欲しい、斯う云ふ氣持を禁じ能はないのであります、此の點に付きまして總理大臣の御所見を御伺したのであります。

○國務大臣(米内光政君) 御答を致します、仰せの如く此の現下の曠古の大業であります所の東亞の新秩序を建設致します爲には産業、經濟交通は勿論のことでございますが、其の他教育衛生等一般行政に關しまして内外地間は勿論のこと、外地の間相互に於きまして緊密なる連絡を取り、合理的な調和を圖りまして、所謂舉國體制を執らねばならぬと云ふことの御説に對しましては全然同意に考へて居る次第でございます、就きましては政府と致しまして能く此の點に留意を致しまして、遺憾のないやうに十分に努めたいと考へて居るのであります、尙後段の御質問に對しましては能く注意を致します、勿

論先程も拓務大臣から仰せになりましたやうに外地と申しましても、各々其の民度或は經濟の點に於きまして差違があるのであります、従ひまして實際政治を行ふ上に於きましては、違つた點も其處に生ずると思ひますのであります、が、事情の許す限りに於きまして仰せの通りに努めたいと考へて居るのであります、私の記憶致して居る所では、小林總督が臺灣に御赴任になりまして時に能く政府當局と懇談的に御話になりまして、先づ第一に臺灣の統治方針としては公民化を圖る、其の次は臺灣全土の工業化、農産物としては特に米に重點を置くこと云ふ、此の三つを提出されまして、さうして十分政府との間の連絡了解を取られたやうに記憶して居るのであります、さう云ふ點に付きましては將來間違ひのないやうに能く御互ひに出先と政府と、懇談致すことに依りまして、密接なる連絡調和を圖るやうにやりたいと考へて居る次第でございます、簡單でございますが之を以て御答辯に代へます。

### 對滿事務局の存廢問題

○下村宏君 只今總理大臣から御答辯を得ました、誠に満足に存じます、實は其の公民化の問題等に付きましては、私は斯う云ふ事變に際した時は公民化を所謂スピードアップすると云ひますか、促進する絶好の機械でありますから、相當の迫力を加へてやることには何等異存はない筈であります、併しさうした公民化運動

などに付ても同じやうならば、連繫してやると一層雙方の關心が何と云ひますか、相當宜くなつて同じことをやつても、今申すやうに遅れると何か眞似をするやうな感じがして、効果が薄くなると云ふやうな嫌ひもあれば、又中には極く一部の例ではあります、可なり寧ろ藥が効き過ぎて或は逆効果でも起りやしないかと云ふ憂ひなきを保しないのであります、之等は又私は別の機会に申上りたいと思ひます、次いで滿洲支那の方面に付てであります、今申したやうな連繫を何分取らなければならぬと云ふことになると、滿洲に於ける内地と滿洲との間の關係は、之も極めて事態が錯綜して居ります、何と申しますか、外務省があり又拓務省があり、それから又陸軍もあり海軍もあり、隨分此の仕事に依つて此の歸趨が分らないと云ふことが多いものであります、言ふ迄もなく私は成るべく簡易に分り易くならないと總ての仕事の運行の上に相當支障を來すのではないか、實は今の滿洲に於ける矢張り日本人の體位なら體位の問題に付てどうするかと云ふやうな話が生ずるが、體位と云ふ點から云へば無論厚生省の見方ではあります、又拓務と云ふものが、又滿洲の移民と云ふものが拓務省でやるんで、それでは其の移民の他の場所に居る他の日本人はどうか、それは對滿事務局を経るんだとか、或は新京に大使が居るんだから、其の經由を俟つのだとか、實は多少官制を見、又さう云ふ人達と色々話をしても、首を捻らないと直ぐ返事が出来ないやうな實狀であり

ます、私は滿洲に於ける、申さば現在の幾多の機構は、之は常態ではないと思ひます、何か之が相當簡易化され、もう少し統制をされなければならぬのではないか、中にも例へば對滿事務局、之は一部は外務省の仕事のやうであります、又滿洲と日本との特殊關係があり、さういへば、さういへば、此處に對滿事務局と云ふものが出来まして、過般も何か衆議院で此の問題に付て論議がされて居つたやうであります、私は矢張り之は簡易化されなければならぬと云ふやうなことが、自ら今の對滿事務局等に付ても、さう云ふ問題が起つたのであらうと思ひます、衆議院で論議された點に付ても、一應先づ之は總理大臣からか、陸軍大臣からか、誰方から御返事を願つて宜しいか知りませぬが、一應衆議院で論議された點に付ての當局からの御説明を煩しいのであります。

○國務大臣(米内光政君) 御答を致します、滿洲支那等に於きます政治の問題とか、或は經濟の問題、其の他文化の問題、之等に對しましては此の支那事變と云ふものと密接なる連繫を保持しまして行かなければならぬと思ふのであります、要するに現在あります所の連繫を十分に活用させまして、其の綜合的の力で以て行くのだと云ふことが、一番良いやうに私は考へて居ります、尤も此の事變が一段と落著致しましたやうな時は、或は機構を改革し、或は機構の綜合を圖ると云ふやうなことも、矢張り必要でございます。

### 出先軍部と興亞院の關係

○下村宏君 對滿事務局の問題は會て貴族院でも松村義一、樺本清治諸氏から論議されたこともあるやうに承知して居ります、今此の時局に當面して仕事をやつて居る上に、私共理論の上から直ぐ兎や角と申す譯ではありませぬが、此官制を見まして一應現狀でやつて行くこと云ふ御趣旨は拜承しましたが、何等かの機会に於て私は成るべく單純化されたい、私も滿洲移住協會の理事の一人として時々滿洲へも参ります、現地で各方面の人達と殊に此の滿洲移民の如き問題を議する時には可なり斯うした問題に付て色々論議があるのであります、將來とも成るべく單純化すると云ふ點に私御考慮を願ひたいと云ふことで此の質問は止めます、次いで同じやうな混雜な狀態が支那にもあるものであります、之はもう御承知の通り今事變中であり、之から、無理もないと申せばさうであり、軍部が、兎に角一般の民衆から見ますと、軍部があり、或は外務省があり、其處に大使館或は領



事館がある、更に特務部がある、又問題に依れば宣撫班があり、新民會があり、或は大民會があり、其處へ又まあ幾多さう云ふことを統一する意味で興亞院が又出来たのであります、私昨年未から今春に掛けても中南支を巡りましたが實は一般の民衆は色々顔を出し、或は御頼みをし、又打合せのに餘りに多方面に色々分れて居つて、殆ど何と言ひますか、自分達の仕事を進める上に於て其の途に絶えず迷つて居るのであります、殊に南方になれば更に所に依ると又臺灣總督府が關係を持つ、さうすると殆ど一つの會社で四五箇所に渡りを附けぬと一つの仕事が出来得ないと云ふやうな實況であります、之はもう斯う云ふ際の時局に直面した問題でありますから、之をどう斯うと言つても之はなかなかむづかしいかも知れませぬが、偶々之は新聞で承知しましたが、例へば宣撫班或は新民會が今度は一つになつた、恐らく之だけでも相當助かると思ひますが、之等に付て今の程度で矢張りずつと行かれるのであるか、既に興亞院と云ふものが出来たのであるから、此の興亞院に集中してもつと簡単にやり得られないのか、要するに現状では一般民衆は非常に戸惑うて居るのであります、是は現状で御満足になつて居るのか、或は何等か之等に付ても考慮されて居るのか、之は總理大臣なり又其の他の方から御答辭を願ひたいのであります、それからそれに伴うて申しますが、對支工作に付て實は私は通貨と物資の問題に付て御話もし、又意見は何はうと存じたのであります、之は私が

中央物價委員會に關係して居つた爲に主として物資の點から内地の状態なり又現地のまゝ今年から來年位掛けての見越し、殊に北支に於ける聯銀の問題、又滿洲方面に出掛けて居る山東の苦力其の他の送金の問題、或は又南支方面に於ける軍票の問題等随分之は多岐に亘つて居ります、此の問題は既に一部は赤池、河田、中山各委員の方からも此の席上で色々質問應答があつたのでありますから、之はもう私此の席上で申上げることが省略することに致します、唯此の文化工作に付ては他からまだ御尋がないやうでありますから、一應御伺をして置きたいのであります、それは言ふ迄もなく、此の人間の命は絶つべし其の志や奉ふべからずと云ふ言葉がありまゝ文化工作の重要性が無論其處にあらうと思ひます、私共は茲に蔣介石が下野しても、或は蔣介石がどう云ふことで其の生命を失ふやうなことがあつても、それで之が治まるかと言へば、私は断じて治まるものと思つて居りませぬ、支那の軍隊方面に付ても何も蔣介石の後に陳誠があるからならぬと云ふ問題でなし、苟も黄埔學校と云ふ學校があつて、其處で教育して、其處から士官が出て行く以上は矢張り蔣介石去つて、陳誠又去り、誰が去つても第三、第四と後から出て來る問題である、どうしても此の思想界と云ふ所に重點があり、又延いて此の支那の青年層に呼掛けると云ふ所に極めて重要性があらうと思ひます、で私は體育に關係して居りますが、例へば「スポーツ」見たやうなものであると、割合に其の性質として

結び付き易いのであります、昨年新京で日本と滿洲と支那の競技大會を催し、張總理大臣が總裁となつて三國の青年が集り、あの大水の中を矢張り北支から百名近いものが來たのであります、更に朝鮮に來て呉れ、北京には一萬人以上の朝鮮人が居つて、今迄屬國として扱つて居つた民國の人達からは可なり朝鮮は悪く見られて居る、従つて朝鮮の實際の状況は斯くの如くである、日韓合邦以後斯くの如くなつて居ると云ふことを支那の青年層に見せると云ふ意味で、更に京城迄北京の選挙團は参りました、今年も滿洲、又今度は新政權が出来ましたから尙全體の代表された選挙團、それへ此の前の滿洲國承認問題で引掛つた爲に延びた極東大會の延長として、併せてフイリツピン或はタイからも皆日本へ集つて來る筈であります、之はまあ併しインテリと言つても青年の極く一部の話であつて、他の文化工作程はさう非常に根強いものではないのであります、で一般の問題は矢張り教育とか或は藝術とか、殊に宗教と云ふやうなところが最も關心を持たれるのであります、私共今迄長い間絶えず其の念を深くするばかりであることと云ふことは、此の日本の宗教の割合に振はなことである、殊に外地に於て然り、滿洲に於て然り、支那に於て然り、滿洲のどんな邊土へ行つても支那の邊土へ行つても、蒙古の奥へ行つても、海南島の果へ行つても、何處へ行つても、天主教とか、長老教とか、外國のキリスト教の宣教師達が教會を建て、學校を建て病院を建て、居る、之は殆ど日本の宗教のさうした方

面の動きは見られない、偶々外地などへ内地から佛教其の他の人々が行つても、寧ろ逆に其の土地の總督府なり、或は又内地人の民間の有力者に縋つて、寧ろ何等かの基金を仰ぐ、物資を仰ぐと云ふやうな程度である、のみならず、其の土地に居る少數の内地人の布教であつて、其の土地の人々の布教と云ふやうなことは、矢張り舊に依つて遺憾ながら歐米の宗教に殆ど全部譲らねばならぬ實況であります、それで今度東亞新建設と云ふので、對支工作として此の宗教の問題が大分取上げられて、興亞院でも、色々御計畫にもなつて居るやうであり、色々我々報告を聞かないではないのであります、之は殆どても力が足りない、又人も足りない、之は殆ど私は悲觀すれば絶望に近いと見なければならぬ之を根柢から考へれば、世襲制度のあつた時代人材は先づ宗門から其の志を伸ばしたと云ふ時代もありまゝ、何分にも明治維新後人材は何處からでも自由に伸び得るとなると、今迄佛門に居る人材すらも佛門を後にし、殊に維新の際の排佛毀釋に依つて、又歐米の物質文明の輸入に依つて、日本の佛教に對する一般の關心が非常に弱くなつた、又排佛毀釋に依つて寺領等も皆取られて、それが爲に佛教徒、人も乏しくなれば、又資力も乏しい、だから今日の佛教徒を賣めるのは當らぬので、其の由つて來る所は遠くして深いものがある、之は文部大臣は今此處に御見えにならぬやうであります、一體日本の宗教政策と云ふものは斯う云ふ程度でずつと行くのか、今日の宗教局は單に大本教の監督

とか、ヒトノミチをどう始末するとか、さう云ふやうな消極的の監督に止まるのか、更に宗教界にも活を入れると云ふ一體國策を之から執つて行くのか、内地の其の根本が解決されないと、今支那へさうした人達が出たからと言つてナカノ宗教に依る文化工作と云ふことの成功は期し難い、之は後に文部大臣からどうか日本の宗教對策と云ふものに付て十分の意見を御聞きたいのみならず、之は一文部大臣の意見でなくして、相當日本の朝野を通した其處に或關心を持ち、或政策を其處へ立て、實はなければならぬと思ふのであります、更に今の宗教から觸れて來ますが、文化工作の上に却て善し悪しと云ふのは日本の文字であります、御承知の通り漢字が日本へ入つて來て、さうして漢の時代の漢音、或は吳の時代の吳音、或は唐の時代の唐音、色々支那に於ける其の時代々に依つて異なる發音が日本でまだ不規則に皆ソレソレ残つて居ります、それが爲に今日の支那の發音は殆どないのであります、だから同種同文と言ひながら、今の支那の文化工作で一番困るとは漢字と云ふものがある爲に、其の漢字が民國の人から言へば、今の民國の讀み方に皆讀むのであります、我々は又我々でワウテウメイとかシヤウカイセキとか云ふやうに、日本讀みと言ひますか、其の讀み方をして居る、先方は先方で、又今の支那讀みをして居る、斯くの如くして意思の疏通を缺き、又誤解を起すことが随分多いので、現にそれが非常に混雜を來す爲に、現地の多くの軍隊では皆假名を使つて居るので

あります、假名なれば其の假名を覺えたらそれより外に讀み方はないのであります、又さう使はないと何々部隊と言へば、それを皆全部先方は支那讀みにしますから、皆假名で今書いて居ります、之は確かに少くとも早く分らせ、又間違を少くする一つの方法であります、而も日本の方から言つても北支南支で多少の讀み方も違ひますが、今度支那の方から申せば、日本の文字が餘りに讀み方が多い、生きると云ふ、あの生れると云ふ字はあれは百六十三通りか讀み方があります、で一方ベキと言へば、其のキンは日本では東京のキヤウになる、それが更に横濱との電車に乗れば、京濱のキになる、と云ふやうに、日本で同じ場合でも色々讀み方が變ることが、今非常に支那の連中に日本の言葉、日本の文字に馴染む上の非常な障礙になつて居る、私は矢張り斯う云ふ大きな事變が起つたのだから、文部省には國語審議會と云ふものがあります、斯う云ふ機會に何とか日本の此の漢音の、漢字の發音方の統制をして成るべく少くする、當讀みや色々な勝手な讀み方をして混雜を來さぬやうにと云ふことも、斯う云ふ機會に矢張り内地は内地で考慮すべき問題ではないか、之も併せて文部大臣に御伺をして置くのである、それと共に今の言葉の使ひ方に付て、興亞院なり、軍部當局で、私は何等か此の統制と云ふ上に考慮を拂つて置きたいのであります、今だつたら軍部の力でまだ其の軍隊に命令して行きますから、相當さう云ふ點に付ての統制は取れ易いのであります、今支那へ行きますと、



鐵道の驛名は御承知の通り假名で書いてある、だからあの假名で書いてあるから、ベキンと假名で書いてある故に、民國の人達は北の京と書いてあるのはベキンと自分等は讀むのだが、それは日本の假名で斯うなるなど言つて、それに依つて日本の假名を直ぐ知り得るのである。又我々もそれに依つて北と云ふ字はべー、京と云ふ字はキンであると云ふことが分り得るのであります。

○國務大臣(畑俊六君) 事變地に於きましては治安維持は軍、政治經濟文化の方面は興亞院でやつて居りますことは之は能く御承知の通りであります。如何せむ現地の事變地に於きまして作戦第一、治安維持第一と云ふ見地から、どうも此の邊の所謂軍と興亞院との間が圓滑を缺き、連絡が十分でないこと云ふ事實があつたことは、私は率直に之を認定致すのであります。併し治安が段々回復致すに付きまして、此の方面も逐次改善を致されて参りますことは御了承を願ひたいと思ふのであります。又此の點は十分氣を付けて行きたいと考へて居ります。文化の點に付きまして先程御質問でございましたが、我が占據地域内に於きまして、各地に支那民衆の日本研究、日本語習得の希望が起つて居りました。大いに日支親善の資になつて居りますことは仰せの通りであります。我が宣撫班、新民會の活動は取敢ず支那民衆の眞意を我が方に把握すると云ふのを第一に致して居ります。従つて之が爲には先づ我が方から支那民衆の中に入つて行つて、さうして之を覺醒せし

めると云ふ風に工作を致して居るのであります。而して之等の機關は無論軍隊に於きましても御承知の通り、閉鎖せられたる學校の復活に努力を致して居りまして、其の教育科目には必ず日本語を入れること云ふことに致して居るのであります。又宗教に依ります支那民間の意思疏通のことに付きましては全く御同感であります。之は自分も中支に居りました経験に依りますと、どうももうまく参りませぬ。一番其の中心で組織的に又熱心に團結力の大きな力を持つてやつて居りますのは佛教であります。耶蘇教に付きましては今でも多分さうだと考へますが、直ぐリーダーの問題になりまして、要するに日本の宗教の教化團體と申しますか、個人に於きましては非常に熱心なものがあつますけれども、如何せぬ、之を大きな力を以てさうして支那の民衆の中に入つて行き、向ふの宗教家と手を握つてやつて行くと云ふことに付ては、大いに考慮の餘地があると云ふことを私も痛感をして居つた次第であります。之には又先程御話のありました文化の問題であるとか、或は第一に實力の問題が非常に影響するのであります。之等は今後所謂國家の力を以て何とか之を統合し、並に之を指導して行くべきものだらうと私は考へて居る次第であります。それから尙此の機會に於きまして、先程總理大臣から御答辯のありました對滿事務局のことを一言私所信を申上げて置きたいと思ふのであります。對滿事務局が我が對滿政策の統一を強化を圖りまして、政府として所謂總掛りの精神を具現する

ことを護旨として設けられましたことは御承知の通りでありまして、最近の状況に付て見ますに、日滿間は益々緊密の度を加へて参りましたので、之に即應する如き對滿關係機關の強化擴充を圖ることの必要を十分に認めて居ります。併しながら現狀に於きましては各機關の綜合力を十分に發揮せしめまことを第一と考へて居る次第でありまして、更に先程御意見のありました如く、情勢の推移に應じて、適當な方策を樹てたいと存するのであります。對滿機構に付きましては段々色々な御議論もあつます。之を緊密にし、又簡易化せにやならぬことは誠に御同感であります。現下の諸情勢に對處致しまして、且國防國家としての滿洲國の發展に協力致します爲には現在の、機構に此の際根本的の變革を加へると云ふことは目下の處は適當でないかと考へて居ります。私の説明を終ります。

### 昭和十五年年度特別會計歳入歳出豫算追加案

#### 委員長の報告

衆議院ヨリ送付アリタル昭和十五年年度歳入歳出總豫算案、昭和十五年年度各特別會計歳入歳出豫算案、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス要スル件、昭和十五年年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)中外務省所

管、司法省所管及拓務省所管ノ部ヲ審査シ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十五年三月十一日  
豫税委員第二分科主査  
子爵 岡部 長景  
貴族院豫算委員長子爵井上匡四郎殿

○子爵岡部長景君(前略) 拓務省關係は豫定經費要求額が經常部臨時部合計五千五百八十餘萬圓で、昨年度よりの増額が八百四十餘萬圓なる譯であります。其の中新規要求、或は増額の主なるものは滿洲開拓問題に關する費用、南洋及南米移植民及拓殖事業の保護獎勵に關する費用、滿洲に對する青年勤勞奉仕隊、支那の羊毛資源開發の費用等であり、之は拓務省關係の特別會計として朝鮮總督の歳入歳出豫定額に何れも八億三千七百餘萬圓であり、前年度に較べまして約一億八千一百餘萬圓の増額となつて居ります。歳出中の主なるものは神社及教育、教化の經費、各般の生産擴充に要する經費、産金獎勵の費用、貿易の助長獎勵統制の費用、其の他衛生、交通、通信、警察、專賣、土木、營林等、各般の事業に亘つて増額せられて居る譯であります。それから臺灣總督府の歳入歳出の豫定總額は何れも二億六千餘萬圓であり、前年度に比しまして増額が約五千二百萬圓であります。歳出の主なるものは矢張り生産擴充の費用、鐵道、港灣、土木、專賣等に關する事業費であります。樺太廳の歳入歳出豫定

總額は何れも五千七百餘萬圓であつて、前年度よりの増額が九百餘萬圓なるのであります。歳出中の主なるものは樺太神社の御造營、其の他各般に亘つて居るのであります。南洋廳の歳入歳出豫定總額は何れも一千三百餘萬圓であり、前年度に比較して増額が二百二十餘萬圓であります。之も南洋神社の造營費の補助、南洋開發事業、航空施設、其の他の費用の増額が擧げられて居るのであります。拓務省關係の質疑の主なるものを御紹介申し上げますと、臺灣の林業が兎角不振である、島内の需要にも足りないで、内地から其の補給を仰いで居ると云ふことは大いに遺憾である、之には臺灣の林務行政の機構の整理の必要もあるやうに考へるがと云ふやうな御質問がありましたのに對しましては之は確かにさう云ふ實情を認める、出来るだけ此の林務行政を整理して、少くも今日内地から仰ぐものを出来るだけ少くすることにしたいと云ふことを考へて居ると云ふ答辯がありました。それから移出米管理問題に付きましては、昨年の法律案の審議の際に買上値段と賣却の價格とが、其の差額が二圓位であると云ふ風に説明されて居つたのが、現在では實際は五圓以上の差額になつて、總督府の収益が餘りに多過ぎる嫌がある、それ程多額のもの農民から上前を刎ねると云ふことは不當であると云ふやうな御意見がありました。其の内容に亘つて数字的色彩を説明を求められたのであります。尙其の二圓位ならば宜からうが、五圓となると三圓餘りのものと云ふものは何か農民の爲に有利な方面に

之を使つてやると云ふやうな方法は考へられぬものであらうが、斯う云ふやうな御質問があつたのであります。之に對しましては政府委員から詳細に數字に亘つて説明が繰返へされまして、それに依りますと管理を實施した結果、昨年は不作に拘らず暮になつて十一月から十二月に掛けて約九十五萬石、本年の一月には百二十萬石を内地に送ることが出来た、之は此の管理制度の實施の結果である、米の賣買價格は各費目に付て説明がありましたが、内地で二回米價が引上げられた爲に、昨年説明した時とは事情が矢張り變つて來たので、大部分は矢張り其の内地の米價引上事情に順應して値上げをするに至つた譯であるが、併し低物價政策は飽迄も堅持して行かなければならぬと云ふ方針は内地よりは少し内輪に引上げた譯である、そこに詰り三圓餘りのものが昨年の法律案の説明當時と違つた開きが出て來た譯である、此の低物價政策堅持の一例としては、現に煙草の如きは内地は引上げたけれども、臺灣は値上げしないやうな状態である、其の三圓餘りの差額と云ふものは本年の一期作の肥料買入の補助として農家に之を還元してやることとして居るし、他の一半は將來米價が或は下落することも考へられるのであつて、隨分各地方に於て増産計畫があるから、若し下落でもしたやうな場合に、直ぐに又米價を下げると云ふ譯にもいかないからそれを補償する準備に必要であるので、此の爲に保留して、出来るだけ農民に對しては親切な心持を以て處置して居る積りでであると云ふ説明



がありまして、尙本米穀年度に於ては米作の爲に相當一萬石以上の増産計畫を實施中であると云ふやうな説明もありました、それから次に朝鮮に於きまして朝鮮日報、東亞日報等の諺文の新聞に對して總督府から何か廢刊の通知でもせられるやうなことを聞いて居るが、それは事實であるか、或は又朝鮮では本年から所謂氏の制度を設置される、苗字を設けることになつて紀元節の日から之を實施せられたのであるが、そこには實施の上にて朝鮮の習慣に反して無理なことはないやうにしなければならぬと思ふが如何であると云ふやうな御質問がありました、之に對しましては諺文の新聞は朝鮮人の指導の上に國策に反するやうな記事を見るのが時々あることは非常に遺憾とする所である、併し朝鮮人の思想は此の支那事變を契機として非常に好轉を來して居る、今は日本の國策に力強く協力して居るのであつて、精神總動員運動なども朝鮮は中央、道、郡、面等に徹底的な組織を作つて効果を擧げて居るやうな譯である、志願兵を募集した時にも三千人の募集に對して八萬人餘りの應募があつたやうな實情であり、中には地方の有力者の子弟なども之に加はつて出て居ると云ふやうな誠に喜ぶべき現象である、尙其の中には從軍して行つた者もあるのであるが、其の戦死した者の遺族の態度等は誠に立派なもので、總督府に於ても大いに之は推稱感謝して居るやうな次第であります、それから氏の問題に付きましては、朝鮮では御承知の通り姓が約二百五十位しかないであつて、之は血族の名

稱であつて家族の名稱ではない、従つて今後此の家族主義を十分注入する爲にも氏の制度が必要であるからして、之を希望する者には苗字を許すと云ふことになる譯であるが、決して強制的にやらせると云ふ考は持つて居らないのであると云ふ説明がありました、それから又臺灣に付きまして他の委員からは、臺灣人の思想問題等に對しての質問がありましたに對して、一般には時局認識が非常に強くなつて來て居る、殊に戦地に從軍した者も澤山ある、其の本島人等が實際の情況を見て來て、戦敗國の誠に惨めな有様と云ふものを必々と實見して來た結果、此の日本の領土であると云ふことに對しては非常に彼等は感謝して居る、戦に敗けては堪まらないと云ふことを必々感じて來て居る、其の爲に、従つて軍事献金等も八百五十萬圓にも達して居るし、又金の買上額の如きは七千二百萬圓にも上つて、非常に好成績を示して居ると云ふやうな答辯がありました、それから樺太關係に於きましては、此の樺太の情況に對しての質問に對して、當局からして貯金局の如きは全國で第一位の貯金の成績を擧げて居る、それは事變開始して以來今日に於ても依然としてさう云ふ成績である、又樺太では最近石炭増産計畫を著々やつて居る、それから又近頃草炭と云ふ、草が石炭になつた草炭が発見せられて、非常に大きな埋藏量を持つて居ると工業的に非常に利用されると云ふものがあるのである、是等に付ても樺太廳に於て色々研究を進められて居ると云ふ答辯がありました、南洋廳に關しましては、南洋廳

からして一般會計へ繰入金が増算されて居るのであります、南洋廳は誠に資源もまだ乏しい所であるし、經費も十分でないのであるからして、一般會計へ繰入等を止めて、寧ろサイパン等の築港と云ふことを一日も早く完成した方が宜からうと云ふやうな意見がありました、政府に於ても、一般會計の繰入は他の特別會計に於てそれ／＼臨時軍事費を負担して居る關係もある、南洋廳はそれを負擔して居らないから斯う云ふ繰入をしたものであると云ふ説明がありました、サイパン築港は既に豫算にも計上せられて居つて、當局に於ても出来るだけ早くやりたいと云ふ希望は持つて居るのである、それから滿洲の移民、青少年の義勇軍等に付きまして、國內で目下努力が非常に、不足して居る際に滿洲にさう云ふ者を出すことは如何なものであらうかと云ふやうな御懸念の質問がありました、當局はそれ等に對しては十分考慮して居るが、數も全體から見れば僅かなものである、又既に勞務動員計畫の中にも之は加へて努力の需要供給の關係を十分考慮して、決して無理の行かないやうな方法を取つて之を實行して居るのであると云ふやうな御説明がありました、それから又南米其の他の外國への移民であります、それから又南米其の他の外國への移民の事情に能く順應するやうに教養を十分與へて行かなくてはならぬ、唯徒らに小さな國民意識で以て向ふに行つて勝手に振舞ふと云ふやうなことで却て嫌はれるやうなことがあつてはいかぬと云ふやうな御意見がありました、拓務省に於

ても十分それ等の點には考慮をせられて、精神的な訓練を與へて居らるゝと云ふやうな御説明がありました、それから尙近時は經濟プロツク問題に付きまして、所謂日滿支の經濟プロツクと云ふものを頻りに強調せられて居るが、南洋方面をも此の日滿支の經濟プロツクの中に一緒に考へられて居ることを能く聽くが、之は少し行過ぎではないかと云ふやうな意見がありました、政府に於ては勿論此の經濟プロツクと云ふものは、今日國防國家の見地からして必要なことであり、自給自足は固より望ましいことであるけれども、例へばゴムだとか云ふやうなもの、之は殆ど南洋が世界の供給の大部分を占めて居るやうな譯であつて、矢張り南洋等から之を仰がなければならぬ、従つて此經濟プロツクも固より日滿支の間に之を強化するにしても、他の成るべく近距離の所から此の不足のものは平和的、經濟的の處置として、此の供給を仰ぐと云ふ方針は執つて行きたいと思つて居る尙一委員からは、日滿支の關稅同盟の問題等に對しての御質問があつたのでありますが、外務當局から、關稅同盟と云ふやうな考へ方は政府としては今考へ物である、併し此の經濟プロツクを固めて行くと云ふことは大いにやらなければならず、又他の經濟プロツクからして或排斥、排他的な措置を執られた場合には、之に報復的な態度を執ると云ふことも必要であらうけれども、こちらは強迫も之を堅持して行く必要はあるけれども、關稅同盟と云ふやうなものに對處すると云ふことはまだ考へて居らぬ、餘程

考へ物であると云ふやうな答辯があつたのであります、大體の質問應答の極く概要であります、今御紹介申しましたやうな點が主なるものであります、其の細かい點に付きましては、どうか速記録に就て御承知を戴きたいと思ふのであります、之を要しますに、此の質問應答に際しまして、政府の三大臣を始め政府委員等の答辯も、非常に親切な、亦具體的な答辯を得ましたことは、委員諸君に於ても、質問者に於ても、非常に満足せられたのは、私からして此の際改めて御報告申上げて宜いことと思ふのであります、それで昨日午後討論に入りました所が一委員からして、此の第二分科に付託せられた豫算各案は、追加豫算も加へまして、皆政府提出の原案通り、衆議院の送付せられた原案通りに於て何等異存はない、賛成の意味の意見の開陳がありました、尤も其の際に、尙此の大きな豫算を實行するに當つては、政府に於ては十分に此の豫算の目的遂行の上に注意を加へて貰ひたいと云ふ御注文がありました、賛成の意見の開陳がありました、其の外には別にどなたからも意見の開陳がなく、採決の結果第二分科に付託せられた拓務省關係の特別會計等は、全部一括して可決すべきものなりと云ふことに滿場一致議決せられた。

### 豫算各案に對する質疑

**臺灣米管理と**  
**臺灣の統治**  
**松村委員と拓相の問答**  
○松村委員一書 私には臺灣米穀移出管理讓入讓出豫定計算書に對して拓務大臣に御尋を申上げたのでございませぬ、此の問題に付きましては、第二分科會に於きまして、色々質疑應答を重ねました、其の質疑應答に依つて得たる結果に基づきまして、私の觀察を申し上げ、意見を申し上げ、それに對する拓務大臣の御所見を伺ひたいと思ふのでございませぬ、臺灣米穀移出管理は、昨年政府より御提案になりました、其の法律は、兩院を通過致しまして成立をし、只今御實行に相成つて居ります、従つて其の法案自體が良いか悪いかと云ふことに付きましては、私は決して之を申上げる者ではございませぬ、唯其の後の運用に對して、先程申し上げますやうに、分科會の質疑應答の結果に基いて申上げたと思ふのでございませぬ、尙申上ぐる前にちよつと申上げたことは、臺灣米穀の移出管理なるものは、割合に其の問題を小さく考へられて居るかも知れぬのでございませぬ、一つは臺灣統治に關係して、更に大きく申しますならば、日支衆戰目的完遂に付きまして影響のある問題と考へます、それが爲に非常に重大に考へられたなければならぬ問題であると私は確信を致します、左様な意味に於きまして大體を申上げて、大臣の御所見を伺ひたいと思ひますが、成るべく節約







斯う云ふ譯でございませう、何が故に斯様に差違があるか、斯う云ふ質疑に對しまして總督府の御説明に依りますと、各種産業の調和の爲、農産物の價格の調和の爲であると云ふことが一つの理由と、もう一つは低物價政策に資するが爲である、斯う云ふことが分科會に於て答へられました、併しながら米穀管理法の目的の中には之に依つて低物價政策を實行すると云ふことは一つもございませぬ、初めからなかつた、其の實行に當つて突然之を低物價政策にするのである、斯う云ふことはちよつと私は認められない、法律の目的から考へて認めない、併しながら兎に角今日の事態に於きまして低物價政策を實行なさると云ふことは極めて宜しいこととございませう、それが單り米作農民だけの負擔に於て、農民だけの負擔に於て低物價政策を實行せられると云ふことは、之は又如何なるものであらうか、之は非常に考へなければならぬものではないか、言換へれば非常に澤山の、價格を安くして買上げて百姓に損失を與へる、さうして低物價政策を實行すると云ふことは如何なるものであらうか、殊に私考へますのに低物價政策と言はれますが、總督府が安く買上げて之を實施する場合に於て高く賣ると云ふことだけはちよつとも低物價政策には關係がない、低物價政策には關係がない低物價政策に資せられると云ふことは總督府が安く買ひますから移出米は兎に角として、臺灣島内で消費される蓬萊米に致しませんが、在來米に致しませんが、之が値が上らない、矢張り移出米と同じやうな値段で安く

なつて居ると云ふことが一つ低物價政策に資せられる所以でありませう、もう一つは甘蔗、此の砂糖の買上値段は常に米價と相向き合つて決める、米價に依つて決められると云ふ譯でございませうから、米價が安くなれば砂糖の値段が安くなる、斯う云ふ譯で矢張り低物價政策に資せられるのでございませう、さう云ふ意味に於きまして臺灣島内の米の消費米、並に砂糖の値段を下げて行くと云ふことに付きまして低物價政策を實行する、併しながら唯農民の負擔に於て、農民の犠牲に於て左様なことを爲さるのである、之は如何なるものであらうかと斯う考へます、總督府の御説明に依りますれば、先程主査からも御説明になりましたやうに、煙草の値上もしないのであると斯う言はれますけれども、それが一つの方法でありませう、併しながら農民が普通ならば高く賣れるのである、堂々と高く賣れるのである、それを態々臺灣島民であるが故に内地の農民よりは非常に虐げられて居ると云ふことは事實でございませう、從つて今回御説明されましたよりは非常に安く米を買上げると云ふことは、要するに第一の理由として總督府の説明されました、他の農作物との調和と云ふことに主として關係がある、言ひ換へますと云ふと、米を非常に安くしたと云ふことは砂糖を安くすると云ふことが大體目的であつた、主として目的は其處にあつたのではないか、斯う云ふ工合に考へざるを得ないのでございませう、昨年法案が提出されました時から其の法案は砂糖業者の保護ではないかと云ふこ

とが非常に疑はれて居りました、さうして色々質問應答を重ねます中に、幾らか其の影がぼんやりと薄く映つたと思ひます、併しながら今日に於て見ますと云ふと、薄い影が段々濃くなりまして、例へば子供が能く弄んで居ります培り出しのやうに段々濃く現れて参つたのでございませう、從つて初めに言はれた目的とは實際非常に變つて來て居ります、此の米穀管理法の目的は要するに砂糖業者を安くする、砂糖業者の保護と云ふことが兎に角主たる目的ではないか其の目的であつたかいかどうか分りませぬけれども、兎に角結果はさう云ふやうな状態に相成つて居るのでございませう、而して砂糖業者はどうであるかと云ふことを見ますと、隨分其の初めに於きましては非常な苦難を嘗めて非常な努力をして臺灣の糖業は發展を致した、從つて其の初めに於きましては非常な苦勞でございませうから、其の點は十分考へなければならぬ、さうして有らゆる保護を與へたのでございませう併し今日に於きましては非常に砂糖會社は良くなつて居つて、良い會社になりました、御承知のやうに非常な多額の配當をして居る、利益率も非常に多いと云ふ状況でございませう、人の話に依りますと、餘り利益が多くて如何にして此の利益を抑制しようかと云ふことに寧ろ重役は苦しんで居ると云ふことさへ聞くのでありませう、而して最近には對岸支那に相當の額が輸出されて居ります、支那は日本内地と異りまして、此の問題に於ての餘り價格の統制と云ふことがやかましくないのでございませうから、之は莫

大な利益を擧げて居る、之は昨日分科會で私總督府の當局に伺ひました時も、それを承認して居られました、兎に角支那に送るものは莫大なる利益を受けると云ふことは之は事實でございませう、私は幾ら儲かると云ふことは詳しく存じませぬけれども、兎に角莫大な利益があることは事實だ、而して斯う云ふ結果に私なると思ふ砂糖業者を安くするが爲に米穀管理法に依つて米を安く買上げると云ふことになりませう、米の値段の抑制に依つて、農民は損失をする、又それが爲に砂糖業者の値段も亦安くされる、斯う云ふことになりませうので、此の米穀管理法の運用の爲に移出する米穀に付ても、島内に於て消費される米穀に付ても亦砂糖業者に付ても皆安くされる、而かもそれが總督府の御説明に依りませう、而かも約五圓なものがした、而も米の種類に依つては十圓以上のものである、斯う云ふことに相成りますので從つて農民は二重にも三重にも物を安く買はれる、併しそれが砂糖業者を安くする、言ひ換れば糖業を保護する爲である、而して砂糖會社は非常に儲けて、而かも今日は對岸支那に輸出して一層の利益がある、斯う云ふことに考へ付くであらうと思ふ、斯う云ふことに相成りますと、之は島民の思想に影響することとは極めて甚大と申さなければならぬ、自分共が搾取されて、其の結果砂糖會社獨り儲かる、斯う云ふことになりませうと云ふと、非常に考へなければならぬ問題だと思ふのであります、經濟上の利害得失の問題は其の臣民に對して、臣民の心の中に強い印象を與へるものでござい

ます、殊にそれが砂糖の保護である、砂糖業者の保護である、斯う云ふことを考へることになりませうと云ふと、誠に寒心に堪へざるものがあると思はなければならぬのであります、而して之に對する批判を加へると云ふことになりませうと云ふと、臺灣島内に於きましては言論が抑壓される、總督府の統治に對して反對を申す者である、さう云ふことを言ふものは不逞なる人間である、さう云ふことを言ふものは不逞なる人間のみならず内地に参りまして、本島人が左様なことを申しますと、又警察から色々の彈壓が來るのであります、之は私は可哀相だと思ふ、懇へれば不逞と言はれる、併しながら自分の生活上の問題でございませうから之は言ふのが當り前である、固より眞に不逞なる者に對しましては十分なる取締をしなければならぬことは當然でございませう、併しながら經濟上の關係に於て之を議論すると云ふことは何等不逞なることではない、當り前のことでありませう、左様な状態に於て經濟上いぢめられ、さうして言論の壓迫を受けると云ふことになりませうと云ふことは、一時は鎮んでありませうが、さう云ふことが醜醜醜醜したる結果は、之は統治上憂慮しなければならぬと思ふのであります、政治は民を養ふにあるのでございませう、而して人心を得るのでなければならぬと思ふ、それにも拘らず斯くの如くして人心を懷疑せしめると云ふことは統治上重大なるものであると考へなければならぬのであります、昨年此の法案が審議されませう際に、私共先輩の永田秀次郎君が賛成

演説をされました其の一節に、斯う言つて居られる「私は特に當局者に希望を致したいことは第一に異民族の統治に當つて、我々が根本に於て臺灣と内地とは、必ず同心一體になり得るものであると云ふ所の、確乎たる信念の下に於て働いて貰ひたいと思ふのであります、さうして更に一面に於て異民族の統治が如何に困難なるものであるかと云ふことに付て、深刻なる認識を有つて貰ひたいのであります」之は私は極めて同感に考へます、臺灣統治に當りましては、極めて慎重に御考へにしなければならぬと思ふのでございませう、殊に今や我が帝國は日支事變に際して、聖戰目的の爲に全能力を擧げて居るのであります、日支聖戰の目的は東亞新秩序の完成にありまして、善隣、友好、協同防共、經濟提携であることは度々承る所でございませう、共同防共と云ひ經濟提携と申しますが要は徹底したる善隣友好であるのでございませう徹底したる善隣友好が出来るならば自然に共同防共が出来る、經濟提携も出来るのであります左様に考へますならば、聖戰の目的は徹底したる善隣友好と申しても差支ない、斯様に思ふのであります、善隣友好なるものは我が國民の多年欲する所でございませう、日清戰爭の目的も左様である、日露戰爭の目的も左様である、而して今回之だけに犠牲を拂つて國民が之に掛つて居りますのも、此の善隣友好でございませう、其の時に當りまして臺灣の本島人固より日本臣民でございませうが、支那人と同種の人である、領臺以來五十年になりませうが、矢張り人種は違



ふのでございます、其の同種の本島人の統治に當つて先程申し上げるやうな、不味い感じを與へて、之は統治上極めて憂慮すべきものであると同時に、支那との善隣友好を確保する上に於きましても、非常なる障礙でなければならぬと、私は思ふのでございます、我々は心から善隣友好を考へて居る、併しながら其の統治の下に在る同民族であります臺灣人はどうであるかと言はれた時に一言も無いと思ふ、之は眞に私政治家は考へなければならぬ問題であると思ふ、總てのことは言ふだけではないけれども、實際に實行して之を示すにあらざれば徹底するものでございませぬ、此の點から鑑みましても、臺灣統治に當りましても少し慎重なる注意を拂はれることは是非考へられなければならぬ問題であると思ふ、そこで折務大臣に伺ひたいのは、今日此の法律に對し、或は此の法の運用に對し、もう少し私を考慮を廻らして貰ひたいと思ふ、如何にするかと云ふ意見は私持つて居ります、持つて居りますが、私が此處にそれを申上げる必要はないと思ふ、私はどうして戴きたいと云ふことを申上げる譯ぢやございませぬが兎に角私の今申上げましたこと、それに御鑑み下さいまして、何とかそれに對し、相當な研究をする、臺灣統治の爲に研究をする、我が聖戰目的完遂の爲に研究をする、斯う云ふことをして戴きたい、研究後の結果、どう云ふ御案が出ますか、それは私必ずしも今日註文申上げる譯ぢやございませぬ、併しながら兎に角此の米穀管理に付きまして相當考究をしつゝある、眞に

考究をして戴きたいと云ふことに、私心から御願を致したいのでござりますが、如何でござりませうか、どうして戴きたいと云ふことを只今其の御答を受けると云ふことは無理だと思ふ、それは決して御答を聴くのでございませぬが、兎に角考究をするに云ふことをして戴きたい、固より砂糖に付きましても之を一層當業者が盛になるやうに考へられることは必要でございませぬ、之が衰微すると云ふことは宜しくない、併しながら糖業の保護に付きましては又更に他の途も考へると云ふことが宜いのでございませぬでせうか、さう云ふことを睨み合せて考へて、此の米穀管理の方の實行に當つて、もう少し政究をするに云ふことは出来ぬでございませうか此の點を御意見を承りたいのでございませぬ。

○國務大臣(小磯國昭君) 松村委員の御質問に御答へ申上げます、第一特用農産物の調整と云ふこと、米穀の増産と云ふことは相一致せず、矛盾をして居るものと認めると云ふ冒頭の御意見でございませぬが、之は色々議論の立てやうにも依らうと思ひますが、私共は左様に考へて居りませぬ、具體的に申上げますと、特用農産物の調整をやつて行くと云ふ範圍内に於て極力米は米として増産をして行くと云ふことでありまして、現に昭和十四年度より米穀管理法を實施致しますると同時に、産米十箇年計畫を立案致しまして、舊來の基準數量に對し、十五年度に於ては二十七萬石、十六年度に於ては四十五萬石を増産すると云ふ計畫が現に立案されたのでございませぬ、之も即ち増産計畫だと思

ひます、唯其の次に松村委員の御述になりました、米は重要食糧である、必要に依つては米産偏重でも宜いぢやないかと云ふ御意見に對しましては、私共の御趣旨に於て全幅の御同意を表したい者であります、實は左様な考に依りまして最近に於ける米穀の偏重に顧み、十五年度に於ては既に二十七萬石の増産の計畫があつたにも拘らず、更に其の上に五十萬石の増産を計畫したと云ふことが、それがまだ行き足らぬと仰せになればそれだけでございませぬが、兎も角も御述になりました御趣旨の極端に沿ひまして努力を致して居る積りでございませぬ、尙特に本年に於きましてから此の食糧の偏重に伴ひ、十五年度第一期作、既に申上げました如く四百九十五萬石と云ふ生産計畫を實行するやうに努めますが、出来るものならば米はもつと増産したいと思ふ考を持つて居ります、一部の論者は、分科會でも申上げました通り、支那廣東省珠江の下流三角州に黃麻を植ゑる、又海南島に甘藷を持つて行け、さうして臺灣に於ける所の生産面積より更に九萬甲歩を米作に移したら宜いぢやないかと、斯う云ふ御意見も承つて居ります、其の御注意と御著眼に對しては固より私共敬意を表します、併しながら廣東省珠江の下流地帯は未だ治安甚だ心元ないのでありまして、此處に臺灣に植付けつゝあつた所の黃麻を移すと云ふことは、ちよつと實行困難と考へます、海南島

に甘藷を移すと云ふ問題に付きましても亦同様でございませぬが、併し最近海南島の治安肅正に向つて第一線將兵が活躍中とございませぬ、此の成果如何によりましては、或は甘藷を幾らかの方面に移して、それが此處に米を増産すると云ふことが出来るかも知れませぬ、併しながら御承知の如く甘藷を栽培する爲には相當の月數を要します、殊に十五年度の第一期米産を増産致しまする爲に、現在迄植ゑてあります甘藷を引抜くと云ふことは今や實行不可能なる事態に直面して居ります、何となれば此の甘藷は昨年七月より既に植付けつゝありますので、現在既に作付が全部済んで居ります、固より非常な場合には非常な處置を執るのに決して退嬰性情であつてはならぬと思ひますが、斯くの如き壓制強行と云ふことを可憐い鳥民にまで背めさせて行くと云ふやうなことは、之は避くべき事であつて、他に全く處置なしと云ふ場合ならば格別、私は食糧の不足と云ふものが國內生産に依つてどうしても出来ないと思ふ場合に於ては、私は他に執るべき方策は自ら存するのではなからぬと思ふのであります、斯う云ふやうな關係に於きまして此の十五年度第一期米産は、矢張りどうしても其の四百九十五萬石と云ふ所の程度を以て満足せねばならぬと思ひます、併し先刻申上げましたやうに、海南島であるとか珠江であるとか云ふ方面の問題も考へて見る必要もあると思ひますから、假令既定計畫の上に若干の數字の動きがあつたと致しまして、米産と云ふ問題に關する限りに於きましては、從

來の計畫よりも更にはみ出して、此の増産の方を持つて行きたいと云ふ考を持つて居ります、次は米穀輸出入管理法の實施に伴ひます價格の問題でございませぬ、之は御説一應御尤も私も考へます、昨年の議會に於て、色々議會に於ける問答の際に、開きが二圓とか、二圓内外とか云ふ風に當時の國務大臣は仰せになつたさうであります、どう云ふ譯でさう云ふ數字を致し掲げられたのであるか、私は能く承知を致して居りませぬけれども、恐らく此の米に大なる變調を來さない、昨年御答辯申上げました當時に於ける米穀事情を基礎としての御話であつたことは、之はもう隠れもなき事實と考へます、そこで米穀に變調を來すか來さぬかと云ふことを度外視致しますならば、斯様に申上げられたことが或は適當であつたのかも存じませぬが、併し其の後に今日の如く既に米穀の事情に變調を來して居るのであります、從つて當時責任者から申上げましたことは姑く措きまして、今回採用致しました所の此の米價が適當であるかないかと云ふことだけを申さるゝ問題ではないかと存じます、で私も果して如何なる所に米價を決定するかと云ふことに付ては、慎重なる考慮を拂ひつゝ實行せねばならぬと云ふことは勿論考へて居る一人でございませぬ、で臺灣總督府當事者に於て法の定むる所に依り決定致しましたる今回の價格は、拓務當局と致しましては大體適當であつたと云ふ風に考へて居るのであります、先程色々御議論のありました所に少し觸れるやうでございませぬが、御議論の中にも御述になり

ました如く、此の價格の決定は、法其のものが特用農産物を調整すると云ふことの爲に設けられたのでございませぬから、此の趣旨に則らねばならぬことは勿論であります、低物價政策云々のことを政府委員から申上げたやうであります、或は申上げ方が悪かつたので、松村委員が御説になつたのぢやないかと考へます、臺灣に於ける此の種米價の決定は、之に依つて低物價政策を行ふのであると、農民は或程度の負擔を責任を負はして置いて、それを低物價政策の基調にするのだと斯う云ふ意味では決してありませぬので、政府が低物價政策と云ふことを堅持して居る、斯う云ふことになつて居るのでありますから、外地に於ける所の政策も亦低物價政策と云ふことの方に順應して行きたい、そこで此の低物價政策の方向に順應するといふならば、此の米の價格も決定して行かねばならぬと云ふやうなことも睨み合したものであります、斯う云ふ御答でなければならぬと思ふのであります、又左様な意味で御答へした積りだつたと思ひます、若し間違が其處にありましたならば御寛恕を願ひます、それからもう一つは御説の如く、農民それ自體の家庭經濟的環境と云ふことをも能く考へてやらねばならませぬ、之を眞に壓迫すると云ふやうなことがあつては、それはいかぬと思ひます、段々色々事例を擧げられて、今日臺灣の農民が非常に困つて居るやうな風に御説明があつたと拜聴致しましたが、私の接受して居ります報告の内容から見ますれば、現在に於ける臺灣の農民は寧



る恵まれたる環境に存在して居ると、斯う云ふ風に言うて居ります、私は私の受けて居ります此の報告を信用したのであります、それから尙之は私が、少し御聞き落しがあつたのかも存じませぬが、米産は減つて居るぢやないか斯う仰せになつたやうに拜聴致しましたが、昭和十四年第二期作に關する限りは五百十二萬石、五百十二萬石と云ふのも怪しいぢやないかと云ふやうなことも分科會で御伺ひ致しましたが、此の現實は私存じませぬので、臺灣總督府當事者の現地に付て調査を致しまして、出て参りました數字を信用する外ございませぬのでありますから、此の數字を基礎と致したのであります、領事後第一期、第二期孰れを通じても五百萬石と云ふ呼び聲を聞いたのは、今日が初めてださうでございます、此の米穀管理法の實施と云ふものは、決して米穀の生産を少からしめるものではないと云ふ寧ろ反證となつて舉がつて來たのぢやないかと云ふ風に私共考へて居るのでございます、唯五圓何がし、それから在來米は、十圓何がしと云ふやうな開きがあるのと云ふ數字の御趣旨でございましたのが、其の通りでございます、開きも餘りありますことは固より喜ぶべき現象ではないと思ひます、併し内地の米價の變調に伴ひまして、常に變調を追うて廻つて居ると云ふことに致しますことは之は決して島民の幸福にはならぬとも考へられます、さうして現實は、米の値段が上がつて居る其の状態に於ても考へて居るのであります、一朝之が反動的に米の値段が下落したと

云ふ場合、此の下落の値段を追うて行くと云ふことになつたならば、臺灣の島民は、臺灣の統治者の人が内地の米價事情にいつでも追隨することの爲に、臺灣の島民は苦しむと云ふやうな結果にも陥る場合があると考へるのでございませぬ、そこで一應此の内地と云ふものから切離されたる立場に於ける臺灣の米穀事情と云ふものに付て考へて行くことの方が、寧ろ臺灣島民を幸福に持來す所以ぢやないかと私共考へて居ります、従つて今回五圓なり十圓なり開きが上がつて参りました所の此の金は、先刻も御話のありました如く色々形に於て之を農民に還元致します、或は耕種法の改良、それから土地の改良、それから肥料に關する所の補助、それから農業の集約化、多角化と云ふやうな方面に總て之を注ぎ込んで参ることの外、今申し上げました此の農業状態の反動期に備へる爲に積んで置きたいと思ふのであります、さうして一度米穀事情に反動が來つて、非常に下落をしたと云ふやうな場合に下落の結果困るだらうと云ふことを、此の積上げて置きました所の金の支出に依つて救済して行くと云ふ風にすべきものである、又統督府も左様に致す考を持つて居る筈であります、最後に此の外地統治の一般方針に及んで御質疑を受けましたが、此の點は全然私共御同感でございます、申す迄もなく外地統治の根本方針は、一視同仁の御聖旨を體しまして内外一體と云ふ所の境地に於て、臺灣、申しますならば彼の地の島民をして喜んで皇國日本の興隆に寄與させると云ふ風に指導して行くべきも

のでありまして、一二外國が其の植民地に向つて施して居ります植民地搾取地帯とも思つて居るやうな植民政策とは、斷然其の趣を異にせねばならぬものと確信して居ります、従つて此の無辜の民に要らざる管を加へると云ふやうなことは嚴に慎まねばならぬことと思ひます、荷も左様な徴候がありと致しますならば、固より私共の足らざる所でありますと同時に、魯鈍に鞭ちまして出先の責任者と協力致し、斷じて左様なことがないやうに致したいと思ひます、併し斯くの如くして尙且若し一朝そこに不運なる存在があると致しましたならば、斷乎之等の者を是正矯正し、是正矯正尙且不可能なる場合に於ては、矢張り泣いて馬糞を斬ると云ふだけの勇斷は振はねばならぬ場合があると考へて居るのであります、或は御質疑の點に對してまだ御答へ足らざる所があつたかも知れませぬが、承つたと記憶致します重要な點に付て以上御答へ申し上げた譯であります、どうぞ御了承を願ひます。

願はなければならぬ事情、私の觀察、それから私の理由を申し上げたので、要點は斯う云ふ譯であるから米穀移出管理法の運用に付ては、もう少し考究されたらどうであらうか、併しながら私は之に對して案を持つて居りますが、案は申上げませぬが、もう少し之を是正することに付て御考になつたらどうか、此の一點に盡きるのであります、それに對します御答をはつきり願へれば、研究する、せぬ之れで宜いのであります、それから尙之は私もさう云ふことを申し上げます、それから尙之は私もさう云ふことを申し上げます、要らぬことかも知れませぬが、私の申上げましたことに付て、之は賛成である、之は賛成でない、色々御話になりました、それはどちらでも宜い、宜いのであります、私は米の收穫が非常に減つて居ると云ふことを斷定した譯ではない、米は總督府の發表がある、併しながら色々な事情の結果尙それに付きましたは現在高に對して能く御調査を遊ばしたらどうかと云ふことをちよつと申上げただけであります、それからもう一つ申上げたのは、特用産物の獎勵をする、と云ふこと、米の増産とは矛盾すると云ふことになる、それは矛盾せぬ、斯う云ふ御話でございました、私はさうは申して居らぬ、固より特用産物を幾ら御獎勵になりました、それは矢張り米を獎勵すると云ふことには矛盾しない、私の申したのは、さう云ふ意味でなくして、米作偏重と云ふこと、米作偏重を矯正すると云ふこと、さうして米の増産を圖ると云ふこと、は矛盾するぢやないか、能く此の邊は尙速記録を御覽になれば分ると思ひます

其の外色々御話になりましたことに付きましたも、私も、大臣が或は私の申上げたことを誤解遊ばして居らぬかと思ふ點が少くない、併しながらさう云ふことを一々申上げた所で、それは何にもなりませぬが、要は先程申上げたやうに、米穀管理法の運用に付てもう少し研究を遊ばしてはどうか、之は臺灣統治の爲でございます、聖職完遂の一助でございます、さう云ふ意味でもう少し御考究遊ばしてはどうか、此の一點なんです、併しながら之に對しまして御答がなければそれでも宜しうございませぬ、尙又私の申上げましたことを、尙速記録に依つて御覽になりました御考へ下さつても宜しうございませぬ、どちらでも宜しうございませぬが、私の御尋ねしたのは其の點にあるのでございませぬ。

○國務大臣(小磯國昭君) 米穀増産に付きましたは今後研究を續けて参ることは勿論でございます、十分に聖職並に新秩序建設の爲に寄與して行くべく努力致したいと思ひます。

○松村義一君 米穀の増産やございませぬ、私の申上げましたのは、此の臺灣米穀移出管理法の運用に付てあります、増産に付て御助力を願ふことは有難うございませぬ、私の御尋ね申上げました點は、此の移出管理法の運用でございます、さう云ふことを申上げました。

○國務大臣(小磯國昭君) 臺灣米穀移出管理法に付きましたは、出先、臺灣總督府當局者と協力一致致しまして、其の運用を十分に向上し、目的を達成致したいと思ひます。

業議院ヨリ送付アリタル昭和十五年年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)、昭和十五年年度各特別會計歳入歳出追加案(特第二號)、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第三號)中外務省所管、司法省所管及拓務省所管ノ部ヲ審査シ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年三月二十五日

豫算委員第二分科副主査 松村 義一  
貴族院豫算委員長子爵井上匡四郎殿

○松村義一君 拓務省所管は追加要求額、本省合計八百十五萬二千餘圓、主として石炭増産對策として朝鮮、臺灣、樺太の特別會計經費補充金でございます、朝鮮總督府以下の特別會計に付きましたは、歳入は申述べること省略致します、朝鮮總督府、歳出合計千八百九十七萬二千餘圓、内容の主なるものは南滿洲鐵道株式會社に委託經營して居る北鮮鐵道の一部を直營するに要する經費、重要肥料供給確保に要する經費、石炭増産對策に關する經費でございます、臺灣總督府、合計八百九十二萬七千餘圓、主と



して臨時部でございます。内容の主なるものは金増産に關する經費、石炭増産對策に關する經費、重要肥料並に燐寸供給確保に關する經費でございます。樺太廳、歲出合計九百三十二萬五千餘圓、内容の主なるものは、石炭増産對策に關する經費でございます。南洋廳、合計十五萬六千餘圓、内容の主なるものは、南洋神社に關する經費の増加でございます。豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件に付きまして、主なるものを二つ申上げます。本省關係として、滿洲拓殖會社債元利保證が二億一千萬圓でありましたものを、之を擴げまして、二億七千五百萬圓にするのでございます。其の次は朝鮮總督府關係に於きまして、鮮滿拓殖株式會社債元利保證を今回初めて契約するのでございます。其の限度は社債額面千七百七十六萬圓でございます。質疑應答の主なるものを申上げます。石炭増産に付ての質疑に對しまして、拓務大臣は、朝鮮は主として無煙炭であつて、有煙炭は少い、臺灣は約四五十萬トン輸出し、又は移出して居る程度である、併しながら尙増産を圖る考である。兎に角是等は餘り言ふに足らぬけれども、樺太は埋藏量が多いから、將來封鎖炭田も之を開發して大いに増産に努める覺悟である、尙港を改良して、冬季の輸出も容易ならしめようと思つて居る、臺灣の産金獎勵に關する質疑に對しまして、政府委員より昭和十二年度以降調査して居るのであるが、從來は海岸及河川に産出を見たるに過ぎないけれども、昨年十月タツキリに砂礫層を發見したる以來、山中に於ても東方面

に四ヶ所、西方面に一ヶ所を發見したことは誠に成功であつた、今年三月迄に十三ヶ所、十五年度に二十一ヶ所を調査するの豫定であると云ふことでございます。金の密輸出に付きまして、支那に於ても滿洲に於ても金の價格が暴騰して居る、それが密輸出の原因の主なるものであるから、此の金の價格暴騰の原因を能く探究して、若し其の原因が先方の通貨にあるものであるならば、之に關して適當なる方策を立てなければならぬのでないか、尙金の密輸出を防止する爲に、金の生産關係者に共同責任を負担せしめてはどうであらうか、又金の増産獎勵は金の價格に關係ありと思ふが、此の點に付て考究する必要があるではないか、と云ふ質問に對しまして、拓務大臣は是等の點は財政當局と能く

協議をして見なければならぬ、又密輸出の取締に付ては十分注意する考である、と云ふことでございます。臺灣の石油獎勵に付ての質疑に對しまして、拓務大臣は從來深掘を獎勵したのであるが、近頃は淺掘に對しまして半額の補助を與へ、尙資材の優先配付をもして居る、尙臺灣のみならず樺太方面も開發すると同時に、海外にも平和的に手を延ばさうと思つて居ると云ふことでございます。以上が三省關係に於ける質疑應答の主なるものでございますが、各人共熱心に討議を續けられましたから……其の外質疑應答に極めて有益なるものが少くないのでございます。之は速記録に就て御覽を願ひたいと思ひます。

## 豫算委員第二分科會

### 昭和十五年度拓務省所管一般會計及特別會計豫算其他

#### 小磯拓務大臣の説明

○國務大臣(小磯國昭君) 昭和十五年度拓務省所管一般會計及特別會計豫算に付きまして、其の概略を説明申上げたいと存じます。先づ拓務

省所管一般會計の分に關しまして説明申上げます。昭和十五年度豫定經費要求額は總計五千五百八十四萬三千餘圓でありまして、之を昭和十四年度豫算に比較致しますと、八百四十三萬一千餘圓の増となるのであります。斯くの如き増加を來しました所以は、主として臨時部の滿洲開拓民に關する經費に於て一千二百六十萬七千餘圓を増加したことによるものであります。次に主要新規事項に付きまして大體の御説明を申上げます。先づ拓務局機構充實に要する經費で

ございませう、我が國と致しましては南方諸地方との緊密なる關係の増進に努め、以て經濟的提携に遺憾なきを期しつゝある次第でございます。同方面に對する移殖民及海外拓殖事業の指導獎勵に關し、更に一層之が實を擧げたいと存じます。拓務局の機構を擴充することとし、之が所要經費三萬餘圓を計上致しました。次に移殖民及拓殖事業臨時調査に要する經費であり、東亞の新事態に直面し、移殖民並移殖民に伴ふ拓殖事業等、種々調査研究を加ふるの必要に迫られて居りますので、昭和十四年度に引續き、之に要する經費として十六萬九千餘圓を計上致しました。次は南洋及南米方面に於ける移殖民及海外拓殖事業の保護獎勵でございます。南米移殖民は歴史も古く其の數約二十五萬の多數に達し、彼等の通商貿易等の關係に於きましても多大の貢獻を爲して居るやうな状態でありませうが、斯かる状態を更に助長致しまする爲本年度も引續き優良なる移住者を相當數送出致したいと存じまして、之が所要經費五十八萬三千餘圓を計上致しました。次に南洋及南米方面に於ける拓殖事業の指導獎勵に關する經費として百四十一萬二千餘圓を計上致しました。右の中南洋地方に對する分百六萬三千餘圓、南米地方に對する分三十四萬八千餘圓となつて居ります。尙本年紀元二千六百年記念祝典の舉行せらるゝに際しまして、海外各方面より多數同胞の歸朝者がある見込でありますので、此の機會に種々懇談致したいと存じまして、之が經費五萬圓を計上致しました。本經費は祝典舉行

の時期の關係上、昭和十五年度に於て改めて要求致す次第であります。次は滿洲開拓民に關する經費でございます。滿洲開拓事業の重大なる使命に關しましては敢て贅言を要せぬ所でありませうが、東亞に於ける新局面の展開に伴ひ、之が急速且圓滑なる實施は更に一層其の重要性を加ふるに至りましたので、御承知の如く曩に臨時滿洲開拓民審議會に於て之が方策に關し検討を煩はす所がございました。其の結果極めて有効適切な答申を得ましたので、之を參考として今後之が促進に付き、それ〴〵必要な措置を講ずることと相成りました。そこで本年度に於きましては、集團開拓農民一萬六千戸、集開拓農民三千戸、分散開拓農民五百戸、商鑛工其他開拓民七百戸、青年義勇隊三萬人を送出することとし、之に伴ひ中央及地方に於ける開拓民事務遂行の爲の機構整備、其他諸般の事務處理に要する經費等總計三千五百七十二萬三千餘圓を計上致してございませう。次に青年勤務奉仕隊に要する經費五十六萬二千餘圓でございますが、之は青年を以て勤務奉仕隊を編成の上滿洲國に派遣し、同國に於ける建設作業に對する勤務奉仕を爲さしむることと致しまして、其の所要經費を計上致しました。右は文部、農林兩省に於ても之が實施に必要な經費を計上してございませうが、各々其の主管事務に従つて、之が圓滑なる遂行を期したいと存じます。次に支那羊毛資源開發に要する經費四十九萬四千餘圓であります。之は北支及蒙疆地區に於て羊毛資源の開發を行ふこととなり、種羊場の設置

指導員の養成を行ひますので、之が經費として東亞種羊協會への補助金並に本事業の指導監督に要する經費を計上してございませう。次は臨時經濟統制連絡に要する經費七萬九千餘圓であります。之は内外地間に亘り物資、勞務、物價等に關し、經濟統制の實施せらるゝに當りまして内外地間の緊密なる連絡調整を圖り、戰時經濟運行上遺憾なきを期したいと存じまして、之が所要經費を計上致しました。以上を以ちまして簡單ながら一般會計の分の御説明を終りたいと存じます。次に各外地特別會計の昭和十五年度豫算に付きまして概要を御説明申上げます。朝鮮總督府特別會計歳入歳出共八億三千七百七十八萬六千餘圓、臺灣總督府特別會計歳入歳出共二億六千五百三十三萬餘圓、樺太廳特別會計、歳入が五千七百八十九萬五千餘圓、歳出が五千七百六十四萬五千餘圓、南洋廳特別會計歳入歳出共一千三百二十二萬五千餘圓でありまして、外に朝鮮鐵道用品資金特別會計歳入歳出共一億一千七百四十萬餘圓、朝鮮簡易生命保險特別會計歳入三千二百九十四萬三千餘圓、歳出一千八百五十萬四千餘圓、臺灣米穀移出管理特別會計歳入二億四千三百八十二萬五千餘圓、歳出二億二千九百四十四萬一千餘圓、臺灣官設鐵道用品資金特別會計歳入歳出共一千萬圓の特別會計豫算がございませう。以下各外地特別會計豫算の主要新規事項に付き概略の御説明を致します。各外地の特別會計の豫算は、何れも内地一般會計の豫算編成方針に準據し、極力節用を旨とし、既定經費に付ても出來得る限りの節約を致したので



ありますが、時局並に外地現下の實情に鑑み、緊急善後難き施設に關し最小限度の經費を計上致したのであります。先づ朝鮮總督府の特別會計から申し上げます。朝鮮に於きましては神社及教育教化に關する經費と致しまして、神社行政機構の充實に要する經費五萬餘圓、初等教育擴充計畫に伴ふ師範學校増設並に増設初等學校補助増額等に要する經費百五十五萬二千餘圓、專門學校、中等學校、青年訓練所學徒及青年勤勞奉仕隊滿洲派遣等に對する補助等、百五十五萬三千餘圓、總計三百五十五萬六千餘圓を豫定致して居ります。朝鮮の産業振興施設に關する經費と致しましては、米穀増産を圖る爲耕種法の改善、土地改良事業の助成、水稻優良品種の育成試験等に要する經費六十八萬七千餘圓、棉作、造林、水産及畜産獎勵施設に要する經費二百五十五萬餘圓、朝鮮鑛業振興株式會社補助金三十萬四千餘圓、重要鑛物増産、金屬工業助成監督に要する經費百九十七萬二千餘圓、技術者養成施設に要する經費二百七萬三千餘圓等、合計一千四百八十六萬二千餘圓を計上致しました。産金獎勵に關しましては金増産獎勵、金山道路修築、送電線築造等に要する經費總計三千九百二十二萬九千餘圓の計上がございます。貿易の助長及び總制に關しましては輸出産業の獎勵、輸出資金前貸損失補償及輸出補償制度の實施等に要する經費四十七萬九千餘圓を豫定致しました。衛生施設に關する經費と致しましては結核豫防會朝鮮地方本部補助等總計三十二萬餘圓の計上がございます。事變對策に關しまして

は、防空施設に要する經費二百萬餘圓、航空路の整備維持並に氣象觀測機關の整備維持等に要する經費百十二萬餘圓、經濟統制に關する諸施設、經濟警察、移動警察、外事警察の擴充等に要する經費七百六十六萬餘圓等、總計一千五百五十四萬餘圓を豫定致しました。警察及司法に關しましては、思想犯に對する豫防拘禁制度の實施、朝鮮人の氏制度の創設、警察機關の擴充強化、刑務作業の充實等に要する經費三百六十二萬餘圓を豫定致しました。交通及通信に關する經費五千五百九十五萬一千餘圓を計上致しました。以外に、鐵道建設及改良費に於きまして、總額二億二千六百六十六萬三千餘圓を豫定繼續費に追加し、其の本年度割額五千六百六十六萬二千餘圓を増加する外、既定額の繰上繰延を行ひ、本年度豫定額は總計一億六千五百六十二萬四千餘圓と相成つて居ります。其の追加額の主なる内容は、三浪津大田間及平壤南市間複線工事費總額一億二千三百三十萬五千餘圓、其の本年度割額一千八百八十四萬八千餘圓、龍山輪城間及古茂山上三峰間線路改良費總額九百九十三萬二千餘圓、其の本年度割額百五十五萬餘圓、南京城京間線路增設費總額一千二百四十六萬五千餘圓、其の本年度割額二百二十四萬七千餘圓、釜山水色及平壤操車場擴張又は新設工事費總額三千三百四十三萬七千餘圓、其の本年度割額五百九十九萬二千餘圓、電氣信號設備費總額七百四萬六千餘圓、其の本年度割額二百二十一萬二千餘圓等であります。營繕及土木に關しま

しては、國防道路修築改良費の追加百二十五萬餘圓、釜山、馬山、海州、鎮海、城津、多島島の各港の擴張又は修築に要する經費五百九十七萬五千餘圓、治水事業費の追加三十萬餘圓等、合計一千三百五十三萬三千餘圓の計上がございます。在外朝鮮人に對する施設に關しましては、滿洲及支那に在住する朝鮮人の保護撫育施設、滿洲開拓民の訓練施設等に要する經費七十五萬三千餘圓を豫定致して居ります。朝鮮の專賣及鹽業に關する經費と致しましては、葉煙草、鹽及阿片の生産増加に要する經費等、總計一千三百三十六萬二千餘圓を計上致しました。又營林に關しましては、造林事業、官行斫伐事業等に要する經費三百四十萬四千餘圓の計上がございます。昭和十五年國勢調査に關しましては、所要經費百四十八萬五千餘圓の計上がございます。臨時軍事費特別會計に對する繰入金と致しましては、二千八百六十萬一千餘圓の増加を豫定致し、總計五千四百八十八萬一千餘圓の繰入金を計上致して居ります。其の内容は、臨時軍事費財源繰入一千萬圓、昭和十三、十四、十五の各年度に於きます増稅等に依る支那事變特別稅其他收入の繰入三千九百七十三萬二千餘圓、北支事件特別稅收入繰入七十四萬八千餘圓と相成つて居ります。次に臺灣總督府特別會計豫算に付て申述べます。臺灣の教育及教化に關する經費と致しましては、臺北帝國大學工學部創設準備並に工業教育機關擴充に要する經費六十二萬六千餘圓、初等教育制度改善準備並に師範教育機關擴充及新營に要する經費百三十八萬三千餘圓、臺北帝

國大學其他諸學校整備擴充、國語普及獎勵、青年訓育鍛鍊指導等に要する經費二百二十三萬五千餘圓總計四百二十四萬五千餘圓を計上致して居ります。衛生に關しましては、醫療機關と整備擴充、特殊豫防治療劑の製造並に試驗等に要する經費八十七萬六千餘圓を豫定致して居ります。警察及防空に關しましては、警察機關の充實、經濟警察事務強化等に要する經費と致しまして三百二十九萬九千餘圓を計上致しました。更に法務に關しましては、高雄地方法院設置、經濟的犯罪防遏施設等に要する經費四十萬六千餘圓を豫定致しました。財務に關しましては、物價調整及貯蓄獎勵、稅制改正に伴ふ徵稅費の増加等の爲、之が經費三百五十八萬二千餘圓の計上がございます。臺灣の産業振興施設に關しましては、米穀の増産を圖ります爲、耕種法改善、米品種改良、自給肥料増産獎勵、品評會開催等の施設に要する經費百十三萬六千餘圓、農業の調整並に獎勵に要する經費百五十六萬八千餘圓、鑛物増産、水産獎勵、貿易振興、開拓民獎勵並に訓練、工業研究所並に天然瓦斯研究所整備充實、州產業部設置等に要する經費六百二十九萬九千餘圓、總計九百四十四萬餘圓を計上致して居ります。更に林野に關しましては軍用材並にバルブ用材増産、湖葉樹利用開發、官行斫伐等に要する經費二百六十四萬四千餘圓の計上がございます。又專賣事業に關しましては、樟腦、工業鹽、葉煙草等の増産、各種專賣事業増進等に要する經費一千五十三萬七千餘圓を豫定致して居ります。交通及通信に關しましては

臺灣の現下の發展狀況に即應する爲、之が施設に付き特に留意致しました所でありまして、鐵道及通信の事業増進等に要する經費二千六十九萬三千餘圓、臺北第二飛行場設置費三十五萬圓、臺北廈門定期航空輸送補助二十四萬圓等の計上がございます。外に、高雄港及新高港、新高港は昨年中部港なる名稱の下に築港工事費豫算の御協賛を願ひましたものであります。此の兩港の臨港鐵道建設工事、南部操車場設置、各驛改良等に要する經費總額一千六百三十二萬一千餘圓を、既定繼續費であります所の鐵道建設費及停車場改良費に追加致し、其の本年度の年割額二百三十二萬一千餘圓を大部分公債財源支辨の豫定を以て計上致しました。尙土木に關しましては、高雄港及花蓮港、港擴張に要する經費百六十五萬一千餘圓、新高港漁港築造に要する經費五十五萬圓、河川維持工事費十八萬五千圓、縱貫道路改良費の追加四十萬圓、土地改良、畑地擴張及水利施設に要する經費四百四十九萬九千餘圓等、總計九百三十二萬二千餘圓を豫定致して居ります。臺灣の國勢調査に要する經費と致しましては五十一萬二千餘圓を、企業部設置外事部擴充、軍人援護等に關しましては四十八萬四千餘圓を、計上致して居ります。臨時軍事費特別會計に對する繰入金と致しましては、支那事變特別稅收入其他の繰入の分を含め一千八百五十一萬五千餘圓の増加を豫定し、本年度繰入金總額は二千三百三十六萬二千餘圓と相成つて居ります。次に樺太廳特別會計に移ります。樺太の教育及社會事業に關する經費と

致しましては、樺太神社御造營に要する經費十萬圓、中學校の新設、工業學校の開校、公立水産學校の官立移管、拓殖學校擴充其他學校教育、社會教育及社會事業施設の充實に要する經費七十八萬一千餘圓を豫定致して居ります。警察及衛生に關しましては、警察機關充實、防空設備施設、中央試驗所保健部設置、其他醫療施設の充實に要する經費百三十二萬九千餘圓の計上がございます。勸業に關しましては、三十四萬四千餘圓を計上し、中央試驗所の擴充、農産及水産獎勵等を行ふ豫定であります。又林務に關しましては八十九萬六千餘圓を計上し、官行斫伐の擴張、森林資源的集約的利用等を行ふ豫定であります。更に交通及通信に關しましては、鐵道及通信の業務増進、飛行場設置等に要する經費、總計百六十九萬八千餘圓を計上致して居ります。樺太拓殖事業に關する經費と致しましては、大泊港擴張に要する經費の追加を初め、道路、鐵道、船渠、河川、植民、土地改良、産業振興、水産増殖、國有林事業經營、燃料資源調査及開發の諸施設に要する經費、總計一千六百四十萬八千餘圓を計上致して居ります。臨時軍事費特別會計に對する繰入金と致しましては六百七十七萬六千餘圓と相成つて居ります。尙氣象觀測機關整備擴充に關しましては、四十六萬四千餘圓を、物資需給調整、物價調整、貯蓄獎勵及國家總動員事務に關しましては、二十萬六千餘圓を、國勢調査に關しましては、十一萬四千餘圓を、軍人援護施設に關しましては八萬四



千餘圓をそれ／＼計上致して居ります、最後に南洋廳特別會計に移ります、南洋群島は地理的に國策上重要位置を占めて居りますと共に、經濟上の價值亦少くありませんので、交通、通信、産業振興の諸施設に付き特に留意致した次第であります、先づ南洋神道造費の補助十一萬、高等女學校、小學校及公學校の擴充、學事職員の充實等に要する經費三十九萬五千餘圓、産業に關する經費と致しましては燐礦増産、産金奨勵、重要礦物探鑛奨勵、水産奨勵、商業助長等の施設に要する經費三十五萬五千餘圓、通信事業増進、航路補助等に要する經費百五萬五千餘圓を計上致しました、更に南洋開發事業に關する經費と致しましては二百八十萬一千餘圓を計上致して居ります、其の主なる内容は、先づ南洋群島内に定期航空路が開設せられぬものに對應致しまして、航空通信、航空路及氣象觀測施設の整備擴充に要する經費、航空標識、道路、港灣等の整備、熱帯産業研究所及水産試驗場の内容充實、拓殖施設等に要する經費であります、最後に一般會計に對する繰入金は七十萬圓を計上致して居ります、尙附加へまして、昭和十五年度各特別會計追加豫算、特第一號中、朝鮮總督府特別會計の分に付きまして御説明申上げます、朝鮮總督府特別會計追加豫算額は歳入歳出とも九百八十八萬一千餘圓でありまして、其の歳出の内容は昭和十四年四月以降、中南鮮地方に於きます未曾有の旱害に關し、勞銀撤布の爲行ひます土地改良、道路其の他の工事に對する補助金、副業の奨勵、食糧の配給、罹災學童

に對する食糧の給與等に要する經費であります、昭和十五年度拓務省所管特別會計の豫算概要は大體以上の通りでございます、御審議の上御協賛あらむことを望みます。

### 臺灣の林業振興に就て

#### 丸山鶴吉君の質問

○丸山鶴吉君 私は二三の御質問を申上げたいと思ふのでありますが、先づ簡單な問題から、臺灣總督府の政府委員の方から御答を願ふ譯であります、之は臺灣の林業に關する問題であります、御承知のやうに臺灣の林野面積と云ふのは二百四十五萬町歩もございまして、臺灣の面積の凡そ六十八パーセントを占めて居るのであります、あゝ云ふ土地柄でありますから木の種類も非常に豊富であります、光と熱に恵まれて居る所でもありますから、森林の發育状態が非常に好いのであります、又森林の蓄積も相當にあるのでありますけれども、どうも領土四十五年にもなりますけれども、どうも林産が十分な發達を致して居りませぬので、島内用材の消費量にも満たませぬので、其の過半数は移入を致して居るやうであります、年額百九十萬石も移入致して、価格は千九百萬圓にも達して居

るやうな状態であります、又内地の國有林の一町歩當りの収入平均を見ますと、凡そ七圓七十錢位になつて居りますのに、臺灣の國有林に於きましては、少し統計は古いのでありますけれども、十年、十一年度あたりを見ますと、一圓五十錢、一圓六十八錢と云ふやうな誠に収入が少いのであります、それでありましてから臺灣に於きましてはあれだけの土地柄でありながら、林野行政に要する費用を引きますと、森林収入は寧ろ赤字を出して居るやうな状況であるのであります、殊に斯う云ふ事變に際しましては木材と云ふやうなことは餘程重要な資源の一つであるのであります、全體から申しましても歴代の總督が、非常に御盡力で諸般の産業は非常に發達を致して居るのであります、殊に糖業の發達其の他の發達は非常なものであります、農業生産額の如きは此の僅かに二十六パーセントの面積で、總生産額の五十三パーセントを占めて居るやうな有様であります、林業の収入と云ふのは僅かに二パーセントであります、而も六十八パーセントの面積を占めて居る林野で、僅かに總生産額の二パーセントしか収入がないと云ふやうなことは、どうしても林業が非常な不振な状況にあると申さなければならぬのであります、で、まあ從來共此の林業のことについて總督府に於ては、御考になつて居ることと思ふのでありますけれども結果から見ますと、如何にも不振な状態にあるのであります、丁度標高六千尺から八千尺の上であります樹とか、樺とか云ふやうなものは多少利用されて居りますけれ

ども、山麓から温帯地方、最も大きな面積を占めて居ります其の間の利用活用と云ふものが、本當に出来て居らぬやうに承つて居るのであります、臺灣は殊にあゝ云ふ風な峻峻な土地柄でございますから、年々水害等の害もありませんので、又さう云ふものを防止する建前から申しましても、山林、治水のことは非常に大切でありますし、殊に唯一の熱帯地でありまして臺灣でありますから、將來此の木材資源と云ふやうなものが、臺灣に期待致しますこと非常に大きいと思ふのでありますから、之等が誠に不振の状態にありましては非常に遺憾なことでありまして、まあ色々此處に至りました原因と云ふものは、今日迄あると思ふのであります、實は臺灣の林政を掌ります機構が完備を致して居りませぬのであります、殖産局の中で山林課と云ふものがありません、一般林政のことを掌つて居るのでありますけれども、其の外種々なる機關が臺灣にはあるやうであります、殖産局内に營林署があります、製材とか蓄材とか林産物製造と云ふやうなことは其處でやつて居りますし又官有林野の開墾とか、處分とか、増植と云ふやうなことは内務局の地方課でやつて居る、又專賣局の中で鹽課と云ふものがあります、之は樟材木を保存する關係でもありませうと思ひますが、さう云つたやうな林産行政の方でも鹽課でやつて居りますと云ふやうなことで、どうも林産行政と云ふものが統一をされて居らぬので、此の不振を致す原因の主なるものは其處にあるのぢやなからうかと考へられるのであ

ります、それで朝鮮あたりの例に於きましては山林行政の非常にやかましい時は山林部と云ふものを特設致しまして、林野行政と云ふことに非常に力を入れられた事例があるのであります、非常に期待を掛けられた臺灣で、此の林野行政が振興致さないで、斯くの如き状態にあることは甚だ遺憾なことであるのであります、此の點に付きましては、總督府では如何なる御考を御持ちになつて居るのでありませうか、承る所に依りますれば、山林局と云ふやうなものを特設して、林務行政統一振興の爲に御盡力になると云ふやうな計畫もあつたやうに承つたのであります、此の點に對して臺灣總督府の政府委員の方から御意見なり、御抱負なり承ることが出来ませぬと思ひます。

○政府委員(森岡二朗君) 臺灣の林業に關しましての御質問でございますが、只今御話の如く臺灣の各種産業の中、林業に關する點が遅れて居ると云ふことの御意見でございます、只今御話の通りに相當建築用材等は多くあり、又内地に比ばまして各種の樹木が繁茂致して居り又内地に比ばしても色々異つた材木もある譯であります、相當内地に對しても供給し得る建築材があることは御承知の通りであります、其の一面に於きまして、内地から只今御話の如く相當の移入を仰いで居ると云ふやうな事柄に付きましては、臺灣自身としても誠に遺憾であります、殊に時局が斯う云ふ木材を要求して居る際に、殊に内地に於て必要とせられて居る際に、内地から移入を仰ぐと云ふやうなこ

### 灣米管理後の實狀如何

○丸山鶴吉君 只今御答辯に依りまして、總督



府當局に於かれましては林政の前途に對して非常に御配慮になつて居ることを承りまして、誠に國家の爲に同慶に堪へないのであります、此の林務行政統一に要する費用と云ふものは大して多額の費用を要する譯でもありませんので、臺灣の全體的産業の費用から申しますれば極く一部分で足りることと思ふのでありますから、どうしても林務行政の機構を統一して、非常なる熱意を以て御掛りを願はぬと、折角此の期待に背くやうなことになると思ふのでありますから、此の點に付きましては、更に來年度に於きまして必ず實現するやうに御考慮を願ひたいと思ふのであります、第二點でございますが、矢張り臺灣總督府の政府委員から御答を願ひたいと思ひます、場合に依りましては拓務大臣から御答を願ひたいと思ふのであります、之は昨年の議會を通過致しました臺灣移出米管理に關する質問であります、私共は昨年此の議案が提出されまして、殊に戰時事變の際でありますから、食糧確保が何物を措いても必要な時代であるので、縦んば案自體を認容すると致しまして、それを實施する時期ではない況んや其の案自體が臺灣の統治の上にも、民心に及ぼす影響も非常に重大であるからと云ふので、徹頭徹尾反對を致しまして最後迄反對を致したのであります、多數を以て議會を通過し既に現行の法律となつて實施になつて居りますから、今更其の議論を繰返して此處で彼此申上げる譯ではないのであります、此の實施後の大體の模様を此の際承ることが出来れば非常に

仕合せだと思ふのであります、移出米管理の法案の御提出の理由は、臺灣の産業の中で米に變調を來すことを防止するのであつて、其の他の有用植物を同時に増産をして行くのである、多角形經營を致す趣旨で此の案を提出したのであると云ふ提出の理由であつたのであります、まゝ御實施後未だ日もないことでありまして、けれども、大體どう云ふ風に運用されて居りますか其の一般の概況を承りたいと思ひます。

○政府委員(森岡二朗君) 昨年御審議を願ひ、御協賛を得ました臺灣米穀移出管理事業は爾來各般の準備を致しまして、米穀局設置、臺灣米穀移出管理令の發布等それ／＼準備を致しまして、十一月一日から實施致しました譯であります、即ち臺灣に於ける二期作米の買上から行つた譯であります、御承知の通り此の移出米管理事業の目的は既に御承知の通りであります、偶々時局が米穀増産を必要とする際でありますから固より本事業は減産を目的として居るものではなく、各種の農産物の調和的發展を期することを目的として居るのであります、米其の他の有用作物の漸進的に増産、米にありましては増産する計畫を立て、居つたのであります、偶々斯くの如き時局で米穀の必要性が更に加はつて参りましたので、従つて十五米穀年度に於きまして、亦昨年十四年度より増産計畫を致して居りました以上、更に五十萬石の増産をすることに致しました、十五米穀年度に於きまして約八十萬石近き増産を圖つて居る譯であります、而して管理事業は此の十一月より實施致

しましたのであります、偶々内地に於きましては米穀が非常に逼迫を致して居ります關係から致しまして其の急に應ずる爲に十二月中に九十萬石の内地移出を圖り得ましたことは、此の統制致して居ります管理事業の結果と存するものであります、而して一月迄に買上げ致しましたものは約四十萬石でありまして、一月迄に内地へ移出致しましたものは百二十萬石であります、で十一月、十二月に於きましては九十五萬石でありまして、之は内地に於ける米穀の逼迫致して居ります際に相當寄與致したと存じて居る次第であります、而して本事業は固より各種農産物の調和的發展を圖ることを以て目的と致して居るのであります、偶々米穀が最も重要性を考へられる際であります、所謂米穀の非常時對策として増産を計畫致して居るのであります、従つて本案が昨年來種々論議されました減産を目的とするものでなくして、十分に米穀事情にも適應し得るやうに今日迄順調なる運びを致して居る次第であります。

○丸山鶴吉君 大體の御説明を承つたのであります、此の特殊の米穀事情に依りまして非常な増産を計畫されたことと云ふことで、あの時聲明されましたやうに、時節柄必要な作物である黄麻、苧麻、苧麻或は甘藷、棉花、さう云ふ風なものは大體豫定のやうに御進行になつて居るのでございませうか、其の點を承りたいこと、それから昨年あの案が通過致します際は、凡そ時價から二割程度の安値で買上げるのである、斯う云ふ御説明を繰返し／＼されて居るのであ

りませんが、現在御買上になつて居る石當りの價格は幾らであり、内地で賣捌になつて居ります價格は幾らであり、凡そ幾らばかり石當り農民の収入が少くなつて居るのか、之を數字的に一應御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(森岡二朗君) 米以外の各種有用作物に付きましては、それ／＼十四年度より十箇年計畫に基く計畫に従ひまして順調に進んで居る譯であります、唯其の中で黄麻だけは著しく進み過ぎたと申して宜い状態でありまして、之は或程度の引戻しが必要と存じて居ります、之は若し十年後に於て必要である程度迄進むのでありますならば、其の程度に止めて置けばそれで結構であります、唯、今日の米穀關係から致しまして或程度それは引戻して居る次第であります、其の他の有用作物に付きましては順調なる計畫の下に進んで居る次第であります、尙移出米の買上價格と内地に於ける販賣價格との點であります、大體買上價格及運賃を合せまして約三十四圓餘りであり、而して内地に於ての賣買價格は三十九圓餘りであり、差が約五圓、それは臺灣總督府の収益になつて居る譯であります、で昨年約二圓の利潤と云ふことを申上げて置きましたが、色々事情に基きまして米穀事情、經濟事情に基きまして五圓二十五錢でありましたと思ひます、利潤を總督府は收得致して居ります。

○丸山鶴吉君 少し細くなるやうでありますけれども、そこに御手許に材料があることと思ひますから、蓬萊米に付ては三十四圓と仰せら

れるのですが、農民に實際入ると或は運搬諸費が掛かつたり色々して居りますが、其の内譯を蓬萊米と、それから丸籾米、それで區分してちよつと一應承りたいと思ひます、之は他の政府委員からでも宜しうございませう。

○政府委員(植場鐵三君) 便宜上私から數字を申上げます、只今總務長官から御説明になりました販賣原價の三十四圓何がしと云ふものは、正確に申上げますと、三十四圓九錢九厘と云ふ數字になります、之を構成して居りますものは島内の買入價格、それから運賃諸掛り、それから販賣諸費、其の内譯を申上げますと、島内の買入價格が三十四圓二六錢一厘と云ふ數字になつて居ります、それから運賃諸掛りが二圓五十四錢、それから販賣諸費が一圓二九錢八厘、之を合計致しまして三十四圓九錢九厘と云ふことになり、それから販賣價格を三十九圓三十五錢二厘と抑へて居ります、三十九圓三十五錢二厘でありますから差引致しまして、只今御説明のありましたやうに販賣収益は五圓二五錢三厘と云ふことに相成ります、之は臺北州の三等米の東京倉庫渡しの基準でございませう、それから丸籾支米を申上げます、之も臺北州三等の東京倉庫渡しと云ふ基準に致して居ります、販賣原價が石當り三十五圓十錢二厘、之を構成致して居りますものは、島内買入價格の三十一圓三十九錢五厘、それから運賃諸掛りが二圓五錢五厘、それから販賣諸費が一圓二十錢二厘、合計致しまして販賣原價三十五圓十錢二厘になるのであります、之に對して販賣價格が

四十五圓三十六錢九厘と云ふことになつて居りますので、差引致しまして販賣収益が十圓二十六錢七厘と云ふ數字に相成つて居ります。

○丸山鶴吉君 それで内譯は非常に明瞭になりましたのであります、此の中であつたと疑問に思ひますことは販賣諸費と云ふ一圓二十九錢八厘、丸籾に於きまして一圓二十錢二厘と云ふのでございませう、昨年あの案を審議致します際は、運賃諸掛りは勿論包含を致すのでありますけれども、販賣諸費と云ふものは果に角會社が出来て、そこでおやりになるのでありますからそれは事務費の方で出るのであると、大體私共は了承致して審議を致したやうに思ふのであります、それは事實さうでなかつたのであります、せうか、どうでありませうか、それから若しそれは事務費の中に入つて居らないので、別に販賣諸費と云ふものを出すのだと云ふことになりまして、在來蓬萊米にしまして、或は丸籾米にしまして、商人が取扱つて居りました時の諸経費と云ふのは、大抵一石で三十錢か四十錢、高くて三十錢か四十錢でありましたのであります、特に總督府で御扱になるやうに致しましてから、その殆ど三倍以上の諸費が石當り掛る、それは一體どう云ふ理由でありませうか、其の點の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(植場鐵三君) 只今丸山さんの御話のやうに、此の販賣諸費の單價が少し高過ぎると云ふことは、實は此の數字を割りました基礎が二期作だけを捉へまして總経費を割出した、それから附加へて申上げて置きたいと思



ひますのは、丸糯の価格が相當販賣収益を上げて居ると云ふ點でございますが、之は實は其の丸糯の玄米原價を決めます場合に、出来るだけ蓬萊米に轉じたいと云ふやうな気分もございませうので、多少値段を抑へたと云ふ點がございませう、併し其の中の構成分子でございます販賣諸費が蓬萊米と丸糯とで若干動いて居ります、之は金利等の計算の關係で若干動いて居るのでありまして、大體同じものと御覽を願つて差支ないと思ふのでございます、何れに致しましても比較的販賣諸費の高く付いて居りますのは、只今申上げました通りに割りました基礎の數量が少い爲であります。

○丸山鶴吉君 私の尋ねました昨年御説明の中には運賃掛りは勿論原價に包含致しますことになつて居りましたけれども、事務費から御出しになるやうに私共諒解致して居つたのでございませうが、それはさうでなかつたのでございませうか、それを御答辯がなかつたやうでありますから承りたいと思ひます、それから一石當り一圓二十錢も販賣諸費が掛るのは非常に高くなつて居る之は二期米だけを標準に割出したからと云ふことであります、さうしますと一期米、二期米も御扱ひになるやうになりますと、之はうんと半分に減るのでございませうか、どうでありませうか、其の御見込を承りたいと思ひます。

○政府委員(植柳三君) 此の販賣諸費と昨年御説明申上げた運賃掛りの問題であります、昨年申上げた運賃掛りの觀念の中には、實は販賣諸費も含めて考へて居つたの

であります、此處に販賣諸費と申しますのは取扱の總収入の約一パーセント程度のものでありまして、只今御話になりました一期作も含めると、御説の通りに約半分位の程度が下つて来る、斯う云ふ計算に相成ります。

○丸山鶴吉君 其の點は色々論じて居りましたも盡きないことであるから、唯先程總務長官から、御説明もちよつとありましたのであります、昨年案を審議致します際は、大體此の時價より二圓程度の差額で御買上になるのだ斯う云ふことを屢々御説明になつたのであります、此の経緯を考へて見ますと、初め總督府の説明では、二圓乃至四圓の差額であると云ふことを説明をされた時があつたのであります、段々審議が進行致して居りました間に、いつの程か總督府は二圓と云ふことを明瞭に言はれたのであります、之は審議に與かつた人悉く存じて居ることでありませう、又速記録に依りましても方々でそれが出て居るのであります、殊に原案を支持する意味で質問を續けられました一委員の如きは、臺灣の重要物産の調査會の委員であられたのであります、其の重要物産調査會の決議にも、急激なる變化を起さないやうにしるべしと云ふことが附帯決議になつて居る、其の委員からも委員會の席上で急激な變化を起さないやうにしるべし、斯う書いてあるが、一體幾らの差額で買上げる積りであるかと云ふ質問をせられた時に、二圓と答へられて居るのであります、それでありませうから初めの總督府の御考は、どうであつたか知れないけれども、此の案の審議

る事に付きましたは、先程もほんの一言申上げた次第であります、私共も當初より元々約二圓の利潤を以て進んで行くことと云ふ觀念より昨年の五月に第一回の買入價格を決定致しました際に、大體二圓内外と云ふ基準で買入價格を決定致しました次第であります、然るに其の後、内地の米穀事情が著しく窮迫の状態になり、米價が著しく騰貴して参りました、内地に於きましても、最高價格の改定が二回行はれたのでありまして、此の二回の最高價格の改定が約七圓幾らかでありましたと思ひます、臺灣に於きましても亦此の内地の最高價格の引上に伴つて買入價格の改定を二回行つたのであります、其の二回行ひましたのは四圓五十錢位引上げた譯であります、内地のは確か七圓六十錢であつたかと思ひますが、其の差額は約三圓十錢と云ふことになつて居ります、當初臺灣の第一回買入が約二圓と云ふことに致して居りますのと併せて五圓上ると云ふことになつて居る譯であります、而して此の管理事業の趣旨から考へまして内地が米價の買入價格の改定をされることは、實は臺灣自體としては好ましくなく考へて居りました、殊に第二回に五圓の大幅の値上をされましたことは、臺灣の管理事業から申しましても、臺灣自體から考へれば非常に望ましくないことであるが、併しながら内地に於ける米價の引上がある以上は、相當の引上を致すべきであると云ふことに依つて、其の當時約三圓の引上を致した譯であります、其の差額は三圓と云ふことになつて居ります、

經過を申しますれば、さう云ふ風な状態でありませう、而して内地と同じやうな所の引上を行はなかつた理由は二つあるのであります、一つは、管理事業の趣旨から、一つは、臺灣に於ける低物價政策の維持の點からであります、管理事業の趣旨は、既に御承知の通り、各種農作物の調和的發展を圖る上から見まして著しく米價のみが高まると云ふことは、各種農産物の調和的發展を期する所以でない譯であります、又第二の、臺灣に於ける低物價政策維持と云ふことに付きましたは、之は有らゆる方法を講じまして、低物價政策を堅持して居る譯であります、若し米價のみが著しく高まると云ふことになりませう、勢ひ他の物價にも影響して益する譯であります、臺灣に於きましては低物價政策を堅持致します趣旨から致しまして、色々の方法を講じて居るのであります、例へば煙草の値上の如きものは、臺灣の專賣局に於きましての煙草は之を値上を致さなかつたのであります、斯う云ふやうに致しまして、低物價政策を堅持致して居るのであります、其の趣旨から、二つの理由から致しまして内地同様の引上は行はなかつたので、之だけの差額を生じたのであります、即ち米價事情、經濟事情の著しき變化の結果、斯う云ふことになつた譯であります、併しながら昨年特別委員會に於きまして私は申上げた記憶致して居るのであります、それが大體二圓の利潤を得て、之に依つて農村に還元して農村の振興を圖ると云ふことを、申上げて置きましたのであります、此

をされた、審議に参畫した方々は、大體時價より二圓下げて買上げるのである、斯う云ふ風に承して、皆此の案に賛成をされたものであると云ふことは、之はもう申上げる迄もないことであるのであります、然るに實施をされませうと只今御説明の通りに、蓬萊米は五圓二十五錢三厘、丸糯米は十圓二十六錢七厘と、殆ど二倍半以上或は五倍以上の價格に其の差額がなつて居るのであります、私共が此の案に反對した一つの理由は、兎に角農民がせつせと作つた米を、總督府の規則で二圓當り頭を撥ねて、さうして買上げるのだと云ふことが、臺灣の人心に及ぼす影響が重大だと云ふことを一面に於ては、私等頻りに主張致したのであります、それで二圓ですら私等さう感じたのであります、結局總督府は二圓と説明をされたので、中には二圓位此の際取るのは無理はないではないかと云ふやうな議論が出た位であります、それが一舉にして、實施になると二倍半或は五倍の差額を御取りになる、之が唯經濟事情の變化であると簡單に御説明に先程なつたやうでありますけれども、どう云ふ經濟事情の變化で御説明になつた二圓の二倍半以上或は五倍以上を取らなければいかぬ、其の經濟事情の變化と、此の差額が斯くの如く急激に大きくなつた其の理由を明確に一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤岡二君) 昨年御審議を願ひまする際に、約二圓の利潤と云ふことを御答を致して置きました、今回實施致しました時に當つて、約五圓の利潤と云ふことになつて居ります

の二圓と云ふものは、若し其の當時に於ける米價事情、經濟事業を前提としたものであつて、將來若しそれ等の變更を來した場合には、當然それに順應し、變化もあり得ると云ふことに明かに申上げて置きました次第であります、偶々米價の異常なる變化、經濟事情の變化に遭遇致しました爲に、斯う云ふ風な結果を見たのであります、併しながら二圓の利潤を得る以上のものに付きましたは、それ、最も有効適切に其の利潤を利用致しまして、早速に利用致しまして、農村の振興、農民の生活安定を圖るやうな費途に使ひたい、斯う考へて居る次第であります。

### 灣米管理と統治の關係

○丸山鶴吉君 御説明に依りまして一應は了承を致すのであります、内地も特殊の米穀事情に依りまして、二回に亘りまして値上を致しました、前後二回で七圓六十錢ばかりの値上になりました、臺灣にも初め御決めにいたしました價格では非常に安過ぎると云ふので、農民其他から非常に陳情等もありまして、又内地の事情を參酌されたと思ひますが、矢張り二回に亘つて買入價格を變更され上げられたのであります、二回に四圓五十錢しか御上げになつて居らぬ三圓十錢の差額があるのであります、さう云ふ風にした理由としては、今御話になりました臺灣の特殊事情其の他の作物等の關係を考慮されたのだ、之はまあ明瞭に御話にならなかつた



れども、臺灣には砂糖と云ふ特殊の産業があり  
まするので、米が非常に上り過ぎますと、砂糖  
の方が非常に困つて来る、之が主たる原因で、  
外は黄麻や苧麻や蕉麻の問題でないかと思ふの  
であります、明瞭に申しませぬが、さう想像す  
るより仕方がないのであります、それだから上  
げないのだ、斯う云ふことに一應了承出来る  
のであります、又もう一つの理由として、低物  
價政策を堅持して居る關係上げないのだと言は  
れて居りますが、低物價政策は時局柄勿論大切  
なのであります、内地に於きましてそれを堅持  
されて居るのであります、事實上に於きましては  
臺灣に於きまして、農民の生活費も非常に暴  
騰を致して居ります、農具肥料其の他は非常に  
騰貴を致して居るのであります、それでありま  
すから、米の値段だけは低物價だと云ふので抑  
へられて、さうして其の他の農民の生活必需品  
と云ふものがどん／＼高騰をして行くこと云ふこ  
とになりますれば、農民は益々生活に困却をし  
て来ると云ふことになるのであります、で米だ  
けをさう云ふ風に抑へられて居ると云ふ理由に  
付ては、本當に色々明瞭に諒解することが出来  
ませぬ、煙草の値上をせなかつたと云ふことを  
今申されて居るのであります、實際臺灣の農  
民としての必需品が、どの位物價騰貴を致して  
居るか云ふことを比較して研究して下さるな  
らば、徒らに農民の米だけがひどく抑へられて  
居ると云ふ結果に之はなると思ふのであります  
之も男らしく之だけ米を慮めなければ砂糖が困  
るのだ、或機會に拓務大臣も衆議院に於きまし

て、臺灣では砂糖を作ることも非常に必要な  
だから、どうも米を高くすると、砂糖の生産の  
方にも色々影響するのだと云ふことを御答辯に  
なつて居るのであります、男らしくさう御答辯  
になる方が了解し易いと思ふのであります、で  
此の論を幾ら繰返して申上げて居りましても、  
もう死兒の輪を敷へるやうなことであります、  
段々時間を取りまして、皆さんにも御迷惑  
かと思ひますから、私は最後に拓務大臣に御伺  
ひ申上げて置きたいと思ふのであります、昨  
年此の案を審議致します際に、先程總務長官は  
其の經濟事情を前提として二圓と云ふんだ、  
それが勿論ものに變化が起りまして、多少の變  
化を来しますことは、神様でない以上は分らぬ  
ことでありますから、さう云ふ點を私は追及致  
して居るのではありませぬけれども、如何にも  
二圓だと、斯う言つて實施をされると直ぐそれ  
が二倍半、五倍、斯う云ふことになることは、  
唯經濟事情の變轉だと云ふやうなことで説明を  
されたのでは、どうしても納得が出来ない、そ  
れでありますから、昨年此の案の審議の最中に  
どうも農民の頭を削ることが甚だ怪しからぬと  
云ふことであり、又事態に急激な變化を及ぼさ  
ないと云ふことの主張が、既に重要物産の調査  
會でも付帯決議になつて居りますので、だか  
ら表面は二圓だ、二圓だ、たつた二圓ぢやない  
かと云ふことで、之は人に錯覺を與へて居ると  
私は思ふのであります、それからもう一つは私  
共は斯うやることは砂糖業の保護になるのぢや  
ないか、砂糖業と云ふものは日本人の資本に依

つて多くは内地人のやつて居ることであるの  
から、糖業を保護する爲に農民の頭を二圓づゝ  
削つたと云ふことでは、思想上非常に悪い影響  
を及ぼすのだから何か外に途はないか、斯う云  
ふことを、米の頭を二圓削ると云ふやうな、斯  
う云ふ行き方なしに、方法があるのぢやない  
かと云ふことを私共は力説致したのであります  
けれども、其の時も決して糖業保護ぢやない、  
糖業は糖業令と云ふものを出して、抑へるんだ  
と云ふので、糖業保護でないこと云ふことを無理  
に説明をされたのであります、心ある人は皆其  
のことは非常に明瞭であつたと思ふのでありま  
すが、併し兎も角もあの案を御通してなるのに  
は、之は計畫的であるかどうか知りませぬけれ  
ども、一つの錯覺に陥れる、米は頭を二圓しか  
削らぬのだ、糖業の保護ぢやない、糖業保護の  
爲ぢやないと云ふことを非常に力説しておいで  
になりました、愈々實施の結果は、糖業保護に  
あらずんば、斯くの如き大きな差額を以て農民  
の頭を削られる必要はないのであります、外  
の黄麻、苧麻、蕉麻をやる爲に、そんな石當り  
五圓二十五錢、丸糖は十圓十錢も米の値段を  
農民の頭を削り取る必要はどうしても考へられ  
ない、ですから昨年の案を審議致します際の説  
明を通して見ますと、計畫的かどうか知りませ  
ぬけれども、一種の詐術に依つてあの案を通さ  
れたやうな感じを持たれるのであります、  
どうも政治道徳の上から申しますと、斯う云ふ  
ことが公々然と何時も行はれて居りますことは  
實に私は心外千萬なこと、殆ど政府の言明を

信ずることが出来ない、二圓だ二圓だと言はれ  
るから二圓だと思へば、やつて見れば其の二倍  
半或は五倍と云ふものを御取りになる、糖業保  
護ぢやない、糖業保護ぢやないと言つて居りな  
がら何故斯くの如くしなければならぬかと云ふ  
と、結局糖業保護の結果である、糖業を保護し  
て下さることも、砂糖は私共特殊の産物であり  
ますから必要なことであると思ふ、ですから兎  
に角ものを主張される、或はものを計畫される  
時には、もう少し正々堂々と總てのものを論議  
を盡して行くこと云ふ形になりませぬと、如何に  
も不審であり、如何にも詐術を用ひて一つの法  
案を通すのだと云ふやうな感じを國民に與へ、  
又審議に與る私共も亦さう云ふ感じを致す、全  
くベテンに掛けられたと云つた感じを持つ、之  
では政府のなさることに本當に信用を持つこと  
が出来ないやうになつて来るのであります、そ  
れでありますからもう少し此の審議に當りまし  
ては、腹を打割つて、さうしてやられることが  
必要であると、此のことは私特に申上げて置く  
のであります、さう云ふ關係でありますから、  
まだ實施後間もないことあります、既に  
農民が粒々辛苦作りました米を時價で賣れば二  
圓だけ餘計取れるものを、それを兎に角政府の  
方針に依つて二圓だけ頭を削られると云ふこ  
とが、民心に非常な大きな影響を及ぼすと私共  
は非常に考へたのであります、況んや之を五圓二  
十五錢取り、丸糖に付ては十圓二十何錢も取  
る、僅か二十何圓の中から兎に角十圓も取り、  
其の餘計な金を臺灣總督府で御取りになると、

斯う云ふことになりました結果が、人心に及ぼ  
す影響と云ふものは實に重大であると思ふので  
あります、まあ幸に非常におとなしい民族で、  
長い間色々壓迫を受けたやうな経験もありま  
すから、裏面に立つて直ぐ之が右から左に大き  
な問題になると思ひませぬけれども、斯う云ふ無  
理が続いて居りますことは、私は臺灣統治の上  
に實に至大な影響を段々思想的に潜行をし  
て来ましてさうして深き恨みを醸成して来る因  
になるかと考へざるを得ないのであります、でも  
う過去のことを彼れ申上ても、之は已むを  
得ないのであります、拓務大臣は之等の外地  
監督の責任を御持ちになつて居りますが、衆議  
院に於ける論議も色々ありましたやうでありま  
すが、之等のことを御聴きになりました、此の  
米穀管理法の運用或は其の實體に付て將來如何  
なる御考をお持ちになるのであります、  
か、又私共は臺灣統治に及ぼす影響の重大を心  
配して、昨年来此の案に彼れと申して来たの  
でありますけれども、此の點に付きまして拓務  
大臣の御意見を承ることが出来れば仕合せであ  
ります。

一つは米價が著しく下落しました場合に於ても  
臺灣島民に關する限りは此の下落から来る所の  
苦痛を、管理法の適用に依り生れて參りました  
餘剩を以て救済をして行つて、之を減殺して行  
つてやりたいと云ふやうな考から致しまして將  
來此の法案の現地に於ける實行に關しましては  
拓務當局と致し、臺灣現地に於ける當局者と能  
く協調を保ち、指導を行ひ、適切に實行を進め  
て行きたいと云ふ風に考へて居ります、左様御  
了承願ひたいと思ひます。

○丸山鶴吉君 拓務大臣の御懇切なる御答辯を  
得まして……どうか十分御検討を願ひたいと思  
ふのであります、最後に拓務省の政府委員か  
ら承りたいのであります、大體二圓と云ふ標  
準で昨年の豫算も出来て居りましたのでありま  
すから、茲に五圓なり十圓なりと云ふやうな差  
額になりましたから、非常に豫想外の収入であ  
ると思ふのであります、考へ方に依りますと  
ば、今の米の増産を非常に必要とするところ  
でありますから、二圓だけは既定の方針で其の他  
の有用作物の奨励、或は水利灌漑等の農事に御  
使ひになつても宜いのですが、元來取つたもの  
が直ぐ農民に還元するのではないと云ふことは  
昨年も屢々論じたのですが、今度は米作農民に  
對して残り五圓だけは或は増産奨励と申します  
か、肥料補助と申しますか、さう云ふ風な形で  
直ぐ農民に還元して下さることは出来ないか、  
それが出来ずれば幾らか農民の心理も、五圓  
取られるけれども三圓だけは直ぐ還つて来るの  
だ、農民の懐ろに……さう云ふことになりま



して緩和すると思ふのでございますが、それは如何なるものでございませうか、一應其の點を伺ひます。

○政府委員(森岡二期君) 只今の御質問が先の御質問の前に出ますれば非常に私は仕合せであつたと存じます、即ち先程申し上げました約三圓の差額、二圓以上三圓の差額に於きましては大體に於て斯う云ふ風な使途を考へて居ります、其の約半分は本年度一期作に付きまして肥料の買入の補助に使ひます、之は御承知の通り臺灣に於きまして、肥料の入手は容易でない、のみならず統制肥料外のものも著しく高價になつて居ります、それに對しまして大豆粕或は魚肥等を買入れる、それに對する補助を與へたいと云ふ考で居ります、尙一半は、之は本年の内外地の米作状況が如何様になりませうかと云ふことは、之は豫想は容易でない課であります、併し内外地とも増産を著しく行ふと云ふことになると相當の増収はあり得るものと豫想されて居る譯ですが、其の際に於きまして果して今日の米價が維持されるや否やと云ふことは疑問であります、御承知の通り本年第二期作の買入價格の決定は五月に行ふ譯であります、若し收穫時期に於きまして著しく下落致しました場合に農民に増産を奨励致して居ります、而して米價が著しく下つたからと云つて、下つた通りに之は買入すると云ふことは、増産奨励致しました手前誠に氣の毒にも考へますから、此の一半はさう云ふ風な場合に於きましての備荒的の積立と云ふことに致しまして、一面農民の生活

安定も圖り、一面又臺灣の特別會計の財政上のことを考へて、斯様に致したいと斯う思つて居ります、殊に肥料の直接補助致しますことは、直に農民に還元するのでありますと同時に、又増産に資する所以と思ふのであります、先程の御質問前に此のことを御尋ねされるならば、私が斯う云ふ風な使途に致しますと云ふことを申し上げますれば、昨年の際に詐術を用ひた、或はペテンを以てやつたと云ふやうな感じを與へるやうな御話がありました、決してさう云ふものでなくして、最も親切なる農家經濟の安定を圖る趣旨から出發して居ると云ふことを御了承願へるかと思存する次第であります。

### 諺文新聞の廢刊に就て

○丸山鶴吉君 此の問題は大體それだけに致しまして、もう一つ朝鮮に關する問題で、朝鮮の總督府の政府委員から御答辯を願ひたいと思ひます、私は朝鮮にも勤務致したことがありますが、成るべく議會等で自ら朝鮮の問題等は扱ひたくないと思ふのであります、之は已むに已まれません、一つだけ伺つて置きたいと思ふのであります、本年の一月十六日に三橋警務局長が、朝鮮日報、東亞日報の主幹者を御呼び出しになりました、統制上必要であるから、二月十日迄に廢刊届を出すやうに、事非常に急であるから二十三日迄に返事をしろ、斯う云ふ申渡を爲された事實があるのであります、東亞日報、朝鮮日報と申しますのは、大正八年騒擾事

件の後に特に詔勅を仰いで齋藤總督が朝鮮總督として御乗り込みになりました、所謂文化政治を標榜されました、さうして朝鮮文に依る新聞も三種類御許しになつた中の二つであります、途中經營者の代りましたものもありませんけれども、爾來二十二年間、朝鮮諺文に依る新聞として存在を續けて居るのであります、之が突如として二月十日迄に廢刊しろ、廢刊届を出せと斯う云ふ話を受けるに到りまして、受けた經營者は非常な驚きと嘆を致して居るのであります、其の後承はるところに依れば、總督府の方でさう云ふことは中止されたと云ふことも承つて居るのでありますけれども、此のいきさつに付きまして朝鮮總督府政務總官から大體の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(大野維一期君) 只今の御話の諺文新聞の問題でございますが、御話の通り諺文新聞が許可せられてから、可なり長い歳月を閲して居る譯であります、而して今日の情勢と致しましては、朝鮮の人心を指導する上に諺文新聞の民心に及ぼす影響が非常に重大であると云ふことを考へまして、之が規正を如何やうに致すべきか、成るべく健全なる發達を期待致して居りました、昨年議會の協賛を得まして、所謂毎日新聞なるものを強化致しまして、其の内容を刷新し、従前の京城日報と實は一緒にやつて居つたものを別に立派な會社に致しまして、全朝鮮に互つて之が株を持たしめ、朝鮮の人々の本當の新聞と云ふことに、先づ致しまして、其の内容及び發行部數等に於ても著しく發達を致し

たことは、多分御承知のこと、存じて居ります、而して只今の東亞日報、朝鮮日報、就中東亞日報に付きましては、新聞發刊以來、たび／＼或は差押或は發刊の停止を命ぜられると云ふ事實がありまして、頗る遺憾に存じて居つたのであります、私共益りました時に、御承知の日章旗抹殺事件を起しまして、それが爲に全部幹部を代へたやうな次第であります、稍々善くなつたのであります、實を申しますと、或は速記に御止め下されるには、或は御都合ありましたならば、適宜主在に於て御修正願ひたいと思ひますが御制りを願ひたいと思ひますが、今日の情勢に於て非常に我々朝鮮に居りますしては、第一線に近い關係上非常な緊張を必要とする情勢でありますに拘らず、所謂何と申しまするか、我々が極めて朝鮮の人々に知らしめなければならぬと云ふやうな記事を黙殺してしまつてさうして非常に困るやうな記事を出す、それが爲に差押へ、或は削除等の事實が頻々あつたのであります、例を申しますと、甚だ簡單な例を申し上げれば、例へば、過般伊藤公爵を暗殺した其の子供が参りまして、さうして當時伊藤男爵が京城に在住して居り、非常に打解けた氣持で相會して居る、之等は何れも同盟通信等に掲載せられて、何れの新聞にも出て居りますが、全く左様な記事に付ては一言も觸れて居りませぬ、或は又皇室に關する記事等にも頗る消極的な書き方を致して居ります、一方に於ては、今日の米の非常に重大なる何と申しますか、配給に苦心を致して居る際に非常な

何と申しますか、矯激なる書き方を致しまして之は差押へを受けて居るやうな情勢であります、方々非常な苦心を致して居るのであります、之は多少矢張り編輯なり、何なりに當る者が多少傳統的にさう云ふことに慣れない關係もあるのだらうと思ひます、従つて圖書關係のものでは極めて深切な考で之を指導致して居るのであります、如く申し上げたやうな情勢が依然として續いて居るのであります、それで我々と致しましては毎日新聞が強化されて、さうして従前の新聞が之に統合すると云ふことであるならば極めて望まじきことであると思ひます、其の意味に於きまして警務局長が兩新聞に、殊に朝鮮日報等に於きましては詳しく其の内容を致に申上げる自由を……却つて申上げない方が宜からうと思ひますが、寧ろ新聞經營の困難から致しまして、又毎日新聞の進出等に因りまして他の社會事業等に變つて行きたいと云ふやうな希望もあつたやうに聞いて居ります、左様な譯で我々と致しましては毎日新聞に合同すると云ふことは頗る願ひしいこと、考へて居ります、其の趣旨に依りまして警務局長が之はずつと前からの話でございまして、只今日時等に付きましては多少違つた點があります、一々それを申上げませぬ、動めたことは事實であります併しながら之に對して今御話のやうに何分長年やつて居るものであるからして尙續けて行きたい、最後の話が左様な趣旨でありました爲に、それではそれを叩き潰して、さうして止めさせ、斯様にも考へて居らぬのであります、暫く

情勢を觀まして、さうして今急に毎日新聞に合併しないから之が廢刊を命ずると云ふやうなことは考へて居りませぬ、將來と致しましては十分情勢を觀て處置を致したいと考へて居ります、況や直ちに廢刊の届を出せと云ふやうなことは申した筈はありませぬ、毎日新聞に合併する事柄を勧めた譯でありまして、之に對しては、それ／＼或は社員の問題でありますとか、可成り深切な話を致してある筈であります、それ等の點が相當誤解され、或は誤解でなく、寧ろ多少誇大に傳へられて左様なことが御耳に入つたかと思つて居ります、朝鮮總督府の方針と致しましては、右申上げたやうな方針で進んで居ります、左様御承知を願ひます。

○丸山鶴吉君 もう簡單でございましてから簡単に申述べまして、もう一言だけ申上げて御所見を承りたい、只今の御説明で御意圖の點は能く分りました、決して強制する意味ではない、毎日新聞に併合した方が宜いのだと云ふ御意圖で御懇談を爲さつたので、本人では承知しないから無理に之を強行する意思はない、斯う云ふことでありますから、それならば非常に安心で色々なことを成る可く申上げない方が宜しい、又今仰しやつたことに反駁して速記なんかには私は残さない方が宜いと思ふのであります、結局二十二年間やつて来た、まあ過去に於きましては御承知のやうに色々な問題はあつたと思ふので、どうせ我々が希望する通りの記事をやれと云つたとてやることのないのは決りきつて居る



悪い事をした時には發賣禁止、或は先程御話の發行停止をして相當内地でも見る事の出来ないやうな嚴重な制裁を御加へになつて居る、あの國族抹消事件以來私共新聞は毎日見て居るが大體に於て日本の統治に順應して新聞を發行して居るのであります、そんな非常な統治を障害するやうなものではないと斯う思ふ今總督府の政務總監の申されたやうに毎日新聞と云ふものを強化して、之を以て朝鮮人を指導されやうと云ふのでありますから、非常な結構なことで毎日新聞を獨立された、強化されたことは私共賛意を表して居るのでありますけれども、之は内地でも同じことでありまして、總督府の機關新聞だと云ふことになりました、なか／＼人が本當に信を置かない、今日迄でも、私共の居りました時でも、あれだけ努力し、あれだけ盡力しても、なか／＼售れないと云ふのは、編輯の方法を變へて見ても、内容を充實して見ても、總督府機關新聞であると云ふことでもう一日おいて居る、それでありまして今度の毎日新聞合併の問題が起りました時、恐らく毎日新聞を獨立されて見たけれども、思ふやうに販賣部數も殖えない、なか／＼赤字が出て困る、寧ろ非常に進展して居る東亞日報なり或は朝鮮日報と云ふものを之に併合させれば、それなれば之が非常に發展する、毎日新聞振興策と云ふことでおやりになつたかとも、私は考へたのであります、それで實際から申しますと此の東亞日報の如きは二十年の間で非常な苦心した結果、十萬以上も出て居るのであります、さう云ふ風に

なつて居る、まあ十萬以上出て居るのでありますから、それで寧ろ東亞日報で書くことと云ふことであると非常にものを信するのではありません、朝鮮人の心理から云つてさうでありますから、寧ろ總督府としては之を指導し善導して、寧ろ利用される方が毎日新聞に十行御書きになるよりは、其の朝鮮人の經營、朝鮮人のやつて居る新聞に二行書かした方が寧ろ實際の効果は私には偉大にあると思ふのであります、こゝは指導監督の苦心でありまして、それだけの面倒を見られると云ふことがありますれば、機關新聞として毎日新聞を發展させて、それに依つて宣傳される効果と較べれば、寧ろ朝鮮人經營の論文新聞に依つて施政の方針を徹底させると云ふ方に御考を御向けになれば、より効果があるんだ、それに兎に角此の朝鮮新附の同朋の統治を致して居るのでありますから、偶から偶まで悉く我々の考へて居るやうに、すぐ同じやうになることは、之は到底望むことは出来ない、何處かに不平の漏れ口がありますことが、之が物を勃發させない一つの途なんだ、寧ろ此の齋藤總督：此の席には當時政務總監で居らせられた水野博士もおいでになりますけれども、私共それに參畫しました氣持は、矢張り何處かに少しは抜け道がなければいかぬのだ、何處も彼處も皆封じてしまつたのでは、結局之が潜行をして勃發してしまふのだ、だから實に厄介なもの、うるさいものではあるけれども、之を認めてやつて其處に捌け口を拵へて置くことが必要だと云ふ位な心持は、當時許された人達の心持の中にあ

つた、私共は今でもさう思ふ、總ての口を塞いでしまつて、さうして斯う行け、斯う行けと云ふのでは、何處かで勃發をして来る虞れが十分にあるのであります、それでまあ論文新聞にしましても二十年の経歴を経て居る、東亞日報の如きでも支局、發賣所を入れますと、千五百人の従業員がある、之を決して強制したのではないとか日に千を限つてどうしたのではないとかと云ふことを言はれますけれども、賣る方では、全く強制権を持つて居られます警務局長の御話でありますから、殆どさう云ふ風に受取る私は如何にも下手なことであり、まづいことであるのだ、さう云ふことの影響が朝鮮の民心に及ぶことの非常な重大なことを心配致しますのです、もう時間がございませぬから、私は細かいことは色々申上げませぬが、最後に一言拓務大臣に私は御意嚮を承りたいのであります、臺灣でも盛に公民化運動と云ふことをやられて居りました、昨年議會でも既に色々問題にされた人がありました、私は努めて其の問題等は避けたのであります、朝鮮も之迄に公民化運動と云ふものに非常に努力されて居ります、又敬神の念を養ふ爲に各面に至る迄神社を作り一日十五日には之を參拜するやうに色々御靈力になつて敬神の念を養成し、又内鮮一體の精神を練ると云ふことに御努力されて居ります、さう云ふ方向に付きましたは私共何も議論を致すのではないのであります、さう云ふ風に考へてさう云ふ風におやり下さることに付きましたは、之はもう私共決して意見を挾むのではないのであ

ります、既に統治の根本方針は詔勅にありますやうに、一視同仁の聖旨を奉じて本當に内鮮一體になり内憂一體になり日本國民たる自覺を惹き起しますことが統治の根本方針であると云ふことには私は異論はありません、ですから、それを幾らかでも助ける方法にも色々努力して下さることに付ては、私共決して異論を挟むものではないのでありますけれども、どうも無理が行くのです、無理が行くと云ふことは、殊に斯う云ふ風な新附同胞を統治する上に付ては、一番私は慎まなければならぬことであると思ふ、事自體はどんなに良くても、それを無理を押し行くと云ふ所に、非常な反感心、反抗心と云ふものが起つて来るのであります、一々事例は私は申上げませぬけれども、朝鮮も非常に人心が能く鈍後のことに一齊に心を盡して努力を致して居る、其のことは私共も國民の一人として感激を致して居るのであります、表面さう見える半面に段々色々なことが内訌をして来て、さうして兎に角心の中で不平を懷き不満を懷き遣る淵ない心を持つ人達が段々殖えて来るさうして、さう云ふことを言はなかつた人でももう朝鮮では口を開いてものを言ふことは出来ない、眼でものを言ふより仕方がありません、人間が段々にさう云ふ風になつて來ますことが續いて居りますと、何處かへ之が勃發して來るより外に途はないのであります、で私は事變で、新附の同胞達が臺灣でも朝鮮でも皆此の事變を認識して、さうして色々な忠誠を勵んで居る、其の麗はしい方面と云ふものは、まあ屢々

外地の當局から御傳へになつて居るやうに、非常に結構なことであると思ふのであります、斯うなつて來たから、此の機會に一つもう少し引つ張る、もう少し行くと、斯う云ふ急ぐ氣持がどうも今日外地の統治に色々々の點に於て現れて居るやうに感ずるのであります、それで私が朝鮮の人にお前は要求することを急ぐな、選挙権だとか或は兵役の義務だとかなるとか色々お前の権利を主張することを急がないで貰ひたい、急ぐな／＼と、しよつ中私共は教へて居ります、其の朝鮮の人にさう云ふ要求することを急ぐなと斯う云ふならば、内地の人達が、もう少し本當に内地の政治家なり、局に當る人に急ぐなと私は言ひたい、折角要求して居るならば急げば必ず無理が出来る、無理が出来れば必ず反抗心、反撥心がそこに生じて来る、之が直ぐ現はれませぬでも積り積つて來ますれば非常なこととなつて来る虞は立派にある、一朝此の頃の國際情勢であるからどう云ふ事態が日本に起つて來るか知りませぬけれども、さう云ふ際を考へますと考へますだけ私共は此の事が心配になつて堪らない、そこで今の東亞日報の問題でもありますし、私は簡単に申上げて居る、こんな簡単なことではないけれども、時間がないから申上げませぬけれども、若し之なども非常に無理に行きますと十萬の讀者がどう思ふか、之に關係して居るインテリ達はどう思ふか、到頭自分等の言論、最後の持みである言論も總て奪はれてしまふ、斯うなりやどうするか……何

なり易い傾向が非常にあります、でありますから、どうしても此の外地の統治のことに付ては、成る程御盡力下さつて、色々進んで居ることを私共認めます、一つの目標として進んで居られることに、私共反對して居るのではないけれども、どうか急がない、功を急に求めないで、まだ領臺四十五年、朝鮮併合三十年の歴史しか経つて居らぬ、そんなに日本人のやうに云ふやうには行きませぬ、神様を拜む、一日十五日に神様に行つて拜めと言つたつて内地ですら拜まない人もある、各家に大麻を祀つたりすることも内地ですら必ずしも實行されてないことである、餘り無理が行きますと大變なことであると思ふ、臺灣に於きましても、朝鮮に於ても、今度は氏を創設することが出來ます之も結構なことでありまして、さうありたい、日本の姓名を有りたいと思つて居た人達が澤山ありますから、さう云ふ者の爲に、此の途が掛けられたことは、内憂一體、内鮮一體の爲には非常に宜いことと思ふ、併し此の事自體でもう非常に煩悶して居る、若し總督府が折角さうして下さつたのに、苗字を變へないで日本名前にせずして居ると、總督府から睨まれやしないか、或は自分が役人に使つて貰ふ時名前を變へて居らぬ時にはお前は不心得だと云ふので採用して貰へぬことになる、志願兵制度になつても俺が志願兵を志願しても、名前を變へて居らぬから、お前は日本化して居らぬ駄目だと列ねられはすまいか、どうかして、名前を變へたいと云ふ希望を有つて居りますけれども、之は能く御承知



のことと思ひますが、朝鮮では古老を尙ぶ習慣がありますから、おちいさん、おばあさんと云ふものは今更氏を變へたりすることは絶対にいかぬ、斯う云ふ親に從はねばならぬ、變へなければ又何かどうも總督府の方から睨まれやせぬかと云ふ、此の精神上の苦しみ苦しんで居る者が非常にありますから、朝鮮總督府が豫期せられたやうな工合に氏を創ると云ふことは、そんなに酷い数にならぬと思ふ、之はまあ内地の方は内地の方で以てそんなことを許すのは怪しからぬと云ふので請願も出て居るやうであります、さう云ふことなんか公民化運動をやつて、日本の國民になれ、日本の苗字を許してやるのだと言つても許さぬと云ふので成るべく多く此の氏を變へささうと云ふやうな事になつて、無理が行きますと又之も非常な私は悲劇を朝鮮でも臺灣でも惹起して來ることになると私は思ふ、それでありませぬから、御考になつて居ることに私共反對もせず、それから今實行されて居る方向に對しても、私共決して異論を挾む者ではありませんぬけれども、どうか功を急に求めることを踏止つて、さうして眞に納得の行くやうに本當に服して來るやうな外地統治の政治をやつて行くことに、十分の心掛をして頂きたい、斯う思ふのであります、拓務大臣は外地のことに付きましても、特に御経験の御ありになる拓務大臣でありますから、拓務大臣の此の點に關する考を承りまして、それで私の質問を打切ること致します、

○國務大臣(小磯國昭君) 私は支那事變勃發前

後に當り朝鮮に勤務して居りました、當時の實情に鑑みまして、朝鮮に於ける言論機關の趨向を判断致しますのに、當時朝鮮防衛の任務を持つて居りました私の立場に於て、諺文新聞を通じての朝鮮同胞の思想的動向を觀察する必要がありましたので、特に注意を拂つて見ました其の結果御承知の如く當然胸に掲げられてある管の日報の寫眞が、諺文新聞に發表せられる時には殊更に之が抹殺されてあります、のみならず其の論説と云ひ、記事と云ひ、仔細に之を讀んで参りますと、筆の運び方が頗る巧みに出來て居りました、ちよつと判断が付かぬやうであります、此の外地統治の皇國日本の方針と矛盾をして居ると云ふやうな節々が、所在に發見せられたのであります、私は寧ろ當時朝鮮總督府の此の種機關を通じてする言論指導が、手緩いと云ふ立場に於きまして、朝鮮總督府當事者に意見を申述べたことがございます、そこで諺文新聞を御覽遊ばします時に能く其の筆廻しを、所謂眼光紙背に徹する態の御眼識を以て、御覽爲さることが必要ぢやないかと云ふやうに存じます、併しながら支那事變を契機と致しまして、其の後に於ける朝鮮民心の動向は著しく立派になりました、殊に私は手づから此の志願兵制度、訓練の養成の状況に接觸して居りました關係もありました、又各方面に参りまして、朝鮮同胞に親しく接觸をする機会を得ましたが具體的に言ひますと、本當に涙の出る程嬉しさを感じる、朝鮮同胞の思想の動き方を見ました時に非常な嬉しさと、將來に向つてする楽しさ

を感じた一人であつたのであります、最近に於ける諺文新聞の此の思想的動向に付ては私能く承知して居りませぬ、若し先刻政務總監から段々御答へ申上げましたやうな経緯であると致しますならば、總督府の最近朝鮮日報並に何でありますか、もう一つの日報に向つて執られた所の處置必ずしも不適當でないかと考へて居ります、尤も丸山君が此問題等に付て色々事例を御説明になりましたが、一貫する所の御趣旨としては決して無理をやつちやいかぬ、斯う云ふ一般の御方針に對しましては私も全然御同意を表する一人でございます、唯御承知でもございませうが、民衆に接觸をする所の下級の人々、就中警察官などに多いのであります、教養の足らざる人は本當に此の政策方針の趣旨を能く承知して居りませぬ、先刻丸山君の仰せになりましたやうな無理を時々實行せられる向が少くないやうに存じます、斯くの如くして折角立派に立案せられた方針も、此の第一線にある教養の足らざる人々の指導に依つて、壞されて行くこと云ふやうな憾みが少くないのでございませぬ、併し左様な憾みがあると云ふことは、畢竟私共等の人々を率ゐて行く者の責任であります、結局は我々の足らざることを申上げることになるのであります、將來左様な點に一段の注意を拂ひまして、又丸山君の仰せになられるやうな、決してそこに無理が行はれず、さうして又寛容に隨はずに適當なる程度に於てさうして正しく彼等の向つて行くべき方向に對し、力強く歩ませるやうに努力して参りたいと

### 各外地事情の現状如何

#### 一條實孝君の質問

○公費一條實孝君 私は朝鮮事情の一般、臺灣事情の一般、樺太事情の一般、南洋群島事情の一般を當局に御説明を煩はしたいと存じます。○政府委員(大野雄一君) 甚だ無秩序であります、大體朝鮮の精神上の方面、又産業上の方面、治安の方面と云ふやうな點に付きまして概略を御説明申上げたいと存じます、事變の開始以來非常に朝鮮に於ける狂的な赤誠の状況は、時々此の議會に於きましても申上げました次第であります、段々長期戦に移行するに從ひまして、其の當時のやうな熱狂的の気分は段々鎮靜に歸して居りますが、それよりも底力強く、今日の我が國の情勢に對しまして、朝鮮の人々が能く皇軍の威力を認識致しまして、例へば張鼓峯の事件或はノモンハン事件等に付きましても、色々當局と致しましては、それ等の點を懸念致しまして探つて居りますが、頗る我國力に信頼して人心は平靜になつて居る状況であります、で朝鮮には國民精神總動員運動の組織と致しまして、國民精神總動員朝鮮聯盟と云ふものを中央に置き、又道に道の聯盟を置

き、郡、面それ／＼組織を持ちまして、下部の細胞組織と致しましては愛國班と云ふものを組織致しまして、其の数が約三十五萬、班員四百六十萬人と云ふ數になつて居ります、之等が色々な團體行動を致し、又農事を共同して勵む、或は諸種の行事を行ふと云ふことで、非常な色々な總督府の爲すべき事柄に付きまして、それに應じて働いて呉れて居るやうな譯であります、其の働きの實際に付きましても、先程も色々御話がありましたが、概ね役所から見ても、實情と、大變工合が好いやうであります、實情必ずしもさうでないかと云ふやうなことが有勝ちなことであります、さう云ふ點に付きましても、巨細に能く注意を怠らないのであります、大體に於て非常に能く働いて居るのであります、後程申上げたいと思つて居りますが、例へば此の度びの早害等に付きましても、愛國班と云ふものが皆それ／＼私共参りますと、之は私共が参ります時ばかりでは勿論ないのであります、それ／＼出まして、さうして或は早害の克服期間であるとか、色々な名前を付けて、さうして元と災害がありました時分には絶望の極家に寝て居つて煙草でも喫つて居ると云ふやうな情勢が、此の頃は一緒に乾き切つた土くれを碎いて、何時でも雨が降れば田を植ゑると云ふやうな用意をして居る情勢でありまして、それは内地等と違ひまして先程の御話のやうに或は外で見て良いが、實際に於て何か不平等があると云ふやうなさう云ふ點は十分氣を付けなければならぬのであります、極

めて柔順に總督府の言ふことを遵奉して呉れまして、之が非常な働きを爲して居ると考へて居ります、それから顯著なる事柄を選んで申上げますが、先年志願兵制度を實施致しましてから、御承知のやうに既に戦地にも参りまして李仁錫、李亨洙之は二人共名譽の戦死を遂げて居ります、其の状況なども私共非常に懸念致しまして、能く情報を聽いて見ますと、實に立派な最後を遂げて居る、それから其の家族なども誠に内地の軍國の家族と、ちつとも違はない立派な覺悟をやつて居りまして、誠に涙が滲れるやうな次第であります、斯様な次第で本年の如きは三千人の定員に對しまして八萬三千人程の志望者を出して居る譯であります、内容を申しますれば最初の時には、どつちかと申しますれば上層階級の人が少ないのであります、今日に於ては地方の有力者の子弟などが皆志望すると云ふやうな情勢になつて居ります、それから今一つ手掛けて居ります事柄は、此の儒林の問題であります、之は詰り支那崇拜の支那の學問をやつて居りますから之は當然であります、之が地方に澤山居りまして、儒生と云ふものが總督府の政治を行ふ上に於てなかなか固陋の點がありまして、非常に指導の上に困るのであります、之も今日の情勢に鑑みまして朝鮮の儒道の聯盟を作りまして、各道それ／＼組織を致しまして、まだ此の點は之は、それ迄進んで居るとは申し兼ねますが左様な組織が非常に儒生などの氣分に及ぼしまして、或は詩を作つて前線の將士に送るとか云ふやうなこ



とでありまして、非常に此の點に付きましても儒道の振興と云ふものと、我が國の只今の進んで行くべき道との結び付が段々良くなつて居るのであります、それから文壇人で一時矢張り之は内地でも左様でありましたが、左翼的傾向を持つて居つたやうな者が段々さう云ふ傾向から離れまして、朝鮮文人協會と云ふやうな組織を致しまして、皇軍の慰問をするに云ふやうなやり方なども致して居りますので、之も非常に良い傾向に向つて居るのであります、それから先程も丸山さんから御話があつたのでありますが、二月十一日の紀元節に氏の制度を設け定致しまして、之を施行致したのであります、之もなかくむづかしいものでありますから、色々な誤解がありますが、十分其の點に付きましては誤解のないやうに努めて居るのであります、現在朝鮮の姓で本當に行はれて居ると申しまするか、實際に行はれて居るものが先づ二百前後の数であります、所謂金とか李とか朴とか云ふ姓であります、それは男系の血族を現すものであります、従つて金姓のものだけが十五萬朴姓の者が十何萬、非常に其の数が多いためあります、それで其の数の多いことは之はまあ差支へないと致しまして、家と云ふ觀念が無いのであります、即ち朴姓の者であつて他所から妻を貰ふと、其の人は最後迄、金氏から貰ふと最後迄金姓を名乗つて居る、之は詰り日本の制度と食ひ合はない譯であります、さうして詰り血族の名稱はあるけれども、家の名稱はない、家の觀念がない、それから段々細かいことを申

上げるのも恐縮であります、同姓妻らず異姓養はずと云ふ、詰り同じ姓の者からは嫁を貰はない、處が非常に同姓が殖えて居りますから、事實上は色々な結婚が成立する、それがさう云ふ關係上法律上認められないと云ふ、詰り慣習法に依るものであります、それから養子に致しまして、異姓養はずと云ふので他所の姓の人を養ふことが出来ない、娘がございまして其の娘を他所に出しまして、さうして同じ姓から、同じ姓と言つても非常に遠い人が澤山あるが、それを養ふと云ふやうな形になつて居ります、是等の社會上の風俗と申しますか、慣習と申しますか、之を改める必要を認めて此の家の制度を拵へ、家の名前を稱して、詰り氏と申す譯であります、従つて姓は姓として勿論戸籍の上に保存致して置くのであります、左様な制度を立てまして、實施を致しまして、之は先刻も御話がありましたが、此の公布になりました節に總督の談と致しまして、決して之は強ひるものではない、唯さう云ふ希望を持つて居る人に其の途を開くのであると云ふことを懇々申して居るのであります、又總務局等の關係の官吏、又其の方の戸籍關係の人々にも、十分其のことは徹底するやうに致して居るのであります、是等も非常に朝鮮の人心の上に於て好影響を與へて居るやうに考へて居ります、只今午前中に例を擧げて色々御話がありましたが、さう云ふ例は極めて少い例であらうと考へて居ります、固よりさう云ふことに付きまして強制すると云ふやうなことのないやうに十分強が上にも注意

しなければならぬことは之は勿論であります、左様な趣旨で致して居るのであります、それから今年の早魃は御承知の通り別の機會に於ても度々申上げて居ると思つて居りますが、約七十萬町歩ばかりの面積が全然穫れない、さうして九百八十何萬石と云ふものが減收と云ふので、未曾有な災害であります、朝鮮の歴史始つてから恐らく無い災害であります、幸ひ既に御協賛を経たものもありますし、又追加豫算で只今御願ひ致して居るものもあります、それ／＼救済の事業を起し、而も其の急なものは豫備金責任支出で以て支辨を致し、それ／＼各道に仕事を起させ、それに對して助成を致して居る譯であります、之が爲に隨分米穀の需給關係は逼迫致して居りますが、幸にして今日迄治安の上に於きまして、さう憂ふべき狀況を認め居らぬのであります、先づ安心致して居る譯であります、段々私共各地を歩きまして仔細に其の狀況を見ますと、動もすれば我々が見た所では大變都合の好い話ばかりを聞き勝るので力めてさう云ふ方面を裏面から聞いて居りますが、或は前に監察使なり或は知事などをやつて居つた人を頼みまして、早魃の際等の模様を一つ赤裸々に見て来て呉れぬかと云ふ話をして、各地を歩かせましたのであります、非常に、兎に角安んじてやつて居る、之だけの大災害であるならば何か事件が起るべき筈で、例へば地方に泥棒が起るとか、或は暴動が起るとか、京城に澤山押掛けて来て居るばかりで飯を喰はせると云つて騒ぐ筈であるが、それが無い、實に不

思議だと斯う云つて居ります、之は少し自畫自贊になりませんが、私共其の後をちよつと參つたのですが、土木工事を見て、丁度今の治水、土地改良事業を救済事業として居ましたが、其の人は韓國時代に於て可なり重要な地位に居つた人でありまして、どうも非常に治安が維持されて安心である、我々昔ならば、とても心配で歩けないのである、殺される位だが斯んなに仕事をやつて皆喜んで居る、殊に來年の作のことまでやつて呉れるのは、實に有難いことである、と云つて涙を落して居つたと云ふことを聞きまして、それから早害の救済などに付きましても非常に人心の機微と申しますか、さう云ふことから私共は折角教育が段々進んで來て居るのに、此の早魃に依つて學校に行かれない者が出來ると云ふことは非常に可哀さうなことである、と考へまして、之は豫算の方で要求を致してそれ／＼實施させて居りますが、是等の狀況も知事に能く話を致しまして、際立つて貧困であつて學校の同級の中で僅かに四五人なら四五人の者だけで、辨當を持つて來られないでも、それだけに辨當を給すると云ふやうなことは子供の自尊心を傷けることになるから、其のやり方に付て氣を付けてやつて呉れるやうに申して置いたのであります、先達ての報告に依りますと皆な富裕なる者も、相當資産のある者も家から物を持つて來て、鍋釜とか醬油とか麥とかを持つて來て、一緒に炊いて、先生と一緒に喰べる、それを見て其の子供達の姉とか、或は母と云ふものが見て非常に涙を落して喜んで

居ると云ふやうな、之はよい方のことばかり申上げるやうですが、さう云ふやうなこともありまして先づ今日に於きましては、どうなり斯うなり凌いで居る、唯朝鮮の食糧問題が非常に先程申上げますやうに窮迫致して居りますので、今後内地或は滿洲、之から雜穀を入れて、さうして出來得る限り内地に米穀を入れなければならぬと云ふ方針をそれ／＼進んで居るやうな次第であります、中々其の雜穀が思ふやうに參りませぬ爲に、次第に米の移出の力が減少して來ることは誠に遺憾であります、唯麥が非常に矢張り昨年の暮からかけて早魃氣味で非常に心配致して居つたのであります、先月の二十三日に相當の雨を見まして、又此の五日にも雨が降りまして、先づ平年、若くは少し餘計に採れるのではなからうかと考へて居ります、さうすれば先づ米の出來る迄一息つけるのではないかと、併し非常に是等の供給に付て苦心を致して居るやうな譯であります、從つて従前米の生産に付きましては或は水利組合の設置とか、増産とか云ふことに付きましては内地との關係上中々さう積極的に之を進めて居なかつたのであります、此の度の豫算に於きましては相當の費用を計上致しまして、それ／＼相當の増收の計畫を進めて居る譯であります、之とても非常な資材の不足等がありますので、主として所謂立體的の増産と申します、品種を改良するとか、或は病蟲害を驅除するとか、肥料の施肥をよくするとか、さう云ふ方面に於てやるのを主と致して居りまして、成べく資材を使はず

増産を致したいと申しましたも大きな早害事業に付きましては之はどうしても相當の資材が要りますので、是等の方面に付ての手當も致して居る譯であります、さう云ふやうな状態を早魃に對しては進んで居る譯であります、それから産業の方面であります、之は此の戰爭に入る前に大部進んで居つたのであります、急に斯様な事變になりまして、或る種の工業に於きましては非常な促進を見て居ります、又種類に依りましては相當の影響を受けて仕事を轉換すると云ふやうなものも勿論あります、併し御承知の北鮮方面等に於きましては非常に進んだ化學工業等の仕事が行はれて、それ／＼此の時に局に重大なる貢獻を致して居るやうな譯であります、又鑛業、之は金初め鐵、石炭、それ／＼不足の資源が非常に多いのであります、其の開發に力を致して居ります、又一般鑛物の金につきましても御承知の産金振興會社がありまして、其の支社が朝鮮にあつてそれ／＼産金に努力を致して居りますが、更に金以外の金屬に付きまして其の開發の爲に更に鑛業振興會社を作つて、之が助成を致すことに致して居ります、金なども中に昨年の早魃の爲に意外なる影響を受けまして、多少豫定より遅れて居ります、これは非常に遺憾であります、之は非常に雨が不足でありましてグレッヂヤーが動かない程度だと思つて居つたのであります、山元に參りましても矢張り洗鑛に水が不足致しまして、それが爲に可成りの影響があつたのであります、其の外一般的の金に對する政策の影響と云ふやう



なことは此の際申上げませぬが、それ／＼關係の省に於て十分考究をして戴いて居るやうな譯であります、まあ鐵に付きましては豫て申上げてありますやうに、茂山の開發が段々順序よく行つて居ります、清津に於きます三麥の製鐵所も既に動いて居ります、又日本製鐵もそれぞれ工場の建設を急いで居るやうな譯であります、それ／＼進行して居るやうな譯であります、それからよつと速記を……

○主査(子爵岡部長景君) 速記中止

○主査(子爵岡部長景君) 速記を始めて

○政府委員(森岡二期君) 時局下の臺灣の概要を極く簡単に申上げたいと存じます、事變起りまして二年八、九箇月になる譯であります、幸ひ其の間平靜に推移して参りましたのみならず本島人が著しく日本國民としての御奉公を申上げ、日本精神を昂揚し得ましたことは、歴朝の御恩澤の賜でありますことは申上げる迄もないのでございませぬが、歴代總督始め官民の御努力、殊に今次事變に因る皇軍の武威の効果の結果と存する次第であります、御承知の通り臺灣が領有されて四十有餘年に相成る譯であります、歴史的に見まして、又人種的に見まして又地理的に見まして、對岸福建との關係も淺からざる状態にある譯であります、従つて私共は事變勃發致しました當時、殊に對岸との關係の深き本島人を大多數持つて居ります臺灣と致しまして、深く此の事變と本島人の動向とに付きまして深甚なる注意を拂ひますと共に、本島人をして如何に事變に對する認識を昂揚せ

しむるか云ふことに苦心致した譯であります、ちよつと速記を止めて……

○主査(子爵岡部長景君) 速記中止

○政府委員(森岡二期君) 以上申上げました如きことがありました、併しながら之は半島人の極く一部分の者であり、且つ無智な者の誤つたる行動であつたのであります、併し五百數十萬の本島人と云ふもの、此の時局に對する認識は非常に深く、且つ母國に對する信頼は益々厚くなつて参つて居るのであります、此の事變に當りまして臺灣軍が十二年の秋出動命令に依つて出發した際、その勇ましい状況を見、又多數の在住の内地人の子弟が應召した、其の笑つて勇躍征途に就いたと云ふやうな状態を見た本島人は初めて日本精神の輝かしい眞の姿を見た

と云ふやうな感激を覺へた譯であります、殊に此の事變に依りまして本島人が軍夫として或は農業義勇團として、或は通譯として或は又沖仲仕として實に多數の者が戦地へ参つたのであります、之等の多數の應召した者の中には名譽ある負傷をした者もあり、殊に名譽ある戦死をした者もありました、之等の者は既に有難き恩賞を賜はり、或は護國の神と祀られて居ると云ふやうな事例もある譯であります、之等の者が戦地へ参りました戦地に於ける状況を見て戦國であり、殊に日本國民であると云ふことがどれ位有難いか、戦敗國の惨めさはどれ位のものであるかと云ふことがはつきり分りましたのであります、之等の者が郷里へそれ／＼

あの僅かの五百萬人餘りの人口の所で、零細な資金を集めて、それだけのものを出したと云ふ事が、如實に示して居ると申して宜しいのであります、又一面に此の時局から見まして、金の必要性から致しまして、金の買ひ上げ運動と云ふものを一昨年の六月から始めましたのであります、昨年末に於て七千二百萬圓の金の買上總計になつて居る譯であります、金を保有して居ることが、分量が相當多かつたとは云ひながら、兎に角彼等が秘藏致して居ります金製品を、國家の爲に御奉公するんだと云ふ意味から致しまして、喜び進んでその買上に應じたと云ふことも亦、時局に對する認識を深めた證左と相成るのであります、最初劈頭に申上げました如き事柄は、極く無智蒙昧の者の動きに過ぎないのであつて、大多數の者は殆ど全部に近き本島人と云ふものは、此の時局に對して非常に緊張なる氣構へを持つて居るのであります、例へば数字的に申上げることになる譯であります、此の事變に對する認識が新たにやつて來たと云ふことの一證左として数字を申上げますれば、此の流言蜚語等に依つて事件を擧げましたのが、昭和十二年に於ては七月から十二月迄の間に、約半年の間に千何十件と云ふものであります、然るに翌昭和十三年に於きましては約六百件に過ぎないので、前年の半年間の約半分餘りに過ぎないやうな状態になつて居ります、又労働争議と申しますか、農民運動小作争議に付て申上げますれば、昭和十年から申上げますと、昭和十年には小作争議が三十

二件で千七百人、十一年は同じく三十二件で四百幾人、十二年が二十四件で六百、少し殖えた譯であります、さう云ふ數になつて居ります十三年に至つては十一件で二百四十人と云ふ風に、此の小作争議の如きものも減じて参りましたことは、時局に對しての認識と緊張を示して居る證左と申上げて宜いかと思ひますが、此の事變に依りまして、私共は本島人が更に統治の本義に鑑みまして、日本臣民として忠良なる國民としての、御奉公を盡しつゝあることを皆様に申上げると共に、更に進んで之等の者が日一日も早く眞の日本人たらしめるやうに、致したいと考へて居る次第でございます、次に南支方面の作戦と臺灣との關係を一言附加へて申上げて置きたいと思ひますが、御承知の通り一昨年五月に厦門が攻略され、引續き一昨年の十月に廣東、次いで昨年の春二月でございましたか、海南島が攻略され、其の後厦門、或は昨秋北海等の攻略がありまして、臺灣の對岸との深き關係を有して居ります所から、本島人は擧げて多年の希望が達せられて非常に歡喜の聲に充ちた譯であります、此の攻略に當りまして、臺灣と致しましては、軍の希望に依りまして、應急の措置に付て有ゆる協力を致したのであります、厦門は其の後興亞院の管轄になり、既に連絡部が設置されて居りますが、それ迄の厦門に於ける状況は直ちに人、資材等を送つたのであります、それに依りまして厦門に於ける文化工作と云ふことに付て、又治安維持の上に付きまして、色々協力したのであります、又廣東

に於きまして、鐵道、通信の仕事は臺灣總督府が之を引受けて行つて居ります、更に是は厦門、廣東、海南島と續いて同じであります、文化事業として映畫館を設けるとか、或は雑誌を發行するとか、或は病院を経営するとか宜撫の爲に色々力を致して居りますが、更に此の日語學校等にも人を派し、經費を使つて致して居るのであります、殊に又民間側の外廓等の團體は水道、電氣、交通等の事柄に付て、分擔致して居るのであります、懸軍萬里故國を離れた南支に於て、相當の作戦を爲し、成功し得たのは臺灣に於ける援助の賜だと云ふことが、軍司令官から賞讃なり、謝意を受けた譯であります、尙更に廣東、海南島等から巽に訪日經濟團なり、又婦人團等が参りまして、是等は臺灣を経由して、内地に参つたのであります、内地に参りました海南島なり、廣東の者が内地の實情を見まして、非常に驚きまして、之は文化の程度から見て當然のことであります、併し臺灣へ彼等が参りました時に領臺四十有餘年に過ぎない臺灣、現在の廣東等と僅か年數に於て四十年に過ぎない臺灣の状況が廣東、海南島とは著しく違つて居ると云ふことを親しく見て、日本が領有後の今日、所謂植民政策と申しますか、異民族統治に於て如何に誠實に力を致して眞面目に異民族に對する福利増進を圖つて居るか云ふことをしみる、感じたやうであります、廣東等からも多數の學校教員になるべき者が視察に参りましたし、又臺灣に於きましては廣東に於ける教科書の編纂及教員の養成を臺灣に於



て引受けて居るのであります、尙警察官に於ても引受けて居りますが、之等の廣東方面、海南島から臺灣へ来た者が臺灣を親しく見たと云ふことに依つて、如何に今後廣東に對する又海南島に對して、日本の宣撫が眞の價値を認め得られるのぢやないかと云ふことを感じて居る次第であります、以上は極く概要でございますが……

○政府委員(樺居俊一君) 樺太の最近の島狀は一般に極めて平靜でありまして、特に取立て、御報告申上げるやうな問題等はありません、國境方面も昨年御協賛を得ました國境取締法なる法律を公布致しまして以來、相當取締等も嚴重に致して居ります關係から、昨年の如き全く無事故でありまして、越境者は出入共に絶無になつて居ります、又國境方面のソウイェツトとの關係もノモンハンの協定以來、非常な微妙な變化を見せて居りまして、今迄はこちらの警察官も國境第一線の草叢に身を隠して……こちらの國境警察官は必ずしも左様でもないものであります、ロシヤ側の方の巡邏の兵隊共は草叢に身を隠して秘かにこちらの動靜を窺ふと云ふやうな状態でありましたが、ノモンハン協定以後は極めて和やかな空氣になりました、兩方共殆ど眞正面に向ひ合つて御互ひ擧手の禮を交すと云ふやうに相成りまして、政治的な感覺は非常に鋭敏である如く思はれるのであります、日本よりも寧ろロシヤの方が左様な點は敏速ではないかと云ふことを感じさせられるのであります、ちよつと速記を止めて載きます。

て居る次第であります、石油の方は今十二本目と十三本目を掘らして居りますが、之はまだ油徴等確實に見届けて居りませぬ、七十五萬圓ばかり其の補助金を出して居るのであります、まだ一本も成功致して居ない、是は遺憾に思つて居ります、それから之も極めて或は小さい問題かと思ひますが、樺太廳と致しましては特徴のある産業であると云ふ風に將來嚆望致して居りますものは、是れ亦國境方面に約二十萬町歩の面積を有して居りますツンドラと申すものがありません、是は一つの草の炭であります、草炭であります、纖維類が堆積しまして一種の泥炭化したものであります、是が三十年來の研究試験の結果、愈々成功致しまして昨年來之を化學的に處理して工業的に利用すると云ふ途が開かれました、只今是れ亦國境方面の近い所に工場を建設致して、本月から操業を始めると云ふことに相成つて居ります、之は色々な用途、肥料、飼料、食糧、粘結材、テックス、殊に軍需用品として最も適して居りますテックス等を只今の處は製出致すと云ふことに相成つて居りまして、八億トンばかりの蓄積量がありますので、殆ど無盡蔵に近い資源であります、之を樺太と致しまして將來立派な資源として適正なる開發を圖りたいと云ふ風に將來を嚆望致して居ります、大體近況を御報告申上げます。

○政府委員(北島謙次郎君) 南洋群島の事情に付きまして極く概略を申上げたいと存じます、南洋群島は御承知の通り地理的關係から申しまして朝鮮臺灣等と異りまして、今回の事變と直

○主査(子爵岡部長景君) 速記を止めて

○主査(子爵岡部長景君) 速記を始め……

○政府委員(樺居俊一君) 島民の人口は大體三十七、八萬であります、時局以來非常な緊張振りであります、固より情報其の他の極めて敏速に蒐集出来ないやうな地の不利な點もありませんが、大體に於きまして島民一般の氣分と云ふものは、著しく緊張を致して居ります、例へば、貯金額の如き之は郵便貯金だけであります、常に全國一でありまして、内外地を通じて樺太の毎月郵便貯金増加額と云ふものは全國の最高位を占めて居りまして、之は事變以來本年に入りましても繼續致して居ります、又一昨年末百萬圓の國防献金を私提唱致しまして島民に呼び掛けたのであります、忽ちにして百萬圓以上を突破する國防献金が集つたのであります、左様な事例は極く一端を申上げたのであります、例へば出征軍人等も數千人出して居りますが、之等の者の歡送迎の情景の如きものは、内地よりの旅行人が常に肅然として襟を正す、最も感銘深きものであると云ふことを旅行記、或は我々に対する感想とか談話等で屢々漏らして居るのであります、之は恐らく日本一の光景ではないかと、斯様に思つて居ります、民風の淳朴な點の然らしめたものと思ひますが官民の協力と云ふことが累積致しまして、斯様な心持を培養馴致して居るのではないかと云ふ風に竊かに私は喜んで居る次第であります、産業の方は是れ又格段に申上げることがないのであります、總てのものを各殖産部門を通じま

接の交渉、或は關係が極めて薄くございまして此の事變關係に付いて特に申上ぐべきこと、御報告申し上げるやうなこともございませぬ、唯一言にして申しますれば、要するに極めて平穩無事でありまして、殆ど統治上何等憂ふべきことがないと云ふ一言に盡きるのであります、南洋群島で現在内地人が昨年の六月末の調査に依りますと、七萬三千と云ふことに相成つて居ります、島民が約五萬一千でありまして、恐らく本年最近の統計を假に調べると致しましたら、内地人の數は恐らく八萬に上つたかと思ひます、此の頭數に於きまして、島民の約五萬人に對しまして内地人が約八萬人數字的にもう絶對的に壓倒的の多數を占めて居る譯でございまして、從ひまして現在南洋群島の統治と申しましても、形は成る程委任統治であり、いろいろさう云ふ條約上の名稱はございませうけれども、實質的には殆ど全然内地の延長と申して差支へなからうと思ひます、勿論氣候が御承知のやうに全部熱帯でもありません、又交通も便でありますし、又小さな島々がばらばらになつて居ります關係上、恐らく内地からおいでになりますれば周囲の環境は、内地とは違つて居るかも知れませぬ、併し其の在住して居る人間の顔から申しましても、亦政治上は勿論のこと、經濟上に於きましても、社會上に於きまして、其の地有らぬ點に於きまして事實上日本の領土であり、日本の延長であると、もう斷言して差支ない時期ではないかと斯様に私は考へて居る次第でございます、其の意味に於き

して、正常健全に發展を致して居ります、農産水産、林産、鑛産悉く著々と目標に向つて成果を擧げて居る次第でありまして、生産額の如きも昭和十二年が一億九千萬圓ばかりでありましたものが、昭和十三年度は二億三千万圓、十四年度は殆ど三億圓になつて居ります、唯最近議會、或は其の他の方面で、樺太の石炭問題が特に取擧げられて居りますのであります、之は我々と致しましては主力を傾倒して其の開發の促進に付ての種々な施設を致して居るのであります、之は殆ど劃期的な速度を以ちまして増産されて居るのであります、昭和十年に百五十萬トンでありましたが、昭和十四年、即ち昨年は五百萬トンを突破致して居ります、更に近き將來に於きましては千萬トンの出炭を見ることが相成るのであります、而も其の炭質は八千カロリーの最高と致しまして七千カロリーのものが最も多いのであります、從ひまして内地の石炭よりも品質に於ては相當優位を占めて居ると云ふことを我々は確信致して居ります、又旅行の條件等も非常に有利でありまして、コストの最も安く掘れる所は、樺太が比較的内地炭、外地炭と比べますれば其の所を得て居るのではないと思つて居ります、從ひまして只今のやうな石炭の大なる不足を告げて居ります際には樺太の石炭を極力適正なる方法に依つて開發致しまして、内地へ送出すると云ふことを努めなければならぬと云ふ意圖の下に、樺太の官民を擧げまして國策に寄與すると云ふ心持を以ちまして、全力を擧げて計畫し、又努力致し

まして今年長くも、南洋神社が官幣大社として仰出されまして、在留邦人の崇敬の中心として近く鎮座祭も舉行せらるゝ豫定でございまして、精神的或は其の他有らぬ點に於きまして、又在留邦人の永住性、さう云ふ點から申しましても、今回神社の御創建と云ふことに付きましては、在留民一同非常に恐懼感激致して居る次第でございます、今後は何れに致しましても、もう委任統治とか云ふやうな觀念を離れて、在留民も實質的に全然日本の延長であり日本の領土である、又自分達は當然此處に永住し、此處に屍を埋めるのが當然だと云ふ氣分に向いて行くのではなからうかと、斯様に考へて居る次第でございます、唯斯様に内地人が島民より數に於きましても、もう既に遙かに多くなり經濟上社會上、殆ど日本人が實際的の勢力を持つて居る關係上、動もすれば島民の方で或は壓迫を受けまして、島民自身の生活を脅威すると云ふやうなことが、さう云ふ心配がないでもないやうな傾向があるかと存じます、此の點に付きましては、我々としても十分注意をし、今後寧ろ島民を出来るだけ保護すると云ふやうな氣持でやつて行かなければならぬものと存じます、唯幸ひ現在迄の所に於きましては色々後で申上げますが、産業方面の事業が各方面に於て起つて参りますし、又文化的施設其の他の事業が各方面に於てどん／＼起りまして、之に伴ふ勞力の需要、又それに從つて賃金の撤布と云ふやうな方面に亘りまして、島民にもそれが略々必要な限度に於て行渡つて居りまして、現在の所、島



民の生活を直ぐ脅すと云ふやうなことは恐らくあるまいとは存じまするが、さう云ふ方面に付きましては、我々當局者と致しまして極力注意を致します、出来るだけさう云ふことの心配のないやうな風にして行きたいと斯様に考へて居る次第でございます、次は産業方面のことを概略申上げたいと存じまするが、御承知の通り南洋群島は面積から申しますると云ふと、非常に小面積でありまして、内地の一府縣の程度に過ぎないのでございます、併しながら此の熱帯と云ふ特殊の恩恵を蒙つて居りまする關係上、土地の生産力の點に於きましては、内地或は其の外の外地に比べましても、相當能率の點に於て遙かに大きなものもあるやうに考へられまするし、又熱帯と云ふ特殊の地域であり、殊に日本の勢力範囲に於きましては、純粹の熱帯と致しましては我が南洋だけでありまして、南洋でなければ、即ち熱帯でなければ得られない資源も大いにございまして、所謂最近のやうな時勢に於きまして、自給自足の經濟を日本全體として取らうとする際に於きましては、極めて重要な資源が南洋には比較的豊富に存在して居るものもございまして、此の意味に於きまして地域こそ小さくございまして、南洋の價值と云ふことも或る程度は認識して載けるものと我々期待して居る次第でございます、唯、今申しますやうに地域は非常に狭小でございますし、特に大規模なことを申上げるのは誠に御恥かしい次第でございますが、まあ御参考の爲に申上げて置きますれば、最近の南洋群島の輸出入の貿

易を申しまして、昭和十三年に於きまして約四千五百萬圓ばかりの生産を致して居ります、それを主として内地に移出を致して居りますが昭和十四年度の統計はまだ手許にございませぬが恐らく五千萬圓を突破したうかと考へて居ります、又輸入の方面に於きましては、昭和十三年度に於きまして約三千萬圓見當でございするが、此の輸出入の状態を昭和十一年あたり比べますと云ふと、輸出にしましても或は輸入にしましても、此の兩方比較致しますと約二倍の増加を來して居ります、最近の數字を此處で並べまするのも、恐縮でありますから省きますが合計で御覽下されば御分りのことと思ひますが、茲三四年或は更に遡つて前に比べますと云ふと、此の各方面の合計の數字が、二三年の間に二倍或は三倍と云ふ風に躍進的に擴張を致して居ります、又さう云ふやうな關係上、例へば南洋に本店を以て居りまする會社の公稱資金のやうなものを一例として數字を申上げますと昭和十三年に於きましては約一億一千萬圓に上つて居りまするし、拂込資本金に於きましても六千五百萬圓に上つて居るやうな状態であります、之も昭和十一年度に比べますと約二倍の増加を示して居りまするし、恐らく今後に於ても益々増加の傾向を辿るのではなからうかと私期待して居る次第であります、然らばどう云ふ事業が現に興り、又將來どう云ふ事業が見込があると云ふ點に付きまして、極くあらましかけ申上げて置きたいと存じまするが、現在では御承知の砂糖と燐礦とが主なるものでございます、

砂糖に付きましてはもう別段申上げることもございませぬが、燐礦は最近に御承知のやうな状態にございまして、出來得る限り肥料の供給を潤澤にする爲に、之と順應して南洋でも出来るだけ増産を圖りたい、斯様な見地から昭和十一年度に於きましては約十萬トン以下の生産であつたかと存じまするが、十三年度には約二十萬トン、それから昨年は恐らく三十萬トン、本年度に於きましては成るべく四十萬トン程度の燐礦の産出を圖りたいと、斯様に我々當局と致しましても亦民間側と致しまして、極力其の方面に努力して居るやうな次第でございます、それから御承知の最近爲替關係の點から外國からの輸入が禁止せられ、或は抑壓制限等を喰ひまして、さう云ふ色々の品目がございませうが、其の中で熱帯方面で産出せられる物は南洋方面で何とかそれをものにしたい、斯様な見地から色々民間の事業家も南洋に著目致しまして、さう云ふ方面の事業家が最近特に著しく殖えて参つたのでございます、一例を申上げますと云ふとカツザアの栽培で、之は色々の用途がございまして、酒精の原料にもなりまするし、又紡績の原料の糊にも必要のものもございするし、或は又澱粉としても必要であり、場合に依つては又食料にもなるのでありまするが、さう云ふやうなカツザアの増産と云ふやうなことも著々計畫せられ、目下色々其の計畫を實行中でございます、それから又ココアの如きも其の一例でございます、或は又最近に於きましては内地では色々纖維植物の不足に悩むで居るやう

でございまするが、さう云ふ麻其の外の纖維を南洋方面から仰ぎたい、多少なりとも、さう云ふ方面の資源を内地に持つて來たいと云ふやうなことから、色々現に取掛り又今色々準備を進めて居るやうなものもございまして、又マイニングの方面でございまして、例のアルミニウムの原料でございするボーキサイトは茲數年來多少なりとも採掘致して居りまするが、少くとも十萬トン程度のボーキサイトを産出する積りを以て目下著々準備は致して居ります、又埋藏量の點から申しますると、十萬トン位の數字でなく、二十萬トン三十萬トン、或はより以上の生産が出来るのでございするが、何分生産擴充、さう云ふものを施設するに必要な物資が内地から十分に参りませぬ關係上、十萬トンの計畫すら思ふやうに實行出来ないやうな状態に更により以上の擴張をする爲には、其の必要な物資を仰ぐのに非常に困難を感じて居るのでございまして、何れに致しましても埋藏量と云ふやうな點の事から考慮致しますれば、相當數量の産出を豫想し得るやうな有望な鑛區も現に見せられて居るのであります、唯必要な努力なり、資材なりが得られないのが甚だ遺憾に存する次第でございます、尙最近、まだ的確なことは申上げ兼ねるのでございするが、ヤツプ方面にニッケル鑛が発見せられて、又併せて其のヤツプには鐵鑛もございするが、所謂フエロニツケルを拵へるに必要な原料が相當多量に埋藏して居ると云ふことが発見せられたのであります、之を如何にして事業化するかと云ふ

ことに付きましては、まだ的確な計畫は立つて居りませぬが、今現に其の方面の事業家が現地に参りまして色々調査中でございます、恐らく近く何等かの形で實現し得るかと思はれます、之以外に金だとか、或は銅だとか今迄夢想もしなかつた鑛物資源が矢張り南洋に埋藏すると云ふことも、確實に分つて居るのでございするが、唯其の數量其の外に付きましては、まだ的確な調査は出來て居りませぬ、目下色々調査を進めることに色々話を進めて居るやうな状態でありまして、以上のやうな状態にございまして、現在色々出来るだけさう云ふ方面の原料資源の開発に付て努力は致して居りまするが、今後又努力すべき有望な事業も深山にございするし内地の情勢から申しまして、一刻も早く此の國策に順應して出来るだけ増産をするかと云ふことが我々の任務だと思つて極力努力は致す積りで居るのであります、唯恐らく内地でも、朝鮮でも同様かと思ひまするが、先程も申上げましたやうに努力と、それからそれに必要な資材が思ふやうに参りませぬ爲に、豫期の通りの成績を急速に擧げることが出来ないやうな始末でありまして、甚だ遺憾に存して居る次第でございます、現に南洋の或特殊の工事に付きましては、努力不足の爲に態々多數の囚人を向ふに送りまして、事業をやつて居るやうな状態にございまして、努力不足の點に付きましては非常に困難を感じて居るやうな次第であります大體之を以て……

### 南洋の交通、通信に就て

○公爵一徳實孝君 私の質問に對して、各地の一般情勢を細かに伺ふ機會を得まして、大變に裨益する所少くなかつたことを御禮申上げます此の機會に僅かばかりの時間を拜借致しまして拓務大臣の御所見を伺つて見たいと思ふのであります、私は南洋に元來非常な興味を持つて居る者でありまするが爲に、既に貴族院の視察團としても委任統治領を拜見し、又昨年は私だけがパラオに参りまして、パラオの状況を若干拜見致したのであります、其の時分の經驗から申しまして、拓務大臣に所見を求めたいと思ひますので、御承知の通りの南洋委任統治領、南洋群島の地勢と云ふものは、ヤツプの如き天然の港のある所は差支ないのではありませんが、サイパン島の如き非常な大きな砂糖の産出地でありながら、十分なる波止場がないと云ふことは多年に亘りまして非常な損失になるものであります、之は今更私が説明を申上げる迄もないのであります、それである爲に國家に於ては、只今繼續費としてサイパン港の擴張費も御出しになつて居るのでありまするが、まだ一年度が大分延びるやうであります、そこで私は拓務大臣に伺ふのですが、僅か一千三百萬圓ですか位の會計である南洋廳の中から一般會計にたつた七十萬圓、之位の金を何も無理をして斯う云ふ所から御取りにならぬでも宜いぢやありませんかさう云ふ金をもう少し諸設備の方に御使ひになつたらどうです、年々七十萬圓と云ふものを諸



設備に御使ひになることに依つて、今南洋長官

が種々御話になりましたやうに、色々之から出ます資源も殖えて参りますから、又砂糖の如きも、此處に臺灣の當局者に向つて失禮かも知れませぬが、臺灣では随分面積が廣いから砂糖が出ませうが、サイパンでは、臺灣が十八箇月掛る砂糖が十二箇月で出来る、之をぐるぐる廻しをするならば、非常に大きな数量があつて、其の點から南洋群島から得られるのであつて、其の點からだけ申ししてもサイパンの如き島に早く相當な港を御造りになると云ふことは、之は當然國家で御努めになる仕事の一つであらうと思ひます、更にパラオ港に致しましては只今修築中でありませぬが、まだあれも早くおやりになる必要があると思ひます、或はパラオ島とコロール島との間の連絡等に付ても爲すべきことは幾らもあると思ひます、たつた七十萬圓の金ではあります、南洋廳に取りましては、兎も角總額が一千三百萬圓位でありますから、其處へ七十萬圓を戴くのと出すのとは大變な違ひであらうと思ひます、そこで拓務大臣に之は臺灣とか朝鮮とか云ふ大きな世帯の方からどうでもして百萬五十萬は融通をして載いてこつちの方は一切一般會計繰入れなると云ふことは免除して、成るべく早く南洋群島を完全なものにする、斯う云ふ風に方針を御向け下さるならば、私は非常に國家の爲に幸ひであるのぢやないか、實は此の事に付ては嘗て結城大藏大臣兼拓務大臣の時にも私は一應申上げたのであります、又大臣が御更りになりますれば、御

更りになりますだけ御氣持も違ふかと思ひますから、此處で御所感を伺ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(小磯國昭君) 大體の御所見は拓務大臣としても全然御同感でございます、特に南洋廳方面が交通、通信の設備に於て著しく缺けて居ります、さうして産業經濟に於ては全く内地からの直系になつて居るのでございます、産業の發展と交通通信の整備に依りまして、只今もちよつと觸れられました臺灣との間にも密接なる關係を持たして行きたいと思ふことを考へて居ります、僅かな金の中から一般會計に七十萬圓の繰入れをやつて居ると云ふことに付きましても、一應御尤もと思ひます、唯此の問題が良いか悪いかは別問題と致しまして、各外地が軍費を、國防費を負担して居りませぬ、左様な關係に於て此の朝鮮、臺灣及樺太は各々其の豫算の中から臨時軍費に對する繰入金をやつたと云ふ吊合上、南洋廳も何かやらねばならぬと云ふ關係から、あつて特殊の地帯であるに云ふことに鑑みまして、國防費と云ふ名稱に依らず一般會計に七十萬圓を繰入れたと云ふ経緯になつて居るのであります、けれども御説の通り、僅かな所からそれ程のものを繰入れさせる必要がないぢやないかと云ふことも一應御尤もと考へますので、之等の問題に付きましては、今後篤と研究を致して見たいと考へて居ります。

## 朝鮮臺灣の統治と

### 青年の感情

#### 水野鍊太郎君の質問

○水野鍊太郎君 只今各外地の状況を承りまして、大體に於て物心兩方面共良く行つて居ると云ふことを承りまして、誠に安心致しました、深く當局者の御勞苦を感謝致します、唯臺灣、朝鮮に付て思想方面に治安状況に付ては私は多少の心配を持つて居るのであります、併し今政府委員の御話に依りますれば、是も大したことはないのみならず、大局から見れば良い方向に居る、固より其の間に小事故はあるけれども、斯う云ふやうなことはさう心配することはないと云ふことを承りまして、誠に安心したやうな次第であります、唯一二私は此の點に付て御尋ねしたいことがあるのであります、それは臺灣でも、朝鮮でも青年の思想がどう云ふ風に向いて居るかと思ふことであり、私も内地に居りまして、臺灣殊に朝鮮の若い學生などには度々接觸する機会があるのであります、其の方面のことも能く聞いて居ります、忌憚ない話を聞いて居ります、大體に於て私はさう心配することは無論ないと思ひますが、之を數年前には、朝鮮などに於ては學校のストライキがあつた、中學生から小學生迄もさう云ふことをやつた、其のストライキと云ふのは、内地のストライキとは違ひまして、多少反目、排日的思想を帯びたストライキのやうに承つたのであり

ますが、それはもう近年さう云ふことは、餘り聞きませぬから餘りないと思ひますが、さう云ふ青年が朝鮮統治、臺灣統治に對して、どう云ふ感情を持つて居りますか、是も御差支なければ伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(大野隼一君) 只今の御質問でございますが、丁度御引例になりました東京に於ける朝鮮の學生に付きましては、先程御話漏しましたのであります、實は非常に私共も心配を致して居るのであります、それは朝鮮に於きましては兎も角非常にまあ申せば割合に状況も明かになつて居ります、連絡も能くなつて居りまして、其の學生の抱懐して居る考なども先づ私共は間違なく捉へて居る積りで居ります、過般の昨年の學生の御親戚などに於ても、非常な感激を持つて歸つて居る、さうして其の機會に學生聯盟を朝鮮神宮の前で結成しまして、兎も角非常な眞面目な考でやつて居る譯であります、而して只今御話のありました従前何と申しまするか、多少民族的な気分が學校の騒ぎなどがありましたものは、今日先づ全く跡を絶つたと云ふか、私は甚だ鳴謝がましい話であります、殆どさう云ふ事柄はないのであります、一番心配になりますのは東京に於ける學生、殊に法科或は文科等で相當苦心して學業に親しんで居る者が、家庭からは離れて居り又内地の人からは白眼視せられる、それが爲に頗る悪い気分を持つて居る、中には矢張り共產主義みたいな考を抱懐して、或は暑中休暇などに歸ります者が隨分其の途中で不穩の文書を發見し、又事實

一つ細胞組織を企て、居るやうな事件もあつたのであります、是も畢竟朝鮮だけではなかく出来ないので、今迄東京に於ける學生の保護と云ふことに付てはなかく連絡がうまく参りませぬので、本年は僅かでありませぬが四五萬の豫算を組みまして、さうして其の保護に當り適當な人が居りまして、平素から連絡を取り又多少温か味を與へてやる、さうして卒業してからの就職の世話もしてやると云ふやうなことを、先づ此の學校當局者にも能く連絡して、例へば學校内に於ても會合をするのに、朝鮮の言葉で會合せず、矢張り内地の言葉でやつて行くことと云ふやうなやり方でも進めて行かうと考へて居ります、之等に付きましては、新しく中央協和會と云ふやうな會も組織されまして、是が中央にありませぬし、又各府縣に於ても左様な點に付ては段々考慮を廻らして載いて居りますので、非常にむづかしいことと考へて居ります、併しさう云ふ意味で現地と又東京、或は大部分は東京であります、それと連絡をして左様な方面の指導善導に力を致したいと考へて居るやうな次第であります。

○政府委員(森岡二朗君) 臺灣の思想状況に付きまして一言御答を申し上げます、青年の思想の状況、其の思想の傾向と云ふことが本當のことを察知し得ると云ふことはなかく容易のことではないと存じます、殊に彼等が民族的意識が濃厚であるとか、或は共產的思想が著しいとかと云ふ場合に於けるその思想を見ることは比較的容易であります、普通の場合に於ける思

想状況と云ふことは察知し得ることはなかく容易でないのであります、併し大體に於きまして、今日の状態に於きましては、彼等の思想に付きましてはさう憂ふべきものはないと存じます、それは青年、殊に學校教育を受け、相當な……中等學校若しくは専門學校以上を出た者のまあ思想の面白からざる傾向を生み出す原因の一つとしては、恐らくは彼等が或専門の學問を修め、教育を受けたに拘らずして、就職が出来ないと云ふやうなことが彼等の思想を悪くする原因の一つぢやないかと斯う考へられる譯であります、幸に數年間、其の状況は、彼等が就職し得ることに付きまして、決して内地の學校を出た者、臺灣の學校を出た者も少しも心配すべき状態にないと思ふ事柄が、餘程彼等の思想をして安定せしめ得たのぢやないかと考へます、殊に臺灣島内に於きましては、最近教育の方針と致しましては、成るだけ中等學校の中でも實業教育に重きを置き、實業教育に進めしめまることが、彼等の就職の上にも、今後の生活の上にも又人的要素の上にも於きましても必要と存じて居りますので、さう云ふ方面に特に傾向を有せしめるやうな方針になつて居る譯であります、一面斯う云ふやうな學校、特に中等學校或はそれ以上の學校を出ます以外に於きましては、大體に於きまして、臺灣に於きましては學齡兒童の今日約半數以上と云ふものは公學校の教育を受けることになつて居ります、又それでない者に致しましては、國語講習所等を出ることに依りまして、相當の國語



を話す常識を得る簡易なる教育を受けるやうに致して居ります、先申しました風なものも専門的の知識はなく、大體臺灣に居りまして、それ等の者が職を得ます上に於ては決して困難でない、寧ろ今日人が不足して居ると云ふやうな關係から致しまして十分就職出来、各々定つた方向に進み得ると云ふことから致しまして、所謂インテリ階級でない方面に於きましても、決して憂ふべき傾向はないのぢやないかと云ふことを申し上げられると存するのであります、併しながら何分思想方面のことでありまして、決して等閑に付し得ないことではあります、大體の傾向と致しましては、今日心配すべき状態でないと思ふことを申し上げて宜いと思ひます

○水野錬太郎君 今御兩君から御説明を承りまして誠に満足致しました、之に付て今大野政務總監は、温か味を以て青年に接し、又學校を出た者に職業を與へる世話をする云ふやうなことが、彼等を引付ける途である云ふやうな御答がありました、私は此の點は全く御同感であります、それでありますから、多く自分の所へ来る若い者に對しては、常に其の方面を指導して、出来得る限り職業を紹介して居るので、其の成績必ずしも良いとは申しませぬけれども、出来るだけ方々に紹介をして職業を與へることに致して居る、之に付てですね、之に付てあの朝鮮の學生指導所ですか、淀橋にある、あれですね、あれをもう少し利用したらどうかと思ふ、どうもあそこにも私も前に行つたことがある、行つたことがあつて、あの状況を見ました

ら、なか／＼立派な建物が出来て居る、さうして圖書もあり……なのですが、又多少遺憾の點がないことはないと思ふのです、であります、私の所へ来る書生、さう云ふ若い者なども、あそこへ行つて一つ相談しろと云ふことを能く言ふのですが、どうもあそこもまだ十分でない、又来る者も良い者は来ないで悪い者が来ると云ふことを能く聞くのですが、私は悪い者でも宜いと思ふのです、どうも懇々と温か味を以て接して、接すればそれが又改善することもあるだらうと思ひますから、悪い者が来るからと云つてそれを排斥しないで、もう少し深く深切に指導してやつたらどうか、兎に角あそこをもう少し利用することが出来ないでせうか、私は兎に角、若い書生などを扱ふには學徳共に高い人が……學問上から云つても、彼等の言ふことを理解し、それを教へるだけの力がないといけない又一面人格者であつて、さうして彼等が其の人に接すると思はず頭が下がる、さう云ふ風な人でなければならぬと思ひますから、學徳共に高い人……と云ふと、なか／＼むづかしいかも知れませぬが、さう云ふやうな人をあそこに入れて……今でもさう云ふ人が居るのかも知れぬと思ひますが、もう少し其の方面を利用されたら如何かと思ふのですが、どうでせう。

○政府委員(大野錬太郎君) 只今御話のことを實は總督府も考へて居りまして、先程申しました四萬圓ばかりの豫算はあすこの改善の費用として取りましたのであります、茲に總督府から、まあ所長を置いて、さうして場合に依つたら或

### 對滿事務局存廢問題

○水野錬太郎君 朝鮮、臺灣のことは大體に於て能く分りました、拓務大臣に此の際伺つて置きたい、少し外のことですが、伺つて置きたいあの先頃衆議院の豫算總會その他の委員會から出た問題と思ひますが、對滿事務局ですね、對滿事務局は將來其の事務を拓務省の方に合併しよう、さう云ふ意圖であると云ふことを、拓務大臣が御述になつたと云ふ風なことを新聞で實は見たのであります、誠にそれを一つの御見識と思ふのであります、然るに其の後總理大臣並に陸軍大臣の御説明に依りますと、いやさう云ふことは當分する考はない、矢張り對滿事務局を存置して、それで滿洲のことを取扱ふのだと云ふやうな意味のことを御話になつたやうに

聞いて居りますが、それはさうですか。

○國務大臣(小磯國昭君) 御質問の通りでございます、けれども少しく内容が違つて居るのであります、私が衆議院に於て答辯致しましたことは將來のことを申し上げたのであります、總理大臣並に陸軍大臣の答辯は、現在の處置に於て答辯をしたのであります、それで私の將來に於ける問題として衆議院で答辯致しましたものは速記録を御覽下されば能く御分りのこと、存じますが、私は滿洲に於ける機構問題に付きましては、若い時分に滿洲勤務致して居りました關係から致しまして、多少承知をして居る積りなのであります、それで現在御承知の如く軍司令官、軍司令官と云ふ形に於て滿洲の現地機構は働いて居りますので、之が正常なる官制にして行きまする爲には、茲に相當多くの改正を加へて行かなければいけません關係から、之には相當の時日を要するものであると考へると云ふことを、衆議院に於ける質問の第一答辯として答へて居ります、最後の質問に於て、對滿事務局が將來拓務省に合併せられるやうなことがないかと云ふ質問に對しまして、其の統帥、軍事の機構は之は拓務省に合併せられるやうなことがあるべからざることは勿論でありますので之が正常、平常の機構に改正せらるゝ場合に於て、此の軍事機構の中、どれ位の部分が拓務省系統に入るかは其の時の研究に俟たねばなりませぬが、相當の部分が拓務省の業務系統に入つて来るだらうと云ふことを私、確信して居るのでございます、そこで將來のことを聞かれた爲

に將來の問題に付て以上申述べましたことが現在と、どう云ふ關係があるかと云ふ點に付て、能く御検討なしに相互の答辯に喧嘩があるのではないかと云ふ風に觀察して居られる向きがあるやうであります、それで重ねて申し上げますが、總理大臣及陸軍大臣は、現在にあつては現機構を十分に活用せしめて行くことが急務であると思ふ、斯う御答になつたのであります、私が衆議院に於て答辯しましたことは、將來には斯くもなるであらうと云ふ考を申述べたのであります、其の間には齟齬がないと確信して居るのであります、左様御承知を願ひます。

### 勞力不足問題と開拓民

○水野錬太郎君 能く分りましたが、此の問題は、直ぐに解決すると云ふ問題ではありませぬが、將來行政機構を改正する時には、今拓務大臣の御述になりましたことも無論御理由があると思ひますが、それは一つ御考を願つたら宜からうと、實は私はさう云ふ感想を持つて、あの記事を読んだのであります、どうかさう云ふ風に……それで何故に私が此の質問を出したかと云ふと、滿洲移民のことです、あれは今滿洲移民のことは拓務大臣の所管でありますか

○國務大臣(小磯國昭君) 拓務省と致しまして滿洲並に支那方面に關係して居りますことは移民の問題とそれから棉花の問題、羊毛の問題に於て關係して居ります。

○水野錬太郎君 それに付て今のやうな問題を

は總督府の事務官若しくは文部省の事務官と云ふ風に兼ねて、さうして私立大學にも或程度迄は話が出来るやうな人、さうして就職なり、何なりの世話も出来るし、それからあすこの設備も今少し直して……實の所、あすこはまあ一向手を著けられずにあつたやうな始末でありましたので、其の趣旨で、まだ行きなり直ぐさう立派に参るとも申し兼ねますが、其の積りであすこを中心にして、學生が全部あすこに集つて、さうしてまあ色々會を、我々も出て来た場合にはあすこで接すると云ふやうなことに致したいと思ひます、どうかさう云ふ御趣旨で御援助を仰ぎたいと思ひます。

出したのでありますが、御問ひしたのであります、滿洲移民のことに付て私、拓務大臣の御答になる資格どころか義務があらませう、それで滿洲移民のことを實は伺ひたいのであります、滿洲移民のことは私は、之は日本の國策として是非之をやると云ふことは、之は私は御尤もなこと何處迄も遂行しなければならぬと思ひます、併し此の頃の内地の農村に於て勞力不足である云ふ聲も聞くのです、それにも拘らず滿洲移民を奨励せられた、どん／＼外地へ出て行かれることは困ると云ふ聲も聞く、併し果してどれだけの勞力の缺乏があるか、どうかは分りませぬけれども、若し果して内地の勞力に缺乏ありとしたならば、暫くの間でも宜いから滿洲移民の方を御手控になる必要があるのではないかと、どうかと思ふ感じを持つて居る、併しさうではない、内地勞力の缺乏と云ふものはそれ程ないものである、又内地勞力の缺乏があれば朝鮮人を連れて行つても宜し、其の他の方法で之を處理する方法があらませうから、外地と云ふよりは滿洲移民と云ふものは従前の方針を少しも變へないで、其の通りに決行して行くのである、さう云ふ御考でありませうか、其の點に付て私は多少の疑を持つて居る、それで拓務大臣の忌憚なき御考を承りたいと思ふのです。

○國務大臣(小磯國昭君) 一應御答を申し上げようと思ひます、滿洲に農民並に青少年義勇軍を送出すと云ふことは、國策として實行する必要があると云ふ理由に付ては、申上げる迄もなく御承知と思ひますから省略致します、現在



内地に於ける勞力が足りない時期に、何故に急いで滿洲に之等のものを送出せねばならぬかと云ふ問題に付ては、議會開會後各種の機會に於て御質疑になり答辯申上げた所であり、内地に於ける勞力不足と云ふ所の聲は殆ど今や普遍的にございませぬ、又現に工業並に鑛業方面に於ては現に勞力が不足して居るものと考へます、併し現在滿洲に送出しつゝあります移民は主として農業方面でございませぬ、農業方面の内地勞力の關係はどうなつて居るかと思はれます、工場地帯に隣接して居ります町村附近の農村の勞力には之は御説の如く相當缺乏して居る所もございませぬ、併し數字などを申上げて甚だ失禮でございませぬ、今日國內に於ける農耕地の總面積が六百萬町歩と唱へられて居る所に農家の戸數は五百六十萬戸でございませぬ、一戸當り平均耕作段別は一町歩をこゝでございませぬ、それで私質は各地方を歩きまわつて、農村の人々に會つて聞いて見ましたのでございませぬが我々に一町をこゝのものを農地を與へて置くことに依り福社を増進しようと思はれることは無理だらうと思ひます、我々はどうして少くも二町歩以上は頂戴したいと云ふことを申します、二町歩と云ふことが果して適當でありや否やは、之は専門家の検討に俟たねば分りませぬが、假に二町歩宛與へると致しましたならば、農家五百六十萬戸から茲に二百六十萬戸の過剩勞力を發見し得るのであります、左様な立場に於きまして農林當局とも相談を致し、分村分郷計畫と云ふものを立案致しまして、さう

して滿洲に送出する者も、又送出した後に残つて居る所の町村の者も、兩つながら幸を得るやうなことにしようと思はれます、之を實行しつゝあります、之等に依つて實行せられます者が或は集團農村と申し、或は集合農民と云ふやうな形に依つて送出されることになつて居ります、次は青少年義勇軍に付て申上げます、青少年義勇軍と致しましては、滿十六歳乃至十九歳の青少年から選擇して居りますが、拓務省方面で計算調査しました所に依りますと、年々此の年齢に相當する所の同胞數は三百萬以上ございませぬ、其の中から年々計畫として送出しつゝあります者が三萬人でございませぬ、百分の一に該當致します、百人に一人の滿洲農民を……青少年としての農民を送出すると云ふことは決して不可能ではなからう、又送出致します者が三萬人と致しまして、無論此の大消費地たる東京、大阪、之等の方面からも最近相當數の志願者がございませぬ、そこで假に三萬人の中の八割が農民であると假定致しますと云ふと、二萬四千人になる譯であります、大市街地を除いた町村の數は、現在内地に於て一萬二千ございませぬ、従つて各町村に於て二名宛の農村子弟を出して下さるならば二萬四千になります、或は二人宛出すと云ふことが困難な所があるかも知れませぬ、それは一名でも我慢しなければならぬ所もあつますと同時に、又二人以上出して下さり得る所もあると確信致します、尤も實際に募集致します時には、工場地帯隣接の町村にして勞力が餘り餘つて居らないと云ふやうな所からは多く募集

をしないやうに調節を圖りつゝあります、以上のやうな風に考へますと、三萬人の青少年義勇軍を送出すると云ふことも、現實の情勢に對しまして決してそこに何等の無理がないと云ふ風に私共考へて居るのであります、唯農村を歩いて見まして、農村の人に接觸して見ますと農業期と農閑期がございませぬ、農閑期に於ては事實勞力が餘つて遊んで居ります、農業期には勞力が足らなくて困つて居るのであります、それならば農業期は何時かと云ふことを検討して見ますと、大體に於て毎年六月と十月が農業期のやうであります、色々農家に就いて説明を聞きませぬと、成る程さう云ふ風に納得せられます、そこで之は將來實行せられるものと思ひます、日本全國を眺めまして日本の總勞力と云ふものは、最も合理的に適切に按配致しますならば單り前申上げましたやうな移民送出が無理でないと思はれるのでなく、各方面に懸へられつゝある勞力不足の調節と云ふものも、外地若しくは支那人勞働者を強ひて持つて來なくても、或程度迄は緩和調節し得るものではなからうかと云ふ風に考へるのであります、最後に申上げましたことは甚だ蛇足でございませぬが、左様な考へに於きまして、拓務省と致しましては矢張り現在も今後も引續き此の滿洲開拓農民並に青少年義勇軍と云ふものゝ送出を繼續して参りたいと思はれます、併し之を企畫院方面で作つて居りますが、此の場合にも其の間の消息を申入れまして、事實此の計畫の中には前申上げましたやうな送出數が

是認せられて、計畫の上に載つて居ると云ふやうな實情でもございませぬ、重ねて申上げますが、依然此の計畫は實施して参りたい、斯う云ふ風に考へて居ります。

○水野錬太郎君 大變事實に即した御調の下に此の國策を續けて行かうと思はれます、併し私は大體に於て御同感であります、私も地方を廻りまして能く純農村へ行きました、而も其の地方の町村長や有志の方を集めて、勞力不足の問題の實際忌憚ない話を聞いて廻つたことがあります、都會地附近は少し遠ぶかかも知れませぬけれども、大體に於て私の廻りました所に依ると、さう勞力不足を唱へて居らぬのであります、成る程今の農業期には非常に忙しいから人はか足りないとか何とか云ふことは時々あります、處が農閑期になると遊んで居る者が随分あります、ですから私はそれは調節すれば、必ずしも今の程度の移民と云ふやうなものを出せぬことではない、併し之が餘り全國一律にすると私はどうかと思ふのです、非常に仕事が無くて農村などが手が空いて居る所もあります、所に依るとさうではない、なか／＼人の手の足りぬ所もあります、餘り之を一律に、どの縣は何人の縣は何人と云ふ風にしないで、其の土地の事情に即してやると云ふ風にしたら宜くはないか、所謂劃一的養成を止められて能く實際に即したことをおやりになつて、さうして此の國策の遂行に遺憾なからしむるやうにすることが必要ぢやないか、斯う思ふのであります、それは無論拓務大臣は能くさう云ふ點を御研究になつ

て居ることと思ひますが、私は念の爲に申上げて置く次第であります、それから甚だ何ですが、もう一つ承りたい、それは事實の問題ですが、滿洲移民に付ても又色々議論がある、滿洲移民はなか／＼能く行かぬ、あゝ云ふことを考へてもなか／＼うまく行かぬ、で斯う云ふ失敗があると言つて失敗談を聞くこともあるのであります、又一面にはさうぢやない、大變に能く行つて居ると云ふことを言ふ者もあるのであります、實は私は滿洲事件後に滿洲移民を唱へました一人でありませぬ、それを其の時の内閣、齋藤内閣でしたかに持つて行つて、或人に話をした處いや、君、滿洲移民など云ふものはむづかしいよ、さう云ふやうなことをやつたつてもなか／＼うまく行かぬと言ふので、私はそれが爲に費用迄も要求したことがあつたのでありますけれども、其の時は遂にうまく行かなかつたのであります、併し其の後段々見ますと滿洲移民……滿洲移民ばかりではありませぬ、大體に於て言つたやうな失敗でもないやうに考へるのであります、併し之を監督するには餘程能く監督し又之を實行するに付ても慎重に研究をしないと所謂失敗のある所もあるのではありませぬ、此の點に於て監督は今拓務省でおやりになつて居るのか、或は現地の方でおやりになつて居るか、其の點を十分に御研究に相成ることが必要ではないかと思ふ、要するに滿洲移民に付て失敗だと云ふ聲があるのであります、それはさう云ふことではない、良く行つて居ると言つ

ては餘り自分の田に水を引くやうでいけません、其の調査を十分になさつて、それを公にされたら私宜くはないかと思ふのであります、其の點は如何でせう。

○國務大臣(小磯國昭君) 誠に御尤もな御心配でありませぬ、私も一縷の心配をして居る一人でございます、端的に申上げますと、滿洲方面に居ります先住者は生活の程度が低級であり、さうして我々同胞に比して勞働力が高くなり、生活程度の低級にして勞働力の強い滿洲農民と頷して、我々の同胞農民が、果して此の經濟生活運営に勝を占め得るかと思はれます、さういふことは、ずつと以前、昔關東都督府と申しました時代からの實績に依つて、概ね失敗に歸するものであると云ふやうな結論が結ばれて居つたのでございませぬ、併し今此の多數の農民移動を實行致しました結果に徴しますと、集團をし、集合をし、内地人のみを以てして耕作をして行くと云ふ場合に於ては、之と相混つて、そこに頷して行く所の滿洲農民がございませぬ爲に、さうして此の集團をして居りますと、集團に伴ふ所の特殊の機構を、そこに設定し得ると云ふ利益を把握して居りますことに依りませぬ、大體順調なる發達を見せつゝあります、又耕種法の改善、土地の改良と云ふやうなことに付きましては、どうしても支那農民は、我々同胞の農民に追いつけませぬ、さう云ふやうな點と、今後恐らく勃興するだらうと思はれます、農産品を原料とする加工工業と云ふやうな方面に努力せしむることに依り、



此の滿洲農民に對して相當に頌揚し得ると云ふ自信を、近頃持たされつゝあるのをごさいます。唯先刻も申し上げました此の集合農民と云ふやうな、大體自由農民と云ふやうな形に於て進出して参ります此の農民が、在來の滿洲農民のほつゝ居る間に入つて参ると云ふやうな心配が多分にあるのをごさいます。此の心配を將來に艾除し得ると云ふやうな方法に付きましては、更に向後一段の研究を加へまして、決して救済せねばならぬと云つたやうな事態に陥らしめざるやうに努力致して参りたいと考へて居ります。

### 南米移民と日本精神

#### 出淵勝次君の質問

○出淵勝次君 私には二つの事柄に付て拓務大臣に御尋ねを致したのであります。其の事柄は外務省と極めて密接な關係がございますから、外務大臣に於かれましても篤と御禮を置きを願ひたいと思ふのです。私の御尋ねは第一の事柄は移民に關することであり、南米、南洋方面に送出す移民に對しましては、政府當局からして移住國の法令を遵守し、其の風俗習慣に順應して、其の國民と休戚を分つて、さうして共存共榮の實を擧げるやうに注意を與へると同時に、苟も日本國民の體面を害することのないやうに、篤と戒めてやることの必要であることは申す迄もないことと思ふのであります。丁

踐躬行して行くべき御教へを示された後に「以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし」と明確に御教へになつて居ります。さうして其の次に「是の如きは」云々と御示になりました後に「斯の道は實に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通して譲らず之を中外に施して悖らず」とあり、「中外に施して悖らず」と云ふ御教へは、私の信ずる所を以てするならば、天壤無窮の皇運を扶翼するの道は宜しく中外に施せと云ふことを御教へになつて居るものと思ひます。此の「天壤無窮の皇運を扶翼すへし」と云ふ御文字は、拜察するに、恐らく天照大神の御下しになりました天壤無窮の神勅に基くものと存じます。天壤無窮の神勅は、私の信ずる所では齋鏡齋徳の神勅、神籙磐境の神勅、此の二つの神勅と相伴つて居る三大神勅でありまして、是が即ち皇國日本精神の淵源であると拜察して居ります。此の日本精神を單り我々日本國民の上に普及恢弘するを以て未だ満足すべきでなく、之は廣く世界に此の精神文化を普及恢弘すると云ふことこそ皇國日本の國是であると云ふことは、御承知の 神武天皇が御東征の爲に御進發あらせられむとしました時に御下しになりました天業恢弘、天下光宅の御詔勅が即ちそれを御言ひ表はしになり、又大和橿原に御建都遊ばしませむとしました時に御下しになりました六合建都、八紘一字の御詔勅が、即ち此の日本精神は中外に施して行けと云ふことを御教へになつたものと拜察致します。それを 明治天皇は皇運扶翼と云ふ御文字に依つて

度娘を嫁にやる際に、兩親からして嫁入先の家風に従つて家族と仲好く暮せ、苟も里の家名を害するやうなことはしていかぬ、と云ふことを戒めてやると同じことだらうと考へるのであります。而して此の日本國民の體面を汚すな、里の家名を汚すなと云ふことは大體同じやうな意味合でありまして、消極的ではあるが、頗る含蓄に富んだ私言ひ方ではないかと思ふのであります。此の事に付きまして私は拓務大臣が昨年の五月九日地方長官會議の際に移民に關する訓示をなされた際に、次のやうなことを仰せられて居るのであります。私はそれをちよつと短いことと申すから朗讀致します。「南米方面に對しまして」中略「在留邦人の産業的經濟地位の向上に努むると共に移民送出に付ては特に現住同胞の皇運扶翼的精神の向上、振作に重點を置き、選擇渡航せしむることに留意して居る處であります」斯うあるのであります。是は移民選擇の方針でありまして、移民其のもの、指導に關する方針ではありませんが、併しなから結局に於ては移民に對する指導精神となるやうに思はれるのであります。皇運扶翼的精神と云ふのは誠に新奇な言葉でありまして、恐らく是は拓務省に於て特に御製造になつた言葉とも考へられるのであります。無論其の意味は普通用ひられて居ります日本精神とか、或は皇道精神と同様のものであらうと考へられるのであります。其の言葉遣ひのことは何れと致しまして、特に斯う云ふ新奇なる言葉を御使になつて日本精神の向上と云ふことに付て地方官の注意

御言ひ表はしになりましたので、天業恢弘と言ひ、八紘一字と言ひ、又今申上げました皇運扶翼と言ひ、悉く同じ御意味を言ひ表はされたる大文字であると拜察致します。殊に 明治天皇が明治元年三月御承知の五箇條の御誓文を御下しになりました時の御沙汰書の中に「親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し」と仰せになつて居るのであります。之亦天壤無窮の皇運を扶翼するものと云ふことと同じ意味を、別の大文字に依つて御教へ訓されたものと拜察するのであります。即ち此の皇運扶翼と云ふ大御文字は我々の夢寐の間も忘るゝことの出来ない銘記して置くべき大文字でありまして、斷じて新熟語でないことと云ふことを御答へ申上げたのであります。甚だ餘計なことを申上げて相済みませぬが、折角の御質問でありましたので、所感の一端を披瀝さして載せました。

### 南洋地方との經濟關係

○出淵勝次君 私の御尋ね申上げました根本の事柄に付きましては幸に同感の旨を承りまして満足致しました。先刻の御説明に依りますと一言を以て掩へば、しつかりした人間を一つ南米や南洋に送らう、其の積りで云ふ訓示をしたと云ふやうに承るのであります。至極結構だと思ひます。今色々皇運扶翼に付て御話がございまして、私も其の邊のことは大體心得て居る積りであります。新規な熟語と申しました

を喚起せられたのはどう云ふ御考に基くのでありませうか、其の點を一應伺つて見たいと思ふのであります。

○國務大臣(小磯國昭君) 南米、南洋方面に對する移民の教養に付きましては之等移民が現地に向つて出發を致しますに先だち、各地に設置してあります移民教養所に於て若干時日間の心得に付きまして教育しつゝありますことは御承知と考へます。併し此の時日を希望する程長く取る譯に参りませぬので、教養未だ十分でない憾が非常に深いのであります。併し御承知の如く南米だけにしても既に約二十五萬の同胞が移住して居りますので、今出淵委員の御意見とし御話になりました如く、一は以て其の移住した先の國の爲に十分に寄與を致しますと同時に、動ともすると此の民族的偏見に基く特殊の取扱を受けることと云ふやうな場合をも考慮致しまして、日本精神と云ふものを、把持を將來に繼續せしめたいと云ふことを考へ、將來此の方面に移住致しまする人々も、さう云ふやうな點に於て相當の覺悟があり、教養のある人を選んで送致したいと考へて居ります。従つて第一段の御質疑に對しまして指導をしつゝあります。將來も亦指導して参りたいと考へて居ります。第二段の皇運扶翼に付て申上げます。出淵委員から皇運扶翼と云ふ文字が新熟語であると云ふやうな御言葉を承るのは、私の甚だ意外とする處であります。我々の朝夕拜誦して居ります教育勅語の中に「爾臣民父母に孝に」と云ふ所から約十項目に亙つて、我々臣民として實

ことは皇運扶翼的精神と云ふことを申上げたのであります。決して其の内容を申上げた次第ではありませぬ、併し是は私は本日別に質疑の根本と致して居る譯でありませぬ爲に、特に日本精神と云ふことに私は簡単に申上げた次第であります。兎も角昨今御承知の通り、事變以來日本國民一般に國民的意識の昂つて來たことは誠に結構であります。同時に又我獨善と云ふ氣持も大いに起つて來て居ることは大臣も恐らくは御同感であらうと思ふのであります。支那あたりに於きましても、動もすれば國威を笠に著て放縱な振舞をして居る同胞も多いのであります。南米、南洋の如き比較的我が國より文化の劣つて居る地方に参りますと云ふと、動もすると移民と云ふものは日本國家の偉大と云ふことを感激するだけならば結構であります。それを笠に著て兎角放縱の振舞になり勝てありますから、一つ移民を出すやうな場合には日本精神と云ふことは之は常に肚の中に持つて居つて、私の申す國家の體面を害するやうな所業をしないやうな氣持で出掛けなければならぬ譯であります。同時に移住國の法令を遵守し、其處の風俗習慣に順應して立派な移住民となつて日本國を遠く遠方に光らせると云ふやうな氣持を十分に叩き込んで、さうして出して戴きたい之は私の希望であります。此の希望を附加へまして第一點に對する質疑を終ります。次に私は第二と致しまして南洋地方との經濟關係に付て御考を承つて見たいと思ふのであります。日滿支の經濟プロックではゴムも取れなければ



油も取れない、棉もどうも十分にいかぬし、鐵などもどうもまだ當分は間に合はぬ、どうしては日滿支の經濟プロックに加ふるに南洋地方を以てしなければならぬと云ふ聲は相當高いのであります、所が此の聲に伴つて、兎角南洋方面に對して何等かの政治的の工作をしようやないかと云ふやうな人も現はれて居ります、中には領土的野心とも疑へば疑はれるやうな言動を致す者もあるのではあります、此の點は非常に遺憾に思つて居る一人であり、新聞の報道は確か、どうか私は確信がないのであります、一月の末に拓務大臣が新任御奉告の爲に伊勢神宮に御参拜になつた車中談として、東京の主な新聞が一致して報道して居りますことの中に斯う云ふ一句があるのであります、日滿支の外に南洋を含めたる經濟圏の確立は急務である、斯う云ふ風に仰せられて居るのであります、之は可なり國民の共鳴を買つて居るやうであります、次に私の申上げますことは、決して之は大政の仰しやつたことに依つて刺戟せられて出て来た云ふやうな考を持つて居るのではありませぬが、先月の二十二日に衆議院で豫算を討議致しました際に、一議員から斯う云ふことを言ふて居ります、東亞新秩序なるものは日本滿洲、支那及び南洋を以て其の地域と確定しなければならぬ、之は國民の總意であり、直感である、斯う云ふやうなことを言つて居るのである、之は甚だ私は極端な議論であると思つて居るのであります、我が國と南洋地方との間に緊密なる經濟關係を樹立致し、之の間に必要で

あることは、之は私は申す迄もなと思ふのであります、私も先年親善使節として濠洲ニュージランドに赴きました際に、往復共に親しく此の南洋地方を視察致しまして、深く經濟的關係の重大であることを痛感致して居るのであります、從つて經濟的の依存關係から致しまして、日滿支と地理的に極めて近接して居る所の南洋地方との間に密接な關係を作ることの必要であることの大いに力説することは、私は結構であらうと思ふのであります、又經濟圏と云ふ言葉を使ふことも、之は單純なる地理的經濟的關係と云ふことでありますならば、必ずしも不可なりと申す次第でありませぬ、現にドイツの如きはチエツコスロバキヤ、ポーランドは是はドイツのレーベンス、ラウム即ちドイツの生存圏である、バルカン方面は經濟圏、ウキルトシヤフツ、ラウムと云ふことも言ふて居るのであります、併し此の圏と云ふ字は動もすれば擴張と云ふやうに誤解される傾のある字でありますから、是は出来るならば私は避けたい方が宜いと思ふのであります、殊に此の日滿支と關聯せしめて、此の圏と云ふ字を用ひる時には餘程考慮を要する次第と思ふのであります、日滿支三國の經濟的互關聯の關係と申しますものは、申す迄もなく國防と政治と云ふ共通の背景を持つて居るのでありますから、此の日滿支三國の特異なる經濟的結合の中に南洋地方を包含せしむると云ふやうな考へ方は、之は明かに東亞新秩序建設と云ふ根本議を私は逸脱して居るものと考へるのであります、又他の方面から考へて

見まするに、支那事變の結果と致しまして、南洋地方の人々の神經は殊の外過敏になつて居る馬鹿馬鹿しい程過敏になつて居るのであります、拓務大臣が昨年五月十八日に學務部長會議の際に特に其の點に言及せられて、國民一般の細心なる注意と慎重なる態度を以て臨む旨仰せられたことは、私は誠に適切な處置であつたと深く敬服して居る次第であります、併し拓務大臣としては單り地方官を通じてのみならず、私は一般國民にも十分に此の南洋方面の經濟的の必要を理解せしむると共に、又細心の注意を持たなければならぬと云ふことを言ふて戴きたいと思ふのであります、殊に南洋方面で仕事をして居る實業家は始終拓務大臣の所に參るだらうと思ひますから、彼等にも能く其の邊のことを御話を願ひたいと云ふやうな私は氣持を持つて居るのであります、意見もちよつと混りました、以上大體申しましたことに付て大臣の御考を承ることを得ますれば甚だ仕合せに存する次第であります。

出發致しまして、此のプロック經濟と云ふやうなものも建設する趨勢になつて居ります、日滿支を通ずる新秩序を建設致し、此の際には、假令どんな事態に直つても、此の新秩序の國內に於ける經濟の運営に依り、新秩序の此の範圍内に入つて居る所の國々は斷じて困らずに進んで行くことが出来るやうな風のこと希望すべき條件であります、爲し得るならば此の日滿支を通ずる新建設の範圍内に於て完全なる自給自足が爲し得れば之は一番宜いと存じます、併し是亦出淵委員の御説の中にもありませぬ如く、之は當然努むべきことではありませぬけれども、必しも之だけを以て完全なる自給自足を遂行すると云ふことは望み得ないと考へます、之を内容に付て見ますと、是亦御承知の如くゴムに付て見ますと、世界に於ける需要の九〇パーセントは南洋の産でございます、錫に付て見ますと世界に於ける總需要の七〇、パーセントは南洋の産でございます、單に之だけを覗いて見ますと、東亞新秩序の將來に於て自給自足を圖つて行くこと云ふ見地から云ひますならば、此の範圍を超えた地域、さうして爲し得べくんば最も近い地域から不足資源の補給をすると云ふことは必然的に平素から企業推進されねばならぬ重要問題であらうと確信致します、で斯様な意味に於きまして新秩序を東亞に建設する場合に、不足資源の確保地帯として南洋と云ふものは如何にしても閉却し得ざる地帯と思ひます、かるが故に外務大臣の議會開會當初に於てせられた演説の中にも、南洋方面に對

しては平和的、經濟的處置に依つて進んで行きたいと云ふことが述べられて居りますし、私も此の外務大臣の演説の一節に對しては全幅の賛意を表したい考を持つて居る一人なのであります、從つて私就任の當初車中談として新聞などに記述せられました此の經濟圏と云ふ意味も以上申上げましたやうな考に基く一つの發表形式であると御諒察願ひたいのであります。

○出淵勝次君 拓務大臣の御意見は極めて明瞭に了解致しました、頗る満足に存じて居ります、どうぞ其の御精神を適當の機會に於て御接觸に於ける方面に十分に御示しになるやうに御願ひ致しますのであります、それから臺灣の方面に於きましては、殊に南洋に近い爲に、南進論と云ふやうなものが昨今大分擡頭して居るやうであります、此の臺灣總督などに對しても是又機會がございましたら大臣の所謂南方に對する經濟發展の趣旨と云ふものは此處にあるのだと云ふことを能く御示しを願つて置きたいのであります、之を以て私の質疑を終ります。

を御取扱ひになるのであらうと思ひます、而して南米、南洋移民は拓務局で御取扱ひになるのだらうと思ひます、さう致しますと移民事務と云ふものは二つの局に別れて掌理されると云ふことは移民事務の運行には圓滑を缺きやしないかと私は心配するのでございます、此の點に付きまして拓務大臣は如何御考へであるかと云ふことを伺ひたい、之は申上げる迄もなく拓務省の歴史が之を物語つて居ると私は思ふのであります、拓務省設立の時には滿洲移民は管理局で行はれて居り、南米移民は拓務局で掌理して居つたのであります、所が所謂移民事務の圓滑を缺くが爲に、拓務局に全部統一された、斯う云ふことがございますから、私が茲に質問した譯なのでございます、然らば私は拓務局を今迄のやうにして、東亞開拓局を作る必要はないと云ふ風な意見を持つて居ると云ふ風に思召になるかも知れませぬが、決して私はさうではない、拓務省の事務が多くなりまして局が澤山出来たと云ふと非常に喜ばしいことであると思ひます、唯移民事務と云ふものが圓滑に行きますれば宜しい、私の意見をちよつと申上げますれば其の移民政策と云ふものを綜合調整する局をも一つ御作りになつたら宜くはないか、斯う云ふ風に私は考へる、之は何も他の省の眞似をする必要はないのでございますけれども、餘り昔はさう云ふ例はなかつたやうに思ひますけれども、近頃商工省に總務局を作つて、總務局に於て各局との間に圓滑を缺くことのないやうに重要商工政策の統合調整に關する事務を司る

### 新設豫定の二局に就て

#### 男爵松田正之君の質問

○男爵松田正之君 私は拓務大臣に二三點御伺ひ致したいと思ひます、先づ第一に豫算面を拜見致しますと、此の度拓務局が二つに分れまして、東亞開拓局と拓務局と云ふことになりま

す、東亞開拓局に於きましては恐らく滿洲移民



と云ふ官制を拵へて、而して商工全般の事務を  
円滑に行ふ、斯う云ふ例があるのでありますから、  
此の例を御真似にならないのも宜いのでありま  
すが、御拵へになつた方がより以上に効果  
を挙げやしないかと思ふのでございます。此  
の二つを拓務大臣はどう御考へになりますか。

○國務大臣(小磯國昭君) 御答をせぬでも宜い  
やうなことを少し附加へる餘りもございませぬが  
先刻出淵委員にも申上げましたやうな意味、換  
言すれば此の皇運扶翼の精神でございませぬ、之  
を中外に施すと云ふやうな意味を以てする皇國  
日本の海外發展の方向は、人的資源の發展に於  
ては大陸、言葉は換へて言へば現在在は滿洲であ  
る、さうして經濟的發展の動向は其の重點を寧  
ろ支那に向けることは勿論であります。南  
米、南洋方面と云ふやうな考を今日拓務省とし  
ては持つて居るのであります。固よりそれは端  
的に申上げましたので、此の人的移動の重點は  
大陸に向けますが、人的移動と云ふものには必  
然的に經濟開發を伴はなければならぬと同時  
に、經濟的發展の動向には又必然的に之を必  
要とする人的移動を伴はしめねばならぬ、  
従つて南米、南洋方面に對する移民は以上のや  
うな見地に於てする必要限度の數を以て當分滿  
足せねばならぬ、斯う云ふ風に私共考へて居る  
のであります。之を今松田委員の御説の如く  
總てを一つの局に於て扱つて居りましたが、最  
近滿洲方面に對する開拓民の送業業務は相當繁  
忙を極めて参りましたので、一切を一つの局を  
以て管理運営せしめて行くの便でありませぬ

爲に、之を擴充致しますると共に、二つに分け  
て、一つは大陸方面、一つは南米、南洋方面と  
云ふ風に致した譯でございます。そこで御質問  
の核心に觸れて御答を申上げるのであります。然  
らば何れの方面にも移民が送出せられるの  
だから、移民と云ふ立場に於て一つ之を統一す  
る機關を作つたらどうか、斯う云ふ御意見と拜  
聴致します。一應御尤もでもあり、又寧ろ私共  
の爲には御好意の籠つた御意見のやうに拜察す  
るのであります。固より總務局と云ふやうなも  
のを設けて、各局の業務を統合調整すると云ふ  
ことは、形としてはあつた方が宜いと考へます  
併し現在に於ける拓務省それ自體の機構は御承  
知の如く局の數と云ふものは非常に少いのであ  
ります。従つて今直ちに總務局と云ふやうなも  
のを設ければ設けたに越すことはありませぬが  
設けないでも、之を次官の下に官房各課長も居  
ります。課員も居りますし致します。今の所  
で、今の所では次官の所で十分に統合處理して  
行き得ると云ふ確信を有つて居ります。即ち經  
濟的施設と云ふやうな見地から、今回は總務局  
と云ふものを設置して載きたいと云ふ意見を提  
示しなかつたのであります。將來拓務行政が著  
しく繁忙を極め、業務幅を縮小すると云ふ風なこ  
とにでもなつて参りましたならば、或は總務局  
の設置を必要とするかと云ふ考に到達致しまして  
是等に伴ふ官制の改正乃至は豫算の計上と云ふ  
やうなことを御願ひする時機に到達するかも知  
れぬと、只今さう云ふ風に考へて居ります。御  
了承を願ひます。

### 臨時經濟統制費に就て

○男爵松田正之君 次に伺ひますが、豫算に臨  
時經濟統制連絡に關する經費と云ふものを七萬  
九千圓ばかり計上していらつしやるやうであ  
り、之は内外地間に亘る物資、勞務、物價等  
に關し經濟統制の實施せらるゝに當り、内外地  
間の緊要なる連絡調整を圖り、戰時經濟運行上  
遺憾なきを期する經費である、斯う云ふ御説明  
でございました、非常に結構なことだと思ひま  
すが、所謂經濟企畫と云ふやうなものは、拓務  
省で外地を御統轄になつていらつしやる以上は  
今少しく大きくなすつたら如何かと思ひます。  
たつた七萬九千圓で之が果して出来るかどうか  
と云ふことを懸念するのであります。之は即ち  
經濟の參謀本部を拓務省がなすつて、左に於て  
は内地の企業院に對し、右に於ては各外地に實  
行命令をなさなければならぬ、斯う云ふ立場に  
拓務省が在る、さう云ふことをなさるゝのが拓務  
省存立の理由ではないかと思ひます。拓務省を  
設置せられた當時に於ても、當時の大綱は  
總て拓務行政の實効を擧げるに遺憾なからしむ  
る爲に出來たのでありますから、斯う云ふ根本  
の所謂外地の經濟統制全般に亘つたことは拓務  
省が之を總て根本に於てなさなくてはならない  
のではないか、實際を見ますと、朝鮮に於て之  
より先企業部が出來て、勅任部長があつた、相  
當拓務省の經費よりも餘計になつて居る、又近  
く臺灣に於ても企業部を設置して、勅任部長が

出來るとか豫算に出て居りますが、さう云ふ風  
にすれば、寧ろ外地の方が力が大きくなつて、  
それに拓務省が支配されると云ふやうな傾きに  
なりはしないかと云ふことを懸念するのであり  
ますが、拓務大臣は此の點どう御考へになりま  
すか。

○國務大臣(小磯國昭君) 各外地に於きまして  
は其の場所に依つても違ひますが、御承知の如  
く綜合行政をやり、相當多額の特別會計を扱つ  
て居ることは御承知の通りであります。従つ  
て各外地就中朝鮮臺灣の如きは、是等を統合指  
導して行きます上にとりしても企業部と云ふ  
やうなもの、設置が必要と考へて居ります。拓  
務省と致しましては、御説御尤もでもございま  
すが、今回の計上經費を以て取らず拓務省とし  
て必要と信ずる業務の統制をやつて参りまして  
其の經驗結果に基き、要すれば將來のことを考  
慮して見たいと、斯う云ふ考であります。どう  
か御了承を願ひます。

### 南進の三位一體化

○男爵松田正之君 一應了承致しましたけれど  
も、私はまだ大臣の御考では満足致しませぬ。  
寧ろ外地と云ふものは特殊事情も勿論ございま  
せう、ございませうけれども、斯う云ふ所謂統  
制經濟と云ふやうなものは、特殊事情と云ふよ  
りは寧ろ内地に依つて動くやうな……所謂日本  
帝國全體から考へて之を統制して行かなければ  
ならないのだらうと思ふ、單に朝鮮ならば朝鮮

臺灣ならば臺灣と云ふ特殊事情にばかり之を考  
へて行くことと云ふことは、どうも私としては餘り  
了解し得ない所でありまして、けれども之は議  
論になりませんから此の程度に止めます。次に對  
滿事務局の機構の問題を承りたかつたのであり  
ますけれども、一昨日水野さんからの御質問で  
拓務大臣の御答へで一應了解致しました。次に  
承りたいのは、同じ機構の問題ですけれども、  
南洋關係でございまして、現大臣が平沼内閣の  
時に拓務大臣として御就任になりました時に談  
話として出て居りましたが、或は新聞記者の人が  
大臣の御意思を付度して書いたのか其の切抜を  
私搜しましたけれども分りませぬから、私の頭  
に在る所を以て御伺ひ致すのであります。南進  
論が必要である、それに付ては南洋の機構をも  
う少し確定しなければならぬ、之に付ては南洋  
の一元化或は三位一體説と云ふことが必要であ  
る、即ち南方總督を作り、臺灣總督と南洋長官  
を一つにして南進をしなければいかぬと云ふこ  
とか、或は現在の南洋長官の格を上げて親任官  
にし、南洋長官、臺灣總督、拓務大臣の親任官  
三人、之が三位一體となつて、そして南進の政  
策を實行する、斯う云ふやうなことが出て居り  
ました。之に對しては拓務大臣は現在どう云  
ふ御考を持つていらつしやいますか、一應承り  
たい。

○國務大臣(小磯國昭君) 昨年新聞に記述せら  
れたことは私も承知して居ります。けれども新  
聞の記事と私の考と云ふことには何等の關聯が  
ありませぬので、新聞の記事に關しましては私

は一切の責任を持つて居りませぬ、言葉は換へ  
れば、新聞は新聞記者が勝手に書いたものであり  
ます。私の考を新聞記者諸君に一遍も話したこ  
とはないと考へます。唯只今御話の、南方に向  
つてする經濟發展を策する爲に、南方所在の各  
機關を一元的に統一したらどうかと云ふことは  
之は考究すべき重要な問題であると私も確信  
して居ります。多元的になつて居りますよりは  
は、寧ろ一元的になつた方が宜いと私も考へて  
居ります。併しながら之を具體的に検討して見  
ますと、臺灣と南洋群島の間は其の距離に於  
て大なる隔りがあるばかりでなく、現在に於て  
する交通通信の施設は頗る不備であります。又  
臺灣と南洋群島との間に現在は何等の經濟的緊  
りがございませぬ、左様な見地に於きまして、  
此の重要な問題を如何に處理して参るか云  
ふことは之から熟考して参りたいと考へて居り  
ます。交通通信の連絡整理、經濟的の連鎖實現  
と云ふことを圖りました後に於て徐ろに決定す  
べく考慮したいと考へて居ります。

### 棉花緬羊の生産成績

#### 山川端夫君の質問

○山川端夫君 私は拓務關係のことに付きまし  
て事實の點を二三御尋ね致したいと考へて居り  
ます。どなたからの御説明でも私は一向差支あ  
りませぬ、一つは棉花羊毛に關することであり  
ます。外地でも今度の豫算を拜見しますと、それ  
大分御獎勵になつて居るやうであります。それ



で私の伺ひたいのは棉花羊毛に付きましてどう云ふ御計畫であるか、それから今日迄の實績がどう云ふ風になつて居るか云ふことを伺ひたいのであります、之は色々の關係がありませうから、或は御發表が出来ないかも知れませぬけれども、若し御差支がなければ伺ひたいと申すのは、最近御承知の通りアメリカで、斯う云ふ問題に付て色々對日禁輸とか云ふやうなことの問題が起つて居りまして、大分國民の間にも危惧の念を懐く者もありませんから、日本の關係に於て、斯う云ふ棉花羊毛が相當に生産が成績を擧げると云ふことを明かにすることが出来ますれば國民に於ても非常に安心するだらうと思ひます、御差支のない限りに於てごなたからでも宜しいから其の御話を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小磯國昭君) それでは第一棉花から先に申上げます、或は政府委員から申上げた方が宜いかも知れませぬが概要を申上げます、棉花に付きましては、拓務省の管轄下にある棉花栽培協會と云ふ機關の活躍に依りまして、外地は勿論滿洲支那方面に於ける棉花の改良増産と云ふやうなことに努力せしめつゝあります、支那方面に於きましては、最近此の種問題は専ら興亞院で取扱ふことになりましたのでありますけれども、棉花栽培協會を向ふに活躍せしめると共に必要なる人間を活躍せしめまして、支那に於ける支那自體の棉花の改良増産をやるべき機關の設置を急進致しました、此の結果北支に於きましては華北棉産改進會、それから中支那に於ては華中棉産改進會と云ふ

ものが出来まして、それで是等に對して棉花栽培協會は無二の相談相手となつて改良増産を進めて行かうと云ふことにして居ります、滿洲の方面に對しては、矢張り棉花栽培協會が滿洲國當事者と協力をして、滿洲に於ける今の棉花の改良増産に寄與貢獻をして居ります、それ以下外地に於きましては棉花の現在並に將來を申上げましたならば、朝鮮は之は十三年の調でございまして、現在生産が綿綿に於て六千七百萬斤、それで十年計畫を樹てまして、將來は一億六千三百萬斤迄到達せしめたいと云ふ計畫で進んで居ります、臺灣に於きましては現在生産が五十五萬斤であります、矢張り十年計畫目標は三千五百萬斤として居ります、それから南洋群島に於きましては之は現在大した生産はないと記憶して居りますが、現在の作付が百七十町歩に達して居ります、それで以上の目標に到達せしめる爲に、各外地とも幾らかづゝの豫算を御承知のやうに計上して居ります、次は此の羊毛に付て梗概を申上げます、羊毛に付きましては綿に於て棉花栽培協會を活躍せしめて居りますと同じに、東亞綿羊協會と云ふものを活躍せしめて居ります、さうして是等が外地に於てどう云ふことをやつて居るかと申しますれば、主として滿洲、北支、及び蒙疆を其の活躍地帯として活動して居ります、現在滿洲に於ては、滿洲の龍爪と云ふ所に三千頭ばかりの濠洲綿羊の純系牧場を經營して居ります、外蒙古の多倫と云ふ所があります、其處に雜種育成牧場を一つ持つて居ります、尙滿洲の移民

に對しましては、年々蒙古羊を三千頭乃至五千頭無償配付しつゝあります、其の外十五年度に於て北支と蒙疆に各一箇所の牧場を新設する豫定になつて居ります、さうして數量に付きまして概數を申上げます、滿洲には今二百四十萬頭ばかり居る筈であります、それを將來四百二十萬頭に殖したいと云ふ計畫になつて居ります、それから北支に於ては現在在來種が四百萬頭、蒙疆に於ては在來種が五百四十萬頭程居ります、北支及蒙疆に於きましては此の在來種には手を著けませぬで、改良種を北支に百萬頭、蒙疆に二百萬頭拵へて行かうと云ふことで綿羊協會は努力して居ります、以上は大體海外に於ける所の活動であります、外地に於ては主として朝鮮でございます、朝鮮は今僅かに四萬一千頭しか居りませぬ、けれども昭和九年から昭和二十一年に亘る繼續年度に依つて、之を六十五萬頭に増産させて行きたいと云ふ考を持つて進んで居ります、之が爲に本年度百三十七萬圓ばかり豫算も計上して居るやうな譯であります以上御答へ申上げます。

○山川端夫君 深切な御説明を得まして我々大いに心強く感ずるのであります、北支方面で私の聞いた所に依りますと、買付方其の他に慣れない爲でありますか、大分棉花、羊毛等も日本の方に來ずに、他の方面に逃げてしまふと云ふやうな噂も聞いて居ります、現に棉花等も今年天津方面に集るのは在來の三分の一少し位の程度に過ぎないと云ふやうなことから伺つて居りますが、無論北支の方は拓務省で根本の計畫を

御立てになりまして、さうして今御話のやうに之は興亞院の方で實行すると云ふことになるのであります、多分さうだらうと思ひますが私は斯う云ふ問題に付きましては特に支那人の考へ方等も御斟酌になりまして、十分拓務省の御計畫を能く實行せられるやうに御努力あらむことを茲に希望する次第であります、只今の處北支の方は興亞院でありますか、軍でありますか、さう云ふ所で行つて居るのであります、其の點をちよつと伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小磯國昭君) 此の問題は御説のやうに相當改善をして行くべきことが少くないと存じます、棉花栽培協會にせよ、綿羊協會にせよ、種を無償で交付したり、或は補助金を交付し來つたのであります、處が主として從來買付は軍でやつて居つたのであります、軍の買付指定價格と云ふものが何方かと言ふと安いものでありますから、それで高く買ふ外の方面に皆逃げてしまふのであります、さうかと云つて軍は豫算がありますので、單價を急に高く買ふやうにする譯にも參らぬと云ふやうな、色々そこに支障が起りまして、そこで各關係當局と昨年來此の問題に付て色々協議を重ねまして、漸を逐うて改善され、將來は餘り餘所に逃げて行かないやうにしたい積りで進んで居ります、最近に於ける現狀に付ては私は承知して居りませぬが、大體の趨勢は以上の通りになつて居ります

### 朝鮮に於ける阿片栽培

○山川端夫君 もう一つ他の問題に付伺ひたいのは阿片に關する問題であります、今度の豫算を拜見致しますと、先づ朝鮮の方から申しますれば、阿片の収入が昨年度に較べて殆ど倍と云ふことに御計上になつて居ります、さうして阿片を專賣局で買上げられるのであります、其の補償購買費としても今年度は昨年度に較べて非常に餘計なものになつて居るのであります、細目と云ふ書類を拜見致しますと、阿片モルヒネ賠償及購買費として阿片十二萬八千三百六十六キロと云ふものを買上げられると云ふことになつて居ります、之は非常に莫大な増加でありまして、朝鮮では御承知の通りにモルヒネや何かの患者を徹底的に救済されると云ふことになりまして、今モルヒネ患者は殆ど無いと言つて宜しい位に立派な成績を擧げて居ると云ふやうに承知致して居ります、然るに此の澤山の阿片栽培を御許しになつて御買上になり、之を御賣出になると云ふことは、之はどうか云ふ關係になつて居りますか、之は多分昨年と同じやうに滿洲國の方に送るのだらうと思ひますが、其の點を一應伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小磯國昭君) 私から概要のことを申上げまして、必要のことがありましたならば政府委員から申上げます、此の阿片に付きましては、ちよつと考へると面白くない栽培のやうに考へられますが、御承知でもございませうけれども、滿洲に於ける在來の住民は相當多く阿片を用ひて居つたのであります、それで中毒患者になりまして、矢張り之を用ひさせぬと氣力

が萎えてしまひまして、全く活動することが出来ないと云ふやうな所謂癮者になるのでありますから、是等には已むを得ず阿片を矢張り賣つてやらなければならぬと云ふので、滿洲國それ自體で矢張り栽培もし就中熱河方面に於ては或は東北滿洲の方面に於て主として栽培を致して居りますが、是等の地域だけに於ける生産高を以てしては矢張り滿洲の需要を充たす譯には參りませぬので、そこで此の朝鮮と申しまして、主として國境に近い方面であります、此の方面で若干栽培して居つたのであります、處が此の事變勃發以後滿洲に對する所の不足補給量……外から入つて參りますのが入り易くなつて、困難になつて來ましたので、さう云ふやうな關係で十四年度に於ては六萬キロ餘であつたものを、十五年度に於ては十一萬キロばかりの生産をやらなければならぬと云ふやうなことになつて居ります、畢竟滿洲との關係に於て斯う云ふ風になつて居るものと承知して居ります。

○山川端夫君 一應御尤ものやうに思ひますが朝鮮自體に於きまして、之は私の杞憂かも知れませぬけれども、阿片の吸飲は嚴に御取締りになつて、朝鮮では先程申上げましたやうに殆ど今使ふ者がないと云ふやうな立派な成績を擧げて居られるのであります、處が此の阿片栽培を斯くの如く廣く御許になると云ふことは、折角朝鮮人の間に阿片の中毒をなくしたことを如何にも覆すやうなことになるはしないかと思はれるのであります、なれば黙つて居るけれども、自分で作つて政府が此の爲に金を取られる



と云ふことになりすれば、人心に及す影響は私は必ずしも好いものではないと思つて居ります、満洲の方で買ふから賣ると云ふことは一應のことでありませうけれども、満洲國內に於ける阿片の制度等は、私共の聞く所に依りますれば必ずしも希望する所には入つて居ないと云ふやうに思はれるのであります、従つて此の阿片、生阿片等を満洲に御出しに於けるに付きましても日滿の關係から言ひますと、之は餘程注意すべき點があるのではないかと思つて居ります、内地では、私の知つて居ります所では、阿片委員會と云ふやうなものを御役所で御作りになりまして、此の阿片を極めて嚴格な態度を以て御取締りになりつゝあると云ふことであります、朝鮮に於ける生阿片の製造栽培等に付きましても、さう云ふ所と能く御相談になつてやつて居られるのであります、朝鮮だけの考でやつて居られるのであります、其の點も伺ひたい。

○政府委員(大野謙一郎君) 私より御説明申し上げますが、今の御話のやうに大分段別が殖えて参りましたので、折角朝鮮に於て難者を絶滅致しました關係上、左様な懸念のないやうに警察官等も増員致しまして、取締を致して居ります要するに満洲の方面で矢張り必要な阿片の量を獲得する爲に或はベルシヤとか、其の他の方面から輸入して居りましたのが全く入らなくなりました關係上、どうしても其の必要量を他から供給しなければならぬ、さう云ふ關係上、朝鮮と致しましては、さう云ふ立場上やつて居る譯であります、御懸念のやうな點のないやうに

十分考慮致す積りであります、又阿片委員會等の關係に於きましては、能く連絡を取りまして朝鮮ばかりでなく、此のやうな計畫を樹て、居る次第であります、左様御承知を願ひます。

### 臺灣に於ける阿片問題

○山川端夫君 次に臺灣の方の矢張り阿片問題阿片關係のことであり、豫算を拜見しますと、今度臺灣で阿片に付ての補償及購買費が昨年と較べまして約十倍近くも上つて居るのであります、増加して居るのであります、昨年は確か四萬八千圓、今年は四十五萬八千圓、斯うなつて居りますが、阿片の收入の方から見ますと餘り大した差違はないのであります、昨年の阿片の收入が二百十五萬圓、今年の豫算が二百十八萬圓となつて居ります、三萬圓ばかりの増加になつて居ります、臺灣の難者は他の御調べに依りましても、毎年幾らかづゝ減つて居る、それで阿片の需要量はそれだけ年々減つて宜い譯に見られるのであります、所が此の買上量が約十倍も殖えたこと云ふ點は、どう云ふ關係になつて居りますか、伺ひたいのです、或は粗製モルヒネがなくなつたからと云ふことでありますか、どう云ふ點ですか、其の點を一つ伺ひたいのです。

○政府委員(中島一郎君) 豫算の細かい問題でありますから、私から御答へ致します、從來臺灣總督府で購買致しまする阿片は大體ベルシヤ、イラン阿片を主と致して居ります、さうし

て大體貿易商に依りまして、値段の安い所を見込んで、毎年一定と云ふ譯には行きませぬので或年は多く、或年は少くと云ふやうに、安い時は安い時と云ふ風に買ひまして、さうして相當のストックを持つて專賣の運営をやつて居りました、處が最近支那事變の勃發前後より致しまして、外國より阿片を買ふと云ふことが殆ど不可能になりました、唯幸にして相當ストックがございました爲に昭和十二年、十三年、十四年の初め迄殆ど購入することなくして、從來のストックを以て專賣を續けて参りました、愈々それがなくなりまして、十四年度に於きましては之は追加豫算で現に衆議院に提出になつて居りますが、相當の數量を朝鮮より買求めたいと存じまして、朝鮮と協定を整へまして本年度、十五年度に入りましてから實行致すと云ふことになつて居りますから、従ひまして其の金額も相當増加致します、又買値と致しましては從來の市場に於きまして安い所、安い所と買つて居りましたに較べますと多少高價になつて居ります、十五年度に於きましても引續き十四年度と同程度を朝鮮總督府より購入すると云ふ計畫になつて居ります、従ひまして從來十四年度の當初の豫算に比しまして、相當の増額となつて居る次第であります。

○山川端夫君 能く分りました、唯もう一點伺ひたいのは臺灣の阿片收入で今年の豫算が二萬圓殖えて居る、之はどう云ふ理由でございますか、收入を見ますと十四年度に二百十五萬圓、十五年度に二百十八萬一千圓にがし、ちよつと

三萬圓ばかり殖へて居る、難者が少くなるのに殖える譯はないと思つて居りますが、殖えて居ります。

○政府委員(中島一郎君) 大體難者は毎年相當の人数減つて居りますので、毎年大體收入も減つて参るのが普通でございます、確か昨年……チョット時期は忘れましたが、値上を致しましたので、其の關係上收入が増加して居る譯でございます。

### 日滿支の關稅同盟論

#### 中山太一君の質問

○中山太一君 外務大臣に御尋ねして置きました報告を載きまして、能く拜見を致しました、各國の輸入制限、禁止又は輸出禁止制限等の實情を拜見致しまして、今日は國際間に於ては通商の自由と云ふものは絶對に存在しないと云ふことをはつきり確認することが出来たのであります、それで戦争に關係のある國であると否とに拘らず、中立國に於ても之を行つて居りますのであります、従つて御尋ね致したいと思ひますのは、日滿支三國は經濟プロツクを以て進まねばならぬ、又經濟上の聯關であらねばならぬと云ふことは、もう絶對的の國策である筈であります、此の際に、將來出来る支那新政權と、滿洲の現政府と、日本と、此の三つの關稅方面に於て、所謂關稅同盟を結成する必要があるか、否か、此の關稅同盟に依つて、之を極めて

公正に、且嚴格に運用し、其の運用の妙を發揮する所に世界の通商に於て、日本に對し、滿洲に對し、支那に對して不當な壓迫を加へて居るものに反省を促すことも出来れば、又平和的に報復手段を講ずることが出来て行くのでありますから、之は極めて必要なことと云ふに思はれます、それで日本は何處迄も武士道の精神を以て、彼が不當なことをしても隱忍自重して行くこと云ふのが從來の態度でありましたけれども何時迄もさう云ふ譯には行かないと思ひますから、何處迄も公正に通商關係は維持したいけれども、彼が日本に對して、滿洲に對して、支那に對してする場合に、之は三國は同盟して當ると云ふことは絶對必要だと思ふ、茲に矢張り東亞の新秩序建設の之は一つの仕事を完成する上に已むを得ないことだと思ひますが、之に對して外務大臣の御決意を承りたいと存じます。

○國務大臣(有田八郎君) 最近數年間の世界の經濟方面、並に、貿易方面の傾向が只今中山君の御話になつたやうなことが之は私共認めて居ります、然るに又極めて最近にはアメリカ等は此の經濟プロツクの傾向に對して多少の變更を加へて行きたい、と云ふ風な氣持が相當動いて居るやうであります、之は新聞紙上等の報道でありますから、どの點迄確實であるかは承知致しませぬけれども、例へば最近國務省の次官のサンマー・ウエルズをヨーロッパ方面へ出した所にも今後の世界の經濟機構と云ふものに付て、相當な新しい考慮を加へなければならぬのではなからうか、でそれ等の點に付て

中立國の意見をも徴したいと云ふ風な意見もあると云ふ風に傳へて居るのであります、それは世界の經濟機構に對する二つの大きな動きであると思ふのであります、で日滿支の經濟プロツクと云ふものは、東亞の新秩序の經濟的方面としては非常な決意を以て進んで行かなければならぬ所でありまして、之は絶對的に必要な範圍に限つて、此の三國の關係を密接にして行くべきであつて、即ち言葉を変へて言へば、三國以外の各國との經濟關係を排斥すると云ふことは出来るだけ小範圍に止めなければならぬと考へて居るのであります、従つて此の關稅同盟と云ふ風な問題は影響する所が極めて大きな問題でありますからして、日滿支三國の經濟發展の狀況、又之等の三國が其の他の國との關係と云ふ風なものも考慮して慎重に之は研究して決定しなければならぬことであると思ふ、又日滿支の經濟プロツクが極めて……何と申しま

すか、發展の第一段階に入つたばかりのやうな狀況に於ては輕々には決められないことではなからうかと、斯う云ふ風に考へて居ります。

○中山太一君 只今御答を載きましたが、まだ十分了解を致し兼ねる點があります、日本から又は支那、滿洲から、之に差別的待遇を殊に與へるのでなく、所謂正當防衛の一つの手段として設ける、向ふに於て日本なり支那なり滿洲なりの商品に對して不當な壓迫を加へて居るものに對して、所謂排他的な處置をする國に對してのみ此の日滿支三國の關稅同盟は發動する、だから理想は何處迄も國際正義の下に通商の自由



を確保する、それが平和の眞の楔であるから、日本は何處迄も公正な見地から主張するのであるけれども、之に對して不當な壓迫をする國に對しては正當防衛として、所謂經濟關係に於ける正當防衛として爲すのであると云ふ決意は此の際持たねばならぬものではないか、又之位の決断力は持つて居らなければならぬ、先達ての豫算總會に於ても日本は飽く迄も平和を以て國際親善に盡すけれども、武を用ひないと云ふことはないと云ふ外務大臣の御説明で、私は能く外務大臣は國際正義の爲親善に盡されるけれども、何處迄も不當な侵略、不當な壓迫に對して日本は意氣地無しで行くのではないと云ふ御決意のやうに考へて力強く承つたのであります、それと同様矢張り經濟關係に於ても同様な意味がなければならぬと思ひますので、其の意味で御尋ねしたのであります。

○國務大臣(有田八郎君) 中山君の只今の御話で能く御趣旨は分りました、それは私共は關稅同盟と云ふ風な考へ方でなくとも、當然日本に對して經濟的な壓迫を加へる國、或は滿洲國に對し、或は支那に對してさう云ふ風な措置を執る國に對して報復、場合に依つては報復的な措置を以て臨まなければならず、又場合に依れば之等の三國が密接なる連繫を執つて、之に對處して行かなければならぬと云ふことは、之は勿論あり得ることであり、又さう云ふ決意を持たなければならぬと思ふのであります、之は一般の關稅同盟と云ふ風な問題とは切離して私は考へ得ることであると思つて居るのであります

たのでありますにも拘らず、臺灣に於きましては四五月頃から七八月頃迄降雨が多く、水害迄あつた位でありまして、従つて一期作に於きましては非常な不作でありまして、平年作に較べて五十萬石、前年に較べて八十萬石餘の不作でありましたが、其の結果と致しまして、内地に年々送ります七八九月頃迄に殆ど出盡したと云ふことがあり、もう一つは、例年であれば一期作が、二期作の時期に入りまして即ち十一月以降に於ても、相當出て居ります、小くとも極く少い時でも十一月に入りまして二三萬石、多くて十數萬石出て居るのであります、處が一期作が不作であり、内地の米穀事情が著しく變つて参りました關係から致しまして、買入買付が非常に多く、従つて十二月以降に移入すべき臺灣から申しますれば移出であります、それが早めに内地に送られました、斯う云ふ風の關係から致しまして、十一月以後に於ては從來の例になく一期作の内地への移出は全然なかつた譯であります、純粹の二期作のみが内地に送られた關係から致しまして、前年の平均に較べて減つて居るのは斯う云ふ風な理由であります、併し只今御話の如く今後に於きましては内地の米穀事情に鑑みまして、臺灣には出来るだけ節米運動、或は混食、代用食等に依りまして、幾分と雖も内地へ米を送るやうな風に手配致したいと思つて居ります。

### 臺灣に於ける飯米不足

關稅同盟と云ふ風な一般的のものに付ては非常に慎重に考慮をして決定しなければならぬ問題であります、只今中山君の御話のやうな點に付ては之はそれと別箇に考へ得ることであり、之に付ては決然たる態度を以て對處して行くべきであると考へて居ります。

### 臺灣二期米の移出 減少の理由如何

#### 松村義一君の質問

○松村義一君 臺灣總督府の政府委員に御尋ね致します、一昨日でございますか、御答に依ります、之は丸山君の質問に對しての御答であります、臺灣から外へ移出されます米の數量に付て御話がありました、約百二十萬位の移出である、之は非常に努力をして心配してやつたのであると云ふ御話でございましたが、此の米不足の際に於きまして、澤山の移出をされることに努力をされますと云ふことは誠に喜ばしいことでありまして、先程私が調査資料を要求しました其の御回答の書面に依りますと云ふと昨年の十一月の初めから今年の一月の終り迄の現在と致しまして、移出された數量は百九十九萬四千五百八十八石であるやうでございます、處が前年若しくは平年に比較致しますと、前年は同期間に於きまして百二十萬九千三百七十二石、平年は……平年と申しますのは過去五箇年の平均ださうでございますが、平年百三十六萬八千九

百四十二石斯う云ふ具合になつて居りまして、前年と比較致しまして、前五箇年に比較致しまして、今回の移出數量は非常に少いやうに思ふのであります、之はどうか云ふ風な事情に基くものでございませうか、將來前年に比較致しまして一層多くの移出を爲される御考でございませうか、特に此のことを伺ひますのは、昨年の第二期作は五百十萬と云ふやうになつて居りまして、前年に比較致しまして、前五箇年に比較致しまして、前年より増加を致しまして、約十八萬石位増加をして居ると云ふやうなことでございませうか、左様に第二期作は増加を致して居るにも拘らず、移出數量は減つて居ると云ふのはどうか云ふ譯でありますか。

○政府委員(森岡二朗君) 唯今御述になりました一月迄の移出數量が前年に較べて少いと云ふことは其の通りであります、之に付きましては御承知の通りに、第一には昨年の十一月一日に初めて管理令の實施に見まして、實際買附を致しましたのは中頃からありますから、従つて十一月の内地移出數量は著しく例年よりも減つて居ります、十一月十二月で約九十五萬石でありましたが、その大部分は十二月に入つて移出したのであります、十一月の方の買入は少し手遅れでありましたのと、もう一つは昨年の二期作の當初降雨が多く洪水等が起りました關係上、收穫時期が遅れて居つたと云ふ事實があります、もう一つは昨年の一期作が四月頃非常な降雨で、此の降雨は、内地朝鮮等は早害であつ

○松村義一君 只今の御説明も、能く了解致し兼ねる點があるのであります、時間を急ぎますものであります、それ位に致しまして、次に移ります、それは斯う云ふことを私聞くのであります、今臺灣に於きましては米が非常に不足して居る、飯米が不足して居る、斯う云ふことを聞きます、私實際臺灣に参りませぬから實際がどうかと云ふことは知りませぬが、さう云ふことを言つて居ります、さうして例へば臺北に於きまして、米を一日二升しか賣らぬ、さうして米屋の門前には米を買はむとする者が詰め掛けて列を成して居るやうな様であると云ふやうなことを言つて居るものがあります、尙一方に於きましては、現に配給方法としては、先程申上げますやうに一家族に付二升しか賣らぬと云ふこと、一緒であります、一日に一人四合しか配給しない、それで非常に飯米に困つて不安を感じて居る、斯う云ふことを聞くのであります、其の事實はどうでありますか。

○松村義一君 米不足の爲ではない、配給關係に依つてさう云ふ不足と云ふやうな状態を來して居るのである、斯う云ふ御答でございますが實際不足を來して居るのちやないかと云ふやうな、疑を生ずるやうな事情もありはしないか、斯う思ひますのは、從來から見ると蓬萊米の生産は、之は、昨年の一期作は、先程總務長官の御話のやうに水害の爲減つたと云ふことはありますけれども、兎に角耕作面積に付ても收穫高に付ても段々殖えて居る、併しながら在來種は耕作面積に付ても收穫高に付ても減つて居ると云ふ實情にあるらしい、統計の數字を私持つて居りますが、色々詳しく申上げるとは時間が掛りますから、中一點御伺ひ申上げますと、在來種が減つて居る、それが米不足の原因を成して居ると云ふ風にも見られるのと、其の米の買上値段が低い、先日御話のやうに、五圓以上も低いと云ふこととあります、買上値段が低いと云ふことになりまして、移出米だけでなく、結局は島内に於て消費する米に付てもさう云ふ結果を來す、さう云ふ結果を來すことを總督府は希望しておいでになつて移出米の管理をやつ



て居られるのであらうと思ふ、さう云ふやうな米の時價と總督府で御買上になる價格と違ふ、又臺灣に於ける實際買價格が、買上價格が低い爲に低くなると云ふ爲に、之等も農民の心理に影響致しまして、今迄は代用食で、例へば薩摩薯等を買つて居るものが、米が特別安くされるが故に米を食ふと云ふことに變つて來て居るそれは人情としてさうなるのはありませうけれども、もう少し高く賣れるものであるに拘らず、安く買はれる、それが爲に、食はずに居ると安くなる、而も五圓も違つて來ると云ふことになりますと、米を食ふやうになつて來る、それは自然の私は情だと思ふ、それでありますと上に薩摩薯とか何とか云ふものはアルコール原料としてどん／＼買上げて居ると云ふこともある爲に、一層米の消費を多くすると云ふ傾向があると思ふ、實際それはさう云ふことを聞いて居りますが、我々常識から考へてもさう云ふ事は有り得ると思ふ、其の爲に先程申し上げるやうに在來種の收穫が減り、それから又實際米を食ふことが殖へると云ふやうなことが、遂に米不足の原因となるものでないか、斯様に觀察するのではありませんが、其の觀察は無理な觀察でないと思ひますが、御意見はどうでありますか。

○政府委員(森岡二期君) 只今の御話の島内に於ける米不足と云ふやうな意味合で、消費が増加して來はしないかと云ふことの御話でございます、島内に於きましても漸次米の消費増加の傾向にあることは、之は管理事業の有無に拘らず、今日迄其の傾向を辿つて來て居る譯であります、それで一面在來米の收穫高が減じて、蓬萊米に轉じて居ると云ふことも之も事實であります、之は御承知の通り在來米と蓬萊米の關係に付きましては蓬萊米を栽培致しますに付しましては、氣候、風土の關係上、今日迄餘程苦心の結果出來た譯でありまして、従つて南部高雄方面及び臺南方面に於きましては在來米を作り、蓬萊米に變へると云ふことは餘程容易でないのので在來米を作るのが多いのでありますがそれが蓬萊米に漸次熟練して、此の方に進んで來て居ると云ふ關係があります、それから一方細かくなりますが、例へば臺中の如きは、平素に於きましても消費米は在來米で、高雄、臺南南部方面から入れて、さうして蓬萊米は内地に出すと云ふやうなことになるのであります、平素に於きましても島民の消費すべき在來米の需給關係から、或は臺中州の如きものは不足して居ることは事實であります、さう云ふ風な關係で、在來米の生産が漸次減じ蓬萊米に進みつゝあります、或は一面總督府と致しましては、内地の需要が在來米でなくして蓬萊米であると云ふことから致しまして、蓬萊米に進めると云ふやうな風に致して居るやうな次第であります、一面又臺灣に於ける管理事業に依つて買上値が非常に低い、従つて消費が増加すると云ふことの御述でありましたが、一つの見方ではあると思ひますが、併しながらあれだけ經濟的知識の發達致して居ります本島人が、相當な値段で賣れるべきものを、それを無理に消費すると云ふことはなく、矢張り商品價値を認

### 二期米の豫想高と實收

○松村義一君 それに對して尙御尋ねたいのでございますが、それは止めて先に進めま、もう一つ私、疑を持つて居るのであります、昨年の二期作の實收と云ふことであります、之は先程御示しもありましたやうに五百十二萬五百九十九石と云ふことに發表されて居ります、さうして前年よりは非常に増加をして居ると云ふことであります、それが實際はどうであらうかと思ふので、さう云ふことを聴くのでござい、それは相當總督府で御調になつたのでござい、問違があらうとも思はぬのであります、更に吟味される必要がある、斯様に思ひ、従つて昨年の二期作の實收はそれだけないぢやないか、それが爲に米の不足と云ふことも

あり、移出米が少くなると云ふ原因を成して居るのではないかと、それは疑ひであります、さう考へて居ります、それは斯う云ふ譯なのでござい、一體甘蔗と米と云ふものは矢張り天候の關係、或は肥料の關係或は努力の關係で矢張り同一の狀況に相成るものであります、處が甘蔗に付て申しますと、之は矢張り昨年の風水害の爲に大分減收となつて居りますが、風水害の後に於きまして、昨年の八月頃には産糖の豫想額と云ふものは二十五萬ビルクと云ふやうな工合でございます、之は元々豫想より減つて居る、一番初めは、今度收穫されたもの、植付當時、即ち昭和十三年の終り頃は二千二百五十萬ビルク位な豫想をして居る、然る所風水害の爲でありませう、昨年の八月には先程申上げますやうに二十五萬ビルクに減つて居る、處がそれから又減つて居る、十月の豫想になりますと云ふと更に減つて一千九百五十萬ビルクに減つて居る、それから更に今年の二月の二十一日の各新聞の報道に依りますと、今年の産糖高は一千八百四十萬ビルクと新聞にも出て居ります、新聞も持つて來て居りますが、さう云ふ工合に風水害後でありまして、段々收穫豫想高が減つて居ると云ふことは、どうも天候其の他の關係があり、肥料の不足もございませう、努力の不足もございませう、天候の關係もありませう、斯う云ふ工合に砂糖も減つて居る、従つて米も同一事情に置かれて、矢張り減る傾向にありはしないか、斯様に思ふのであります、尙之は實際私の所へ來てさう言ふた者がある、之はま

○政府委員(森岡二期君) 只今、昨年の二期作に付きまして、五百十二萬石の收穫が果して事實であるや、違つて居りはしないかと云ふ御質問でありましたが、其の例として或は砂糖の減産若しくは庄長に對してどの方面から一割位の増を話したと云ふことであります、一割増のことを報告すると云ふことで一齊にさうやつたと云ふことであれば、それは事實只今御話の通りになると思ひますが、併し私の方としては

何を苦しんで一割の増を各庄長に言ふ必要はない譯でありますし、又當初豫想致しました最初の豫想は五百六萬石であつたのが、實收に於て五百十二萬石と云ふことになつて居るのであります、之はもう私の方では確かなものなりと信じて居ります、殊にさう申上げます理由は二期作に於きまして全體に於て一萬六千甲歩の増段を致して居ります、一萬六千甲歩の増段を致して居ります、一萬六千甲歩の増段を致して居ります關係からして、それに對して相當收穫があれば勢ひ増産を見ると云ふことは之は事實として御了承願へ得るだらうと思ふのであります、で十五米穀年度即ち昨年の二期作本年の一期作に於きまして、約四萬甲歩に近き耕地を擴張して、それに對する増産すると云ふ計畫を樹て、ありまして、昨年の二期作の如きは、蔗作面積を五千甲歩後退せしめまして、それを米作に代へると云ふやうなこともあり、その關係から致しまして、増産し得たと云ふことは之はもう事實としてあります、従つて只今五百十何萬石の收穫が事實であるや否やと云ふことに付きましては、之は私は斯う云ふ風な理由等から考へて見ましても、決してそこに只今御話のやうな風の理由に基くものでなくして、確實に現にそれだけの收穫を得たものなりと存じて居ります。

○松村義一君 周より總務長官の御答の通り信じていらつしやませう、又さうななければならぬ、が私の申しましたやうな事情もございませう、之はまあ或は臆測に過ぎるかも知れませぬが、尙其の點に付きまして米の收穫高、又在



高と云ふことに付ては、念の爲に能く御調査御研究を願つた方が宜いのぢやないかと思ひますが、其の點は私希望として申上げて置きます、それから次に伺ひたいのは今年増収計畫をしておいでになる、それでどの位凡そ移出せられる御計畫でございますか、ちよつと私調べ書を見て分りにくかつたのでありますが、其の御決定はどうですか、今年内地へ送らるゝ米の一期作及今年の二期作等に付きまして、之はまあ實際米が出来て見なければならぬのでございませうが凡そ御決定は、どう云ふ風な御決定でございませうか。

○政府委員(森岡二期君) 昭和十六年作、即ち米穀年度と違つて居りますが、十五年度一期作及十六年の前期即ち本年の二期作、それを考へて見ますと云ふと、大體に於て差引輸出すべき見込高が五百二十五萬石、斯うなつて居ります、此の中には輸出するものが十萬石、それから此の數字はちよつと申上げ兼ねると思ひますが、特別用途の米がございませう、兎に角臺灣で生産致しましたもので、消費するもの及び持越するものを除きまして、島外へ出し得べきものが五百二十五萬石、斯う云ふことになつて居ります。

### 臺灣に於ける肥料問題

○松村義一君 處が之は無論御努力なさるであらうし、さう願はなければならぬのでありまするが、肥料はどうですか、随分肥料が足りない

内地に於きまして肥料が足りない、臺灣に於きましての肥料の配給などは能く付きますか、量は十分にあるでございませうかどうでありませうか、それを伺つて見たいのと、肥料に付きましては一昨日の御答に依つて、此の米に依つて相當總督府で儲かる、其の一部分は農家に對して肥料代に付て考慮すると云ふ御話でありましたが、其の肥料代と云ふ御話は、米作の肥料に對して補助をされると云ふ意味でございませうか、或は其の他の總ての作物に付ての肥料に補助すると云ふ御積りでありませうか、此のことを附加へて御尋ね申上げます。

○政府委員(森岡二期君) 肥料の入手を致しませうことは、今日の國內の肥料の需給關係から見まして誠に容易のものではない譯であります、臺灣と致しましては有らぬ方法を講じまして入手すべく努めて居る譯であります、尙内地の農林省と、殊に此の一期作等に付きましても交渉を致して居る譯であります、併しそのみに依存するだけではなくして、臺灣自體として爲し得べき方法として、統制外の物の中、出来るだけ滿洲の大豆粕、又は朝鮮の魚肥と云ふものを入手すべく力を致して居ります、一面自給肥料の増産を圖りまして、相當數量十五年度に於きまして、又十四年度即ち本年度に於きまして、相當それに對する増産をすることに致して居ります、大體約三割の増産と云ふことに致して居ります。

○松村義一君 自給肥料ですか。  
○政府委員(森岡二期君) 自給肥料……それは

ものもありませんし、手配中のものもありまして大體一期作に必要である大豆粕は、相當手配致して居りますことを御諒承願ひます、それから支那に輸出されます砂糖の値段が相當宜いと云ふことでもあります、それは其の通りと思ひます、何故ならば内地に於きましては、公定價格で定められて居る關係から致しまして、需給の點から見てさう値段は高くない譯であります、併しさう云ふ風な統制されて居らない支那に於きましての賣買價格は、相當のものと思ひます。

### 甘蔗減收の對策如何

○松村義一君 政府委員に對する質問は、時間的關係上之だけに致します、拓務大臣に御尋ね致します、それは先達て豫算總會の際に大臣が御答になりました一節に、昭和十五年、六年兩年度に於て各々五十萬甲の増産計畫をして居る之が爲に黄麻を植えて居ります土地五千甲、甘蔗其の他のものに付て七千甲、計一萬二千甲を米に向ける、それから尙砂糖黍です、砂糖黍を植えてある土地十五萬甲の内五萬甲は水田であるから、其の内一萬甲だけは十五年度からそれに向ける、さうして米の増産をする、斯う云ふ御答になつたやうに思ひます、私は速記録を見ませぬが、私の手ばかりでございませうが、多分間違ないと思ひます、處が最近新聞を見ますと云ふと、臺灣でも先程總務長官に御尋ねした一節に申上げたやうに、砂糖黍の收穫が非常に

内地に於きまして肥料が足りない、臺灣に於きましての肥料の配給などは能く付きますか、量は十分にあるでございませうかどうでありませうか、それを伺つて見たいのと、肥料に付きましては一昨日の御答に依つて、此の米に依つて相當總督府で儲かる、其の一部分は農家に對して肥料代に付て考慮すると云ふ御話でありましたが、其の肥料代と云ふ御話は、米作の肥料に對して補助をされると云ふ意味でございませうか、或は其の他の總ての作物に付ての肥料に補助すると云ふ御積りでありませうか、此のことを附加へて御尋ね申上げます。

豫想より減つて居る、處が砂糖の産出と云ふものは、内地でも北海道、或は沖繩等にもございませうが、それは頼りにならない、處が臺灣に於きましては寧ろ減收である、而も其の際に砂糖黍を作る土地から一萬甲歩も減すると云ふことは、砂糖業者としては堪へられないと思ひます、新聞に書いてある所に依りますと云ふと、田地から減される代りに山地に於きまして六千甲歩の畑が與へられると云ふけれども、山地の間作と云ふものは成績を擧げる譯に行かぬ、斯う云ふ譯であるから少し此の方針を變へて戴きたいさう云ふ譯で、總督府の殖産局の技師が上京して色々拓務省に對しても御相談申上げ、各省に對しても御相談申上げ、それが爲に各省でも相當研究をして居られるがどうなるか分らぬ、斯う云ふやうな新聞が出が居るのであります、其の問題は一體どうでございませうか、それから拓務大臣の此の間豫算總會で御話になりましたことは、全然動かぬことでありませうか、そこを唯念の爲に伺つて置く、斯う云ふ譯であります。

○國務大臣(小磯國昭君) 只今御質疑になりました所と、私の御答申上げました所に少し齟齬があるやうです、それから申上げます、黄麻の爲に與へられて居る所の耕地から五千甲、キャッサバ及甘蔗の爲に與へられて居る所の耕地面積から七千甲、一萬二千甲を米作の方に振向ける、と申しましたのは、之が十五年度でございませう、それから水田の方に植はつて居ります蔗作面積の中から一萬甲を引上げると申ししたのは、十六年度の計畫になつて居ります、砂糖も御承知の通り餘り減作に向はしめると云ふことは考慮を要すべき問題と私も考へます、矢張り急務と致しましては此の主食たる米産でありますので、各省とも能く所要の産糖高に付きまして色々協議致しました結果、大體以上申上げましたやうな計畫で進むと云ふ事と相成つて成ります、併し今後更に検討を加へまして如何なる風に數字が變るやうなことがあるかと云ふことに付ては、只今豫想をして居りませぬので、之を要するに大體先刻申上げました計畫を以て適進して行きたいと思つて居ります。

三割の自給肥料の増産は米のみに關するものであります、尙一昨日御答へ致しました肥料の補助は、之は有機質肥料の補助であります、之は全部米作に於て使用する肥料の補助であります、○松村義一君 肥料入手に付ては十分御努力遊ばされると云ふ御話であります、さう願ひたいと思ひますが、滿洲の大豆粕等に付きまして、有機肥料ですが、之はなか／＼非常にむづかしいことではないかと思ひます、向ふでも無いらしい、殊に無機肥料に付きましては、之がまあ即効的のものであつて、無機肥料はなか／＼むづかしいものではないかと思ひますが、來年、今の御決定を實行なされませうに付きましては、肥料入手に付ては非常に御努力を要すのぢやないか、斯う思ひます、一段の御努力を御願ひ申上げます、それからもう一つ御尋ねたいのは砂糖で、砂糖に付きましては随分今年減收と云ふ譯で、色々御心配になつて居るやうですが、支那に出す砂糖に付て、從來蔭政權が非常に關税を高めたと云ふやうな譯であるのに對して、臺灣から出るのは、それに付て非常な便利があるかと云ふやうな譯で、北の方へ大部分出て居るそれに付て非常に利益がある、或人の話に依ると素晴らしい利益があると云ふことを言つて居りますがどんなものでありますか。



のでありますが、大體は先達ての御話に依つて  
邁進を爲さると、斯う心得て宜しうございま  
るか。

○國務大臣(小磯國昭君) 数字を上げるのが  
間違つて居りましたら又甲上げ變へますが、  
黄麻が五千甲キヤツサバ及び甘藷が七千甲、合  
計一萬二千甲、それが十五年度で、蔗作を一萬  
甲引上げると云ふのが十六年度でございませ  
う。前の申上げ方が間違つて居りましたら、それ  
に依つて御訂正を願ひます、先刻も申上げまし  
た如く、既に計畫致しました所に基いて邁進し  
て参りたいと考へて居ります、只今松村委員の  
御話の中にもございませうが、米が主食である  
が故に、其の生産も減退しないやうにしたら宜  
からうと云ふ御話でございませう、それが故に  
現計畫は是非遂行して行くと、斯う云ふ御話な  
んでございませうが、實は御意見より更に強硬な  
る意見があるのでございませう、申上げ變へませ  
れば甘藷の生産と云ふやうなものは、珠江の河  
口、又は海南島に行つてやれ、さうして蔗作面  
積から約六萬甲を米作に引上げると云ふ説があ  
るのであります、私も米作の必要と云ふ見地か  
ら鑑みまして、其の叫ばるゝ意思には一應御贊  
同申上げるのであります、珠江の河口と云  
ひ、海南島と申し、現在未だ治安が十分でござ  
いませぬので、従つて蔗作をそれ等の方向に轉  
換すると云ふことは、今計畫としては直ちに實  
行し兼ねると思つて居ります、併し事情之を許  
すやうな事態になりましたならば、前申上げま  
したやうな従來の計畫を更に一歩進めまして、

るやうに希望する次第であります。

○主査(子爵岡部長景君) 他に御意見はござい  
ませぬか。

○主査(子爵岡部長景君) 全會一致と認めませ  
ぬか。

### 昭和十五年年度歳入歳 出總豫算追加案第二 號中拓務省所管のもの 小磯拓務大臣の説明

○國務大臣(小磯國昭君) 昭和十五年年度歳入歳  
出總豫算追加案第二號中拓務省所管のものに關  
しまして、概略の御説明を申し上げます、拓務省  
所管一般會計豫算追加額は八百十五萬二千餘圓  
と相成つて居ります、今其の内容に付きまして  
簡単に御説明申し上げます、先づ石炭増産對  
策に關する經費八百四十九萬九千餘圓であります  
之は後程各外地特別會計の御説明の節にも申上  
げますが、現下の時局に鑑みまして朝鮮、臺灣  
及樺太に於きまして石炭の増産を圖るの要緊  
切なるものがありますので、之が連絡調整の事

米産の確保を確實にして行きたいと云ふやうな  
考を有つて居る所から申上げますれば、情勢之  
を許すに従つて多少数字が動くやうな場合もあ  
るのぢやないかと云ふやうなことも考へて居る  
のであります。

○松村義一君 少し諄いやうであります、多  
少動くかも知れない、斯う云ふ御話であります  
が、多少と云ふ意味は極く僅かと、斯う云ふ風  
に心得て宜しうございませうか、大したことはな  
いのだと。

○國務大臣(小磯國昭君) それは今後の情勢如  
何に依つて其の多少と云ふことがどれ位になる  
かはちよつと申上げ兼ねます、更に再言致しま  
するならば甘藷を南支那の珠江、若しくは海南  
島方面に果してどれだけを持つて行き得るか  
と云ふことに依つて違つて来るのであります、  
斯かる豫想はちよつと出来ぬのであります、  
○松村義一君 大體拓務大臣の御考は米を殖し  
たい、斯う云ふことを考へて居ると云ふ御話で  
ございませうから、此の程度に致しますが、どう  
も之から多少、どうなるか分らぬと云ふことで  
其の邊が少し曖昧になりましたことは、私は遺  
憾に考へるのであります、併し私の希望とする  
所は此の時節に於きまして米の増産に付て十分  
に御力を御進め願ひたい、斯様に考へるのであ  
ります、時間が迫つて参りましたから私之で質  
問を終ります、尙先程から度々質問應答を重ね  
まして、十分徹底せざる所はあると思ひます、

務處理に必要な經費五千餘圓、及各地特別  
會計に於きまして石炭増産對策に關する經費の  
財源の一部に充てまする爲に、必要な特別會  
計經費補充金八百四十四萬四千餘圓とありま  
す、尙此の外に政府職員共済組合制度の創設に  
伴ひまして之に要する經費二千餘圓がありまし  
て、前に申述べました通り合計八百十五萬二千  
餘圓と相成つて居るのであります、次に拓務省  
所管一般會計に於きまして豫算外國庫の負擔と  
なるべき契約に關する件に付きましては滿洲拓  
殖公社債元利保證がございませう、滿洲拓殖公  
社の社債元利保證に關しましては、第七十四帝  
國議會の御協賛を戴いたのであります、同社  
の事業進展に伴ひまして社債増募の必要があり  
ますので、更に元利保證の限度を擴張し、且之  
が保證に關しまして更に契約を結ぶ必要とす  
る次第でございませう、以上を持ちまして簡單な  
ら一般會計の分の御説明を終りたいと存じま  
す、次に拓務省所管各特別會計追加豫算に關し  
まして概略の説明を申し上げます、拓務省所管各  
外地特別會計の歳入歳入追加豫算額は、朝鮮總  
督府特別會計歳入歳出共一千八百九十七萬二千  
餘圓、臺灣總督府特別會計歳入歳出共八百九十  
二萬七千餘圓、臺灣米穀移出管理特別會計歳出  
四千餘圓、樺太廳特別會計歳入九百七萬六千餘  
圓、歳出九百三十二萬五千餘圓、南洋廳特別會  
計歳入歳出共十五萬六千餘圓と相成つて居りま  
す、今其の重要事項に付きまして簡単に御説明  
申上げますれば、朝鮮總督府特別會計に於きま  
しては、先づ石炭増産獎勵に要する經費とし

が、時間の關係上之で止めます、併し尙能く私  
は質問應答の結果を討究致しまして場合に依り  
ましたら總括的に豫算總會で更に御尋をする機  
會があるかと思ひます、それだけのことを申  
上げて置きました私の質問を終ります。

○主査(子爵岡部長景君) では之で大體御質問  
も終了したやうに考へられますが宜しうござい  
ませうか。

○主査(子爵岡部長景君) 質問を打ち切りました  
之より直ちに討論に入りたいと思ひます。

○山川瑞夫君 全部一括しての議題ですか。  
○主査(子爵岡部長景君) 衆議院から送付され  
ました昭和十五年年度歳入歳出總豫算案、昭和十  
五年度各特別會計歳入歳出總豫算案、豫算外國  
庫の負擔となるべき契約に關する件、昭和十五  
年度各特別會計歳入歳出豫算追加、特第一號、  
外務省、司法省、拓務省三省所管の分を一括し  
て議題に供したいと思ひます。

○山川瑞夫君 私は只今議題になりました全部  
に付きまして可決の意見を申上げたいと思ひま  
す、此の未會有の時局に於きまして、我々は官  
民一致飽く迄も此の大業を遂行し、貫徹するこ  
とを期せなければならぬと云ふ確乎たる決意を  
持つて居りますので、私は此の意味に於きまし  
て此の豫算案全部を其の儘可決すると云ふこと  
に致したいと考へて居ります、唯豫算を實行す  
るに當りましては、申す迄もないことでありま  
するけれども、政府に於かれましたも、節約其  
の他運用に付きまして十分遺憾なきを期せられ

して四百五十五萬一千餘圓の計上がございませ  
う、之は各種産業の動力源たる石炭の供給確保を圖  
りますことが現下喫緊の要務であります、朝  
鮮に於きましては、今後豫定通りの數量の炭を困  
難ならしむる程度迄緊迫致して居りますので、増  
産並に採算上不利なる炭坑からの出炭量に應  
じ、増産獎勵金並に生産補助金を交付すると共  
に、坑道掘進延長に應じ新坑開發助成金を交付  
せむとするに要する經費であります、尙此の經  
費の財源は、其の一部分を一般會計よりの補充  
金に仰ぐこと、致して居ります、次に重要肥料  
供給確保助成金と致しまして二百六十一萬三千  
餘圓を豫定致して居ります、之は既に御審議を  
願ひました昭和十四年度追加豫算第二號中に  
計上致しましたもの、續きでございませう、尙以  
上の外に、滿洲洲鐵道株式會社に經營委託中の  
北鮮鐵道の委託解除に關する經費一千二十三萬  
五千餘圓、自動車交通事業助成に要する經費三  
萬四千餘圓、政府職員共済組合制度創設に伴ふ  
經費五十三萬八千餘圓、臨時船舶管理、青少年  
雇傭規則等、時局對策施設に要する經費十二萬  
四千餘圓、産金獎勵に關する經費二十一萬餘圓  
火災復舊等に要する經費五十萬九千餘圓、恩赦  
執行に關する經費四萬四千餘圓等の計上でござ  
いませう、臺灣總督府特別會計に於きましては、  
先づ産金獎勵及管理費としまして五百五十萬三  
千餘圓を計上致して居ります、其の主なる内容  
は、現在鑛床調査中のタツキリ溪上流ドヨン、  
霧社奥地及大濁水溪上流の三段丘地域の礫層に



付きました探検試掘を行ひますに要する經費現在未調査の河川に付きました砂金鑛床の調査を行ひますに要する經費、ドロン段丘及露社奥地の砂金開發に必要な産金道路の開鑿に要する經費、島内金鑛山に於きます探検補助、選鑛製煉場建設補助、砂金採取並に試鑛補助、鑛業現業員養成所補助、金密輸出取締に要する經費等であり、尙此の經費の中五百七萬一千餘圓は、其の財源として金資金特別會計よりの受入金で充當すること、致して居ります、次に石炭増産獎勵に關しましては、大體朝鮮と同様の趣旨を以ちまして、増産獎勵金、生産補助金及新坑開發助成金としまして總計百七十二萬三千餘圓を豫定致しました、尙此の經費の財源の一部は一般會計よりの充金を以て之に充當する豫定であります、重要肥料供給補助助成に要する經費として百二十四萬八千餘圓の計上がございます、尙外に自動車交通事業法改正に伴ふ經費二萬三千餘圓、政府職員共濟組合制度創設に伴ふ經費二十一萬一千餘圓、國債取扱諸費五萬三千餘圓、燐寸供給確保助成に要する經費十三萬四千餘圓、青少年雇傭規則に要する經費二萬一千餘圓、恩赦執行に要する經費七千餘圓の計上がございます、尙臺灣米穀移出管理特別會計に於きます炭出四千餘圓の内容は政府職員共濟組合給與金等でありまして其の財源としては本年度豫算に於ける歳入超過額を以て之を支辨する計畫であります、次に樺太廳特別會計に於きますは先づ石炭増産獎勵に要する經費として、五百七十八萬七千餘

圓を計上致して居ります、其の内容は朝鮮及臺灣に於きますと同様に増産獎勵金、買取價格補償金及新坑開發助成金を交付するに要する經費であり、其の一部分は一般會計よりの補助金を以て之を支辨すること、致して居ります、尙以上の外、政府職員共濟組合制度實施に要する經費三萬八千餘圓、國債事務取扱に關する經費七千餘圓、諸拂戻金増額に要する經費三百四十七萬七千餘圓、燐寸供給確保助成に要する經費四千餘圓及青少年雇傭規則に要する經費九千餘圓等の計上がございます、次に南洋廳特別會計に於きますは、曩に官幣大社に列格仰出されまして、本年鎮座祭を舉行すること、相成つて居ります南洋神社に關しまして、所要經費十萬八千餘圓を計上致しました外、政府職員共濟組合制度實施に要する經費一萬二千餘圓、重要肥料及燐寸供給確保助成に要する經費五千餘圓、外國爲替管理令施行に要する經費一萬五千餘圓、ロタ島災害復舊に要する經費一萬圓等を計上致しました、最後に豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件に付しましては、朝鮮總督府特別會計に於きますは、鮮滿拓殖株式會社社債元利保證及昭和十四年中南洋地方に於て蒙りました旱害に關し、道に於て施行する砂防事業費に對し補助を爲す必要があり、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳に於きますは、石炭増産施設獎勵費の支拂に付て豫め契約を爲す必要があり、以上を以て、尙御協議の上御協賛あらむことを望みます。

### 石炭増産對策を問ふ

#### 子爵裏松友光君の質問

○子爵裏松友光君 石炭増産對策に關する經費として、拓務省にも相當の額が計上してあり、又朝鮮、臺灣、樺太にも巨額な經費が計上してございますが、元來内地に於ける石炭だけは、到底將來日本の需要に應ずることは出来ないと云ふことになり、どうしても外地又滿洲、北支と云ふ方面から石炭を購入しなければならぬと云ふことは、是は當然のことでございますが、就きましては、拓務大臣は石炭増産對策に付てどう云ふ風な御抱負御經驗を御持てございませうか、大體に付て一つ御話を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小磯國昭君) 御承知の通り、拓務省の管轄下に於て石炭の産しますのは朝鮮、臺灣、樺太でございますが、朝鮮は相當量を埋藏して居りますけれども、其の大部分は無煙炭でございます、有煙炭は極く僅か、矢張り内地其の外から購入をせねば、朝鮮を自己體に於ける工業の進展にも寄與し得ないと云ふ状態でございます、尤も内地に於ける無煙炭の需要も相當ございますので、之を今後所要數を内地に移入致しますと共に、其の需要方面たる製鐵、それからセメント業、之には一部分でございますが、大分煉炭用即ち豆炭用に供給することになつて居ります、今後も矢張りそれを

繼續して行きたいと思つて居ります、それが爲に無煙炭に對する増産も相當數量見込んで居るのでございます、次は臺灣でございます、臺灣は出炭量は餘り多くございませぬ、島内需要を滿します外若干の餘裕がございます、さうして臺灣に於ける炭層は概して淺うございませぬ、人力並に資材を要しますに比して出炭量は割合に少うございませぬ、矢張り對岸支那方面に對する需要は勿論、其の外合計致しまして現在としては約四五十萬トンを輸出して居りますが、之も更に出來得る限りの増産を行ひまして、石炭の需要に寄與したいと思つて居ります、以上を以て樺太に、御承知の如く非常な石炭の埋藏量がございます、島内需要は今日二百萬トン内外でございます、從つて其の外の出炭量は總て移出、就中内地に向つてする移出に仕向けられて居ります、現在稼業して居ります炭礦は勿論、權利だけ保留せられて死蔵せられて居る炭礦もございませぬ、之を速かに開發稼業せしめ、尙相當廣い地域が封鎖炭田として保留せられてございませぬ、之も最も迅速に出炭せしめ得る方法を講じて、國家重要な時機に於ける需要に寄與したいと云ふ考で、特に此の樺太からは相當多額の出炭量を出し得るやうに實現せしめる、以上、朝鮮、臺灣の出炭と相俟ちまして各現地に於ける需要を十分に滿します外、内地に於ける需要に對し、全幅の寄與を致したいと云ふ考を持つて居ります。

### 樺太炭の輸送對策如何

○子爵裏松友光君 樺太に於きますは、今回五百七十八萬七千餘圓の追加豫算を計上してありますが、只今大臣の述べられた通り、封鎖炭田を今回開くと云ふやうなことも非常に結構なことと思ひますが、既に御承知の通り日本發送會社に於きますは、其の他近時に於ける非常な石炭餓饉の場合に於て、樺太からの石炭が餘りこつちに輸送されてなかつたと云ふやうな事實も考へられまして、其の輸送の爲の船舶其の他の設備はどうであるか、又果して樺太からの出炭地、又積出される所の設備其の他は十分でありませうか、其の點に付て……

○國務大臣(小磯國昭君) 御質問に御尤もでございます、樺太に於きますは内地に向つてします石炭の移出は、大體に於て毎年四月から十月頃迄でございます、此の間に豫定出炭量の約九割を移出致します、後の一割は冬の間に送らねばならぬのでございませぬ、大體十一月、十二月、それから三月と云ふやうな時期に分けて移出しつゝあるものであります、港の施設が御説の如く十分でございます、從ひまして今後港灣の改良と云ふやうなことに依りまして、冬季に於ても大なる支障なく移出し得るやうに改善して参りたいと考へて居ります。

### タツキリの砂金問題

○子爵裏松友光君 臺灣に於ける産金獎勵及管理費として五百五十萬三千餘圓を計上されて居りますが、只今大臣よりちよつと御説明のありましたのに、タツキリ露社邊邊砂金其の他が發見されたことと云ふことを御話を伺ひましたが、大體其の邊の事情を、大臣でも或は他の御方からでも宜しうございませぬ、細かに御話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(森岡二朗君) 臺灣に於ける砂金の關係であります、只今豫算に計上されて居ります中、約二百八十萬圓は、最近發見致しました高位段丘の砂礫層の砂金採取に要する費用であります、御承知の通り昨年十月タツキリ溪の上流に於きます、約七百メートルの高位段丘の砂礫に於て砂金のあることを發見致しました、爾來同じ様式の同じやうな高位段丘を五つの河川に付しまして調べました結果、東部に於て四つ、西部に於て一つの河川の上流に、それぞれタツキリ溪の上流にある段丘と同じ砂金を含むで居ります砂礫層のあることを發見した譯であります、是は昭和十二年鑛床調査の費用を供せられまして、爾來今日迄鑛床調査を致して居るのであります、其の結果昨年十二月に至つて發見されたのであります、從來から臺灣に於ける砂金は、多く、海岸若しくは河川にあるものであります、此の山の上に高位段丘の砂礫層があると云ふことの發見されましたことが、一つの大發見でありまして、世界的に申しましても、斯う云ふ様式のもの比較的珍しいと云ふ話であります、此の高位段丘は、



技師の話に依りますれば、嘗て河底でありましたものが、水が干いて残つた砂礫層に含まれて居るのであると云ふことであり、今日に於きましては十二月迄に調べた河川が五つあるのではありませんが、其の後三月迄に十三の砂金の出まする河川の上流を調べる豫定で進んで居ります、十五年度に於きましては、二十一の砂金のある河川の上流を調べることに致して居りますが、臺灣内に於きまして、全部の三十九の河川にそれ／＼砂金がありますので、その上流に高位段丘砂礫層があれば、相當埋藏されて居るのではないかと云ふことで進んで居る譯であります、最初発見されましたのがタツキリ溪の上流であります、大濁水溪、大南澳溪、木瓜溪が東部であります、濁水溪が西部であります、其の後臺南州方面の河川の上流にも、同様の様式のものがあると云ふことの報告を受けたのであります、將來全部の河川の調査を致しました上に於きまして、其の上流にどれ位のものがあるかと云ふことの見當は付くと思つて居ります、只今御協賛を仰ぎます爲に御審議を願つて居ります費用は、先程大臣の御説明にもございまして通り大濁水の上流及タツキリの上流濁水溪の上流の三箇所を來年度に於きまして、本格的な試掘探鑛を致したいのであります、他に二十一河川の極く簡単な調査と云ふやうな費用を要求して居る譯であります、先、申上げました三つの高位段丘の本格的な試掘探鑛に依りまして、其の埋藏量をはつきりすることに依りまして、今後の經營を如何にするかと云ふこ

### 金の密輸出に就て

とを決定致したいと存じて居ります、大要を申し上げます。

○公費一條實孝演 金のことでちよつと伺ひたいんですが、先程大臣の御説明の中に、金が密輸出されると云ふことに付ての取締の経費と云ふ御話がありました、どんな徑路で出るのでしょうか。

○政府委員(森岡二朗君) 金の密輸出の状況であります、昭和十二年度に於きましては検査致しましたものが約百萬圓位であります、十三年度に於きましては、殆ど密輸出がなかつたやうな状態であり、十四年度に於きましては二十萬圓内外のものを検査致して居ります、是等のものは多くは上海方面に輸出されるのであります、併し御承知の通り一つの小さい島でありますので、比較的其の取締は簡単に出来る譯であります、なかく一面密輸出致しする者はそれ／＼巧妙なる方法でやつて居ります爲に、之を防止するに當つては、官憲に於きましては非常に骨が折れて居ると存じて居る次第であります、其の方法に付きましては色々ありますやうで、例へば、液體にして樽詰にして出すとか、或は極く面白い一つの例であります、牛に餅を丸めて呑込まして、さうして對岸に持つて行つて居つた途中、此の牛が途中船の中で頓死して、其の牛を水葬にせんとした場合に、其の持主が非常に困つて餘り歎願した

ので、始めて牛の腹中に金を持つて居つたと云ふことを發見したこともござい、なかく取締りする者よりも、取締られる密輸出する者の方が巧妙な方法を案出する譯であります、其の係の者は餘程苦心をして居りますが、併し先に申上げました通り、大陸続きでない關係上其の點は比較的簡単に出来るかと存じて居ります。

### 朝鮮に於ける産金状況

#### 出淵勝治君の質問

○出淵勝次君 私は朝鮮に於ける産金の状況に付て御尋ね致したいと思ひます、之は大臣でも又朝鮮總督府の政府委員でも結構であります、多少数字にも亘る點もありませんが、御承知の通り数字を言ふことは、之は差止められて居りますから、一つ速記を中止して載きたいと思ひます。

○副主査(松村義一君) 速記中止。

○副主査(松村義一君) 之より速記を始めます御質問はございませぬか。

### 滿洲の通貨問題と金

#### 中山太一君の質疑

○中山太一君 只今金の問題が出ましたから、それに關聯したことを第一に御尋ねしたい、金の密輸出の多くある原因が金の價格の内地に於ける、採掘其他作業に關係のある者に共同責任を負はして、僅かなものをごまかしても大きな金額になるのでありますから、それ等の労働者の共同責任に依つて、其の關係事業に従事して居る労働者から一人でもさう云ふ不正な者が出ない時には、全部の者に對して賞金を與へると云ふやうな風で、相互に取締り宜い意味に於て取締方法を講ぜられると云ふことが出来れば、皆が共同して目を張つて呉れる、一部の監視されることでなくして、其の労働者全部が相互に監督する、悪い者が出た時には、自分達は其の賞金が貰へないと云ふことになるので、一箇月の間にさう云ふ不正な者が出なかつたらば獎勵してやる、一箇月、一箇月で其の實績を見て、之は善良だ、一つもさう云ふ者はないと云ふ風にしてやつて戴ければ、全部の労働者が當局の御方針に従つて、金密輸出、又金を増産の時にごまかすと云ふことを防ぎ、それが大きな力になるやうに思はれます、或時にはさう云ふ共同の取締をした結果、非常に成績が擧つて一人も不正なごまかしをしない實績の私は經驗を持つて居るので、之は其の方面に應用されてはどうかと考へます、先づ金の問題で斯う云ふことをちよつと伺ひます。

○國務大臣(小磯國昭君) 私は其の間の消息に付て詳細を承知して居りませぬが、御述になりましたやうな色々の事情が恐らく原因になつて居るのぢやないかと、私個人としては考へて居ります。

○中山太一君 金の問題に付きましては、それで打切らせて戴きまして、別の問題で一二御尋ねを致したい。

○副主査(松村義一君) ちよつと御待ち下さいませぬか、ちよつと速記を止めて……

○副主査(松村義一君) 速記を始めます

て低いと云ふことも原因でありませうが、それ以外に支那の通貨關係、又圓價の暴落其の他が原因して居る點もありはせぬかと思ひますが……さう云ふ關係から金が暴騰して居るやうな譯になつて、密輸出が一層盛でありはしないか、さうすれば此の密輸出を防ぐ爲に、支那に於ける通貨の方面にも相當に留意し對策を講ぜらるゝことが、金の増産と同様な効果があること、考へられますから、之に對して矢張り御當局の特に御注意、御考慮を拂はねばならぬ點があるものと考へられますが、御意見は如何でありますか、又滿洲に於ては通貨の價值が支那の如く暴落して居らないのに拘らず、非常に高價に金が買入れられると云ふのは、どう云ふ採算、どう云ふ意味で、それがありますか、其の原因が我々門外漢には分らないのであります、矢張り此の原因を探究して戴いて、之を防止する對策が、密輸出をする其の現行犯を検擧する以外に又之も必要な仕事であると思はれます、之に對する御考を承りたい、又金の増産の獎勵は色々講じてありませうが、金の價格が相當に安いとすれば、一定額以上出たものに對する増産は今のやうな複雑な獎勵でなく、もう少し簡單でさうして有利な獎勵法が行はれたならば、更に更に増産の實績が擧りはしないかと考へられますが、之に付て國內の通貨、紙幣を以て支拂ふのであるから、一つも國として大きな損は行かないと思はれますが、特に御名案が立てられはしないか、何か御考究になつて居るかどうか、又密輸出を防ぐ爲に、此の金の方面に關係のあ



## 外地資源を開発せよ

○中山太一君 それでは拓務大臣に御伺ひ致します、只今國際通商情勢は餘り好ましい状態ではないのでありますが、殊に歐洲の戰爭勃發と共に外國資源の輸入は十分でないものでありますから、之に代るべき資源の開発に一段の力を入れねばならぬ時に當りまして、此の國內に於て之に備へることは申す迄もありませんが、外に於て一段と此の方面に御留意願ひ、各般の産業資源の開発振興に御配慮願つて居ることとは固より承知して居りますけれども、今一段と積極的に御計畫して戴く要が、此の時此の際程緊要なものはないやうに思はれますが拓務大臣として平時と違つた思切つたる一つ御計畫を御立て願つて、近い將來には多くの外國資源はなくとも構はないと云ふ迄に、此の困難なる場合を、禍を轉じて幸と爲すべく平素の御經綸を一つ實現して戴きたい、それで之に對する今迄の通りでなく積極的な御計畫が御立て願はれないか、御研究を願ひます、それから序に臺灣の石油は現在どの程度に進んで居りませうか又之は將來見込が少しでもあるものであれば、少々犠牲を拂つても其の事業の助成を徹底的にして戴きたいと存じます、之に對する御意見を承りたいと思ふのであります。

○國務大臣(小磯國昭君) 外地資源の開発に關しましては只今御意見もございましたが、承ります迄もなく御趣旨に副ふやうに努力致したいと存じます、第二の臺灣に於ける石油問題で

ございますが、概略のことを由上げまして必要がございますなら政府委員より答辯をすることに致します、臺灣に於きましては明治四十二年から石油試掘補助金を交付致しまして、現在に至る迄二百ばかりの井戸の掘鑿を行ひまして相當の實績を擧げて居ります、特に昭和九年度から從來の十萬圓乃至五萬圓程度の補助金を、年額三十萬圓に増額致しまして、特に油層の關係上深掘を要するものがございまして、三千メートルの鑿井に對しましては其の經費の半額を補助すると云ふこととして参りました、それでも併しまだ補助十分でないかと考へましたので昭和十三年度からは深度千五百メートルの淺掘のものに對しまして、其の經費の半額を補助すると云ふことに致して参りました、特に最近國際情勢の逼迫に伴ひまして、石油の國內供給と云ふことは最も望まじき喫緊の要務でございまして、總督府に於きましては生産力擴充計畫に基きまして、十四年度は更に二十六本に對し資材、勞力、資金等を優先的に配給致しまして、極力之が増産を促進して相當の成績を擧げつゝあります。

○中山太一君 有難うございました、深掘と淺い井戸の補助が違つて居つたが、今は同一に半額の補助のやうであります、之は此の際非常に大事でありますから、深掘等は今少し半額のものをも更に三分の二になつても此の開発を促進すると云ふことは極めて緊要な問題のやうに考へられますが、御考慮、御研究を仰いで置きたいと存じます、之に對する御意見を承りまして

方は總て農業を主體と致しました産業地帯でございまして、然る處臺灣も亦農業を主體として居りますので、將來輸出を振興致しまする爲には、どうして此の農業臺灣と云ふものを發展向上せしめて行きますか、謂はゞ工業化とでも申しますか、臺灣の工業化が必要であると云ふやうな趣旨で、現に總督以下現地の者も努力しつゝあるやうな譯であります、南洋又と大同小異の考を持つて進んで居るやうな譯であります、どうぞ左様御了承を願ひます。

○副主査(松村義一君) 其の外御質問ございませぬか……御質問はないと認めて宜しうございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副主査(松村義一君) それでは御質問ないかと認めまして討論に移ります……御意見がございませぬければ、直ちに採決致して宜しうございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副主査(松村義一君) それでは採決を致します、議題になつて居ります中、拓務省關係の一般會計、特別會計、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、總てに亘つて原案通り御承認を願つたものと考へて宜しうございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

向の輸出と云ふものを特に奨励すると云ふことが非常に必要ぢやなからうかと思ふのであります、其の點に於ての御所見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小磯國昭君) 全く御説の通り、各外地に於きまして、内地に依存せず、其の獨自の立場に於て爲し得る限り、第三國向輸出振興と云ふことに努力致すやうに手配もし、實行もしつゝあります、實は此の問題に關しまして海上輸送機關の統一と云ふこと、相當相持格する所がございまして、朝鮮で持つて居ります朝鮮郵船の如きも、悉く一元的に内地輸送機關に統一すると云ふやうなこともございまして、矢張り其の點を進めて行きます上に、産業經濟は勿論、之に密接な關係を持つて居ります貿易問題をちよつと離すことが出来ませぬので、そこで御承知の如く朝鮮の如きは、朝鮮それ自體に於ける海上輸送機關と云ふものを持ちまして、第三國、就中支那向の輸出貿易と云ふことの助長振興に努力しつゝある譯であります臺灣、南洋又同様の考へは持つて居りますけれども、從來獨自の海上輸送機關と云ふもの、設定がございませぬので、従ひまして輸出貿易に従事致します輸送機關に關する限りは、之は内地の統一に全部委ねてございまして、併し御説のやうに、輸出貿易の振興を圖つて行かなければならぬと思ひます、之に關聯致しまして特に臺灣の如きは、御承知の通り第三國と申しましたも、専ら南支那及南洋諸島方面を貿易の相手方とせねばならぬのでございまして、之等の地

總ての質問を打切りたいと思ひます。

○國務大臣(小磯國昭君) 御意見の如く臺灣に於ける石油資源の開発に關しましては、更に努力を繼續致しますと共に、爲し得ましたならば樺太方面に於ける所の開発も更に一歩進め、尙出來得ましたら近き海外方面にも發展致したい考へて居ります。

## 外地の輸出振興に就て

### 子爵裏松友光君の質問

○子爵裏松友光君 拓務大臣に御伺ひ致しますのでございますが、外地から第三國向の輸出貿易に付て御尋ね致したいのであります、朝鮮は地理的關係と致しまして、圓プロツクの間際に於ける輸出入の貿易が相當程度あります、併し又朝鮮總督府と致しましては或は視察員、其の他さう云ふ風な人を相當香港、上海、シンガポール其の邊に向けられて、第三國向の輸出貿易を助長しようとして居ると云ふことは既に承知して居る次第であります、臺灣に於きましては往年より紅茶、其の他砂糖の如き第三國向の輸出貿易は相當出て居つたやうに承知して居ります、又南洋に於きましては、先達配付された南洋要覽に付て見ても、多少雜貨其の他は第三國向にあるやに承知致して居りますが、目下輸出貿易を非常に促進をしなければならぬ、輸出振興と云ふことを非常に我が國に於て強調して居る此の際に於きまして、外地から第三國

## 請願委員會

### 朝鮮同胞に傳來の 名字許與反對の件

#### 分科會の内容報告

○男爵明石元長君 只今議題となりました第十九號でございますが、是は内容が複雑して居りまして、實は分科に於きましては、二回に亘つて慎重審査を致したのであります、此處では成るべく簡単に申し上げます、先般朝鮮に於きまして民事令が改正されました、新たに氏の制度が創設されたのであります、此の制度とはどう云ふことかと申しますと、從來朝鮮に於きまして、支那風に男性の血統を示す姓のみがございまして、家の稱號である所の氏がなかつたのであります、金なら金と申しますものは、男系の血統を表示するだけで、内地の如く、家の觀念ではございませぬでした、其所で氏を創設したのであります、それに付て一定の制限の下に内地式、内地風の氏を付けても宜いと云ふ道を開いたのであります、然るに本件の請願者は次の三つの理由に依りまして、之に反對でありまして、今に於て朝鮮總督府をして善處せしめられたいと云ふのが願意であります、其の理由の第一は、日本在來の氏名と云ふものは、その



大部分は、建國時代より中世、近世に至る由緒正  
しい源流を有するものであつて、所謂皇胤的、  
神胤的貴族武士より分派せるものである、之を  
濫許することは眞實錯雜して苗字の源流を信ず  
るものがなくなり、引いては日本人は皆皇室か  
ら分派して來たと云ふ自覺、族長國家たる日本  
の國體證明の權威を喪失することになると云ふ  
のであります、第二の理由は、本來道徳的に見て  
苗字を其の一族以外の者が僭すべきではない、  
其の獨自性を相互に尊重することが國民道徳の  
基礎であつて、祖先、祭祀の祖先崇拜と云ふ見  
地よりも、此の習慣は保護されねばならぬもの  
であると云ふのであります、其の三は、朝鮮の統  
治上より見ても不可であると云ふのであつて、  
朝鮮同胞としても、氏制度に對する全面的な反  
對であります要點は、從來の姓に對して宗教的  
な信念を有して居り、之を今破壊し去るのは不  
道徳であるのみならず、朝鮮同胞の甚だ遺憾と  
して居る所であつて、之を強行するのは、一つ  
の壓制である、又之が爲に日本的苗字に轉じた  
る者と舊姓を固執する者との間に朝鮮同胞をし  
て二派に分れしめ統治上の困難を來たし、又更  
に日本名を名乗らたが者は、概して下層階級  
であつて、劣等な者のみが日本化し、優秀なる  
者が反日本化する結果を招來し、内地姓を名乗  
る者を輕視することゝなると共に、在來姓を氏  
とする者は同化されないと云ふことになる、次  
は何百萬の朝鮮同胞の家庭内に秘密と欺瞞とを  
發生せしめて無数の悲劇を生ぜしめ、大和民族  
にも非ず朝鮮族にも非ざる極めて不健全な思想

の所有者を作り出す、是等が主なる理由であり  
ます、之に對する當局の所見を申し上げますが、  
氏制度を創設致しました理由は、大體三つござ  
います、其の一つは、從來の朝鮮に於ける姓と  
云ふものは、元來支那流の風俗であつて、例へ  
ば金姓の者の所に朴姓の者が嫁に参りましたも  
何時迄も其の嫁は朴姓で金姓にはならない、詰  
り其處に我が國の如く家の觀念が徹底しない、  
段々内鮮一體の方針を實行して行く上に於て、  
さう云ふ社會制度の相違があることは面白くな  
い、是が第一であります、第二には親族制度上  
又は社會生活上の不便であります、即ち朝鮮に  
於きましては親族制の上に於きまして、同姓娶  
らず異姓養はずと云ふことがあります、是が説  
明は省きますが、兎角それが甚だ不自然である  
ので、其處に家庭上、社會上色々な紛争が起つ  
て來るのであります、それから殊に現在行はれ  
て居る姓は非常に数が少いのであつて、同じ金  
姓なら金姓と云ふものが非常に深山あるので、  
是が段々社會生活、經濟生活が複雑になつて行  
くに従つて不便不合理を生ずる、之が第二の理  
由であります、第三は殊に現在の時局に當つて  
朝鮮人の自覺が高まり、内地人式の氏名を唱へ  
たいと云ふ熱望が起り、又其の必要が生じて居  
る、之が第三の理由であります、従つて當局と  
しては本制度が朝鮮統治の上に裨益する處甚大  
であると云ふ信念を持つて居るから、本請願に  
對して反對であると云ふのであります、之に對  
して種々御質疑がございましたが省略致しまし  
て、概括的に申し上げます、内地在來の氏名に混

亂を生ぜしめると云ふ點に付きましては當局に  
於ても大いに考慮して、特定の氏名は之を避け  
しめるとか、又成るべく其のものゝ縁故ある朝  
鮮の地名を採つて氏となすやうに誘導して居る  
と云ふことでありました、又日本式の氏名を壓  
制的に強制して居ると云ふ點に付きましては、  
決してそんな意思はないのであつて、若し本人  
がそれを望まないならば、從來の姓を其の儘  
氏となすも差支ないものであつて、極めて精神的  
に皇民化の熱望を容れる意味であると云ふ證明  
がございました、最後にそれ等當局の言明を實  
際の衝に當る第一線の官吏に徹底せしめて、實  
際に於て遺憾のないやうにして貰ひたいと云ふ  
希冀的御質疑がございました、次いで討論に入  
りまして、分科會と致しましては、請願者の言  
ふことも尤もな點もあるが、之等に付ては當局  
に於て既に善處して居ると云ふ言明もあり、又  
現に總督府が行ひつゝある政策を阻止するやう  
な結果になることは、朝鮮統治上面白からざる  
影響を與へるのであります、更に大きな見地  
に立つて考へます時に、どうも本請願の主旨  
を容れることは出來ないと云ふ結論に相成りま  
した、従つて分科會に於きましては本請願の採  
決の結果不採擇と決した次第であります。

## 請願委員第四分科會

### 朝鮮同胞に傳來の 名字許與反對の件

#### 入江爲常子爵の説明

○子爵入江爲常君 簡単に此の請願の内容を御  
説明申し上げます、昨年十一月、朝鮮總督府は朝  
鮮人に新しく氏を設定すべく強制したと書いて  
あります、更に其の氏として日本傳來の名前を  
付けるやうにと云ふことを發表した、それで之  
は根本に於て以下述べますやうな色々な都合  
な點があるから、之を止めて戴きたいと云ふの  
が請願の趣旨でございます、其の理由として擧  
げるのを簡條別にして申し上げます、日本の姓  
氏と云ふものは、皇胤的の姓氏、それから神胤  
的の姓氏と云ふやうな工合になつて、大體武士  
とか、貴族とか云ふ中から分派したものであつ  
て、一族以外の人には輕々しく其の氏を名乗る  
ことを許さなかつたのであつて、太田亮と云ふ  
方の著書の「姓氏家系大辭典」と云ふものを調  
べて見ても、武士とか、豪族とか、公卿とか、  
さう云ふ風なものの中から發して居る、詰り結  
局皇胤的、神胤的のものが九割であつて、普通  
の庶民から來て居る名前は一割位で、此の一割

の中に外來の新羅、百濟とか云ふ所から來た人  
の姓も此の中に入つて居る、斯う云ふ風な譯で  
大體日本の姓氏と云ふものは相當な由緒のある  
ものだから、それを同様に朝鮮人に許すと云ふ  
ことになる、名字、家名と云ふものを尊崇す  
ると云ふやうな考と背馳して名字を輕蔑するや  
うな思想の因となる、又同じやうな名字が澤山  
ありますと、それが由緒正しい人の名字である  
か、朝鮮人から來た名字であるかと云ふことが  
ずつと先になると分らなくなりはいかないかと云  
ふこと、それから名字に依つて日本人と云ふも  
のは皆皇胤、神胤であると云ふ建前から言ひま  
すと、國體的に相當尊敬さるべきものであるけ  
れども、さう云ふものが無くなつてしまふと、  
皆皇室から分派して來たと云ふ、國體的の證明  
の權威が無くなるやうになる、それから其の他  
に尙例へば自分の名字と云ふものに對して、そ  
れん／＼相當の自負心と言ひますか、さう云ふも  
のを持つて居つて、のみならず自分の家の祀は  
自分の家でやると云ふやうに、祖先崇拜と云ふ  
方の側から見ましても、どうも朝鮮人にそれと  
同じことをやられたのでは、さう云ふやうなこ  
とに多少差障りがありはしないか、之はまあ日  
本人の立場でございますけれども、それから朝  
鮮人の方の頭から考へますと、朝鮮人は自分の

金とか朴とか云ふ名前に對して殆ど宗教的の信  
仰と言つても宜い位な氣持を持つて居るのに、  
それを勝手に日本の名前に置き換へて、金とか  
朴とか云ふのが恰も一種の通稱の如くなつてし  
まふのを、非常に遺憾に思つて居る人が多い、  
それから又朝鮮人の中で或者は日本的に改稱し  
他のものは元の儘朝鮮の名前を名乗つて居るこ  
とになると、其の間に日本的の朝鮮人と、朝鮮  
的の朝鮮人の二つの分派が出來て、將來統治上  
困りはしないか、それで又朝鮮の貴族とか富豪  
とか上流階級の人は、朝鮮名を多く名乗つて居  
つて、日本姓に改めたのは、割合に下層と申し  
ますか、低い身分の人がやつて居るのであつて  
日本名を付けた者は皆賤しい人であると云ふ風  
な氣持が將來生ずることもあるだらうと思ふ、  
之は以上の觀點から見ても是非止めて貰ひた  
い、朝鮮總督府では姓を強制する譯ぢやないと  
云ふことを言つて居るけれども、それは罷辯で  
あると言つて挑まれて居る人もあるやうな工合  
で、今此處で斯う云ふものを決めてしまふと、  
將來非常な悔を貽しはしないかと思ふから、今  
からでも遅くはないから、何とかそれを取止め  
て戴く、以上述べたやうなことで取止めて戴き  
たいと云ふのが請願の趣意のやうに考へます。

### 内地式氏設定の趣旨

#### 加藤、大野政府委員の答辯

○政府委員(男爵加藤成之君) 一應私より政府